

平成29年第1回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成29年3月1日 開会

）

平成29年3月22日 閉会

吉田町議会

平成29年第1回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	15
○議会ICT推進特別委員会委員長報告	20
○議案第2号～議案第35号の一括上程、説明	23
○散会の宣告	69

第 2 号 (3月2日)

○開議の宣告	70
○議事日程の報告	70
○議案第16号の詳細説明	70
○散会の宣告	111

第 3 号 (3月6日)

○開議の宣告	112
○議事日程の報告	112
○議案第11号の質疑、討論、採決	112
○議案第24号の質疑、討論、採決	123
○散会の宣告	123

第 4 号 (3月9日)

○開議の宣告	124
○議事日程の報告	124
○議案第16号の質疑	124
○散会の宣告	186

第 5 号 (3月13日)

○開議の宣告	187
○議事日程の報告	187
○議案第12号の質疑	187

○議案第13号の質疑	187
○議案第14号の質疑	188
○議案第17号の質疑	188
○議案第18号の質疑	188
○議案第19号の質疑	189
○議案第20号の質疑	189
○議案第15号の質疑	191
○議案第21号の質疑	191
○議案第22号の質疑	192
○散会の宣告	195

第 6 号 (3月14日)

○開議の宣告	196
○議事日程の報告	196
○一般質問	196
遠藤孝子	196
大石巖	209
山内均	220
藤田和寿	232
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	244
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	245
○散会の宣告	246

第 7 号 (3月22日)

○開議の宣告	247
○議事日程の報告	247
○委員会活動報告、質疑	247
○議案第12号の討論、採決	250
○議案第13号の討論、採決	251
○議案第14号の討論、採決	251
○議案第15号の討論、採決	251
○議案第16号の討論、採決	252
○議案第17号の討論、採決	253
○議案第18号の討論、採決	253
○議案第19号の討論、採決	253
○議案第20号の討論、採決	253

○議案第21号の討論、採決	254
○議案第22号の討論、採決	254
○議案第2号の質疑、討論、採決	254
○議案第3号の質疑、討論、採決	257
○議案第4号の質疑、討論、採決	262
○議案第5号の質疑、討論、採決	263
○議案第6号の質疑、討論、採決	264
○議案第7号の質疑、討論、採決	264
○議案第8号の質疑、討論、採決	265
○議案第9号の質疑、討論、採決	266
○議案第10号の質疑、討論、採決	273
○議案第23号の質疑、討論、採決	274
○議案第25号の質疑、討論、採決	275
○議案第26号の質疑、討論、採決	284
○議案第27号の質疑、討論、採決	284
○議案第28号の質疑、討論、採決	285
○議案第29号の質疑、討論、採決	285
○議案第30号の質疑、討論、採決	286
○議案第31号の質疑、討論、採決	286
○議案第32号の質疑、討論、採決	287
○議案第33号の質疑、討論、採決	287
○議案第34号の質疑、討論、採決	288
○議案第35号の質疑、討論、採決	288
○議会閉会中の継続調査について	289
○町長挨拶	289
○議長挨拶	290
○閉会の宣告	290

開会 午前 9時00分

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成29年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様、こんにちは。

ことしの商工会との新春恒例会の席で、私は、2017年はこの町が大きく変わる姿をはっきりと形を整えて、町民の皆様にお示しすることができると思いますと、お話し申し上げました。その一端は、皆さんの前にございます予算書の中にはっきりと記されております。本当にこの町が2017年のところはどんなふうになるのか、またいつの日にか、議員の皆様にもお話ししたいと思いますけれども、もちろん、既に課長以下の皆様には私が何を考えているか、2030年に向けての方向、その一端を掲げております。2017年のところは、本当にこの先に大きく変わるこの町の姿というものが示されています。ぜひとも議員の皆様におかれましても、2030年という年がどのような年であるのか、データ等を思い浮かべて考えていただければおわかりになると思います。2017年は、吉田町をその年に向けて大きく第一歩を踏み出す年であると考えております。議員の皆様とぜひともこの町のあすの姿をいまだ見ぬ法人の皆様のこととも思い浮かべながら形づくってまいりたいと思いますので、ぜひともよろしくお願ひ申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（大塚邦子君） ただいまから平成29年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚邦子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、9番、藤田和寿君、10番、八木栄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大塚邦子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日3月1日から3月22日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日3月1日から3月22日までの22日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（大塚邦子君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、委員長の辞任及び正副委員長の選任について報告します。

閉会中に議会広報特別委員会委員長、大石 巖君から、同委員会副委員長に委員長の辞任願が提出され、委員会条例第10条第1項の規定により、委員会において許可されました。

また、同委員会の新しい委員長として、2番、三輪美由紀君が選任され、副委員長の新委員長就任に伴い、副委員長に1番、山口一博君が選任されました。

次に、委員の辞任及び選任について報告します。

閉会中に、11番、河原崎昇司君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されましたので、委員会条例第10条第2項の規定により許可しました。

また、この辞任による補欠委員として、委員会条例第5条第4項ただし書きの規定により、同委員会委員に12番、大石 巖君を選任し、通知しました。

次に、監査委員から例月出納検査並びに定期監査の結果報告について、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、議員派遣結果について、議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、会議への出席に関する報告を行います。

1月27日金曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会第2回政策研修会が静岡市で開催され、2部構成の講演が行われました。

第1部では、慶應義塾大学総合政策学部専任講師、公益財団法人日本体操協会男子強化部

長、水鳥寿思氏による「オリンピックへの道～最高のパフォーマンスを発揮する組織づくり～」と題した講演、また第2部では、一般財団法人日本総合研究所所長、松岡 斉氏及び研究員、鶴見幸城氏による「県民幸福度研究～幸福度ランキングの見方・考え方～」と出した講演がありました。

2月15日水曜日、静岡県町村議会議長会総会・議長会議及び小山町現地調査が小山町で開催されました。

午前に行われた総会・議長会議では、平成29年度静岡県町村議会議長会事業計画並びに一般会計歳入歳出予算について審議が行われ、原案のとおり可決されました。

また、午後には、大規模災害に対する自衛隊の対応及び我が国の安全保障環境について、陸上自衛隊富士学校の現地調査を行いました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

最後に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほど、お願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成29年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けての施政方針並びに各種事業の運営方針等について申し上げます。

さて、厚生労働省が昨年12月に発表した人口動態統計の年間推計によりますと、2016年に日本国内で生まれた日本人の子供は過去最少の98万1,000人で、統計を始めた1899年以降、初めて100万人を割り込む見通しとなりました。

その一方で、死亡数は129万6,000人と、戦後最多で、死亡数が出生数を上回る自然減は、過去最多の31万5,000人となり、人口減少に歯どめがかからない現状が改めて浮き彫りになりました。

このことにつきまして厚生労働省は、「主な出産世代とされる20代から30代の女性の人口減が大きな要因であり、人口構造が変わらない限り、出生数の減少傾向は続く」と分析しております。また、厚生労働大臣は、昨年12月22日の記者会見の中で、「出生数の動向は厳しい状況が続いている。働き方改革を進め、子育て支援などにさらに力を入れていく」と述べました。

全国的に、少子・高齢化が進行している状況の中、当町では、人口減少を食いとめ、地域社会の衰退に歯どめをかけるため、「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」を将来都市像に掲げた「第5次吉田町総合計画」を新たな町づくりの指針として、本年度からさまざまな施策に取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、誰もが安心できる新たな安全を構築するため、当町が平成23年度から取り組んでおります「津波防災まちづくり」を継続するとともに、安心・安全とにぎわいづくりを一体的に進める「シーガーデンシティ構想」の実現に向けた取り組みにも着手いたしました。

とりわけ「津波防災まちづくり」の一丁目一番地であります防潮堤の整備につきましては、

吉田漁港多目的広場の盛り土工事を開始したことにより、大きな一步を踏み出したわけですが、平成29年度にはいよいよ国が進める「駿河海岸直轄海岸保全施設整備事業」に位置づけられております「粘り強い構造の海岸堤防」の構築の中で実施される既設堤防裏側への盛り土工事も本格化してまいります。

これに先立ちまして、1月12日には、国土交通省による現場説明会が開催され、当日は自治会役員の皆様や住吉区、川尻区の住民の皆様など、多くの方に御参加いただきました。現場には、新たに築造される防潮堤の大きさを示す丁張りが設置され、御参加いただいた皆様は、高所作業車に乗って、新たな防潮堤の高さである海拔11.5メートルを体感し、これから大きく変わろうとしている町の姿の一部を具体的にイメージすることができたのではないかと受けとめております。

確固たる安心を手に入れるため、こうした防潮堤の整備を初めとする「津波防災まちづくり」や「シーガーデンシティ構想」の取り組みを、引き続き、強力に推進していくことは言うまでもありませんが、加えて、平成29年度は特に「教育」や「子育て支援」に関する施策に重点的に取り組んでまいります。

文部科学省では、目下、学習指導要領の改訂作業が進められており、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から、新たな学習指導要領が全面的に適用される予定ではございますが、一部につきましては、先行実施されることとなってまいります。今回の改訂では、社会の変化が加速度を増す中、これから学んでいく子供たちが大人になる2030年ごろの社会を見据えながら、子供たちがこれからの時代に求められる資質・能力を身につけることが重要視されております。

このような国の動向を踏まえ、当町では、2月23日に開催された吉田町総合教育会議で、町独自の先駆的な教育改革といたしまして「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）」を展開していくことを決定し、このことはマスコミにも取り上げられるなど、大きな注目を集めております。新たなプランでは、新学習指導要領に対応するとともに、近年、深刻な問題となっている教職員の多忙化を解消し、質の高い教育を受けることにより、子供たちが「確かな学力」を身につけ、さらに保護者は教育環境が充実することにより、安心して社会に出て働くことができる、子供、教職員、保護者それぞれがともに利益を得られる「三者共益」の達成を目指しています。

そして、教育や子育てに関する環境を整備することにより、特に、20代から30代の女性の皆様の心をつかみ、安心して子供を産み育てていただくことで、冒頭で申し上げましたような人口減少に歯どめをかけ、当町が目指す「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現に向け、各種施策を展開してまいります。

こうした観点に立ち、あらゆる分野において「よしだの魅力」を一層高めていくために編成いたしました平成29年度の吉田町一般会計当初予算は、キャッチフレーズを「よしだの魅力盛り盛り予算」とし、歳入歳出それぞれ114億9,800万円と、単年度規模では過去最高の額を計上させていただきました。

それでは、平成29年度の主な事業につきまして、第5次吉田町総合計画の施策体系に沿って御説明申し上げます。

初めに「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業についてでございます。

「津波防災まちづくり」の柱の一つであります津波避難タワーの建設を中心とした「町民の皆さまの命を守る対策」は、昨年10月の北オアシスパークの完成をもっておおむね完了となり、現在は「町民の皆さまの財産、企業の皆さまの生産活動を守る対策」に重点を移し、1000年に一度の大津波、いわゆるレベル2に対応する防潮堤としての機能を持ち合わせた「シーガーデン」の構築に向け、全力で取り組んでおります。

中でも、このシーガーデンの核の一つとなる吉田漁港多目的広場は、水産振興の拠点であるとともに、防潮堤としての役割も担う施設とするように事業を進めております。

現在の工事の進捗状況でございますが、全体施工延長548メートルのうち、本年度施工分の345メートルについては、盛り土工事が完了いたしました。平成29年度は、引き続き、残りの区間の盛り土工事を実施するとともに、のり面を保護する護岸工事の一部にも着手する計画でございます。

この護岸を含めた盛り土工事につきましては、平成31年度の完成に向けて着実に工事を進めてまいりますが、その後できる限り早く、国土交通省による防潮堤の天端最上部に計画されている海浜回廊と連動させ、シーガーデンの核となる水産振興拠点として、多くの人に訪れていただける施設となるよう整備してまいります。

次に、内閣府の総合特区の指定を受けるとともに、静岡県 of 推進区域の認定も受けて、平成25年から事業を進めております「内陸のフロンティア」を開く取り組みについてでございます。

まず、北オアシスパークを核とする物資供給拠点確保事業区域でございますが、平成28年4月には、富士見幹線の開通と同時に二つの商業施設がオープンするとともに、10月には北オアシスパークが供用を開始し、その際に二つの商業施設と町との間で、災害時支援協定を締結することができ、非常時における安心度合いを高めることができました。平成29年度には、これらに加え、北オアシスパーク東側に3店舗目となる商業施設が建設工事に取りかかる予定でございます。この商業施設の敷地面積は約3,800坪でございますが、その敷地の一部につきましては、災害時には町や町民の皆様のために活用させていただける災害時支援協定を締結していただけることで調整を進めておりますので、その商業施設が営業開始いたしますと、エリア全体の防災機能が一層高まってまいります。

また、川尻高島地区の企業活動維持支援事業区域でございますが、企業誘致活動を積極的に展開する中で、事業区域として設定いたしました約3ヘクタールの全てにつきまして、土地利用計画を具体的に構想することでできるまでになってまいりましたので、平成29年度には、その構想に沿った基盤整備を着実に実施し、企業ができる限り早く立地できるように支援してまいります。そして、その立地企業とは、敷地の一部を災害時に町民の皆様のために活用させていただけるように、災害時支援協定を締結させていただき、さらに当町の防災機能を充実させるように確実な実績を残してまいりたいと存じます。

次に、同報系防災行政無線の整備についてでございます。

防災行政無線につきましては、平成34年度からのデジタル波全面移行に対応するため、平成29年度から平成32年度までの4カ年で、全ての機器をデジタル対応のものに更新する予定でございます。整備スケジュールといたしましては、平成29年度に操作卓及び親局設備をデジタル機器へと更新し、平成30年度から32年度までの3カ年で、42の子局設備を順次更新する予定でございます。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」事業についてでございます。

当町では、昭和56年5月以前の旧耐震基準の木造住宅を対象に、耐震化を促進するためのプロジェクト「TOUKAI-0」事業を積極的に推進してまいりましたが、昨年4月に発生した熊本地震や10月に発生した鳥取地震におきまして、旧耐震基準の木造住宅が大きな被害を受けましたことから、本年1月に制度拡充を図り、これまでの助成額に最大30万円を上乗せし、当該補助制度のさらなる利用促進に努めているところでございます。

平成29年度におきましても、引き続き、助成額を最大30万円上乗せするとともに、積極的なPRを行い、木造住宅の耐震化を加速させてまいります。

また、平成29年度には、耐震補強が必要であると認識しながらもさまざまな理由により、耐震補強に踏み切れない方に対する新規事業として、防災ベッドや耐震シェルターを設置される方に対する購入費等の助成制度も創設いたします。

続きまして、「誰もが健康でいきいきとくらすまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、健康づくり事業についてでございます。

当町では、健康運動事業や生活習慣病予防事業などさまざまな年代の方を対象とする健康づくりに関する事業を積極的に展開しております。

しかし、当町の特定健康診査結果を全県と比較してみますと、高血圧症有病者や糖尿病予備群に該当する方が多いという現状がございます。そこで、このような現状を改善するため、本年度から町民の皆様お一人お一人が何に取り組んでいけばよいのか、一緒に考え実践していくことができるよう町民の皆様の身近なところまで保健師、栄養士などが出向き、健康に関する学習会を開催する「地区健康度アップ事業」に取り組んでおり、平成29年度におきましても、さらに継続してまいります。

また、町民の皆様が御自身の健康管理を行っていただく中で、「体重の増減」だけでなく「筋肉量の低下」や「基礎代謝の減少」「内臓脂肪の増加」などを意識していただくことにより、生活習慣の改善につなげることができるよう、各地区や保健センターにおきまして、保健師や管理栄養士による体組成計を活用した健康相談を実施してまいります。

さらには、健康な体を維持していくために望ましい食生活を習慣化していただくため、各地区において「食育セミナー」を開催する予定でございます。

町民の皆様が、いつまでも健康でいきいきと暮らすことができるよう生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、引き続き、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組み、お一人お一人が実践する健康づくりを社会全体で支える体制を充実させてまいります。

次に、平成29年度に重点的に取り組んでまいります子育て支援に関する施策のうち、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援と母子保健サービスの充実についてでございます。

当町では、従来の健診、相談、訪問事業等の母子保健サービスをさらに充実させるため、本年度から、保健センター内に「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の強化を図っているところでございますが、平成29年度からは、この切れ目の支援をさらに充実させるための施策を盛り込んだ「よしだにこにこ子育て保健サービス」を展開してまいります。

この「よしだにこにこ子育て保健サービス」は、三つのメニューから構成されております。まず、一つ目といたしまして、「子育て世代包括支援センター」がより身近で親しみやすい

施設として皆様員御利用いただけるように、愛称を「よしにこ」と名づけ、母子保健コーディネーターである助産師や保健師による総合相談支援を行うことにより、お一人お一人に対応したきめ細かな支援を続けてまいります。

二つ目は、従来の母子健康手帳を補完するものとしたしまして、妊娠、出産、子育てに関する正しい知識や情報に加え、子育て記録ページ等の提供が可能となる専用アプリ「電子親子手帳」を新たに導入し、このアプリを「よしにこダイアリー」と名づけ、妊娠、出産、子育てを支援することにより、親子がともに健やかな日々を送ることができる一助となることを目指してまいります。

三つ目は、本年度から開始いたしました、産前産後の通院に係る交通費の一部を助成する「出産等支援交通費助成事業」を拡充し、産後1カ月までに行う「新生児聴覚スクリーニング検査」「新生児マスキューリング検査」及び「産後1カ月健診」にかかる自己負担分の助成メニューを加えた「妊娠出産等応援パッケージ助成事業」を新たに創設いたします。そして、この事業の愛称を「よしにこパッケージ助成」と名づけ、優しい響きを持たせたなじみやすい制度に仕上げて、妊産期の皆様の負担軽減を図ってまいります。

時代に即した形で、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援をさらに充実させることにより、当町の妊産婦の皆様や子育て中の家族が、にこにこ笑顔で、安心して出産・子育てができる環境を創出してまいります。

次に、ファミリー・サポート・センターの運用開始についてでございます。

本年度からの事業開始に向けて取り組んでまいりましたファミリー・サポート・センターは、3月に始動させることができる運びとなっておりますが、目下、サービスを提供していただくサポート会員の皆様に講習会を開催しており、最終の講習会が終了し、サポート会員の受け入れ態勢が整いましたら、順次、サービスを受けたい方とサービスを提供していただく方のマッチングを開始し、平成29年度は多くの皆様に、このサービスを御利用いただけるようセンターの運営を軌道に乗せてまいります。

次に、保護者の皆様のニーズに沿った保育環境の整備についてでございます。

共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴い、さまざまなニーズに応じた保育サービスの提供が求められております。当町では、保育園の待機児童ゼロの状態を持続させることができるように、保育士の確保にさまざまな工夫を凝らしてまいりましたが、平成29年度は、こうした対応に加え、保護者の皆様のニーズを的確に把握し、さらなる保育サービスの充実につなげるため、これから子育てを始める方や、現在子育てをしている方を対象にアンケート調査を実施いたします。そして、この調査結果をもとに、さらなる保育サービスの充実を図るとともに、よりよい保育環境の整備に努めてまいります。

次に、福祉の相談窓口の充実についてでございます。

近年、福祉の窓口では、障害のある方や高齢者、生活困窮者など多種多様な問題を抱えている相談者が増加しておりますことから、当町では、さまざまな悩みを持つ相談者に対して包括的相談支援ができる体制を整えるため「ワンストップ窓口」を設置してまいります。

ワンストップ窓口には、社会福祉士や精神保健福祉士など相談支援の経験を持つ専門職員を配置し、相談者が抱えるさまざまな問題に対し関係機関と連携しながら、相談内容に合わせた適切なサービスの提供へとつなげ、福祉分野における相談窓口の充実を図ってまいります。

また、障害のある方を支援する事業として「あつまりーナ」で実施しております委託相談事業につきましては、平成29年度から、窓口を庁舎内に移し、さきに申し上げた専門職員とも連携を図りながら、あらゆる相談に対応してまいります。

次に、介護保険における新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業、いわゆる「新しい総合事業」についてでございます。

新しい総合事業は、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合う体制づくりを推進し、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援を可能にすることを目的として、平成29年4月から開始するものでございます。

具体的に申し上げますと、現行の訪問介護相当及び通所介護相当に分類されるサービスにつきましては、予防給付の基準を基本としたこれまでと同様のサービスであり、事業者が実施するものでございます。

一方、国が示しております多様なサービスにつきましては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービス、住民主体による支援及び保健や医療の専門職が短期集中で行う予防サービスがございます。こうした状況から、当町では、訪問型のサービスといたしまして、平成29年度から「高齢者向けワンコインサービス」を新たに導入いたします。これは、訪問型サービスのうち、緩和した基準によるサービス、いわゆる「訪問型サービスA」に相当するもので、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯に対し、現在、ホームヘルパーが担っている訪問介護のうち、身体介護を除く買い物、調理、洗濯、掃除など軽度な日常生活の援助を一般社団法人吉田町シルバー人材センターに委託し、高齢者の皆様の日常生活を支援するものでございます。

また、通所型のサービスといたしましては、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士等が指導に当たる運動器や口腔機能の向上及び栄養改善を目的とした、専門職による短期集中予防サービス、いわゆる「通所型サービスC」を実施してまいります。さらに、ボランティア養成講座を受講していただいた町民の方を主体とする、いわゆる「通所型サービスB」につきましても、事業開始に向け、準備を進めているところでございます。

新しい総合事業の開始に当たりましては、地域包括支援センターとこれまで以上に連携を深め、介護予防に努めるとともに、要介護状態になるおそれのある高齢者や要支援者に対しまして、適切に新しい総合事業を提供してまいります。

次に、高齢者福祉事業についてでございます。

当町では、本年度、認知症の方にやさしい町を目指すため「認知症マニュアル」を作成し、認知症に対する正しい知識の普及を図ってまいりましたが、平成29年度は、このマニュアルから知り得た知識を実践に移せるよう、認知症の方と接するときの心構えや対応方法を体験していただく「高齢者見守り声かけ講座」を新たに実施してまいります。この講座を通じて、地域全体で認知症の方を見守り、御本人や御家族が安心して日常生活を送ることができる体制がさらに強化されるものと期待しております。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、農業生産基盤強化整備事業の実施についてでございます。

農業従事者の高齢化や農家数の減少など、農業を取り巻く情勢が大きく変化している中で、より安定した農業経営に向けた生産性の向上や、消費者が求める安心・安全・新鮮な農作物

の栽培への取り組みが求められているところでございます。

そこで当町では、効率的かつ安定的な農業経営を持続していくために実施する施設整備に対する支援といたしまして、平成29年度に農業生産基盤強化整備事業補助制度を創設し、農業関係団体が生産、調整、貯蔵などの共同利用施設を整備する際の経費の一部を助成することによって、農業経営基盤の強化を図る支援を行ってまいります。

次に、水産振興及び観光振興における広域連携事業についてでございます。

水産物を活用した産業活性化事業は、当町を初めとする駿河湾中西部の静岡市、焼津市、牧之原市、御前崎市の4市1町が持つさまざまな水産物や観光資源を連携させ、顧客が求める新たな商品やメニュー、観光コースを開発し、それらを活用して観光客を誘致するとともに、水産物の振興を図ることを目的として実施しております。本年度は、4市1町の行政及び1次、2次、3次産業の関係者で構成する駿河湾水産振興協議会を立ち上げ、この地域の水産物を活用した新たな商品やメニュー、観光コースの開発を行いました。また、本事業におけるこの地域の愛称が「駿河ブルーライン」に決定いたしましたので、今後は当町といたしましても、新ブランドである「駿河ブルーライン」の商品等を活用し、観光客の誘致につなげるためのプロモーション活動を展開してまいります。

また、広域連携により戦略的な観光地域づくりに取り組む静岡県中部・志太榛原地域連携DMOにつきましては、DMO候補法人を担う静岡観光コンベンション協会におきまして、マーケティング責任者の選考作業が進められておりましたが、このほど決定いたしました。平成29年度は、このマーケティング責任者を中心として、事業が本格的に動き出してまいります。

これら二つの広域連携事業は、地域が持つ魅力を融合させるとともに、当町の水産資源及び観光資源等の魅力を全国に向けて発信できるチャンスでもあると考えておりますので、引き続き、積極的な事業展開を図ってまいります。

次に、雇用・就業対策事業についてでございます。

当町の雇用を取り巻く環境といたしましては、少子・高齢化のさらなる進行とともに、生産年齢人口も減少していくことが見込まれており、今後は、こうした影響を少しでも抑制させるための取り組みが重要であると捉えております。

こうした状況を踏まえ、当町では「第5次吉田町総合計画」及び「吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、「魅力ある雇用・就業環境を創出する」ことや「安定した雇用を創出する」ことを基本目標に掲げております。

この目標を達成するためには、学生を初めとした若年層の皆様に「この町に住みたい」、「この町に戻ってきたい」と思ってもらえるような魅力あるまちづくりを進め、町外流出を少しでも抑えて町内での就職を促すとともに、企業の活性化を通じて多様な雇用機会を創出する必要があります。

このため、これからの吉田町を支えていく上で、重要な役割を担う学生を初めとする若年層の皆様の進学・就職等の実態を把握するとともに、等々の経済発展を支えていく企業の情報を収集し、学生側と企業側双方の視点に立った効果的な雇用対策を図るための基礎調査を実施してまいります。

また、本年度より新たに取り組みを開始いたしました創業支援事業につきましては、平成27年度に、町、商工会及び金融機関等で構成する創業支援ネットワークを立ち上げ、相談対

応やセミナー等の開催を通じて、創業を目指す皆様へのサポート支援を行ってまいりました。

今後は、これまでの創業支援活動を継続するとともに、吉田町創業支援センターも活用しながら、起業を目指す皆様を確実に支援し、多くの創業者を輩出できるように取り組んでまいります。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業について御説明申し上げます。

初めに、大幡川幹線の道路改良についてでございます。

大幡川幹線は、町の東部を南北に貫く都市計画道路として計画されておりますが、現在、未整備区間となっております主要地方道吉田大東線から東名高速道路までの区間につきまして、平成29年度に測量業務を実施する予定でございます。当路線につきましては、交差する富士見幹線の供用開始や隣接する商業施設の立地などによる土地利用の変化が顕著となり、最後に残った町の骨格をなす幹線としての重要度を増しておりますので、早期の事業着手に向け、関係する皆様に御理解を賜ることができるように努力をしております。

次に、大幡川の河川改修事業についてでございます。

台風や昨今多発しているゲリラ豪雨など、大雨時における浸水被害に対する町民の皆様の不安を解消するため、国の社会資本整備総合交付金を活用して実施しておりますこの事業は、最下流部の大幡川のみならず、上流部の大窪川や第2大窪川を含む河川改修を行うものでございますが、平成29年度は、大幡川の落差工の工事を実施してまいります。

次に、にぎわいづくりの取り組みについてでございます。

当町では、平成29年度から新たに、町のにぎわいづくりに取り組む企業や団体等を支援する事業を展開しております。

具体的に申し上げますと、当町におけるにぎわいの創出に向けた情報発信や当町のPR部長であります「よし吉」を活用した町のPR等の取り組みに対して補助金を交付し、町と事業者等が一体となって、にぎわいづくりに取り組むものでございます。

また、県中部5市1町とも連携を強めながら、移住・定住促進を図る事業にも積極的に参画してまいります。町独自の取り組みとして、当町へ子育て世代の移住・定住を促すため、シーガーデンシティを構成する施設をめぐるながら、子育て施策や生活に役立つ情報をPRする「スタンプラリー」を開催してまいります。

そして、今議会定例会におきまして、議会にお認めいただけましたら、平成29年度から当町も参画した中で、しずおか中部連携中枢都市圏が動き出すこととなります。この圏域では、構成する自治体と同じテーマに沿って、お互いに連携して地域の発展を目指すこととしており、平成29年度には、当町といたしまして、静岡市、牧之原市及びバス事業者と連携し、特急静岡相良線の利便性向上に向け、バス停への上屋整備等を進めることとしております。

次に、自治体間の交流の促進でございますが、平成29年度も引き続き、福岡県八女市との交流を深めてまいることとしております。平成29年度には、八女市を会場として、「八女市・吉田町未来創造の翼交流フォーラム」を開催いたしますので、このフォーラムを通じて、将来を見据えた新たな交流のあり方について、議論を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、幼児教育における環境整備についてでございます。

少子・高齢化や人口減少社会の進行は、子供たちを取り巻く環境を大きく変え、子育てを地域全体・社会全体で支援していくと同時に、子供の育成環境を充実させることが求められております。

このような中、当町では、平成28年9月に「吉田町幼児教育カリキュラム作成委員会」を立ち上げ、吉田町教育大綱における切れ目のない効果的な「つながりのある教育」の推進に向け、幼児教育カリキュラムの作成に取り組んでおり、現在は、カリキュラム完成に向けた最終段階に入っております。

平成29年度からは、完成した幼児教育カリキュラムの内容を実践に取り入れ、幼児教育のさらなる質の向上に取り組んでまいることとしております。

次に、冒頭でも申し上げました、町独自の先駆的な教育改革についてでございますが、教育委員会では、目下、ラーニングプランを推進しており、現在、平成29年度を目指した最終目標の達成に向け、児童・生徒の基礎学力と学習意欲の向上を図っているところでございます。一方、学校においては、教職員の多忙化が深刻さを増しており、子供たちが安心して教育を受けられる教育環境の整備を進めながら、新学習指導要領への対応も柔軟に行える体制づくりが求められております。

こうした中、2月23日に開催された総合教育会議におきまして、現在抱えている問題解決につながる先駆的計画として「子どもが「確かな学力」を身に付けることができる町 吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）」が取りまとめられ、平成29年度から、このプランに盛り込まれた教育施策を順次、推進していくこととなりました。

この新プランは、人口減少社会における一億総活躍社会の実現に向けた国等の動向や新学習指導要領案で国が求めている学校運営の改善を目指す「カリキュラム・マネジメント」を先取りしたもので、文部科学省や教育関係者からも「国の動向を注視した意欲的な取り組みである」と好意的に受けとめていただいております。また、教職員が授業に専念できる環境づくりを進めることで、子供たちの学力向上へつなげるとともに、保護者の皆様が抱える教育や子育ての不安を払拭し、女性の社会進出を促進させる「正の連鎖」を確立することを目指しております。

当町では、町と町教育委員会が連携し、「子どもたちがより良い環境の中で、より良い教育を受けることで「確かな学力」を身に付けることができる町」の実現に向け、「教職員」、「子ども」、「保護者」の三者がともに利益を享受することができる町独自の先駆的な教育改革を強力に推進してまいります。

次に、庁内全小・中学校へのエアコン設置についてでございます。

「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）」は、夏季や冬季の休業期間を短縮し、新学習指導要領案の授業時間の増加に対応する一方、1日当たりの授業時間数を減らす日を設けて教員の多忙化解消にも努めながら、年間の授業日数の平準化を図っていることが特徴であります。これらを実現していくためには、夏季や冬季において児童・生徒がより快適に授業に専念できる環境を整えていくことが必要不可欠でございます。

このため、当町では、国の平成28年度第2次補正予算に計上された「学校施設環境改善交付金」を活用し、7月までに、町内小・中学校の全ての普通教室、特別教室にエアコンを設置

いたします。

次に、英語教育の充実についてでございます。

平成32年度から始まる新学習指導要領案は、現在、小学校5・6年生が行っている「聞く・話す」が中心の外国語活動を小学校3・4年生に前倒しし、小学校5・6年生には英語を教科化して、「読む・書く」の指導も行うこととされております。

町では、国が予定している平成30年度からの新学習指導要領の先行実施に向け、平成29年度から、外国語指導助手、いわゆるALTを現在の1人体制から各校1人ずつ配置できる4人体制に増員するとともに、新たにプログラムコーディネーターを1人配置して、より充実した英語教育を児童・生徒に提供してまいります。

また、教育委員会では、小中一貫教育の推進にも取り組んでまいります。

小中一貫教育は、従来の小学校、中学校の垣根を越えて子供の成長に合わせた義務教育9年間を見越した教育を行うものであり、平成29年度は、それぞれの発達段階における学びが次の学びのステップの基礎となるよう「学びの連続性」を意識し、吉田町ラーニングプランで培った「確かな学力」の育成を軸とした養育カリキュラム開発を進めていくこととしております。

次に、吉田町総合体育館耐震補強改修工事についてでございます。

吉田町総合体育館は、町民スポーツの拠点といたしまして、年間8万人を超える皆様に御利用いただいております。

しかしながら、平成19年度に実施いたしました耐震診断では、「近年発生すると想定されている東海地震や南海トラフ大地震では、倒壊の可能性は低いですが、かなりの被害を受けることが想定される」と診断されておりました。

このため、施設の耐震化を図るべく、本年度中に耐震補強計画を策定し、平成29年度は、国の学校施設環境改善交付金や県の緊急地震・津波対策等交付金、スポーツ振興くじ助成金を活用して耐震補強改修工事を実施いたします。

この耐震補強改修工事では、町民の皆様安心して御利用いただけるよう構造体の耐震工事やつり天井の落下防止対策を行うほか、アリーナの床の張りかえ、漏水対策、トイレのバリアフリー化などの工事もあわせて実施し、平成30年3月の工事完了を目指してまいります。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、地域経済と連携した省CO₂化手法促進モデル事業についてでございます。

この事業は、国が地球温暖化対策の一環として、公共施設における温室効果ガス排出量削減を目指す取り組みであり、環境省のモデル事業の一つでございます。

当町におきましては、本年度から、同省の補助金を活用し、「バルクリースによる低炭素設備導入調査事業」に着手しております。

本年度は、小・中学校4校、保育園2園、町立図書館の計7施設におきまして調査を実施いたしました。これにより、設備改修による消費電力や二酸化炭素の削減量、設備改修に係る費用及びバルクリース方式によるコスト削減効果の把握までが完了し、町立図書館につきましては、既に照明設備の改修工事を実施いたしました。

平成29年度につきましては、引き続き、残りの施設の照明設備と空調設備の改修工事を実施してまいります。

次に、水道事業についてでございます。

水道事業は、町民の皆様の生活や社会経済活動を支えるライフラインとして重要な役割を果たすものであり、地震災害時においても安定して水を提供し続ける必要がございます。このため、平成29年度につきましても、引き続き、基幹管路及び配水管の耐震化事業を実施してまいります。

また、水道事業が将来にわたって健全かつ安定的に事業を継続できるようにするため、平成29年度及び平成30年度の2カ年で、中長期的な視点から経営の健全化を実現するための基本計画となる経営戦略を策定してまいります。

次に、下水道事業についてでございます。

下水道事業につきましては、合併処理浄化槽の普及など、汚水処理を取り巻く環境や土地利用等の変化を踏まえ、平成27年度から全体計画の見直しを進めてまいりましたが、平成29年度からは、見直した計画に基づき、事業を実施してまいります。

また、総務省が平成26年8月に、地方公営企業法に基づく公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップを公表しましたが、その中で下水道事業は、公営企業会計に移行する必要性が高い「重点事業」に位置づけられ、平成27年度から平成31年度までを集中取り組み期間として、公営企業会計への移行を要請されております。人口が3万人未満の団体についても、できる限り移行すべきであるとの方向性が示されましたことから、当町でも、下水道事業の公営企業会計への移行に向けた取り組みを行っており、平成29年度も引き続き、移行への準備を進めてまいります。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、新たな情報発信ツールについてでございます。

当町では、日ごろからホームページや広報よしだ等を有効に活用し、町民の皆様への迅速かつ正確な情報発信に努めているところでございますが、スマートフォンが普及し、ライフスタイルも多様化している現代社会におきまして、それぞれが必要な情報を必要なときに、手軽に取得することができる体制を整備するため、平成29年度からスマートフォンのアプリケーションを活用した「吉田町発信アプリケーション」の運用を開始いたします。

この取り組みにより、アプリケーションの告知性の高さや速報性を生かし、町のイベントに関する情報や各種健診及び予防接種のお知らせ、さらには地震や気象情報、行方不明者の情報など、町民の皆様のご生活に身近な情報を発信してまいります。

次に、証明書コンビニ交付サービスについてでございます。

当町では、夜間や休日、出先などで急に必要になった場合など、町民の皆様がそれぞれのライフスタイルや御都合に合わせて証明書を取得することができる体制を整えるため、平成29年10月から「証明書コンビニ交付サービス」を導入する予定でございます。

コンビニ交付サービスはマイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等の店舗に設置されておりますマルチコピー機などのキオスク端末から、住民票等の証明書を取得できるもので、発行を予定している証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票の写し及び住民税決定証明書でございます。

なお、発行できる店舗は、全国では約5万店舗、町内では14店舗でございます。利用時間は、年末年始を除く毎日午前6時30分から午後11時まででございます。

コンビニ交付サービスの導入により、町民の皆様が御自身の都合に合わせ、身近な場所で証明書が取得できるようになり、より一層の住民サービス向上が図られるものと期待をしております。

次に、町税、水道料金及び下水道使用料のコンビニ収納の導入についてでございます。

現在、町税や水道料金、下水道使用料の納付方法につきましては、役場会計課窓口や金融機関で直接納付していただく方法と口座振替により納付していただく方法がございますが、平日に役場や金融機関に出向くことができない方もいらっしゃいますことから、当町では、毎週日曜日に日曜開庁を実施し、納付機会の拡大を図っているところでございます。

しかし、生活スタイルがますます多様化している昨今におきましては、それぞれの御都合に合わせて、いつでも気軽に身近な場所で納付できるような体制を整備することが、納税者や利用者の皆様に対するさらなる利便性向上につながるものでありますことから、新たにコンビニ収納を導入することといたしました。

コンビニ収納は、全国のコンビニエンスストアで、時間帯や曜日を問わずに納付していただくことが可能でありますことから、納税者や利用者の皆様に対する利便性を向上させるとともに、納期限内の納付を促すことも期待できるものと考えております。

今後は、平成29年度にシステム改修及び収納代行業者との契約を行い、平成30年4月から運用を開始する予定でございます。

次に、吉田町男女共同参画プランについてでございます。

当町では、男女共同参画基本法第14条第3項に基づく、「市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画」といたしまして、平成18年度に吉田町男女共同参画プランを、その後、平成22年度に第2次プランを策定し、男女共同参画の取り組みを進めているところでございますが、このたび、現行の第2次プランが終期を迎えますことから、現在、平成29年度から4カ年を計画期間とする第3次となる「吉田町男女共同参画プラン」策定に取り組んでおります。

この第3次のプランは、「住民一人ひとりがともにいきいきと暮らせるまち」を目指す姿といたしまして、少子・高齢化の進展や人口減少社会の到来による生産労働人口の減少など、当町を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた内容とすることとしております。

また、本プランは、平成27年9月4日に施行されました、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条で規定する「市町村推進計画」を包含するものでございまして、本プランから、「職場における女性の活躍の推進」という施策を新たに設け、「女性の就職・創業に関する支援の充実」や「女性の能力向上のための研修機会の充実」、「多様なニーズに対応した保育サービスの整備や放課後児童対策の充実」等を掲げ、雇用機会や待遇などで男女格差が解消され、男女ともに個性や能力を十分に発揮する社会の実現を目指すこととしております。

さらに、東日本大震災や昨年の熊本地震の際には、避難所の運営等におきまして、男女共同参画の考え方が非常に重要視されましたことから、本プランにおきましては、「男女共同参画の視点に立った防災の推進」といった施策を新たに追加し、「男女のニーズに配慮した防災体制整備の促進」や「女性を対象とした防災研修会の開催」等を具体的な取り組みとして掲げ、地域における防災活動などに、男女が平等に参画できる体制づくりを進めてまいります。

以上、平成29年度を迎えるに当たり、あらゆる分野における「よしだの魅力」を一層高め、当町が目指す将来都市像であります「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」を現実のものとするために実施いたします各種施策の方針や概要について述べさせていただきました。

平成29年度は、「津波防災まちづくり」や「シーガーデンシティ構想」における防潮堤の整備がさらに進み、その姿が町民の皆様の前にはっきりとあらわれてまいります。また、教育の面でもこれまでにない大きな変革期を迎えるなど、ハード、ソフトの両面において、この町の姿が大きく変わってまいります。

全ては、町民の皆様が安心して心豊かに暮らし続けることができ、また、多くの皆様に訪れていただけるような「豊かで勢いがあり、心を魅了する」まちづくりのための取り組みであり、必ずやり遂げなければならないものでございます。そして、先人たちが汗と涙を流しつくり上げてきたこの町をさらに発展させ、後人たちに引き継いでいくことが、今を生きる私どもの使命であると感じております。

よりよい吉田町のあすを切り開くため、ぜひとも議員各位におかれましては、当町のまちづくりに対しまして御理解をいただき、今後とも格段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩といたします。再開は10時10分といたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時10分

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大塚邦子君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を、各委員長から報告願います。

最初に、議会運営委員会委員長、お願いします。

6番、三輪正邦君。

〔議会運営委員会委員長 三輪正邦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） 6番、三輪です。

それでは、委員会報告を行います。

議会運営委員会。

開催日時、平成29年1月13日金曜日。

場所、吉田町役場第1会議室。

時間、午前9時から午前11時55分まで。

参加人数、議員6人、1人、9時15分から、番外1人、事務局2人。

協議事項、吉田町議会会議規則等の見直しについて。

1、吉田町議会会議規則について。新旧対照表のとおりである。新しく訂正した項は、次のとおりである。

第10条、地方自治法（昭和22年法律第67号以下「法」という）を法に。

(2)吉田町議会全員協議会運営要綱について。

(3)議会運営に関する申し合わせ事項について。新しく訂正した項は、次のとおりである。全員協議会関係、第2項、団体意志及び機関意志、これを行政の意思及び議会の意思とする。そして意思の字句を「志」を「思」にかえます。

その他、議会定例会における審議方法について、上記の件で町長から申し入れがあった。次のような日程とした。

1月19日木曜日、午後5時15分から議会運営委員会全員で申し入れ事項について説明を聞く。後日、議会運営委員会、全員協議会で協議し、下協議に臨む。下協議メンバー、正副委員長、副議長、増田議員、山内議員。

平成29年1月17日、開催日時。

場所、吉田町役場第1会議室。

時間、午前9時から午前9時45分まで。

参加人数、議員6人、番外1人、事務局2人、総務課長。

協議事項、平成29年第1回吉田町議会臨時会の運営について。

1、町長提出議案について、総務課長から。

2、上程議案の審議方法、議案は1件、補正予算、委員会の付託なし、本会議で審議する。審議方法、上程、議案説明、詳細説明、全員協議会で内容確認、論点整理、質疑、討論、表決。

(3)会期の決定及び審議予定表。

①議会会期期間を1月18日の1日とする。

②会議録署名議員の指名、会期の決定、町長提出議案の審議、全員協議会、町長提出議案の審議。

会議録署名議員の指名について、7番、杉本幸正議員、8番、増田剛士議員。

平成29年2月9日議会運営委員会開催日時。

場所、吉田町役場4階第1会議室。

時間、午後1時30分から午後3時まで。

参加人数、議員6人、番外1人、事務局2人。

協議事項、審議方法の見直し。

平成29年第1回定例会日程（案）について、下協議で一般質問に係る日程の変更について協議した。

(1)一般質問締め切りは（案）どおり3月2日とする。

(2)本会議一般質問の日程は、（案）どおり3月14、15日とする。

上記の決定については、当局の下会議の回答として議会事務局長が伝えることとする。協議内容も含む。下協議の内容を議会運営協議会で協議し、全員協議会に提案し、話し合う。結果をもって次の下協議に臨む。

2、その他、吉田町会議規則の改正について、6月議会に上程する。

(2)現在の議会運営委員会の委員の任期中に上程する。

(3) 改正案を委員長が作成、議会運営委員会、全員協議会、事務局と流れていきます。
議会運営委員会。

開催日時、平成29年2月20日月曜日。

場所、吉田町役場4階第1会議室。

時間、午後2時から午後4時32分まで。

参加人数、議員5人、欠席1人、番外1人、事務局2人、総務課長。

協議事項、平成29年度第1回吉田町議会定例会の運営について。

(1) 町長提出議案について、総務課長より。

議案34件、早期議決2件(第11号、第24号)。

上程議案の審議方法について、議案は34件、常任委員会の付託審査なし。早期議決として、第11号、第24号、特別会計の補正予算及び平成29年度一般会計、特別会計議案の第12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22号議案の11審議については、中間日で質疑を行い、最終日に討論、表決を行う。本会議最終日に質疑、討論、表決をする議案は第2、3、4、5、6、7、8、9、10、23、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35号の21議案とする。

会期の決定及び審議予定表について。

議会会期期間を3月1日から22日までの22日間とする。

②3月1日開会、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告(議長報告、町長行政報告)、議会閉会中の委員会活動報告(議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長)、議会ICT推進特別委員会委員長報告、町長提出議案の審議、全員協議会、3月2日、本会議、3月3日、議会運営委員会、3月6日、本会議、全員協議会内容確認(第12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22号議案)、3月7日、全員協議会(第12から22号の論点整理)、3月9日、本会議、3月10日、全員協議会(第12から第22号以外議案の内容確認、論点整理)、3月13日、本会議、3月14日、本会議(一般質問)、3月15日、本会議(一般質問)、3月21日、議会運営委員会、3月22日、本会議、閉会。

(4) 会議録署名議員の指名について、9番、藤田和寿議員、10番、八木 栄議員。

1、意見書採択要請等の取り扱いについて、精神障害者の交通運賃割引に関する意見書、議員配付とする。

2、吉田町会議規則の見直しについて、第48条改正案挙手して、・・・とする。第119条、会議録の配付、改正案どおり削除する。新旧対照表を再度、全員協議会に提出する。

申し合わせ事項の全員協議会(3)改正案どおり質疑はないものとする。

4、その他、組合議会の報告の日程については、議長が事務局長と調整し、決める。

以上で報告を終わります。

○議長(大塚邦子君) 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大塚邦子君) 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、総務文教常任委員会委員長、お願いします。

5番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告いたします。

1、調査事項は、40歳以上の健康づくり事業について。

2、目的は、町の取り組み状況と課題について調査、研究をするであります。

平成29年1月10日、委員7人、事務局2人の出席で委員会を開会した。

協議事項は、先進地として決定した三島市と藤枝市への視察の日程の確認をした。

2、視察先への質問事項の確認を行った。三島市では、スマートウエルネスみしま健康マイレージ事業について、藤枝市では、ふじえだ健康マイレージ、健康・予防日本一ふじえだプロジェクトについて。

質問内容は、1、始めた背景と必要性及び目標、2、広がった要因と方法、具体的な取り組み内容に伴う効果、3、年代別、性別の強化策はあるのか。

視察先での質問方法や視察報告書について協議し、委員会報告書のまとめと提案を検討した。

平成29年1月16日、総務文教常任委員会委員7名と事務局2名で、三島市議会、藤枝市議会を視察し、三島市、藤枝市の担当者から事業の説明を受けた。

三島市では、みしま健康マイレージ事業、スマートウエルネスみしまの3領域である健康づくり、生きがい、きずなづくり、地域活性化、産業振興の各分野の活動に対し、ポイントを付与することによって、健やかな幸せなまちづくりの推進をしている。

藤枝市では、ふじえだ健康マイレージ、暮らしの基本4K、健康、教育、環境、危機管理政策を掲げ、健康・予防日本一ふじえだプロジェクトを立ち上げた。市長の指示のもと、事業決定され、市民が幸せな健康生活を少しでも長く続けられるまちを目指している。

両市とも、無関心層の取り組み、民間と行政と大学、産官学との協働、継続的事業展開、全庁的取り組みなどを重点項目に事業展開をしている。

平成29年2月1日、委員7人、事務局2人の出席で委員会を開会した。

協議事項は、1月16日に視察し、調査を行った三島市のみしま健康マイレージ事業、藤枝市のふじえだ健康マイレージのまとめについて協議をした。

各委員から提出された調査レポートをもとに、意見、感想を検討し、6項目に分類した。

視察報告書の内容については、項目ごとに分け、参考事業を入れることを決定し、次回の日程を決め、閉会をした。

平成29年2月9日、委員7名、事務局2名の出席で委員会を開会した。

協議事項は、視察報告書の作成について、三島市、藤枝市の視察報告書案を作成したものをもとに、まとめの協議をした。

三島市では、担当者の熱意による飽くなき挑戦が行われていることや、藤枝市ではフリーソフトが提供され、活用されていることを調査できた。

両市とも、無関心層をターゲットとした事業展開を重点的に行っていた。ポイントの獲得に多様なインセンティブを提供している提供業者を具体的に表記し、連携の強化を図っていた。

また、吉田町での健康マイレージ事業について、生活習慣病予防について、地区健康度アップ事業についてのレポートを提出し、次回の委員会の日程を決めて閉会をした。

平成29年2月21日、委員7名、事務局2名の出席で委員会を開会した。

協議事項は、視察報告書の決定である。

1、視察のまとめをした過誤をもとに調整をし、三島市と藤枝市の視察結果報告書を作成した。

2、総務文教常任委員会の所管事務調査のまとめについて協議をした。

よしだ健康マイレージについて。

1、健康マイレージ事業、視察によって見えたこと、調査によって得られた意見や感想をまとめ、報告書提出に向けて協議することを決定した。

報告書には、健康づくり課との話し合いの意見等を反映できるものとする。

2、生活習慣病予防啓発事業については、無関心層の取り組みを図ること。

3、地区健康度アップ事業、保健協力員や町内会の役員など、参加者の取り組みを図ること。

以上を決定して3月議会に議長に委員会報告を提出し、調査を終了することに決定した。

以上が総務文教常任委員会の議会閉会中の調査活動であります。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、お願いします。

8番、増田剛士君。

〔産業建設常任委員会委員長 増田剛士君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（増田剛士君） 産業建設常任委員会委員長、増田でございます。

委員長報告をさせていただきます。

定例会閉会中の委員会報告及び所管事務調査終了の報告をいたします。

1月10日、委員会を開催いたしました。

所管事務調査における課題等の提言を担当課に提出することについて協議を行い、担当課への書面提出事項を決定いたしました。

2月8日、委員会を開催いたしました。

書面提出した事柄について、担当課の所見、今後の方針を聞き、内容確認及び質問を行い、委員会での調査結果による要望、提言を行いました。

所管事務調査終了に向け、報告書の作成について協議し、委員長が報告書案を作成し、次回委員会にて精査することを決定いたしました。

2月17日、委員会を開催いたしました。

委員長作成の報告書案をチェックし、加筆、訂正を行い、2月17日付で会議規則第73条の規定により、委員会報告書を議長に提出し、所管事務調査の終了を決定いたしました。

これにより平成29年3月1日第1回吉田町議会定例会において、産業建設常任委員会所管事務調査、観光資源の開発についての調査終了を報告いたします。

続きまして、さきに提出いたしました委員会報告書記載の結論部分を読み上げます。

所管事務調査の結論、町内の隠れた観光資源として「花の会による花壇巡り」「御利益ス

ポット巡り」「4自治会地域のお祭り」等を取り上げた。これらを町民及び町外に広く周知していくことで、観光資源が乏しいとされる当町に新たなにぎわいの創出が図られると考える。

しかし、公共交通機関が乏しいため課題も多い。また、御利益スポットは個人所有のため観光スポットとするためには個人の理解と協力が不可欠である。

交流人口増大を図るためには、富士山静岡空港への交通アクセスに課題がある。空港から町内への公共交通機関がないため、観光資源の開発により町内への流入需要を増やし公共交通機関の開設が望まれる。

主な観光スポットに焦点を当て、さらに町内を回遊して町の魅力を知っていただくことにより、吉田町全域が観光資源となる。そのためには、展望台小山城駐車場、県営吉田公園駐車場等を起点としたレンタサイクルが有効である。

所管事務調査を通じ、町内には知られていない観光資源となり得るものが多数あることを認識した。

観光情報の発信拠点としてのオアシス館が機能することが必要と考える。

町民の皆様が町の産物、産業、文化、歴史を知ることにより、観光資源を生かす取り組みが必要であり、「吉田町観光大使」となることが望まれる。

以上を後押しする施策、事業を展開することが必要であると結論する。

なお、この提出いたしました報告書を町のホームページ内の議会委員会報告ページに公開いただくよう、議長に御提案いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、産業建設常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

◎議会ICT推進特別委員会委員長報告

○議長（大塚邦子君） 日程第5、議会ICT推進特別委員会委員長報告を委員長から報告願ひします。

議会ICT推進特別委員会委員長、お願ひします。

9番、藤田和寿君。

〔議会ICT推進特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会ICT推進特別委員会委員長（藤田和寿君） 9番、藤田和寿。

それでは、議会ICT推進特別委員会から委員会活動について御報告申し上げます。

12月27日、委員6名、番外1名で第24回委員会を開催し、12月議会での一般質問の試行録画について協議を行いました。

意見は、1、議員質問席の定点撮影では、答弁時には音声のみが流れ、聞いている議員席

の録画となり、静止画面に見える。

2、質問者のズーム録画し、動きが欲しい。

3、一部の議員だけ映っており、議員全員が見える撮影場所の工夫が必要である。

4、録画機材や配信方法については、音声やデータ量など編集について今後の研究が必要であることなどが挙げられました。

再度、各委員が録画を確認し、次回委員会で再検証することといたしました。

次に、録画映像の取り扱いにつきましては、事務局PCに保存し、映像確認は事務局内で行うこと。当局へは、録画映像を提供することといたしました。

次に、岐阜県可児市議会への先進地視察について協議し、質問事項として4点、項目を決め終了しました。

最後に、議会フェイスブックの1月担当者として次回の委員会を決定し、閉会いたしました。

1月30日、委員6名、番外1名で第25回委員会を開催し、12月議会一般質問の録画について協議を行いました。

録画と音声のずれがあったので、システム機器での対応が必要であると。

撮影場所は、質問者と答弁者、双方が見える位置に複数カメラが必要であること。

画像だけでなく、テロップを挿入し、発言者名や質疑内容の明確化が必要であること。

データ容量の圧縮や容量不足など、システム機器が必要であること。

現状の録画映像では、中継の魅力に欠ける。

以上のような内容が挙げられ、調査を行うことといたしました。

次に、可児市議会についての確認と2月定例行事のフェイスブックの担当者を決め、委員会を閉会いたしました。

2月2日、委員6名、番外1名で議会中継について、岐阜県可児市議会へ視察研修を行いましたので、報告いたします。

出された主な質疑結果といたしましては、企画から配信までの流れにつきましては、以下の内容がありました。

本会議は、ケーブルテレビ業者に委託し、生中継されていたが、配信映像は事務局員が後方で撮影カメラを指示し、管理し、動画編集は事務局が行い、録画については事務局の負担軽減のため、休憩中を含め開会から閉会まで行わせていただきました。

常任委員会など会議はネットワークカメラの映像を録画し、編集を配信しておりました。

録画の放送は5日後なので、十分に編集ができることがわかりました。

中継に対する抵抗等についての質疑です。

中継に当たり、ケーブルテレビの生中継を15年配信しているので、特に抵抗はなかったとのことでありました。

議会動画配信は当たり前という認識でありました。

初期のころの課題について質疑を行いました。

映像の編集に時間がかかったということを挙げられておりました。

情報操作の器具について質疑を行い、会議出席者の議員及び当局説明員の総務が発言内容について注視し、すぐに是正しており、過去に問題が起きていないとのことでありました。

発言については議員席にて帰結し、問題等の発言があれば、政治倫理審査会において解消していたということでございます。

情報リテラシーにつきましては、特に批判を受けていないということでございました。
最後に、市民の評価については、上がっているという報告を受けました。

視察を行い、参考となった事例は、経費削減として議場内に配置したモニターは未使用の庁舎内のテレビを設置し、使っていたこと。簡単な配線工事などは、事務局員が行っていたこと。安価な防犯カメラシステムを利用し、編集作業もフリーソフト、録画配信は無料のユーチューブなどを利用しておりました。

映像情報管理につきましては、生中継において不規則発言に対しては映像の切りかえを事務局が行い、映像を録画し、編集を配信するなど、編集を事務局職員が行い、公正性を保っております。

生中継の不規則発言につきましては、修正できないのでそのまま発信し、録画映像配信に関しましては取り消し及び訂正を録画して、該当部分後に挿入するなどの工夫の編集を行っております。

録画配信の枠組みにつきましては、本会議及び委員会において、職員の録画へのプライバシーに関しましては、公僕であり、公務員としての務めとしての職責として対応するので、問題ないと。例えとして、マスコミ取材を拒否しないのと同じ考え方であるという説明を受けてきました。

傍聴者に関しましては、中継、映像配信における肖像権については、議場内、会議室内において議会が持っていることを掲示し、周知し対応しているとのことでした。

先進的な取り組みとしまして、プロジェクターとスクリーン及びテレビモニタを配置し、傍聴者及び発言者自身も映像を確認できる位置に配置されているので参考になりました。

質問の資料もスクリーンに映し出され、資料及び映像は、質問議員及び当局職員が必要に応じて切り返し、問題を共有し、質疑、応答が可能であった。

議会のICT化については、サイボウズを利用し、情報の共有化していた。

W i - F i につきましては、1日パスワードを庁舎内利用者に付与し、有効に活用されておりました。

その他としまして、ケーブルテレビの中では議会中継が人気番組であったということ。防犯カメラシステムを利用したことで、安価なインシャルコスト、総額89万2,500円ほどで動画配信が可能になっていたということがわかりました。

2月13日、委員6名、番外1名で、第26回委員会を開催し、可児市議会視察の結果について、各委員のレポートをもとに協議を行いました。

機能とシステムについて、次に議会内のことについて、議員発言は自己責任、編集は座長の責任で明確にする。配信に関しましては、首長の積極性と当局との相互理解が感じられた等の意見が出ました。

まとめとしまして、議会中継動画配信による効果は、議員の発言、質問、質疑等、当局答弁の充実が図られることができることを確認いたしました。

次に、議会中継につきまして3月定例会においては行わず、4月以降に再度、下協議を再開すること。

議会の真意を知るため、議員全員の考えが文書にできないかという、町当局からの要求については、全員協議会で既に決定している内容なので、町に対しての報告文書は議長が対応することと決定しました。

最後に、議会中継の事務について協議し、編集作業について今後調査、検証を行っていくこと。また、現在試行しているICT推進特別委員会フェイスブックを吉田町議会フェイスブックへ名称変更すること。議会議員がかかわる全員協議会、議会報告会、各委員会について、動画配信の準備を初め可能なことから始めていくこと全員協議会に再度諮り、了解を得ることを決定し、委員会を終了しました。

2月21日、委員6名、番外1名で、第27回委員会を開催いたしました。

3月フェイスブック掲載事項の担当者を協議し決定し、次に可児市議会視察報告書の委員長案について協議し、次回委員会で決定することといたしました。

また、全員協議会で決まりました常任委員会への録画配信につきましては、録画準備ができた時点で、3月8日の総務常任委員会を対象に行い、今後編集作業を行うことと決定し、閉会いたしました。

以上で議会ICT推進特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第2号～議案第35号の一括上程、説明

○議長（大塚邦子君） 次に、会議規則第35条の規定により、日程第6、第2号議案から日程第39、第35号議案までの34議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成29年第1回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回、上程いたします議案は、条例の一部改正について7件、条例の制定について2件、補正予算について5件、当初予算について7件、規約の変更について2件、連携協約について1件、指定管理者の指定について8件、人事案件について2件の合計34件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第2号議案は、吉田町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、防災会議を構成する委員の定数につきまして、組織体制に即した柔軟な委員数とするため、所要の改正を行う内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくものがございます。

第3号議案は、吉田町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、国を挙げて時間外労働時間の削減、ワークライフバランスを推進される中、多様化する住民ニーズへの対応を図り、職員の適正な配置を行うことができるようにするため、定員管理診断に基づく職員数の定数を変更する内容の条例を制定することにつきましてお認

めいただこうとするものでございます。

第4号議案は、吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）等が平成28年3月31日及び同年11月28日にそれぞれ公布、施行されたことに伴いまして、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長に伴う規定を整備することなど、法改正の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第5号議案は、吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）が本年1月1日に施行されたことに伴いまして、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中及び養子縁組、里親に委託されている子が加えられたことから、本条例の関係箇所について所要の改正を行う内容の条例を制定することについてお認めいただこうとするものでございます。

第6号議案は、吉田町個人情報保護条例及び吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第65号）が平成27年9月9日に公布され、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携について、条例で定める独自利用事務の情報連携が新たに定められたことに伴いまして、法改正の趣旨に基づき、本条例の関係箇所について所要の改正を行う内容の条例を制定することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

第7号議案は、吉田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）が平成28年4月1日に施行されたことに伴いまして、新たに地域密着型通所介護サービス事業の基準を追加する必要が生じたことから、本条例の関係箇所について所要の改正を行う内容の条例を制定することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

第8号議案は、吉田町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）が平成27年2月12日に交付され、審議会の支援専門員に更新研修の導入する改正が行われたことに伴いまして、本条例に引用されている介護支援専門員の規定に更新研修の基準を追加する必要が生じたことから、所要の改正を行う場合による条例を制定することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

第9号議案は、吉田町創業支援センター設置条例の制定についてでございます。

本議案は、町内において創業を検討している人方が利用できる事務室を有する施設、吉田町創業支援センターが本年4月1日から供用されることに伴いまして、地方自治法（昭和22

年法律第67号) 第244条の2の規定に基づき、本条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第10号議案は、吉田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、農業協同組合法の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）が一部を除き平成28年4月1日から施行されたことに伴いまして、農業委員の選出方法が変更され、また農地利用最適化推進委員が新設されたことから、法改正の趣旨に基づいた内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第11号議案は、平成28年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、平成28年の一般会計歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,965万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ206億3,247万4,000円とするとともに、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費、大幡川改修事業費など四つの事業費に係る合計9,176万1,000円の繰越明許費を設定するほか、地方債の限度額を1億6,440万円減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第12号議案は、平成28年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成28年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,544万2,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第13号議案は、平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成28年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ4,765万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億9,807万2,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第14号議案は、平成28年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成28年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億650万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ18億9,293万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第15号議案は、平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成28年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,111万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,915万7,000円とするとともに、地方債の限度額を1,887万4,000円減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第16号議案は、平成29年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、平成29年度の一般会計歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ112億9,800万円と定めるとともに、13の事業につきまして総額12億430万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の最高額を5億円に定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第17号議案は、平成29年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成29年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,502万3,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第18号議案は、平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成29年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,240万6,000円と定めるほか、一時借入金の最高額を1億円と定めるとともに、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第19号議案は、平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成29年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,635万円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第20号議案は、平成29年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成29年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,837万9,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第21号議案は、平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成29年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,153万8,000円と定めるとともに、公共下水道事業につきまして総額2億5,230万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の借り入れの最高額を3億円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第22号議案は、平成29年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、平成29年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を5億8,747万9,000円とし、収益的支出総額を5億5,320万9,000円とするとともに、資本的収入の総額を8,967万2,000円とし、資本的支出の総額を3億8,460万9,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億9,498万7,000円は減債積立金1,000万円、建設改良積立金9,000万円、過年度分消費税、資本的収支調整額1,360万5,000円、過年度分損益勘定留保資金9,632万3,000円、当年度分損益勘定留保資金8,501万9,000円で補填するものと定め、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるなどの内容とする予算をお認めいただくとするものでございます。

第23号議案は、駿遠学園管理組規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、駿遠学園管理組規約第3条第3号に規定されております共同生活援助事業について、本年3月末日をもって廃止されることに伴いまして、本組規約の所要の変更を行うことについてお認めいただくとするものでございます。

第24号議案は、静岡県市町総合事務組規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、静岡県市町総合事務組の構成団体であります裾野長泉清掃組合が、裾野市、長泉町衛生施設組合へと名称変更することに伴いまして、当該組規約の別表第1号及び別表第2の一部を変更することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第25号議案は、静岡市及び吉田町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約についてでございます。

本議案は、静岡県中部地域に位置する静岡市と島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町が連携協力し、共通して課題などに立ち向かう連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第252条の2第1項に基づき、静岡市と連携協約を締結することにつきましてお認

めいただこうとするものでございます。

第26号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町立集落センターであります神戸集落センターの管理につきまして、地方自治法第244条2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に北区自治会を指定することについてお認めいただこうとするものでございます。

第27号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町立コミュニティ・センターの一つであります大幡会館の管理につきまして地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その管理者に北区自治会を指定することについてお認めいただこうとするものでございます。

第28号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町立コミュニティ・センターの一つであります川尻浜丁会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に川尻自治会を指定することについてお認めいただこうとするものでございます。

第29号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町立コミュニティ・センターの一つであります住吉会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に住吉区自治会を指定することについてお認めいただこうとするものでございます。

第30号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町健康福祉センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定することについてお認めいただこうとするものでございます。

第31号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町老人福祉センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定することについてお認めいただこうとするものでございます。

第32号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町いきいきセンターであります吉田町北区いきいきセンターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者にハイナン農業協同組合を指定することについてお認めいただこうとするものでございます。

第33号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町老人デイサービスセンターであります吉田町デイサービスセンターひまわりの家の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に社会福祉法人杉の子を指定することについてお認めいただこうとするものでございます。

第34号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります大畑一松委員が平成29年5月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町神戸3897番地の1、大畑一松さんを人権擁護委員に推薦することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

第35号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります久保田和子委員が平成29年5月30日をもって任期満了となりますことから、新たに吉田町住吉2038番地、三輪春美さんを人権擁護委員に推薦することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

なお、第11号議案の平成28年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、学校教育施設空調設備整備事業に関しまして、国の補正予算に呼応しまして、早期に事業を着手する必要がありますとともに、当町にとって交付税算定率の高い有利な起債を措置するため、3月9日までに議会の議決及び国・県への申請を行う必要がありますことから、早期議決をお願いしたいと考えております。

第24号議案静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてでございますが、静岡県市町総合事務組合の組合長から文書により協議依頼があり、本年3月15日付にて協議書の提出等求められていることから、こちらも早期議決につきまして議会の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上が上程をいたします34議案の概要でございますが、詳細につきましては担当課長から申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分とします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて、各担当課長から詳細説明をお願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

〔総務課長 谷澤智秀君登壇〕

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

総務課からは、第3号議案、第5号議案、第6号議案、第12号議員、第17号議案、第24号議案、第26議案から第29号議案、第34号議案及び第35号議案の計12議案につきまして、御説明申し上げます。

初めに、第3号議案 吉田町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の3ページ34ページ及び参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、吉田町職員の定数を定める条例に規定する職員数を変更する内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

現在、吉田町職員定数条例につきましては、平成8年に改正されて以来、変更が行われていないものでございます。近年の行政需要の増加に対応するため、これまで必要最小限の職員の増員、配置を図ってまいりましたが、著しい保育事業の高まりもあり、町長部局の職員数が上限となる定数に達する状況となっております。このため、今後の行政需要に適正に

対応するため、吉田町職員定数条例における定数を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、総務省自治行政局が発行します類似団体別職員数の状況による定員管理診断による結果を参照といたしまして、実際の配置人員を考慮した上で、第2条第2号の町長の事務部局の職員を「186人」から「196人」に改め、同条第7号の教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の職員を「27人」から「30人」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日からの施行とするものでございます。

なお、今回の改正につきましては、あくまでも定数の上限を定め、行政課題に対応した弾力的な運用を図るためのものでございまして、改正後の定数に向けて職員増を行っていく趣旨のものではございませんので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第5号議案 吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の14ページから16ページ、参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行により、育児休業等の対象となる子の範囲に、「特別養子縁組の監護期間中、子及び養子縁組、里親に委託されている子」を加えられたことに伴いまして、本条例の関係箇所につきまして所要の改正を行おうとする内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくこととさせていただきます。

改正の内容でございますが、第2条の2に、改正第2条の2の改正規定につきましては、地方公務員の育児休業に関する法律第2条第1項におきまして、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者、その他これらに準ずるものとして条例で定めるものが新たに規定されましたことから、当該条例で定めるものを新たに第2条の2に新設して定めるものでございます。

この第2条の2で定めるものにつきましては、児童福祉法第6条の4第2項に規定します厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者のうち、同法第34条の19に規定する養子縁組、里親名簿に登録された職員、同法第27条第1項第3号の規定により、委託されている当該児童とするものでございます。

ここで規定しております児童福祉法第27条第1項第3号の規定は、児童を小規模住居型児童養育事業を行う者、もしくは里親へ委託する内容の規定でございます。

また、第2条の2の新設に伴いまして、既存の第2条の2を1条繰り下げまして、第2条の3とする改正もあわせて行っております。

第3条の改正規定につきましては、新たに児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親である職員に委託されている児童に関する規定が地方公務員の育児休業に関する条例第2条に追加されましたことに伴いまして、これまでの第1号の規定を2号に分けて、第2号のロとして、新たに規定を設ける改正でございます。

また、このことに伴いまして、既存の第2号から第5号を1号ずつ繰り下げる改正をあわせて行うものでございます。

第10条の改正規定につきましては、第3条の改正に伴いまして、これまで第1号により規定していた内容を2号に分けて規定し直すものでございます。

また、このことに伴いまして、既存の第2号から第6号を1号ずつ繰り下げる改正をあわせて行うものでございます。

第20条の改正規定につきましては、介護時間の新設に伴いまして、部分休業の承認については2時間から介護時間を減じた時間で承認することとする改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、第6号議案 吉田町個人情報保護条例及び吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書17ページ、18ページ及び参考資料ナンバー5をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月9日に公布されました。情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報、いわゆるマイナンバーを国や県、他の市町村と情報連携することにつきまして、法で定められた情報連携に加えて条例で定める独自利用事務での情報連携が新たに定められ、平成29年5月30日から施行されることになりましたことから、この追加された条文に係る本条例につきまして法改正の趣旨に沿って所要の改正を行おうとする内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくものでございます。

この改正法で関係する条例は、吉田町個人情報保護条例と吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の二つの条例がございますので、関連条例として1議案として今回上程しているものでございます。

改正の内容でございますが、まず、第1条の吉田町個人情報保護条例の一部改正につきましては、条例で定める独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に関する規定整備として、番号法第19条第8号及び第26条の規定による特定個人情報の提供の追加に伴いまして、情報提供等記録の用語の定義内容の追加や条ずれ、簡易な用語の修正を行うものでございます。

第2条第6号の改正規定では、情報提供記録等の用語の定義、番号法に追加された項目を新たに追加するものでございます。番号法第23条第1項及び第2項の次に（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む第25条の2において同じ）を加えるものでございます。

第25条第2項の改正規定では、用語の修正となりまして、「第1項」を「前項」に改めるものでございます。

第25条の2の改正規定では、こちらも番号法で新たに定められた用語を追加するもので、または情報提供者、もしくは情報提供者、または同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者に改めるものでございます。

第29条の2第1項第1号の改正規定では、番号法第26条の追加によりまして、同法第27条から1条ずつ繰り下げる必要がありますので、第28条を第29条に改めるものでございます。

第38条第7項の改正規定では、用語の修正といたしまして、「前各号」を「前各項」に改

めるものでございます。

次に、第2条の吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、番号法第19条第8号の追加に伴いまして、同条第9号から1号ずつ繰り下げる必要がありますので、第1条及び第5条第1項中、「第19条第9号」を「第19条第10号」に改めるものでございます。

なお、施行期日は法の施行日と同日の平成29年5月30日からでございます。

次に、第12号議案 平成28年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

別冊の平成28年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）をごらんいただきたいと思います。

今回の補正は、表紙をめくった裏面の第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,544万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入から御説明させていただきます。

平成28年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページをごらんください。

1款財産収入でございますが、土地開発基金の預金利子総額の見込みが43万8,000円となりますので、今回38万9,000円を増額補正させていただくものでございます。

次に、3ページをごらんください。

歳出でございます。

1款総務費の1項1目一般管理費に歳入で増額補正をいたしました預金利息の38万9,000円を全額計上し、土地開発基金への積立金を増額補正させていただくものでございます。

次に、第17号議案 平成29年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

議案書の63ページから65ページをごらんください。

平成29年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出予算の総額でございますが、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ1,502万3,000円とし、款項ごとの金額は、65ページ、第1表のとおりとするものでございます。

詳細につきましては、平成29年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書、厚いものがあるかと思いますが、そちらの一般会計予算最終ページ、216ページの次に土地取得事業特別会計予算の歳入歳出予算の事項別明細書がございます。あわせてこちらの事項別明細書に沿って御説明させていただきたいと思っておりますので、資料のほうをごらんください。

1ページ、総括の歳入をごらんください。

1款財産収入は、前年度より3万円少ない2万1,000円、2款繰入金は、前年度と同額の1,500万円、3款繰越金及び4款諸収入は、いずれも前年度と同額の1,000円とし、歳入合計1,502万3,000円を計上いたしております。

また、歳出につきましては、1款総務費に、前年度より3万円少ない1,502万3,000円を計上いたしました。

次に、2ページから4ページをごらんください。

歳入の詳細内訳でございます。

1 款財産収入は2万1,000円は、土地開発基金の預金利子1万9,000円と土地売却収入2,000円でございます。

2 款繰入金の1,500万円は、土地開発基金からの繰入金1,500万円でございます。

3 款繰越金は1,000円でございます。

4 款諸収入は土地取得事業特別会計の預金利子1,000円でございます。

次に、5 ページの歳出をごらんください。

1 款総務費の総務管理費の1,502万3,000円でございますが、土地開発基金への積立金に2万1,000円、財産取得費に1,500万円、土地開発基金への繰出金に2,000円を計上いたしました。

次に、第24号議案 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてでございます。

議案書の85ページ、86ページ及び参考資料ナンバー14をごらんください。

本議案は、静岡県市町総合事務組合理長から、本年1月31日付の文書による規約変更に係る協議依頼がございまして、本年3月15日付で協議書を提出するよう依頼がありましたので、地方自治法第290条の規定によりまして、規約変更に係る議案を上程させていただいているものでございます。

今回の規約変更の内容でございますが、裾野長泉火葬施設の事業主体につきまして、既存の裾野長泉清掃組合に業務追加をするとともに、当該組合の名称を裾野市長泉町衛生施設組合へと名称変更することに伴いまして、静岡県市町総合事務組合理約の別表第1及び別表第2の一部を変更するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成29年4月1日からの施行となるものでございます。

この議案につきましては、市町総合事務組合理長の組合長から、先ほどの協議依頼の提出を求められてございまして、3月15日に提出ということになっております。こうしたことから、早期の議決をお願いさせていただくものでございます。よろしくお願いたします。

次に、第26号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書93ページ及び参考資料ナンバー15をごらんください。

本議案は、吉田町立集落センター設置条例第7条第1項の規定に基づき、平成29年4月1日から神戸集落センターの管理を指定管理者に行わせるようにするものでございまして、その管理者に現在同施設の管理を行っております北区自治会を指定しようとするものでございます。

この神戸集落センターの指定管理の指定につきましては、農村集落のコミュニティ施設としての設置目的を達成するためには、引き続き、地元自治会であります北区自治会を指定することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きによりまして、北区自治会を選定したものでございます。

指定する期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とし、平成29年度に係る指定管理料は年額5万円としているものでございます。

次に、第27号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書24ページ及び参考資料ナンバー16をごらんください。

本議案は、吉田町立コミュニティ・センター設置条例第7条第1項の規定に基づき、平成29年4月1日から大幡会館の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に現在同施設の管理を行っております北区自治会を指定しようとするものでござ

ざいます。

大幡会館の指定管理の指定につきましては、コミュニティ施設としての設置目的を達成するためには、引き続き、地元自治会であります北区自治会を指定することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条のただし書きによりまして、北区自治会を選定したものでございます。

指定する期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とし、平成29年度に係る指定管理委託料は年額10万円としているものでございます。

次に、第28号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書95ページ及び参考資料ナンバー17をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、吉田町立コミュニティ・センター設置条例第7条第1項の規定に基づき、平成29年4月1日から、川尻浜丁会館の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に現在同施設の管理を行っております川尻区自治会を指定しようとするものでございます。

この川尻浜丁会館の指定管理者の指定につきましては、コミュニティ施設としての設置目的を達成するためには、引き続き地元自治会であります川尻区自治会を指定することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条ただし書きにより、川尻区自治会を選定したものでございます。

指定する期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とし、平成29年度に係る指定管理料は年額10万円としているものでございます。

次に、第29号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書96ページ、参考資料ナンバー18をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、吉田町立コミュニティ・センター設置条例第7条第1項の規定に基づき、平成29年4月1日から住吉会館の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に現在、同施設の管理を行っております住吉区自治会を指定しようとするものでございます。

この住吉会館の指定管理者につきましては、コミュニティ施設としての設置目的を達成するためには、引き続き、地元自治会であります住吉区自治会を指定することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きによりまして、住吉区自治会を選定したものでございます。

指定する期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とし、平成29年度に係る指定管理者委託料は年額60万円としているものでございます。

次に、第34号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書101ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております大畑一松委員が平成29年9月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より、候補者の推薦依頼がございました。

町といたしましては、引き続き、大畑一松さんを人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

大畑さんの住所は、吉田町神戸3897番地の1、氏名は、大畑一松、生年月日は昭和23年3月10日で現在68歳でございます。

大畑さんは、吉田町の地域の実情にも精通し、人権に対して深い御理解と熱意をお持ちの方であり、人権擁護委員として現在3期9年の御経験を積まれております。

また、大畑さんの推薦に当たりましては、当初及び前回と同様に、地元北区自治会から強い推薦をいただいた経緯がございまして、人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

次に、第35号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。議案書102ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております久保田和子委員が平成29年9月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より、候補者の推薦依頼がございました。

当初町といたしましては、引き続き、久保田和子さんを人権擁護委員の候補として、法務大臣に推薦したいと考えておりましたが、御本人様から退任の申し出がございましたことから、新たに三輪春美さんを人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

三輪さんの住所は、吉田町住吉2038番地、氏名は三輪春美、生年月日昭和33年3月28日で現在59歳でございます。

三輪さんは、昭和54年から平成26年まで教員として県内の小・中学校に勤務され、うち平成元年から平成8年までは吉田中学校に勤務されておりました。その間、児童・生徒とのかかわり合いの中で、人権教育にも携わってきておられております。

また、地域におきましても、平成27年度に住吉区森下の婦人部部長を務められ、地域の実情にも精通し、人権擁護活動に対して深い御理解と熱意をお持ちの方でございます。

また、今回の推薦に当たりましては、地元住吉区の自治会からも強い推薦をいただいておりますので、人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

以上、総務課関係の12議案の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

〔防災課長兼防災監 大石剛久君登壇〕

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

防災課からは、第2号議案 吉田町防災会議条例の一部を改正する条例についての1議案について御説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、防災会議の柔軟な組織運営を図るため、防災会議委員の定数について、組織全体の定数に改めること及び号ずれを修正する内容の条例改正をお認めいただくこととすることとでございます。

改正の内容でございますが、第3条第6項につきまして各号における委員定数の明記をなくし、防災会議の委員の人数を35人以内とするものでございます。

また、第3条7項につきまして号ずれが生じているため、第3条第7項中「第5項第7号及び第8号」を「第5項第8号及び第9号」に改めるものでございます。

附則につきましては、改正後の条例について公布の日から施行するというものでございます。

なお、委員の人数につきましては、第3条第5項第5号に規定している町長がその部内の職員のうちから指名する者以外の委員は、これまでどおりの定数として組織運営を図っていきたくて考えております。

以上が吉田町防災会議条例の一部を改正する条例についての説明でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、八木寿彦君。

〔企画課長 八木寿彦君登壇〕

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

企画課からは、第9号議案、第11号議案、第16号議案及び第25号議案の4議案について御説明申し上げます。

最初に、第9号議案 吉田町創業支援センター設置条例の制定について御説明申し上げます。

議案は議案つづり38ページから、また参考資料のナンバー8をごらんいただきたいと思っております。

本議案は、地方創生加速化交付金を活用し、旧すみれ保育園園舎を改修し、新作業の創業及び地場産業の活性化を図り、もって地域経済の発展に資するため、新たな事業を展開しようとしている人が利用できる事務室を有する創業支援センターを設置し、その管理等について条例を制定しようとするものでございます。

それでは、吉田町創業支援センター設置条例の内容につきまして御説明申し上げます。

39ページをごらんください。

まず、第1条でございますが、設置を規定するものでございまして、新たな事業を展開しようとする者への支援を通じて、地域経済の発展に資するため、吉田町創業支援センターを設置することを規定しております。

第2条は、名称及び位置を規定するものでございまして、このセンターの名称を吉田町創業支援センターとし、位置につきましては吉田町川尻1621番地とすることを規定しております。

第3条は、事業について規定するものでございまして、このセンターの事業について第1条に規定する設置目的を達成するための事業に関する事、センターの施設及び設備の提供に関する事と規定しております。

第4条は、施設について規定するものでございまして、センターに貸し出し用事務室を置くことを規定しております。

また、第2項では、事務室は3区画とすることを規定しております。

第5条は、使用者の範囲について規定するものでございまして、事務室を使用することができる者は、第8条に規定する事務室の使用期間終了後も町内において引き続き事業を行う意思を有する者であって、事業を営んでいない個人、または団体が事務室の使用を開始する日以後1年以内に創業する具体的な計画を有する者、事務室の使用開始時において創業から3年を経過していない個人、団体または中小企業法第2条第5項に規定する小規模企業者、または前2号に準ずるものとして町長が認める者のいずれかに該当するものと規定しております。

また、第2項では、第1項の規定にかかわらず、卸売業、小売業またはサービス業で、接客を業務とする事業を事務室において行うとする者は、事務室の使用の対象としないことを規定しております。

第6条は、使用の許可等について規定するものでございまして、事務室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請し、その許可を受けなければならないことを規定しております。

また、第2項では、町長は第1項の規定により申請を行った者は、次のいずれかに該当する場合、広域を害するおそれがあると認めるとき、公の秩序、または善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき、またはその他管理上支障があるときは、使用を許可しないことを規定しております。

第7条は、使用の制限について規定するものでございまして、町長は事務室を使用する者が不正行為により使用の許可を受けたとき、使用の目的、または許可に係る主要な条件に反したとき、施設を故意または重大な過失により損傷したとき、この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき、また全各号に掲げる者のほか町長が使用することを不相当と認めるとき、またはセンターの管理上、特に必要があると認めるときは、許可に係る使用の条件を変更し、もしくは使用を訂正させ、または当該許可を取り消すことができる旨、規定しております。

また、第2項では、町長は使用が第1項各号のいずれかに該当する理由により、第1項に規定する処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わないことを規定しております。

第8条は、使用期間について規定するものでございまして、事務室の使用期間は3年以内とする。ただし、町長が必要と認めるときは、1年ごとに使用期間を更新することができることを規定しております。

第9条は、使用料について規定するものでございまして、使用者は別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、町長が必要と認めたときは、使用料を減額し、または免除することができることを規定しております。

第10条は、損害賠償について規定するものでございまして、使用者は事故の責めに帰すべき理由により、その使用中にセンターの施設もしくは設備を損傷し、またはセンターの物品を亡失し、もしくは損傷したときは、これを修理し、またはその損害を賠償しなければならない旨、規定しております。

第11条は、指定管理者による管理について規定するものでございまして、町長は地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、町が指定する者、指定管理者にセンターの管理をさせることができることを規定しております。

また、第2項では、第1項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせている場合においては、第6条から第9条までの規定中、町長たるのは指定管理者と読みかえることを規定しております。

第12条は、指定管理者が行う管理の基準について規定するものでございまして、指定管理者はこの条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならないことを規定しています。

第13条は、指定管理者が行う業務の範囲について規定するものでございまして、指定管理

者が行う業務の範囲は、第1条に規定する設置目的を達成するための事業に関するセンターの使用の許可、許可の取り消し等に関する事、センターの維持管理に関する事、または前3号に掲げるもののほか町長が定める業務とすることを規定しております。

第14条は、利用料金について規定するものでございまして、第11条第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、使用者は指定管理者に対し利用料金を支払わなければならないことを規定しております。

また、第2項では、第1項の利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とすることを規定しております。

また、第3項では、利用料金の額は別表に規定する額を上限として指定管理者が定めることを規定しております。

また、第4項では、町長が定める基準に従い、利用料金を減額し、または免除することができることを規定しております。

そして、第5項では、前各項に定めるもののほか、利用料金の納入方法については、町長が定める基準に従い、指定管理者が定めるものと規定しております。

第15条は、委任について規定するものでございまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるものと規定しております。

附則につきましては、施行期日を平成29年4月1日とすることを規定しています。

また、別表でございしますが、事務室1区画につき月額1万7,000円とすることを規定しております。

以上が第9号議案の内容でございます。

続きまして、第11号議案 平成28年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についての内容を御説明申し上げますので、別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条でございしますが、現況予算から歳入歳出それぞれ3億3,965万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ106億3,247万4,000円とし、その款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから3ページまでの第1表、歳入歳出予算補正のとおりとすることを御認めいただくとするものでございます。

次に、第2条でございしますが、平成28年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みのあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて、翌年度に繰り越して使用することができる経費を4ページに掲げる第2表、繰越明許費補正のとおりとすることを御認めいただくとするものでございます。

そして、第3条でございしますが、地方債の補正につきまして、5ページに掲げる第3表、地方債補正のとおりとすることを御認めいただくとするものでございます。

具体的な内容といたしまして、繰越明許費補正から御説明申し上げますので、4ページをごらんください。

今回、追加で措置しようとしております繰越明許費でございしますが、全部で4事業につきまして総額9,176万1,000円の予算を翌年度に繰り越しして使用することを御認めいただくとするものでございます。

それでは、繰り越しをお認めいただく事業とその財源につきまして事業ごとに申し上げます。

まず、戸籍住民基本台帳事務費につきましては、個人番号カード等の発行事務を行ってお

ります地方公共団体情報システム機構に対する交付金に係る予算227万3,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては全額国庫補助金でございます。

次の企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費につきましては、道路の拡幅等に係る委託料の予算3,100万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては地方債と一般財源でございます。

次の大幡川改修事業費につきましては、設計に係る委託料の予算4,500万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては国庫補助基金と地方債、そして一般財源でございます。

次の土地区画整理事業費につきましては、浜田土地区画整理組合で実施する工事に係る補助金の予算1,348万8,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全て一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づいて、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整して、次に開会される議会に報告しなければならないことになっておりますので、これらの繰越明許費につきましても、そのルールに従って御報告させていただきますようにいたします。

続きまして、5ページの地方債補正につきまして御説明申し上げます。

起債につきましては、事業の実施状況に沿って第3表に掲げる事業の記載限度額につきまして追加、廃止及び変更をお認めいただくとするものでございます。

この地方債の補正によりまして、起債全体の限度額は、補正前と比べまして1億6,440万円減額となります。

続きまして、別冊の平成28年度吉田町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書に沿って補正予算の内容を御説明させていただきます。

3ページの歳入からごらんいただきたいと思います。

初めに、3款利子割交付金は50万円の減額、4款配当割交付金は1,360万円の減額でございます。

次に、4ページをごらんください。

5款株式等譲渡所得割交付金は1,430万円の減額、6款地方消費税交付金は1,180万円の減額でございます。

5ページをごらんください。

7款自動車取得税交付金は20万円の減額でございます。いずれも県の情報をもとに算出した結果でございます。

次の11款分担金及び負担金につきましては35万8,000円の減額でございます。これは1項1目農林水産業分担金につきまして、県補助金の確定に応じて事業費を減額することから、それに応じて分担金も減額となるものでございます。

次に、6ページをごらんください。

13款国庫支出金は5,581万3,000円の減額でございます。このうち1項1目民生費国庫負担金につきましては423万2,000円の増額でございます。これは社会福祉費負担金につきまして過年度分の障害児施設措置費給付費等負担金及び障害者自立支援給付費負担金が確定になりましたことから、実績に応じまして1,538万2,000円増額するものでございます。

また、保険基盤安定制度負担金が本算定の結果25万6,000円減額するとともに、児童手当国

庫負担金を決算見込みにより1,085万7,000円、低所得者保険料軽減国庫負担金を3万8,000円減額するものでございます。

次に、2項1目総務費国庫補助金につきましては145万9,000円の増額でございます。これは総務管理費補助金につきまして国の交付決定を受けて社会保障・税番号制度に係るシステム整備費を計上するものでございます。

また、戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、国の交付決定を受けて個人番号カード交付事業費を減額する一方で、社会保障・税番号制度に係るシステム整備費を計上した結果、2万1,000円の減額、町税費補助金につきましては国の交付決定を受けて、社会保障・税番号制度に係るシステム整備費を計上した結果86万4,000円増額するものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金につきましては823万4,000円を減額するものでございます。これは内示額に沿って社会福祉費補助金の中の地域生活支援事業費を798万円減額するとともに、実績に応じて社会保障・税番号制度に係るシステム整備費を減額した結果でございます。

次に、3目衛生費補助金につきましては232万2,000円の減額でございます。これは国の交付決定を受けて循環型社会形成推進交付金を81万9,000円、実績に応じて社会保障・税番号制度に係るシステム整備費42万3,000円、母子保健衛生費国庫補助金を108万円、それぞれ減額するものでございます。

8ページをごらんください。

5目土木費国庫補助金につきましては、国の内示に沿って7,110万8,000円を減額するものでございます。

6目教育費国庫補助金につきましては2,008万2,000円を増額するものでございます。これは教育総務費補助金につきまして、国の追加内示をいただきましたことから、文部科学省の学校施設環境改善交付金につきまして増額するものでございます。

次に、3項1目総務費国庫委託金は、中長期在留者の事務処理件数の増加によりまして、戸籍住民基本台帳費委託金を7万9,000円増額するものでございます。

9ページをごらんください。

14款県支出金は8,381万3,000円の減額となります。

まず、1項1目民生費県負担金につきましては355万円の増額でございます。これは社会福祉費負担金につきまして、過年度分の障害児施設措置費給付費等及び障害児自立支援給付費負担金が確定されましたことから、実績に応じて増額するものでございます。

また、保険基盤安定制度負担金につきまして、本算定によりまして158万1,000円減額するとともに、児童手当県負担金につきまして、決算見込みによりまして254万円減額、低所得者保険軽減県負担金を1万9,000円減額するものでございます。

次に、2項1目総務費県補助金につきましては1,850万円の減額でございます。これは事業の実績に応じて静岡空港隣接地域にぎわい空間創成事業費を減額するものでございます。

次に、9ページから10ページにかけましての2目民生費県補助金は399万円を減額、3目衛生費県補助金につきましては19万9,000円を減額するものでございますが、これは県の内示額に沿った減額を行うものでございます。

次に、4目農林水産業費県補助金は4,974万4,000円の減額でございます。これは農業費補助金において、実績により農業経営基盤強化資金利子助成事業費及び経営体育成支援事業費

を減額した結果でございます。

また、水産業費補助金につきましては、内示額に沿って4,868万3,000円減額するものでございます。

7目消防費県補助金は決算見込みによりまして、石油貯蔵施設立地対策等交付金を35万1,000円減額、緊急地震・津波対策交付金を1,521万6,000円減額する一方で、特定発電所周辺地域振興対策交付金を191万9,000円新たに計上した結果、合計で1,364万8,000円を減額するものでございます。

11ページの3項1目総務費県委託金につきましては、事業実績に応じまして参議院議員選挙費を128万2,000円減額するものでございます。

続きまして、15款財産収入は423万7,000円を増額するものでございます。これは1項2目利子及び配当金収入につきましては、当初予定しておりました金額以上の利子額を収入できることになりましたことから増額するものでございます。

12ページをごらんください。

17款繰入金は90万円を減額するものでございます。これは吉田町高等学校等奨学金の交付対象人数が確定したことに伴い、教育振興基金繰入金を減額するものでございます。

続きまして、19款諸収入は179万5,000円の増額となります。

2項1目町預金利子につきましては、現在までの実績を勘案し11万1,000円を減額するものでございます。

12ページから13ページにかけましての5項2目の雑入につきましては190万6,000円を増額するものでございます。これは総務費雑入において、市町村振興協会市町交付金の確定により5万5,000円減額する一方で、民生費雑入において、介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金の返還金を142万9,000円増額、衛生費雑入において、決算見込みによりまして後期高齢者医療広域連合からの健康診査委託金を53万2,000円増額することとなりましたことから、増額となるものでございます。

続きまして、13ページから14ページにかけましての20款町債につきましては1億6,440万円を減額するものでございます。

まず、1項1目総務債につきましては120万円の減額でございますが、これは庁舎の非常用発電機整備事業の事業実績に応じ減額するものでございます。

次に、2目農業水産業費農業債につきましては2,010万円の減額でございます。これはそれぞれの事業実績に応じて減額するものでございます。

次に、14ページの3目土木債につきましては1億3,960万円の減額でございますが、これは吉田町内道路舗装繕繕事業の町債を事業実績に応じて減額するとともに、内陸のフロンティアを拓く取り組みの中に位置づけられております企業活動維持支援事業区域の事業を見直した結果、高島9号線整備事業につきまして町債を全て減額し、新たに企業活動維持支援事業区域基盤整備事業として2,000万円の町債を計上するものでございます。

また、西の宮雨水幹線整備事業につきましても、事業実績に応じて減額するものでございます。

次に、4目消防債につきましては、同報無線デジタル化整備事業の調査につきまして事業実績に応じ3,040万円減額するものでございます。

次に、5目教育債につきましては、学習ホールの非常用発電機整備事業の調査につきまし

て、事業実績に応じ30万円減額する一方で、国の追加内示によりまして、各小・中学校で実施いたします学校教育施設空調設備整備事業の調査につきまして2,720万円増額した結果、合計で2,690万円増額するものでございます。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

15ページをごらんください。

1款議会費は81万1,000円の減額でございます。これは決算見込みによりまして、議会調査活動費を減額するものでございます。

2款総務費につきましては547万9,000円を増額するものでございます。このうち、15ページから16ページにかけての1項5目財産管理費は庁舎の非常用発電機整備事業の実績から工事請負費を128万6,000円減額するものでございます。

次に、10目人事管理費は、決算見込みによる減額でございます。

次に、11目事務改善対策費は、歳入で申し上げました社会保障・税番号制度に係るシステム整備費の交付内示を受けまして、財源振替をするものでございます。

次に、16ページから17ページにかけての2項1目税務総務費は、過年度の町税につきまして還付金が発生いたしましたことから1,600万円を増額するものでございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費は45万3,000円を減額するものでございます。これは国の交付決定を受けて、職員人件費の財源振替を行うとともに、個人番号カードの交付を委託しております地方公共団体情報システム機構の交付金を減額するものでございます。また、減額後の個人番号カード交付事務費交付金につきましては、平成29年度に繰り越しをさせていただくこととなります。

18ページをごらんください。

4項3目参議院議員選挙費は、事業実績に沿って128万2,000円減額するものでございます。

19ページをごらんください。

3款民生費は3,391万2,000円の減額となります。

まず、1項1目社会福祉総務費につきましては、臨時福祉給付金給付事業費が確定いたしましたことから、事業実績に応じ国庫補助金返還金27万円を計上するものでございます。

次に、2目国民年金事務費につきましては、事業実績に応じ、社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料を25万4,000円減額するものでございます。

19ページから20ページにかけての3目国民健康保険費につきましては、本算定に基づく保険基盤安定繰出金を245万円減額する一方で、職員給与費等繰出金、財政安定化支援事業繰出金を増額した結果、合計で151万6,000円の増額となるものでございます。

次に、4目老人福祉費は142万9,000円の増額でございますが、これは県補助金の返還額が確定されましたことから、増額するものでございます。

次に、5目心身障害者福祉費は、事業実績に基づき心身障害者自立支援事業費を289万4,000円増額するものでございます。

20ページから21ページの7目介護保険費は、介護給付費の決算見込みによりまして、繰出金を3,124万2,000円減額するものでございます。

次に、2項2目児童措置費は、児童手当費を実績に応じて1,593万5,000円減額するものでございます。

21ページから22ページにかけての3目保育所費は741万円の増額でございます。これは決算

見込みによりまして、施設型給付費を469万2,000円増額するとともに、県補助金の返還額が確定されましたことから271万8,000円増額するものでございます。

続きまして、4款衛生費は475万9,000円を減額するものでございます。

1項2目予防費は356万9,000円の減額でございますが、これは決算見込みにより成人肺炎球菌予防接種や子宮頸がん予防接種等の委託料を221万5,000円減額するとともに、里帰り等で指定された医療機関外で実施した定期予防接種に対応する助成金を135万4,000円減額するものでございます。

23ページをごらんください。

3目環境衛生費は、国・県補助金の減額に伴って浄化槽設置費補助金を104万8,000円減額するものでございます。

次に、5目母子保健衛生費は484万円を減額するものでございますが、これは決算見込みによる減額でございます。

24ページをごらんください。

7目老人保健事業費は469万8,000円の増額でございます。これは決算見込みにより特定健診委託金を53万2,000円増額する一方で、事業実績により社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料を63万5,000円減額、また過年度の医療費が確定されましたことから、負担金を480万2,000円増額した結果、合計で469万8,000円増額するものでございます。

続きまして、6款農林水産業費は9,231万9,000円を減額するものでございます。

24ページから25ページにかけましての1項3目農業振興費は141万4,000円を減額するものでございます。これは実績に基づき農業振興費の農業振興地域整備促進協議会委員報酬、農業経営基盤強化資金利子助成金及び経営体育成支援事業費を減額するとともに、担い手育成総合対策事業費につきましても減額しております。

次に、3項1目水産振興費は、事業実績に応じ79万7,000円の減額でございます。

26ページの2目漁港管理費は9,010万8,000円を減額するものでございます。これは水産基盤整備事業費につきまして、国庫補助金の減額と決算見込みを踏まえまして1,177万6,000円減額する一方で、水産物供給基盤機能保全事業費につきましては、国庫補助金の減額と決算見込みに沿った財源振替を計上しております。

また、漁港施設機能強化事業費につきましては、国庫補助金の減額と決算見込みを踏まえまして433万2,000円減額するとともに、漁港環境整備事業につきまして、国庫補助金の減額と決算見込みを踏まえまして7,400万円減額した結果、合計で9,010万8,000円の減額となるものでございます。

続きまして、27ページをごらんください。

8款土木費でございますが、2億4,209万2,000円の減額でございます。

まず、1項1目土木総務費は、職員人件費を52万円増額するものでございます。

次に、2項1目道路維持費につきましては、国庫補助金の減額と決算見込みを踏まえまして4,656万円減額するものでございます。

28ページの2目道路新設改良費は、企業活動維持支援事業区域に進出する企業の意向を確認しながら、事業内容を見直した結果、高島9号線道路改良事業費につきましては5,703万2,000円減額する一方で、企業活動維持支援事業区域の早期基盤整備を図るために新設した事業活動維持支援事業区域基盤整備事業費につきましては、地方債が活用できることになりま

したことから、財源振替を行うものでございます。

なお、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費につきましては、平成29年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

28ページから29ページにかけての4項2目土地区画整理事業費は1億3,678万円の減額でございますが、これは職員人件費を増額する一方で、土地区画整理事業費につきましては決算見込みにより4,974万9,000円の減額、西の宮雨水幹線整備事業費につきましては国庫補助金の減額、決算見込みを踏まえまして8,725万1,000円減額するものでございます。

なお、浜田土地区画整理組合補助金につきましては、平成29年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

次に、4目公共下水道費は、公共下水道事業特別会計の決算見込みに沿って繰出金を224万円減額するものでございます。

30ページをごらんください。

9款消防費につきましては4,623万5,000円の減額でございます。

まず、1項1目常備消防費及び3目消防施設費につきましては、事業実績に基づく減額でございます。

5目の災害対策費につきましては、今年度工事を予定しておりました同報無線デジタル化工事につきまして事業内容を検討した結果、来年度に実施することになりましたことから4,565万円減額するものでございます。

続きまして、31ページをごらんください。

10款教育費は3,985万5,000円の増額でございます。

まず、1項3目教育諸費につきましては事業実績に応じて国際理解教育推進事業費委託料及び吉田町高等学校等奨学金を減額する一方で、国の学校施設環境改善交付金の追加内示を受け、中学校の特別教室に空調設備工事を実施することができるようになりましたことから、設計管理委託料を94万5,000円、施設整備工事請負費を4,725万円増額するものでございます。

31ページから32ページにかけての2項1目学校管理費につきましては、事業実績により691万4,000円を減額する補正となっております。

次に、4項3目学習ホール運営費につきましては、非常用発電機整備の決算見込みにより33万2,000円減額するものでございます。

最後に13款諸支出金でございますが、3,514万2,000円の増額でございます。これは今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入3,506万4,000円を財政調整基金に積み立てるものの増額のほか、小・中学校建設基金費につきましては、当初予定していた積立額よりも多くの積み立てができる見込みができましたことから7万8,000円増額するものでございます。

以上、ただいま御説明申し上げました内容が平成28年度吉田町一般会計補正予算(第4号)案の概要でございます。

○議長(大塚邦子君) ここで暫時休憩といたします。再開は13時15分といたします。

休憩 午後 零時14分

再開 午後 1時12分

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き、企画課長、お願いします。

企画課長、八木寿彦君。

〔企画課長 八木寿彦君登壇〕

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

続きまして、第16号議案 平成29年度吉田町一般会計予算について御説明申し上げます。

議案は、議案つづりの51ページからとなります。

それでは、52ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億9,800万円とし、またこの款項区分ごとの金額は53ページから59ページまでに掲載しております第1表、歳入歳出予算のとおりお認めいただくとするものでございます。

第2条は、60ページに掲げました第2表、債務負担行為のとおり、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額をお認めいただくとするものでございます。

第3条は、61ページから62ページに掲げました第3表、地方債のとおりお認めいただくとするものでございます。

第4条は、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めることにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第5条は、歳出予算の各項間の金額を流用することができる経費を定めるものでございます。

以上が平成29年度吉田町一般会計予算案でございますが、引き続き概要を御説明させていただきます。

それでは、53ページからの第1表、歳入歳出予算に沿って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款町税は51億1,991万1,000円を計上し、歳入総額に占める割合は44.5%となっております。

次に、2款地方譲与税は9,680万円の計上でございます。これは地方財政計画の率を考慮し、1項地方揮発油譲与税を2,700万円、2項自動車重量譲与税を6,980万円計上するものでございます。

3款利子割交付金は610万円、4款配当割交付金につきましては2,020万円、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては1,490万円をそれぞれ計上しております。

54ページをごらんください。

6款地方消費税交付金は5億8,730万円の計上でございます。

7款自動車取得税交付金は3,090万円、8款地方特例交付金は2,480万円を計上しております。

9款地方交付税につきましては、平成29年度においても引き続き交付団体と推定いたしまして、3億6,780万円を見込んでおります。このうち2億6,780万円は普通交付税、1億円は特別交付税でございます。

10款交通安全対策特別交付金は420万円の計上でございます。

11款分担金及び負担金は1億2,329万3,000円の計上で、分担金として324万5,000円、負担金として1億2,004万8,000円を計上しております。

次に、12款使用料及び手数料は6,432万6,000円の計上で、使用料として5,024万3,000円、手数料として1,408万3,000円を計上しております。

55ページをごらんください。

13款国庫支出金は8億6,833万1,000円の計上でございますが、社会資本整備総合交付金や臨時福祉給付金給付事業補助金の影響により、前年度と比べ1,139万円の減額でございます。その内訳といたしましては、国庫負担金として6億4,501万9,000円、国庫補助金として2億1,513万2,000円、国庫委託金として818万円を計上しております。

次の14款県支出金は10億3,259万6,000円の計上でございますが、地域産業立地事業費補助金や緊急地震・津波対策交付金により2億2,264万2,000円の増額でございます。その内訳といたしましては、県負担金として3億1,234万8,000円、県補助金として6億5,802万8,000円、県委託金として6,220万円を計上しております。

15款財産収入は1,624万8,000円の計上ございまして、財産運用収入として424万7,000円、財産売払収入として1,200万1,000円を計上しております。

16款寄附金は7億150万円の計上でございますが、そのうちふるさと納税分として7億円を計上しております。

17款繰入金は8億2,649万1,000円の計上でございます。内訳といたしましては、特別会計繰入金として12万6,000円、基金繰入金として8億2,636万5,000円を計上しておりまして、合計で前年度より4億5,486万5,000円多い金額となっております。これはふるさと納税の目的基金から繰り入れを行うことによるものでございます。

次に、56ページの18款繰越金は2億円、19款の諸収入は1億8,800万4,000円の計上でございます。

20款町債につきましては12億430万円の計上でございますが、これは前年度より4億5,670万円増額となっております。

続きまして、歳出でございますが、57ページからごらんください。

1款議会費は9,926万4,000円の計上となっております。

また、2款総務費は15億9,200万9,000円の計上で、ふるさと納税が主な要因となりまして、前年度より5億3,342万1,000円の増額となっております。

3款民生費は27億5,306万8,000円の計上でございますが、心身障害者自立支援事業等の影響や子ども医療費を4款から3款へ移動させた影響で前年度より2億4,154万円の増額となっております。

4款衛生費は15億9,722万1,000円の計上でございますが、子ども医療費を移動したことが影響して、前年度より1億3,518万4,000円の減額となっております。

5款労働費は337万5,000円の計上でございます。

58ページをごらんください。

6款農林水産業費は5億1,975万6,000円の計上でございますが、農業共同利用施設等整備事業補助金等に係る経費を計上したことが主な要因となりまして、前年度より1,105万4,000円増額となっております。

7款商工費は3億5,371万2,000円の計上でございますが、企業立地促進事業費補助金を計上したことが主な要因となりまして、前年度より2億4,369万円増額となっております。

次の8款土木費は14億2,656万2,000円の計上でございます。予算の計上額は昨年と同程度

となっておりますが、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費や大幡川幹線道路改良事業費等を計上しております。

9款消防費は4億7,286万3,000円の計上でございますが、消防救急広域化事業費に消防車両の購入に伴う経費を計上したことが主な要因となりまして、前年度より3,797万7,000円増額となっております。

次の10款教育費は13億4,345万7,000円の計上でございますが、総合体育館の耐震化工事が主な要因となりまして、前年度より6億252万4,000円増額となっております。

59ページの11款災害復旧費は4,000円、12款公債費は11億576万3,000円、13款諸支出金は2億1,094万6,000円の計上となっております。諸支出金につきましては、ふるさと納税の指定寄附金を積み立てることが要因となりまして2億956万5,000円の増額となっております。

14款予備費は2,000万円の計上となっております。

続きまして、60ページに掲げてあります第2表、債務負担行為につきまして御説明申し上げます。平成30年度以降に債務を負担することを予定している事業は2事業でございます。

続きまして、61ページと62ページに掲げてあります第3表、地方債につきまして御説明申し上げます。

平成29年度において起債を予定している事業は12事業でございます。その12事業に加え、臨時財政対策債4億1,000万円を予定し、総額12億430万円の限度額となる起債をお認めいただくとする内容となっております。

以上が平成29年度吉田町一般会計予算案の概要でございます。

なお、予算に関する説明書を用いての詳細な説明は、後刻それぞれ担当課長からございますので、財政担当からは以上で御説明を終わらせていただきます。

続きまして、第25号議案 静岡市及び吉田町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約についての御説明を申し上げます。

議案は、議案つづり87ページからとなりますのでごらんいただきたいと思います。

この連携協約は静岡県中部地域に位置する連携中枢都市である静岡市と島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、川根本町及び吉田町が地域資源を最大限に生かし、経済成長や都市機能の集積と強化、生活関連機能サービスの向上に資する取り組みを連携、協力することで、それぞれの持つ力の総和以上の総合力を発揮し、共通して抱える人口減少などの大きな課題に立ち向かうため、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、静岡市及び吉田町が連携協約を締結するもので、同条第3項の規定に基づき議会の議決をお願いする運びとなった次第でございます。

それでは、静岡市及び吉田町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、目的を規定するものでございまして、この連携協約は静岡市及び吉田町が連携中枢都市圏の形成に協力して取り組むための基本方針、取り組み内容及び役割分担を定めることを規定しております。

第2条は、基本方針を規定するものでございまして、静岡市及び吉田町は、第1条の目的を達成するため、別表の取り組みの欄に掲げる取り組みの区分に応じ、同表の内容の欄に定める事務について相互に連携し、または協力して処理することを規定しております。

第3条は、役割分担及び費用分担を規定するものでございまして、静岡市及び吉田町が実

施する第2条に規定する事務の役割分担については、別表の内容の欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の静岡市の役割分担の欄及び吉田町の役割分担の欄に定めると意図することを規定しております。

また、第2項では、第1項の事務の実施に要する費用の分担については、静岡市及び吉田町が協議して別に定めることを規定してあります。

第4条は、定期的な協議を規定するものでございまして、静岡市及び吉田町はこの連携協約の推進に関し、連絡調整を図るため、毎年度協議を行うことを規定しております。

第5条は、協約の変更及び廃止を規定するものでございまして、この協約の規定を変更し、または廃止しようとする場合は、静岡市及び吉田町の協議によるものとし、この場合において静岡市及び吉田町は地方自治法252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を得ることを規定しております。

以上が静岡市及び吉田町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の内容でございますが、しずおか中部連携中枢都市圏を形成する中部5市2町のうち、既に静岡市と連携協約を締結した焼津市以外の島田市、藤枝市、牧之原市、川根本町及び吉田町につきましては、それぞれの市町がこの協約と同一の内容をもって、静岡市との連携協約の締結について、議会に議案を上程することとなっております。

以上が第25号議案の内容でございます。

ただいま御説明申し上げました企画課関係の4件の議案につきましてよろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、税務課長、お願いします。

税務課長、松浦伸子君。

〔税務課長 松浦伸子君登壇〕

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第4号議案について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年11月28日にそれぞれ公布、施行されたことに伴い条例の整備をするもので、吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてお認めいただこうとするものでございます。

今回の改正は、消費税率が国・地方あわせて10%に引き上げられること、またその施行日が平成31年10月1日に規定されたことによるものが主なものでございます。

改正内容の主なものといたしましては、消費税率が10%へ引き上げられた際に自動車取得税が廃止され、軽自動車税に環境性能割が導入されること、あわせて現行の軽自動車税を種別割に名称変更されることに伴うものでございます。

提出議案の5ページから13ページまでと、参考資料ナンバー3をあわせてごらんいただきたいと思っております。

参考資料により御説明申し上げます。

第1条でございます。附則第7条の3の2の改正は、個人住民税における住宅ローン控除の適用制度の適用期限を延長することに伴い、改正を行うものでございます。

第16条の改正は、環境性能割導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更すること

及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例を1年延長することによるものでございます。

3ページから4ページをごらんいただきたいと思います。

第2条でございます。第18条の3及び19条は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することに伴う改正でございます。

第34の4、法人税割の税率でございます。法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴う改正でございます。町の法人税割の税率を国の標準税率に合わせ6%とするものでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

第80条は、軽自動車税の環境性能割の納税義務者等について新たに規定されること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更することによる改正でございます。

第81条は、軽自動車税のみなし課税について、法規定の新設に合わせて規定を行うものでございます。

6ページをごらんください。

第81条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する非課税の範囲について、法改正に合わせて規定するものでございます。

第81条の3から第81条の8までの改正につきましては、軽自動車税に環境性能割が導入されることに伴い、新設されるもので、第81条の3は、環境性能割の課税標準について、第81条の4は、環境性能割の税率について規定したもので、税率は燃費基準達成等に応じて1%、2%、3%としております。

第81条の5につきましては、環境性能割の徴収の方法を申告納付とすること、第81条の6では、申告納付について、第81条の7では、環境性能割の不申告等に関する過料について、第81条の8では、環境性能割の減免についてそれぞれ規定するものでございます。

8ページをごらんください。

第82条、第83条、第85条、第87条、第88条、第89条、第90条及び第91条の改正は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することなどに伴い改正するものでございます。

13ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございます。軽自動車税の環境性能割は、現行の自動車取得税が廃止され、新設されるものであることもあり、附則第15条の2では、環境性能割の賦課徴収について、当分の間、県が賦課徴収を行うこと。

第15条の3では、環境性能割の減免について、第15条の4では、環境性能割の申告納付について、当分の間、県知事が行うものとし、特定として定めるものでございます。

14ページをごらんください。

第15条の5では、当分の間、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を行うことから、それにかかる経費を町が県に対し交付することを定めるものでございます。

第15条の6では、第81条の4で、軽自動車税の環境性能割の税率を定めておりますが、営業用の三輪以上の軽自動車について、当分の間、税率を0.5%、1%、2%の率にすることを定めております。

第16条は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなどに伴う改正を行うものでございます。

16ページをごらんください。

第3条でございます。附則第5条が現行の軽自動車税が種別割に名称変更されることに伴い、改正するものでございます。

18ページをごらんください。

附則第1条で、この条例の施行日を平成29年4月1日と定めております。ただし、個人住民税の住宅ローン控除制度の適用期限延長については公布の日から、また第2条、第3条及び附則の第2条、第3条に規定する軽自動車税、町民税の改正につきましては、施行日を平成31年10月1日とするものでございます。

附則第2条では、町民税に関する経過措置を、附則第3条、第4条では、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上、第4号議案について御説明申し上げます。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、松本光弘君。

〔町民課長 松本光弘君登壇〕

○町民課長（松本光弘君） 町民課でございます。

町民課からは、第13号議案、第18号議案、第19号議案の3議案につきましてお認めをいただこうとするものでございます。

初めに、第13号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の48ページと別冊の平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算書及び補正予算に関する説明書をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,765万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,807万2,000円とする補正予算でございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをごらんください。

初めに、1款国民健康保険税は、収入見込み及び実績により477万5,000円の減額でございます。一般被保険者国民健康保険税は283万7,000円の増額でございますが、退職被保険者国民健康保険税は761万2,000円の減額でございます。

次に、5ページをごらんください。

3款国庫支出金は4,257万2,000円の減額でございます。国庫負担金の交付額の確定により、療養給付費等負担金が4,293万6,000円の減額、高額医療共同事業負担金は112万円の増額、国庫補助金につきましては75万6,000円の減額でございます。

財政調整交付金は広域化に伴うシステム開発費補助金を計上していましたが、県の指導から予算科目の目を新設し、特別調整交付金から振替194万4,000円を減額し、2目にシステム開発費補助金を設け、制度関係業務準備事業費補助金を実績により75万6,000円を減額し118万8,000円を計上するものでございます。

6ページをごらんください。

4款療養給付費等交付金は、退職者医療交付金で交付額の決定により882万5,000円の減額でございます。退職医療交付金現年度分は1,837万2,000円の減額、過年度分は平成27年度の交付金が確定したことから、精算により954万7,000円の増額でございます。

5款前期高齢者交付金は、交付額の確定により6,706万9,000円の増額でございます。これは平成26年分の精算による増額でございます。

次に、7ページをごらんください。

6款県支出金は1,420万7,000円の減額で、交付決定により県負担金の高額医療共同事業負担金が112万円の増額でございますが、県補助金の財政調整交付金は1,532万7,000円の減額でございます。

7ページから8ページをごらんください。

7款共同事業交付金は2,280万2,000円の減額で、交付額の確定により高額医療費共同事業交付金が791万1,000円の増額でございますが、保険財政共同安定化事業交付金が3,071万3,000円の減額でございます。

8ページから9ページをごらんください。

9款繰入金は2,348万4,000円の減額で、国民健康保険給付等支払準備基金は2,500万円の減額でございますが、一般会計からの繰入金は151万6,000円の増額でございます。このうち、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分は、対象者の減少に伴い245万円の減額です。しかし、職員給与費繰入金は9万6,000円、財政安定化支援事業繰入金は387万円の増額でございます。

10ページをごらんください。

11款諸収入は、平成27年度分老人保健医療費拠出金の精算による過年度還付金で194万6,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

11ページをごらんください。

1款総務費は、広域化に伴う国保事業費納付金等算定標準システム連携データ作成業務は、業務が完了したことから74万1,000円の減額ですが、社会保障・税番号制度に係る連携システム改修費は8万1,000円の増額でございます。

次に、11ページから13ページをごらんください。

2款保険給付費は、歳入の補正に伴う財源の振替でございます。

次に、14ページをごらんください。

3款後期高齢者支援金等は2,120万円の減額でございます。

6款介護納付金は、歳入の補正に伴う財源の振替でございます。

15ページをごらんください。

7款共同事業拠出金は、拠出金額の確定により2,587万2,000円の減額です。高額医療拠出金は448万円の増額でございますが、保険財政共同安定化事業拠出金は3,035万2,000円の減額でございます。

16ページをごらんください。

11款諸支出金は8万2,000円の増額でございます。平成27年度の特健康診査事業費交付金が確定し、追加で償還するものでございます。

以上が第13号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

続きまして、第18号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算につきまして御説明させていただきます。

議案書につきましては66ページから69ページ、それから別冊の吉田町一般会計及び特別会

計予算に関する説明書の土地取得事業特別会計の次に吉田町国民健康保険事業特別会計がありますので、ごらんください。

初めに、議案書の67ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,240万6,000円と定めるものがございます。

また、第2条では、地方自治法第235条の3第2項に規定する一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定めるものがございます。

第3条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の保険給付費における各項目間の流用について定めるものがございます。

それでは、別冊の吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書についてごらんください。

平成29年度当初予算は、歳入歳出それぞれ33億4,240万6,000円とする予算で、前年度と比較しますと1,644万8,000円の増額でございます。この主な要因といたしましては、退職被保険者等療養給付費、後期高齢者支援金は減額でございますが、一般被保険者療養給付費、一般高額療養費、高額療養費共同事業拠出金の増額によるものがございます。

予算に関する説明書の3ページをごらんください。

1款国民健康保険税は7億4,002万5,000円でございます。前年度に比べ2,337万9,000円の減額でございます。一般被保険者国民健康保険税は7億1,972万1,000円でございます。

次に、4ページをごらんください。

退職被保険者等国民健康保険税は2,030万4,000円でございます。減額の主な要因は被保険者の減少によるものがございます。

5ページをごらんください。

2款使用料及び手数料は10万円で、督促手数料でございます。

次に、5ページから6ページをごらんください。

3款国庫支出金は6億1,190万5,000円でございます。国庫負担金は療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金で5億5,473万3,000円、国庫補助金は財政調整交付金及び広域化に伴うシステム開発費等補助金で5,717万3,000円でございます。

7ページをごらんください。

4款療養給付費等交付金は6,196万1,000円で、退職者医療交付金でございます。退職被保険者の療養給付費等のうち、保険税で賄うことのできない部分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものがございます。

5款前期高齢者交付金は7億9,501万4,000円でございます。国民健康保険や被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の前期高齢者の加入率に応じて調整するものがございます。

8ページをごらんください。

6款県支出金は1億7,462万1,000円で、県負担金は国庫負担金同様に高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金2,526万8,000円、県補助金は財政調整交付金で1億4,935万3,000円でございます。

9ページをごらんください。

7款共同事業交付金は7億1,786万4,000円で、レセプト1件80万円を超える医療費が対象

の高額医療費共同事業交付金が8,301万3,000円、レセプト1件1円以上80万円までの医療費が対象の保険財政共同安定化事業交付金は6億3,485万1,000円でございます。

8款財産収入は2万円で、基金利子でございます。

次に、10ページをごらんください。

9款繰入金は2億2,932万7,000円でございます。国民健康保険給付等支払準備基金繰入金8,000万円、一般会計からの繰入金は保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金などで1億4,932万7,000円でございます。

11ページをごらんください。

10款繰越金は1,000万1,000円で、前年度繰越金でございます。

12ページ、13ページをごらんください。

11款諸収入は156万7,000円で、延滞金や預金利子、雑入の第三者行為納付金、返戻金、前期高齢者療養費でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出を御説明申し上げます。

14ページから16ページをごらんください。

1款総務費は1,894万9,000円で、総務費は1,490万2,000円、徴税費は361万2,000円、運営協議会費は43万5,000円でございます。総務費では制度改革に伴うシステム改修の経費766万8,000円が主な内容でございます。

次に、16ページから21ページをごらんください。

2款保険給付費は、被保険者の高齢化や医療の高度化などによる医療費の増加を見込み20億4,504万2,000円でございます。主な項目といたしましては、療養諸費は一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、一般及び退職の療養費、審査支払手数料で17億5,336万5,000円、18ページの高額療養費では一般被保険者及び退職被保険者等の高額療養費及び高額介護合算療養費で2億7,387万9,000円、このほか20ページの出産育児諸費は1,554万8,000円、21ページの葬祭諸費は210万円でございます。

22ページをごらんください。

3款後期高齢者支援金等は3億6,727万円でございます。後期高齢者の療養の給付等に要する費用の約4割は、国保や被用者保険などの現役世代が加入する保険者からの後期高齢者支援金が充てられております。

23ページをごらんください。

4款前期高齢者納付金等は136万7,000円でございます。

次に、24ページをごらんください。

5款老人保健拠出金は7,000円でございます。老人保健制度は廃止されておりますが、経過措置として継続されており、事務費に係る拠出金でございます。

なお、平成29年度から老人保健関係事務は、市町から後期高齢者医療広域連合で行われ、事務費のみの計上でございます。

6款介護納付金は、介護保険事業への支援金で1億4,205万3,000円でございます。介護保険の財源として各保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

25ページ、26ページをごらんください。

7款共同事業拠出金は7億2,106万7,000円でございます。高額医療拠出金は8,621万5,000

円でございます。また26ページの保険財政共同安定化事業拠出金は6億3,485万1,000円でございます。

27ページ、28ページをごらんください。

8款保健事業費は3,364万円でございます。生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制することを目的に実施する特定健康診査等事業費は2,349万8,000円でございます。保健事業費は人間ドッグ委託料などで1,014万2,000円でございます。

次に、29ページをごらんください。

9款基金繰入金は2万円、国民健康保険給付費等支払準備基金への積み立てでございます。

10款公債費は3万5,000円で、一時借入金償還利子でございます。

次に、30ページ、31ページをごらんください。

11款諸支出金は295万6,000円で、保険税還付金や償還金でございます。

32ページをごらんください。

12款予備費は1,000万円でございます。

以上が第18号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についての説明でございます。

続きまして、第19号議案 平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の70ページから72ページと別冊の吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の国民健康保険事業特別会計の次に吉田町後期高齢者医療事業特別会計がありますので、ごらんください。

初めに、議案書の71ページでは、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,635万円と定めるものでございます。

それでは、別冊の吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の2ページをごらんください。

平成29年度当初予算は、歳入歳出それぞれ2億4,635万円とする予算で、前年度と比較しますと825万8,000円の増額で、被保険者の増加によるものでございます。

第1款後期高齢者医療保険料は2億122万7,000円でございます。加入者の皆様から医療給付費などの費用の1割を負担していただいているもので、後期高齢者医療広域連合が賦課し、市町が徴収をしております、2年ごとに保険料率の見直しがされております。

2款使用料及び手数料は2万1,000円で、督促手数料でございます。

3ページをごらんください。

3款繰入金は、保険基盤安定繰入金4,429万1,000円で、低所得者の均等割額減額分が法99条1項でございますが、3,726万4,000円、法99条2項は社会保険の被扶養者であった被保険者の均等割減額分が702万7,000円で、一般会計から保険料の減額分を繰り入れるものでございます。

なお、平成29年度より保険料の軽減の特例措置につきましては、制度改正が行われます。しかし一方で、5割、2割軽減措置につきましては軽減の拡大が行われます。

4款繰越金は1,000円で、前年度繰越金でございます。

4ページ、5ページをごらんください。

5款諸収入は、延滞金や保険料還付金等で81万円でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

6ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は2億4,551万8,000円でございます。後期高齢者医療保険料の2億122万7,000円と低所得者の均等割額減額分及び社会保険被扶養者の均等割減額分4,429万1,000円を後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

7ページをごらんください。

2款諸支出金は、保険料還付や一般会計繰出金で80万6,000円でございます。

8ページをごらんください。

3款予備費は2万6,000円でございます。

以上が第19号議案 平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算の説明でございます。

町民課から第1回議会定例会に提出いたしました3議案の説明でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、福祉課長、お願いします。

福祉課長、久保田明美君。

〔福祉課長 久保田明美君登壇〕

○福祉課長（久保田明美君） 福祉課でございます。

福祉課からは、本定例会に上程いたしました第7号議案、第8号議案、第14号議案、第20号議案、第23号議案、第30号議案、第31号議案、第32号議案、第33号議案の9議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第7号議案 吉田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の19ページから35ページ、参考資料はナンバー6でございます。

本議案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部改正の一部施行に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令が平成28年2月5日公布、同年4月1日から施行され、施設利用定員28人以下の小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行し、町が条例で定めております地域密着型サービスの指定基準の内容に、新たに地域密着型通所介護事業に関する指定基準を追加し、条例の一部を改正することをお認めいただくものでございます。

改正内容でございますが、目次の第4節運営に関する基準を、「第4節運営に関する基準」の後に、「第3章の2、地域密着型通所介護の指定基準」を加え、政令に基づき第1節から第5節に規定する内容を加えております。

議案書の20ページからの追加基準をごらんいただきたいと思います。

第60条の2は、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護事業の目指すべき基本方針について規定し、21ページ、60条の3から第60条の4までが事業所が置くべき人員に関する基準を規定しております。

次に、22ページ、第60条の5は、事業所が備えなければならない設備に関する基準を規定しております。

次に、23ページ、第60条の6から第60条の20までが運営に関する基準を規定しており、利用料に関すること、事業の基本方針や具体的方針に関すること、利用者のサービス利用計画に関すること、事業所運営に関する重要事項、従業者の勤務体制、そして地域との連携などを定めております。

29ページ、第5節は、指定療養通所介護事業の基準を定めており、難病やがん末期などで、常時看護師による観察が必要な方を対象とした通所サービスについての基準を定めております。

まず、第60条の23、第60条の24は、人員に関する基準を定めており、事業所が置くべき従業者の数及び管理者の職務について規定しております。

次に、30ページ、設備に関する基準は、第60条の25及び第60条の26において、利用定員や事業所が備えなければならない設備、備品等について規定しております。

次に、運営に関する基準でございますが、第60条の27は、利用申込者、または家族への手続の説明、同意について規定し、31ページ、60条の29は、指定療養通所介護事業者と他のサービス提供機関の連携に関することを規定しております。

32ページ、第60条の31は、利用者の通所介護計画を作成し、同意を得ることを規定し、第60条の32は、緊急時における事業者の対応について規定しております。

第60条の35は、緊急時における医療機関対応について規定し、第60条の36において、安全サービス提供管理委員会の設置、運営について規定しております。

そして、施行期日について、附則において平成29年4月1日からと規定しております。

以上が第7号議案 吉田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次に、第8号議案 吉田町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の36ページから37ページ、参考資料はナンバー7でございます。

本議案は、介護保険法施行規則の一部改正による省令により、主任介護支援専門員及び主任介護支援員の資質の向上を図り、ケアマネジメントの質を向上させるため、主任介護支援専門員に更新研修課程を導入する改正が行われ、5年を超えない期間ごとに当該研修を受けることとなり、主任介護支援専門員について定義されている本条例にこの更新研修についての文言を追加し、条例の一部を改正させていただくことをお認めいただくこととさせていただきます。

また、あわせて、介護保険法の改正により、項ずれが生じていることから、必要な改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、参考資料ナンバー7の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条において、介護保険法の一部改正により項ずれが生じたことにより、同法の「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改め、「第3条第1項第3号」において省令の改正により「第1号」の文言を加え、地域包括支援センターの人員に関する基準のうち主任介護支援専門員の基準に関する規定に更新研修の規定を加えることといたしました。

そして、施行期日は、この条例の公布の日からと規定しております。

以上が第8号議案 吉田町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する人員等

の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次に、第14号議案 平成28年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の46ページと別冊の補正予算書（第2号）及び補正予算（第2号）に関する説明書をごらんいただきたいと思っております。

まず初めに、補正予算（第2号）の1ページをごらんください。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1億650万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,293万8,000円とすることをお認めいただくとするものでございます。

今回の補正は、第6期介護保険事業計画に沿った予算に対しまして、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の実績見込み額により歳入歳出それぞれの予算額を補正するものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。

補正予算に関する説明書の2ページをごらんください。

1款保険料は1,741万4,000円を増額し、総額4億3,961万6,000円とするもので、当初の見込みに比べ65歳到達者の増、そして年金からの特別徴収の割合が増え、全体として保険料の徴収見込み額が当初予算額を上回ることから、増額を行うものでございます。

次に、3款国庫支出金は4,287万7,000円を減額し、総額3億7,402万3,000円とするもので、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、介護給付費を初め地域支援事業における介護予防事業費、包括任意事業費とそれぞれの法定負担割合分を減額するものでございます。

次に、3ページをごらんください。

支払基金交付金は5,995万9,000円を減額し、総額4億6,460万8,000円とするもので、歳出の保険給付費及び地域支援事業等の減額に伴い、介護給付費交付金及び地域支援事業交付金を法定負担割合分それぞれ減額するものでございます。

次に、4ページをごらんください。

5款県支出金は2,965万6,000円を減額し、総額2億4,858万9,000円とするもので、国庫支出金と同様に、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、法定負担割合分を減額するものでございます。

次に、5ページをごらんください。

7款繰入金は877万4,000円を増額し、総額3億1,661万5,000円とするもので、これまでの国・県支出金と同様に、一般会計繰入金の介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金を法定負担割合分減額し、あわせて事務費繰入金、低所得者保険料軽減繰入金も実績見込みに合わせ減額、介護給付費準備基金繰入金は4,001万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、7ページをごらんください。

9款諸収入は20万円を減額し、総額251万5,000円とするもので、雑入の1介護予防事業、任意事業の利用料の減によるものでございます。

次に、歳出で申し上げます。

8ページをごらんください。

1款総務費は398万8,000円を減額し、総額3,936万1,000円とするもので、介護認定審査会事業費で拝原病院介護認定審査事務負担金が減額されたことによるもので、病院組合職員人

件費の減額により、負担金の減額補正を行うものでございます。

次に、8ページから10ページをごらんください。

2款保険給付費は1億32万7,000円を減額し、総額17億3,079万4,000円とするもので、1項1目の介護サービス等諸費を実績見込みにより減額し、高額介護サービス等諸費、特定入所者介護サービス等費につきましては、実績見込みにより増額補正をするものでございます。

次に、11ページ、12ページをごらんください。

4款地域支援事業費は218万9,000円を減額し、総額7,075万2,000円とするもので、二次予防事業のうち運動器の機能向上事業など、予防教室の委託料の減、任意事業費のうち配食サービスの委託料を実績見込みにより減額するものでございます。

以上が第14号議案 平成28年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

次に、第20号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

議案書の73ページから76ページと、別冊の平成29年度予算に関する説明書の吉田町介護保険事業特別会計をごらんいただきたいと思っております。

初めに、議案書の74ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,837万9,000円と定め、歳入歳出の款項別の金額は次ページの第1表のとおりと定め、第2条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の保険給付費における各項間の流用について定めることとお認めいただくとするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の1ページをごらんください。

平成29年度は第6期吉田町介護保険事業計画の最終年度に当たります。予算案につきましても、計画に沿った内容となっております。前年度の当初予算と比較しまして、総額で1億968万8,000円、率にして5.6%の増となっております。

2ページをごらんください。

歳入から申し上げます。

1款保険料は、第1号被保険者保険料で4億2,620万7,000円でございます。内訳は特別徴収保険料が3億6,971万1,000円、普通徴収保険料が滞納繰越分を合わせまして5,649万6,000円でございます。

2款使用料及び手数料は3万1,000円で、督促手数料等でございます。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

3款国庫支出金は4億4,084万8,000円で、介護給付費国庫負担金、財政調整交付金、地域支援事業国庫補助金、事務費交付金で、それぞれ法定負担割合により計上させていただいております。

4款支払基金交付金は5億5,056万2,000円で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で第2号被保険者の負担分になります。

次に、5ページ、6ページをごらんください。

5款県支出金は2億9,298万1,000円で、介護給付費県負担金、地域支援事業補助金で法定負担割合により計上させていただいております。

次に、7ページをごらんください。

6 款財産収入は2万円で、介護給付費準備基金利子でございます。

7 款繰入金は3億4,304万円で、介護給付費地域支援事業費に対しての一般会計からの法定負担割合による繰入金と事務費繰入金、そして低所得者保険料軽減繰入金、介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

9 ページをごらんください。

8 款繰越金は100万円で、前年度繰越金でございます。

9 款諸収入は369万円で、介護予防事業利用料や任意事業利用料が主な収入でございます。以上が歳入でございます。

次に、歳出を申し上げます。

11ページから14ページをごらんください。

1 款総務費は4,026万5,000円で、介護保険事業運営に係る必要な経費で介護保険制度運営事業費や介護認定審査会事業費が主な事業費となっております。

次に、14ページから17ページをごらんください。

2 款保険給付費は18億9,885万8,000円で、1 項介護給付費は居宅介護サービスや地域密着型介護サービス、施設介護サービスなど介護サービスに係る給付費、そして2 項高額介護サービス等諸費は、サービス利用者が一定の上限を超えたときに支払われる給付費です。

4 項特定入所者介護サービス等費、低所得者が施設サービスで支払った食費や居住費に対して限度額を超えた分を支給するものでございます。いずれも第6期介護保険事業計画に沿った見込み額を計上させていただいております。

次に、18ページをごらんください。

3 款基金積立金は2万円で、介護給付費準備基金への積立金になります。

次に、18ページから23ページをごらんください。

4 款地域支援事業費は1億1,794万9,000円で、平成29年4月から要支援者等が事業対象者となる新しい総合事業が始まり、介護予防サービスの訪問及び通所介護が地域支援事業へ移行し、現行のサービス相当に加え、新たに緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービスが加わってまいります。新しい総合事業に移行することで、予算事業費の名称を変更し、これまでの1 項介護予防事業費を介護予防生活支援サービス事業費に改め、23ページにございます3 項一般介護予防事業費を新たに加え、予算計上しております。

1 項介護予防生活支援サービス事業費では、主に総合事業に移行した通所と訪問サービスに係る事業費とこれまでの二次予防事業で実施してまいりました介護予防教室の事業費がこちらに含まれてまいります。

また、23ページの3 項一般介護予防事業費では、これまで一次予防事業で実施してまいりました介護予防事業が主な予算となっております。

なお、2 項包括的支援任意事業費は従来からの事業で、社会福祉協議会へ委託し実施しております地域包括支援センター運営費や生活支援体制整備事業、任意事業の配食サービスなどの事業の予算を計上させていただいております。

次に、25ページをごらんください。

5 款諸支出金は28万7,000円で、保険料の還付金及び補助金等の償還金、一般会計繰出金でございます。

6 款予備費は100万円でございます。

以上が第20号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計予算でございます。

次に、第23号議案 駿遠学園管理組規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書の83ページ、84ページ及び参考資料ナンバー13をごらんいただきたいと思います。

本議案は、島田市にございます障害児入所施設、駿遠学園管理組合の規約の一部を変更することをお認めいただくとするもので、現在、駿遠学園グループホームにおいて行う共同生活援助事業が平成29年3月末をもって廃止されることに伴い、事業及び当該事業に係る分担金の規定をそれぞれ削除し、あわせて文言の整理を行うものでございます。

変更内容につきましては、参考資料ナンバー13をごらんいただきたいと思います。

まず、「第3条第2号中、法律第123号、以下障害者総合支援法という」の文言を「法律第123号」に改め、同条中第3号の共同生活援助事業に対する事務の規定を削り、それに伴い、項ずれが生じたことにより、「第4号」を「第3号」とし、「第5号」を「第4号」とし、「第6号」を「第5号」に改め、第11条第2項第2号中は号ずれを改めたことにより、「第4号及び第6号」を「第3号及び第5号」に改め、同法第3号にあります共同援助事業に係る分担金の割合について規定した文言を削除し、同条第3項を前項第1号に規定する人口割合は予算に属する年度の前年度の9月末日現在における住民基本台帳人口によるものとするに改めようとするものでございます。

そして、附則において、施行期日を平成29年4月1日からと規定するものでございます。

以上が第23号議案 駿遠学園管理組規約の一部を変更する規約についてでございます。

次に、第30号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書の97ページ及び参考資料ナンバー19をごらんください。

本議案は、吉田町健康福祉センター設置条例第10条第1項の規定に基づき、平成29年4月から吉田町健康福祉センターの管理を指定管理者に行わせようとするもので、その指定管理者に現在も施設管理を行っております社会福祉法人、吉田町社会福祉協議会を指定しようとするものでございます。

選定理由でございますが、指定管理者の選定を行うに当たり、提出書類の内容を精査し、適正に管理、運営されていることが確認でき、また社会福祉法第109条の第1項に規定されている地域福祉の推進を図ることを目的としている吉田町社会福祉協議会を引き続き指定管理者とすることが最適と判断したことから、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、第2条ただし書きにより、社会福祉法人、吉田町社会福祉協議会を指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とし、平成29年度に係る指定管理料は、年額2,559万8,723円でございます。

業務の範囲は、施設の運営に関する業務として、施設の使用許可等に関する業務、施設の利用料徴収業務、施設の使用の相談及び案内、そして管理運営全般を統括する業務でございます。

施設の管理に関する業務といたしましては、施設の保守点検や修繕、安全管理、備品等の保守管理、施設内外の清掃及び警備でございます。

施設の利用料につきましては、センター設置条例に掲げる金額を上限として、指定管理者が利用料を徴収し、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とするも

のでございます。

次に、第31号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書の98ページ及び参考資料ナンバー20をごらんください。

本議案は、吉田町老人福祉センター設置条例第11条第1項の規定に基づき、平成29年4月から吉田町老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせようとするもので、その指定管理者に現在も施設管理を行っております社会福祉法人、吉田町社会福祉協議会を指定しようとするものでございます。

選定理由でございますが、指定管理者の選定を行うに当たり、提出書類の内容を精査し、適正に管理運営されることが確認でき、また老人福祉法第20条の7に規定されているとおり、老人福祉センターは老人に関する各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設で、地域福祉の推進を図ることを目的としております吉田町社会福祉協議会を引き続き指定管理者とすることが最適と判断したことから、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにより、社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定管理者に選定しようとするものでございます。

指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とし、平成29年度に係る指定管理料は、年額92万1,033円でございます。

業務の範囲は、施設の運営に関する業務として高齢者に関する各種事業や老人クラブに関する業務、施設の使用許可等に関する業務で、そして施設に管理に関する業務でございます。

施設の利用料につきましては、センター設置条例に掲げる金額を上限として、指定管理者が利用料を徴収し、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とするものでございます。

続きまして、第32号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書の99ページ及び参考資料ナンバー21をごらんください。

本議案は、吉田町北区いきいきセンター設置条例第8条第1項の規定に基づき、平成29年4月からの吉田町北区いきいきセンターの管理を指定管理者に行わせようとするもので、その指定管理者に現在も施設管理を行っておりますハイナン農業協同組合を指定しようとするものでございます。

選定理由でございますが、指定管理者の選定を行うに当たり、提出書類の内容を精査し、適正に管理運営がされていることが確認でき、北区いきいきセンターは、高齢者ができる限り要介護状態等に陥ることなく、自立した日常生活を確保できるよう通所事業により支援を行うために設置している施設であり、この設置目的を達成するために、榛南地域において地域に根差した介護及び福祉サービスを展開している実績から、ハイナン農業協同組合を引き続き指定することが最適と判断したことから、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにより、ハイナン農業協同組合を指定管理者に選定しようとするものでございます。

指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とし、平成29年度に係る指定管理料は年額453万9,286円でございます。

業務の範囲は、施設の運営に関する業務として介護予防に関する事業や施設の使用許可に関する業務など、そして施設の管理に関する業務でございます。

施設の利用料金につきましては、センターの設置条例に掲げる金額を上限として、指定管理者が利用料を徴収し、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とするものでございます。

続きまして、第35号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書の100ページ及び参考資料ナンバー22をごらんください。

本議案は、吉田町老人デイサービスセンター設置条例第8条第1項の規定に基づき、平成29年4月から吉田町デイサービスひまわりの家の管理を指定管理者に行わせようとするもので、その指定管理者に現在も施設管理を行っております社会福祉法人杉の子を指定しようとするものでございます。

選定理由でございますが、指定管理者の選定を行うに当たり、提出書類の内容を精査し、適正に管理運営されていることが確認でき、この施設が支援、または介護を必要とする方に対して通所のサービスを提供する施設としておりますことから、現在も安定して地域に根差した介護及び福祉サービスを提供しております社会福祉法人杉の子の実績を踏まえまして、引き続き指定管理者とすることが最適と判断したことから、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにより、社会福祉法人杉の子を指定管理者に選定しようとするものでございます。

指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とし、平成29年度に係る指定管理料は年額1万800円でございます。

業務の範囲は、施設の運営に関する業務として主に介護保険法に規定する認知症対応型の通所のデイサービス業務でございます。そして施設の管理に関する業務でございます。

利用料につきましては、センター設置条例に掲げる金額を上限として、指定管理者が利用料を徴収し、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とするものでございます。

以上が福祉課から9件の議案につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩とします。再開は14時45分とします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時43分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続きまして、産業課長、お願いします。

産業課長、中山孝宏君。

〔産業課長 中山孝宏君登壇〕

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

第10号議案の1議案について御説明申し上げます。

第10号議案 吉田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでございます。

議案書43ページから45ページまで及び参考資料ナンバー9をごらんいただきたいと思います。存じま

す。

本議案は、農業委員会等に関する法律が一部改正され、平成28年4月1日から施行されたことに伴いまして、法の趣旨に基づき吉田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関して定めた条例を制定することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

制定の内容でございますが、まず、1条では、条例の趣旨について定めております。この条例は、農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、吉田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものでございます。

続く、第2条は、農業委員の定数を14人と定めるものでございます。

3条につきましては、農地利用最適化推進委員の定数を4人と定めるものでございます。

なお、施行期日は、現在の農業委員の任期満了の日の翌日となりまして、平成29年7月20日からの施行となります。

また、附則第2項では、農業委員選挙が廃止となりましたので、既存の吉田町農業委員会の選挙委員定数条例を廃止するものでございます。

附則第3項については、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正といたしまして、農地利用最適化推進委員の報酬を別表第1に追加する内容となっております。

報酬の月額につきましては、1万円とする旨を規定するもので、この額は農業委員会の委員の月額の報酬と同額としているものでございます。

附則第4項は、吉田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正としまして、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、条ずれが生じておりますことから、第2条第1項第8号中の第29条を第35条に改正するものでございます。

以上、産業課からの1議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、大井一弘君。

〔上下水道課長 大井一弘君登壇〕

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第15号議案、第21号議案、第22号議案の3議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第15号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

別冊の吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）をごらんください。

表紙の次ページに記載されておりますように、第1条第1項は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,111万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,915万7,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、1ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

次に、第2条は、地方債の補正で、2ページの第2表、地方債補正のとおり、公共下水道

事業に充当する起債限度額を減額し、2億3,703万3,000円とすることをお認めいただくとするものでございます。

以上の補正予算の内容につきまして、詳細を御説明申し上げますので、別冊の補正予算(第3号)に関する説明書の2ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

4款繰入金は224万円の減額でございます。これは歳出、1款1項公共下水道事業費のうち、1目管渠建設費の町単排水設備建設費に係る減額により、財源である繰入金を減額するものでございます。

次に、7款町債は2,887万4,000円の減額でございます。これは下水道事業債について、歳出、1款1項の公共下水道事業、1目管渠建設費の町単管渠建設費に係る減額分2,100万円と4目浄化センター建設費の町単浄化センター建設費に係る減額分787万4,000円の起債について減額をするものでございます。

次に、歳出でございます。

3ページをごらんください。

1款公共下水道事業費は3,111万4,000円の減額でございます。その内訳でございますが、1目管渠建設費の3の事業、町単管渠建設費は2,100万円を減額するもので、事業実績により町単管渠整備工事費が2,000万円、実施時期の変更により地震対策工事費が100万円の減額でございます。

次に、4の事業、町単排水設備建設費は224万円を減額するもので、事業の実績の見込みにより公共ます設置手数料の減額を行うものでございます。

4ページをごらんください。

4目浄化センターの3の事業、町単浄化センター建設費は787万4,000円を減額するもので、事業実績及び実施時期の変更により委託料を減額するものでございます。

以上が平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

続きまして、第21号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案つづりの78ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,153万8,000円とし、款項の区分及び当該区分の金額は79ページに掲げました、第1表、歳入歳出予算のとおりお認めいただくとするものでございます。

第2条は、80ページに掲げました、第2表、債務負担行為のとおり、長寿命化施設整備事業費について、期間を平成30年度までとし、限度額を6,000万円とすることをお認めいただくとするものでございます。

第3条は、81ページに掲げました、第3表、地方債のとおり、公共下水道事業について2億5,230万円の地方債を措置することをお認めいただくとするものでございます。

第4条は、一時借入金の借り入れの最高額を3億円と定めることについてお認めいただくとするものでございます。

それでは、79ページの第1表、歳入歳出予算につきまして別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げます。

予算に関する説明書の公共下水道事業特別会計の2ページをごらんいただきたいと思います。

す。

初めに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金の予算額は780万1,000円で、これは下水道受益者負担金でございます。

2 款使用料及び手数料の予算額は8,504万9,000円で、これは下水道使用料と指定工事店証の手数料でございます。

3 ページの3 款国庫支出金の予算額は1 億6,720万円で、下水道事業に対して交付される社会資本整備総合交付金でございます。

4 ページをごらんください。

4 款繰入金の予算額は6 億3,116万1,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

5 款繰越金の予算額は500万円で、前年度決算による繰越金でございます。

5 ページの6 款諸収入の予算額は302万7,000円で、受益者負担金に対する督促状、預金利子及び消費税還付金などがございます。

6 ページをごらんください。

7 款町債の予算額は2 億5,230万円で、下水道事業建設費に充てる起債でございます。

続きまして、歳出でございます。

7 ページをごらんください。

1 款1 項公共下水道事業費の1 目管渠建設費のうち、1 の事業の職員人件費でございます。予算額は3,754万2,000円で、財源は全て繰入金でございます。これは上下水道課下水道室の職員6 人中5 人分の給料、職員手当、共済費を計上したものでございます。

次に、2 の事業、公共管渠建設費でございます。予算額は1 億8,167万1,000円で、財源は国庫支出金のほか、地方債、負担金、繰入金でございます。

8 ページの管渠耐震補強実施設計業務委託料については、管渠詳細耐震診断を踏まえて、平成30年度に施行するマンホールは、管渠の耐震補強を実施するための実施設計を行うものでございます。下水道事業計画策定業務委託については、平成30年度から平成36年度までの7 年間に実施する予定の管渠工事箇所を決定するものでございます。

公共下水道管渠整備費については、参考資料ナンバーの11の1 ページ、2 ページをあわせてごらんいただきたいと思います。管渠整備の場所でございますが、町営住宅松下団地付近の県道住吉金谷線や町道大幡住吉線などと、あと県立吉田特別支援学校付近の塩谷上川原線など開削工法で管渠整備を行うものでございます。

次に、3 の事業、町単管渠建設費でございます。予算額は1 億1,299万4,000円で、財源は繰入金、地方債などがございます。主な支出は、9 ページの町単下水道管渠整備費工事費や水道管移設補償費などがございます。

次に、4 の事業、町単排水設備建設費でございます。予算額は385万9,000円で、財源は繰入金、手数料でございます。主な支出は、公共ます設置手数料でございます。

次に、10ページの2 目管渠維持管理費の2 の事業、管渠維持管理費でございます。予算額は836万2,000円で、財源は全て繰入金でございます。主な支出は、マンホールポンプの電気使用量と新たな管渠や排水設備をデータ化する下水道情報管理システム整備委託料などがございます。

次に、3 目浄化センター維持管理費のうち、1 の事業、職員人件費でございます。予算額

は792万8,000円で、財源は全て繰入金でございます。これは職員1名分の給与、手当、共済費を計上したものでございます。

次に、11ページの2の事業、浄化センター維持管理費でございます。予算額は1億372万8,000円で、財源は使用料、繰入金などでございます。これは汚水処理に要する費用でありまして、主な支出としましては浄化センターの運転管理業務、汚泥処理業務及び機械電気設備点検業務委託などでございます。

次に、12ページの4目浄化センター建設費のうち、2の事業、公共浄化センター建設費でございます。予算額は1億3,900万円で、財源は国庫支出金と地方債などでございます。

13ページの施設整備費につきましては、長寿命化計画に基づく浄化センターの電気設備の更新工事と機械設備の改築工事でありまして、電気設備更新工事につきましては債務負担行為を設定しまして実施する工事でございます。

次に、3の事業、町単浄化センター建設費でございます。予算額は808万5,000円で、財源は地方債などでございます。これは、工事管理業務委託料は、長寿命化計画に基づく、浄化センターの電気設備の更新工事と機械設備改修工事の管理委託料でございます。また、地方公営企業法適用化業務委託料は、地方公営企業法適用に向けた下水道固定資産の調査、評価を行う業務委託料でございます。

次に、2款1項公債費の1目元金、2の事業の元金でございます。予算額は4億1,378万1,000円で、財源は全て繰入金でございます。これは過去の建設費に充てた下水道事業債に係る償還金で、償還計画に基づく償還でございます。

次に、2目利子、14ページの2の事業、利子でございます。予算額は1億3,358万8,000円で、財源は全て繰入金でございます。これは年次償還に基づくものと一時借入金の償還利子を計上したものでございます。

次に、3款1項予備費の予算額は100万円でございます。

以上が平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計予算の概要でございます。

続きまして、第22号議案 平成29年度吉田町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

平成29年度吉田町水道事業会計予算について、別冊の平成29年度吉田町水道事業会計予算、参考資料ナンバー12の1の平成29年度吉田町水道事業会計予算附属書類、参考資料ナンバー12の2、平成29年度吉田町水道事業会計予算資料を用いて御説明申し上げます。

平成29年度吉田町水道事業会計予算の1ページをごらんください。

第2条は、業務の予定量でございます。給水戸数は1万3,391戸でございます。これは過去2年間の給水戸数の期別増減率の平均を、平成28年度期別の給水戸数に乗じて算出した数値を期別数で除して算出をいたしました。

次に、年間総配水量は448万2,000立米でございます。これは平成27年度から平成28年度までの2年間の期別ごとの有収水量の増減率を算出し、増減率の中で一番大きく減少している率に平成28年度期別の有収水量を乗じた数値の合計を平成29年度の年間予定有収水量といたしました。この年間予定有収水量に平成27年度決算の有収率を除して算出をいたしました。

次に、1日平均配水量は1万844立米でございます。これは平成29年度の予定総有収水量に365日で除して算定いたしました。

次に、主な建設改良事業は、配水管布設がえ工事等の事業費として2億3,066万円をお認め

いただこうとするものでございます。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。ここに記載してある金額は、税込み金額でございます。

収入の第1款の水道事業収益は5億8,747万9,000円、支出の第1款の水道事業費は5億5,320万9,000円とすることをお認めいただくとするものでございます。

次に、2ページ、3ページをごらんください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。ここに記載してある金額も税込み金額でございます。

収入の第1款の資本的収入は8,967万2,000円、支出の第1款の資本的支出は3億8,465万9,000円にすることをお認めいただくとするものでございます。また、資本的収入金額から資本的支出金額を差し引いた不足金額は2億9,498万7,000円となります。この不足金額を減債積立金1,000万円、建設改良積立金9,000万円などで補填することをあわせてお認めいただくとするものでございます。

第5条は、債務負担行為でございます。これは経営戦略策定業務委託について、期間を平成30年度までとし、限度額を1,300万円とすることをお認めいただくとするものでございます。

第6条は、企業債で建設改良事業について5,800万円の企業債を措置することをお認めいただくとするものでございます。

第7条は、一時借入金で、借入金の限度額を5,000万円にすることをお認めいただくとするものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第10条の棚卸資産購入限度額をお認めいただくとするものでございます。

以上が平成29年度吉田町水道事業会計予算の概要でございます。

続きまして、平成29年度吉田町水道事業会計予算附属書類について主なところを御説明申し上げます。

参考資料ナンバー12の1、平成29年度吉田町水道事業会計予算附属書類の目次をごらんいただきたいと思います。

この目次の項目の中で、税込み金額で記載されているものは、平成29年度吉田町水道事業会計予算実施計画、平成29年度吉田町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書、給与明細書、平成29年度吉田町水道事業会計予算執行計画であります。その他の項目については税抜き金額で記載してあります。

それでは、附属書類の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度吉田町水道事業会計予算実施計画書の収益的収入及び支出でございます。

まず初めに、収入から御説明させていただきます。

水道事業収益は5億8,747万9,000円を予定しております。

その内訳としまして、営業収益の給水収益は5億2,304万5,000円を予定額とするものでございます。これは水道料金の算定基礎のもととなります有収水量を395万8,325立米とし、その有収水量に供給単価122.35円と消費税を乗じて算出したものでございます。次に、受託工事収益は110万8,000円を予定額とするものでございます。これは耐震性貯水槽清掃点検手数

料や消火栓の修繕などでございます。次に、その他、営業収益は173万8,000円を予定額とするものでございます。これは材料検査及び設計審査などの手数料や消火栓維持管理料などでございます。次に、営業外収益の受取利息及び配当金は2万6,000円を予定額とするものでございます。これは減債積立金、建設改良積立金などの利息でございます。次に、長期前受金戻入は5,639万4,000円を予定額とするものでございます。これは建設改良事業などの償却資産が取得、改良のために交付されました補助金などを収益化した金額でございます。雑収益は516万8,000円を予定額とするものでございます。これは下水道使用料算定資料の提供に係る負担金、あとコピー代などでございます。

次に、2ページをごらんください。

支出について御説明させていただきます。

水道事業費用は5億5,320万9,000円を予定しております。

その内訳としまして、営業費用の原水、浄水及び配水給水費は1億5,296万4,000円を予定額とするものでございます。主な支出は、職員3名分の人件費や経営戦略策定業務委託などの委託料、あと水道施設の修繕費や動力費などでございます。次に、受託工事費は269万円を予定額とするものでございます。主な支出は、耐震性貯水槽清掃点検の手数料や消火栓などの修繕費などでございます。業務費は4,277万3,000円を予定額とするものでございます。主な支出は職員4名分の人件費やコンビニ収納システムや検針業務委託料などでございます。総係費は2,960万2,000円を予定額とするものでございます。主な支出は職員2名分の人件費や平成28年度分の水道料金不納欠損処分額の貸倒引当金繰入額などでございます。減価償却費は2億3,289万円を予定額とするもので、配水管などの構築物、量水器などの機械及び装置などの減価償却費でございます。資産減耗費は874万3,000円を予定額とするもので、配水管の布設がえ工事による配水管除却費でございます。その他営業費用は5万3,000円を予定額とするもので、公用車の車検に伴う重量税や代行料などでございます。次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は5,576万7,000円を予定額とするもので、財務省及び地方公共団体金融機構からの借入金の利息などでございます。次に、繰延資産償却は896万円を予定額とするもので、管網図作成などの費用を毎年度均等に償却する費用でございます。雑支出は3万6,000円を予定額とするもので、仕入れ行為ができない仮払消費税でございます。次に、消費税は1,773万円を予定額とするもので、仮受消費税から仮払消費税を差し引いたものでございます。その他特別損失は1,000円を予定するもので、不慮の事態に備えるためのものでございます。予備費は100万円を予定額とするものでございます。

次に、平成29年度吉田町水道事業会計予算実施計画の資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入について御説明させていただきます。

資本的収入は8,967万2,000円を予定しております。

その内訳としまして、企業債は5,800万円を予定額とするものでございます。これは配水池から避難所までの配水管布設がえ工事等の将来を見据えた整備を行う耐震ネットワーク事業に対して起債を借り入れるものでございます。他会計出資金は130万円を予定額とするもので、新設の消火栓2基分の設置費でございます。その他資本的収入の工事負担金は3,037万2,000円を予定額とするものでございます。その内訳としまして、工事負担金は2,208万9,000円を予定額とするもので、下水道関連工事に伴う補償費とするものでございます。また、加入分負担金は828万3,000円を予定額とするもので、13ミリ、20ミリなどの量水器出庫に伴い、給水

申込者から徴収するものでございます。

次に、4ページをごらんください。

支出について御説明させていただきます。

資本的支出は3億8,465万9,000円を予定しております。

建設改良費は2億3,066万円を予定額とするものであります。その主な支出は、委託料や工事請負費などがございます。固定資産購入費は45万2,000円を予定額とするもので、新品の13ミリ、20ミリなどの量水器を出庫する費用でございます。次に、企業債償還金は1億5,354万7,000円を予定額とするもので、財務省及び地方公共団体金融機構からの借入金の元金を償還する費用でございます。

次に、5ページ、6ページをごらんいただきたいと思っております。

これは平成29年度吉田町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。

1の業務活動において2億2,026万4,000円の現金が増えることを予定しております。また、2の投資活動費において1億9,711万5,000円、3の財務活動において9,434万3,000円の現金が減る予定であります。この結果、平成29年度は7,119万4,000円の現金が減り、平成29年度期末には現金が3億7,381万7,000円となる予定であります。

次に、22ページから26ページまでをごらんいただきたいと思っております。

これは平成29年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございます。

初めに、23ページをごらんいただきたいと思っております。

2の流動資産の現金預金につきましては、先ほどのキャッシュフロー計算書で御説明したとおり3億7,381万7,000円となる予定であります。また、その下に記載してあります未収金については、現年度分の水道料金などとして1,971万5,000円となる予定であります。

次に、24ページをごらんください。

5の流動負債の2の未払金でございます。これは平成28年度の消費税納入分として443万2,000円となる予定でございます。

次に、26ページをごらんいただきたいと思っております。

2の利益剰余金の中のハに記載されています当年度未処分利益剰余金については1億4,016万5,000円となる予定であります。

その内訳としましては、平成29年度の当年度純利益が2,415万5,000円、前年度繰越利益剰余金が1,601万円、その他未処分利益剰余金返戻額が1億円となります。

次に、27ページから36ページまでは、先ほど説明しました収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の詳細を記載させていただきました。

また、37ページから39ページまでは、注記としまして、重要な会計方針などを記載させていただきましたので、御確認をいただきたいと思っております。

最後になりますが、平成29年度吉田町水道事業会計予算資料について御説明申し上げます。

参考資料ナンバー12の2、平成29年度吉田町水道事業会計予算資料をごらんいただきたいと思っております。

1ページから3ページまでは、当課の水道事業で、平成29年度に実施予定をしております請負工事と業務委託を記載した平成29年度執行予定事業一覧表でございます。その中で、事業種別に耐震化と記載してある工事が起債の借り入れを行う耐震化ネットワーク事業でございます。

また、4ページ、5ページは予算執行計画書比較でございます。6ページは資本的支出補填財源の一覧表、7ページは予定繰延資産償却明細、8ページ、9ページは当課の水道事業で平成29年度に実施を予定しております工事の事業予定箇所を記載させていただきました。後でごらんをいただきたいと思っております。

以上が第22号議案 平成29年度吉田町水道事業会計予算についての概要でございます。

上下水道課からは、3件の議案について御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 各担当課長からの説明が終わりました。

ただいま説明のありました第11号議案及び第24号議案の2議案については、この後、全員協議会で内容確認を行い、6日に審議を行います。

また、第16号議案、1議案については明日2日に項目ごとの詳細説明を行い、9日に質疑、最終日22日に討論、表決を行います。

第12号議案、第13号議案、第14号議案、第15号議案、第17号議案、第18号議案、第19号議案、第20号議案、第21号議案及び第22号議案の10議案については、13日に質疑を行い、最終日22日に討論、表決を行います。

その他の第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第9号議案、第10号議案、第23号議案、第25号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案、第29号議案、第30号議案、第31号議案、第32号議案、第33号議案、第34号議案及び第35号議案の21議案については最終日22日に審議しますので、よろしく申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 3時34分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めましておはようございます。

本日は定例会2日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（大塚邦子君） ここで、企画課長から発言を求められています。

これを許可します。

企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

昨日開催されました全員協議会で、藤田議員から御質問がございました静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金の割合につきまして御報告をさせていただきます。

この静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金の補助額におけるルールでございますが、この隣接補助金以外の国、または県からの補助金と合わせまして、補助事業に要する経費の4分の3を限度額とするということとなっております。今回の場合、隣接補助金と漁港基盤整備事業補助金の合計が4分の3以内におさまるように計上をさせていただいているということでございます。今回の補正は県補助金であります静岡県漁業基盤整備事業費補助金が内示により減額となりましたので、内示額に合わせまして事業費を減額させていただき、そこからそれぞれの財源につきまして改めて算定をさせていただいているということでございまして、隣接補助金につきましては1,850万円を減額し、4,804万円としたものでございます。

以上で御報告を終わります。

◎議案第16号の詳細説明

○議長（大塚邦子君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第16号議案 平成29年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから、第16号議案について、項目ごとの詳細説明を行います。

初めに、歳入の1款から10款及び20款について説明願います。続けて、歳出の説明を順次願います。

なお、歳入の11款から19款までは、歳出の説明に合わせてお願いします。

説明は、一般会計歳入歳出予算事項別明細書により、項目順に各事業区分に沿って、わかりやすく簡潔にお願いします。一部順序が前後する場合がありますが、御了承願います。また、説明は自席でお願いします。

それでは、歳入の1款から10款まで及び20款について説明を求めます。

初めに、税務課長、お願いします。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

お手元の予算に関する説明書により、歳入1款町税について御説明申し上げます。

1ページをごらんください。

町税全体では、51億1,991万1,000円で、前年度対比0.4%の増でございます。

続きまして、3ページから5ページをごらんいただきたいと思います。

1項町民税でございますが、個人町民税につきましては、現年度課税分の所得割額は14億4,686万2,000円で、前年度対比2,557万3,000円の増でございます。これは平成28年度の課税状況により、給与所得者などの納税義務者数及び所得が平成27年度より増加していること、雇用状況の改善も落ちついていることから、平成29年度については増額としております。

均等割額は5,478万7,000円で、前年度対比85万5,000円の増でございます。納税義務者数の増加によるものでございます。

滞納繰り越し分につきましては、平成28年度の決算見込み額から推定し、平成28年度と同額を計上しております。

次に、法人町民税でございます。現年課税分法人税割額3億3,420万円、前年度対比5,575万円の減でございます。予定納税を含め法人町民税申告見込み調査を行い企業の状況を判断し、平成28年度の課税状況に基づき予算計上をいたしました。均等割額は1億193万8,000円で、前年度対比423万3,000円の減でございます。主な減額の要因といたしましては、法人数が平成27年度の課税状況より減少しており、平成28年度の課税状況により計上をいたしました。

続きまして、2項固定資産税でございます。固定資産税の現年分は、26億2,341万2,000円、前年度対比4,368万6,000円の増でございます。土地につきましては、7月1日の地価調査に対応し評価額の修正を行い、地目変更を含め試算を行い、8億1,227万6,000円を計上いたしました。前年度対比1,758万9,000円の減でございます。

町内の地価につきましては、下落が続く浸水被害想定地域とそれ以外の地域との間で二極化が進行していると見られます。家屋につきましては、平成28年度分の滅失分の減、新築家屋分の増額を見込み11億6,136万円、前年度対比4,111万2,000円の増でございます。

償却資産につきましては、平成28年度の課税状況から6億4,977万6,000円、前年度対比2,016万3,000円の増となっております。滞納繰り越し分につきましては、町民税と同様で平成28年度と同額を計上しております。国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、平成29年度から家屋について県の資産基準が変更されたこともあり、28万6,000円の増額で256万9,000円となっております。

3項軽自動車税でございますが、現年課税分8,215万円で、前年度対比897万9,000円の増でございます。平成28年度の課税状況により計上をいたしました。滞納繰り越し分につきまし

ては、平成28年度の決算見込みより推計し計上をいたしました。

次に、4項たばこ税でございますが、現年課税分1億9,530万9,000円、前年度対比156万6,000円の増でございます。前年度の課税状況により見込み本数を算出し計上をいたしました。

次に、5項都市計画税でございます。2億3,568万4,000円で、前年度対比180万5,000円の増でございます。土地につきましては1億850万3,000円、前年度対比252万7,000円の減額でございます。家屋につきましては1億2,718万1,000円、前年度対比433万2,000円の増でございます。滞納繰り越し分につきましては、平成28年度の決算見込みにより計上をさせていただきます。

以上が1款町税の御説明でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

それでは、企画課に関する歳入につきまして、予算に関する説明書に沿って御説明申し上げます。

5ページから6ページをごらんください。

2款地方譲与税は9,680万円でございます。これは地方財政計画の伸び率を考慮し、1項地方揮発油譲与税を2,700万円、2項自動車重量譲与税を6,980万円計上するものでございます。

次に、3款利子割交付金は610万円でございますが、これは個人県民税で集められました利子割の合計額を過去3年間の配分率で算定した額となりますことから、景気動向を勘案して計上するものでございます。

4款配当割交付金は2,020万円を計上するものでございますが、これは県民税として特定配当等の額の5%を課税し、収入された額から所要額を控除した100分の64.6相当額を各市町村に交付されるものでございます。

7ページをお開きください。

5款株式等譲渡所得割交付金でございますが、1,490万円の計上となっております。県民税として一括して徴収されるもので、その徴収額の一部が市町村に配当されるものでございます。

6款地方消費税交付金につきましては5億8,730万円でございますが、これは県の地方消費税収入額の2分の1に相当する額が市町村に交付されるものでございます。交付額は直近の国勢調査結果による各市町の人口と、経済センサス基礎調査による各市町の従業員数によって算出されるものでございます。

なお、参考資料ナンバー10の19ページをごらんいただきますと内訳を計上させていただいております。総額として2億2,606万6,000円が社会保障財源としての予算となっております。

8ページの7款自動車取得税交付金につきましては3,090万円の計上でございます。これは県の自動車取得税収入のうち、徴税経費を差し引いた額が交付されております。市町への配分基準は道路の延長と面積となります。

8款地方特例交付金につきましては、2,480万円の計上でございます。これは、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実績に伴う地方団体の減収を補填するために交付されるものでございます。

9ページ、10ページをごらんください。

9款地方交付税につきましては、3億6,780万円の計上でございます。普通交付税2億6,780万円のほか、前年度と同額となる1億円の特別交付税を計上しております。

10款交通安全対策特別交付金につきましては420万円でございますが、これは、道路交通法第128条第1項の規定により納付されます反則金に係る収入見込み額から事務費相当額を控除した額が都道府県及び市町村に交付されるものでございます。

続きまして、飛びますが、34ページをお開きください。

20款町債となりますが、町債につきましては12億430万円を計上するものでございます。1項1目農林水産業債につきましては、1億430万円を計上するものでございます。水産基盤整備事業に710万円、水産物供給基盤機能保全事業に600万円、漁港環境整備事業に9,120万円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、2目土木債は2億8,580万円の計上でございます。これは道路照明改修事業、吉田町内道路舗装繕事業及び企業活動維持支援事業区域基盤整備事業に充てるための起債として2億4,500万円、大幡川改修事業に充てるための起債として2,900万円、そして、住吉団地改修事業に充てるための起債として1,180万円を計上するものでございます。

次に、3目消防債は5,710万円の計上でございます。これは消防資機材搬送車整備事業や同報無線デジタル化整備事業に充てる起債でございます。

次に、35ページをお開きください。

4目教育債は3億4,710万円の計上でございます。これは、自彊小学校多目的ホール改修事業に充てるための起債として1,880万円、総合体育館における改修事業に充てるための起債として3億2,830万円を計上するものでございます。

最後に、臨時財政対策債でございますが、これは、国の地方交付税の財源不足分について、国と地方との折半ルールに基づいて借入れを行う制度のもと、町で地方債を発行するものでございますが、制度の性格から、この起債につきましては全額一般財源となりますが、平成29年度の当町の臨時財政対策債の発行可能額を4億1,000万円と推計して計上いたしております。

以上が歳入の2款から10款及び20款に関する概要でございます。

○議長（大塚邦子君） 歳入の説明が終わりました。

これから歳出に入ります。

歳出の1款議会費、2款総務費の1項までの説明を求めます。

初めに、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

一般会計予算に関する説明書の36ページから38ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費になります。財源は全て一般財源でございます。

36ページから37ページになります。

2の事業、議会運営費は6,875万3,000円でございます。議員報酬、議員期末手当、議員共済費が主な内容でございます。昨年度と比べまして、議員期末手当が条例改正により増額、議員共済費の給付費負担率が下がったことにより減額となっております。また、速記反訳委託料が会議時間の実績に伴いまして増額としております。

次に、37ページから38ページになります。

3の事業、議会調査活動費であります。454万円でございます。この事業費は主に議員に係る研修、常任委員会等の活動費を計上しております。昨年度と比べまして、研修日程等の見直し、変更等もありまして減額となっております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

2款総務費の1項総務管理費につきまして、平成29年度吉田町一般会計予算に関する説明書の事項別明細書により御説明いたします。

なお、各款項目の1の事業、職員人件費につきましては、後ほど総括的な人件費として御説明申し上げますので、御了承ください。

それでは、説明書の39ページから41ページ、2の事業、一般行政事務費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は4,218万4,000円で、財源内訳は、一般財源のほか、県支出金でございます。行政事務の円滑かつ適正な執行を行うとともに、他の部署に属さない事務を全庁的に執行するもので、経常的経費が主なものでございます。

次に、説明書41ページの3の事業、吉田町表彰費でございます。予算額は73万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。町の各分野における業績顕著な方、または行政に貢献してくれた方を表彰し、町政のさらなる発展に寄与することを目的としたものでございます。

なお、平成29年度に特筆すべき事項といたしましては、昨年12月に民生児童委員の改選がございまして、感謝状の対象者が増加する見込みとなっておりますので、記念品代を51万3,000円計上しております。

次に、説明書41ページ、4の事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金総務管理費でございます。予算額は3,470万円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の事務費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は、一般管理費として人件費が主となるものでございます。

次に、説明書41ページの5の事業、日曜開庁事業費でございます。予算額は421万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。住民の多様化する生活環境に対応するため、日曜日に役場庁舎を開庁し、町民生活に関連の深い諸証明交付事務等を中心とした業務を日曜日に実施し、住民サービスの向上に努めるもので、日曜開庁を円滑に実施するため、行政サポーター4人分の賃金が主なものでございます。

次に、説明書42ページ、43ページの2款1項2目文書広報費の2の事業、広報・広聴事業費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は1,266万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。行政のさまざまな情報を積極的に町民に提供するため、広報紙の発行やFM島田におけます放送番組制作委託料が主なものでございます。

なお、平成29年度に特筆すべき事項といたしましては、これまで事務改善対策費に計上しておりましたホームページ運営事業費につきまして、広報とホームページを総合的に進める観点から、当事業費内に統合をいたしております。また、町民の皆様に対しまして積極的な情報発信を行うため、スマートフォンのアプリケーションを活用しました情報発信アプリケ

ーション制作委託費としまして、163万4,000円を計上させていただいております。

次に、説明書44ページ、45ページの2款1項5目財産管理費、2の事業の庁舎管理費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は6,960万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。役場庁舎及び周辺の附属施設等の快適な公共施設空間の確保を図るための維持管理を行うもので、庁舎管理に必要な施設点検業務、電話料などの役務費に加えまして、庁舎の清掃業務、警備保障業務の委託料など、庁舎管理に係る経常的経費が主なものでございます。

なお、昨年度は非常用電源設備の老朽化に伴いまして、蓄電池システムの更新や停電時に安定した電力供給を図るため、整流器の更新を行うための施設整備工事を初め、庁舎の防水改修工事がございますが、既に終了しておりまして、平成29年度は前年に比へまして予算が減額となっております。

次に、説明書46ページの3の事業、公有財産管理費でございます。予算額は2,293万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。公共施設及び町有地の適正な管理を図ることを目的に、総務課が管理しております公共施設の修繕を初め、町が所有する公共施設の損害保険料、普通財産など町有地の草刈りなどの管理業務費や、わかば保育園、あやめ保育園等の公共施設の土地借上料などの経常的経費が主なものでございます。

次に、説明書46ページの4の事業の公用車管理費でございます。予算額は284万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。公用車の適正な管理を図るため、総務課の管理車両であります10台分の修繕、車検等の維持管理費と、公用車リース料が主なものでございます。

なお、平成29年度に特筆すべき事項といたしましては、平成29年度中に赤い羽根共同募金から新しい車が健康づくり課に寄贈される予定でありますことから、これまで健康づくり課で管理いたしました旧の車両につきましては、平成29年度から集中管理車両としまして庁内全体で有効に活用させていただくため、総務課管理車両が1台増加しております。

次に、説明書47ページの5の事業、契約管理費でございます。予算額は317万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。町が行う契約管理の事務の円滑かつ適正な執行を図るため、公共工事に係る材料検査の旅費を初め、担当職員が発注予定事業の設計積算事務を進める上で、資料として徴取する見積書や図面等の作成費用が主なものとなっております。

なお、平成29年度に特筆すべき事項といたしましては、特に建築関係に係る検査業務につきまして、業務の信頼性及び効率性を図るため、品確法に基づき、国から公共工事発注者支援機関として認定を受けている専門機関へ委託することを可能とするため、発注支援委託料としまして130万円を新たに予算計上させていただいております。

次に、説明書53ページの2款1項7目自治振興費、2の事業の自治振興費をごらんください。

予算額は1,833万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。自治振興費でございますが、自発的・積極的なコミュニティ活動を行っていただき、自治意識の高揚を図ることを目的に、地域の自治組織であります各自治会の正副自治会長、町内会長、隣組組長の活動に対しまして定額の補助金を交付するとともに、円滑なコミュニティ活動が図れるよう、自治会連合会に対しまして、研修費やスポーツ大会等の補助金が主なものでございます。

次に、説明書53ページの3の事業、自治会運営費でございます。予算額は432万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。自発的・積極的なコミュニティ活動を行っていただき、

自治意識の高揚と地域の特色が生かされた自治会活動に資するため、各自治会の基礎数値となる世帯数に定額の補助額を乗じて得た額を運営補助金として各自治会に交付するものでございます。

次に、説明書53ページの4の事業、地域施設管理費でございます。予算額は465万円で、財源は諸収入及び一般財源でございます。自発的・積極的にコミュニティ活動を行っていただき、自治意識の高揚を図ることを目的に、各自治会が所有しますコミュニティ施設や、町が管理委託している地域コミュニティ施設などのコミュニティ活動の拠点施設に対しまして、管理運営に係る補助金を交付するものでございます。

なお、平成29年度に特筆すべき事項といたしましては、県の市町村振興協会の省エネルギー・新エネルギー機器導入補助金の対象事業に、新たに各自治会が所有するコミュニティ施設の省エネルギー化を図るためのLED照明の導入などの事業が補助対象に追加されました。平成29年度に北区自治会が自彊館のLED照明取りかえ工事を実施する予定であるため、補助金としまして200万円を計上いたしました。

なお、県振興協会からは、町に対する補助率は町が自治会に対して補助する額の10分の10となっているものでございます。

なお、川尻区自治会及び片岡区自治会につきましては、次年度以降に順次事業を実施していく予定となっております。

次に、説明書53ページの5の事業の町内会運営費でございます。予算額は380万円で、財源は全て一般財源でございます。各自治会の下部組織になります町内会の活動に対しまして、1町内会当たり20万円の補助金を交付し、円滑な町内会の運営に資するものでございます。

次に、説明書54ページの6の事業の町内会活動費でございます。予算額は833万3,000円で、財源は一般財源のほか、利子及び配当金収入でございます。各自治会活動の活性化を図るため、交通安全、防災会、社会福祉、環境美化、青少年育成の5つの分野につきまして、コミュニティ活動費補助金をそれぞれ4自治会に交付し、自発的・積極的なコミュニティ活動の推進と自治意識の高揚を図ろうとするものでございます。

次に、説明書56ページ、57ページ、2款1項10目人事管理費、2の事業の職員福利厚生費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は377万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。職員の福利厚生費は、職員の健康管理に資するため、定期的に職員の健康診断の実施をするほか、産業医の委託料が主な支出でございます。

続きまして、説明書57ページの3の事業、臨時職員対策事業費でございます。予算額は5,825万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。多様化する行政需用に対応するため、臨時職員を含めた効率的な行政執務体制を整備するとともに、緊急時に臨時職員を雇い、事業の執行に支障が生じる不測の事態に対応するため、臨時職員の雇用に必要な人件費に係る経費が主なものでございます。

次に、説明書57ページ、58ページの4の事業、職員研修事業費でございます。予算額は600万円で、財源は全て一般財源でございます。自立した職員を育成することを目的に、職員が研修に参加するために必要な経常経費が主なものでございます。

次に、説明書58ページ、5の事業、人事管理費でございます。予算額は971万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。必要な人材を確保しながら、定員管理を適正に実施して

いくため、職員採用に係る経費を初め、適正な人事管理を行うための給与・人事システム委託料、県からの技術派遣職員の人件費に係る負担金などの経費が主なものでございます。

次に、説明書59ページの2款1項11目事務改善対策費、2の事業の情報化推進費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は5,535万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。事務の効率化と適正な情報管理を図るため、庁舎内で使用しますパソコン機器類の使用料を初め、行政情報システムのクラウド化やセキュリティー対策などの業務委託料、マイナンバー制度に対応する業務委託などの経費が主なものでございます。

なお、平成29年度に特筆すべき事項といたしましては、平成29年度中に、現在使用していますSBS情報システムの総合行政情報システムがリースアップするため、セキュリティーをさらに強化して新しい行政情報システムに更新する予定でございます。このシステムの更新にあわせて、保健センターや保育園などの外部機関と接続している回線もあわせてセキュリティー強化を図るため、ネットワーク回線構築業務委託料としまして232万2,000円を、また、自治体の情報セキュリティーの強化を図るため、自治体情報セキュリティー強化対策業務委託料としまして218万9,000円、さらに、国及び県が推進しております自治体のクラウド化に関しまして、川根本町と合同でクラウド化を進めるための調査、分析等の業務委託料として108万円をそれぞれ計上しております。これらによりまして、当町の行政情報に係るセキュリティーは大幅に強化されることとなります。

次に、説明書60ページの2款1項11目の事務改善対策費、3の事業、情報公開制度推進費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は402万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。町政の透明性の向上及び公平性を確保するため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求に係る事務に必要な経費を初め、例規集の電算化サポート処理、文書目録管理システムの委託料などの経費が主なものでございます。

なお、平成29年度に特筆すべき事項としましては、行政手続法の改正によりまして、当町の規則、要綱等に関しまして、法改正の趣旨に沿いました体制の整備を行う必要がありますことから、事務の効率化を図るため、行政手続整備支援業務委託料としまして86万4,000円を計上させていただいております。

次に、1款から10款までの各項目の1の事業、職員人件費でございます。

説明書の207ページから210ページの4の給与費明細書をごらんいただきたいと存じます。

1款から10款までの各項目の1の事業に計上してあります職員人件費につきましては、4の給与費明細書に総計を掲載しておりますので、こちらで御説明を申し上げます。

まず、207ページでございますが、1、特別職の表の長等の欄をごらんいただきたいと思えます。

町長、副町長及び教育長の3名分の給与費及び共済費でございます。平成28年4月1日から教育長が新たに特別職となりましたので、本年度から教育長が新たに加わっております。前年度より期末手当が増加しておりますが、これは人事院勧告に基づく期末手当の率が改正をされましたことが増加要因でございます。

続きまして、一般職職員の関係でございますが、208ページ及び209ページをごらんください。

一般職の関係ですが、職員数は前年に比べ3名増員の224名分の人件費を計上しております。給与と職員手当であります給与費は、全体で12億6,903万5,000円で、共済費は2億2,741万6,000円でございます。

なお、ここで言います一般職の職員には、職員のほか再任用職員を全て含むものでございますが、育児休業等によりまして平成29年度中に復帰予定をされない職員につきましては除いております。

なお、職員手当の詳細につきましては、(1)の総括の下段に職員手当の内訳がございます。給料及び職員手当の増減額の要因につきましては、209ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細に記載をしておりますとおりでございますが、平成29年度当所につきましては、前年度に対する増加要因の主な理由といたしましては、平成28年度の人事院勧告に基づく給与改定及び定期昇給によるものでございます。

なお、210ページ以降につきましては、給料、職員手当等について現状を示す数値資料となっております。このため、この数値と平成29年度当初予算の額との相関関係はございませんので、御承知おきくださるようお願いいたします。

以上が、2款1項の総務管理費及び各款項目に係る1の事業であります人件費の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

それでは、企画課に関連する歳出につきまして、予算に関する説明書に沿って御説明申し上げます。

説明書の42ページをごらんください。

2款1項1目の6の事業、行財政構造改革推進事業費でございますが、予算は5万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。

次に、43ページ、3目財政管理費でございますが、予算額は423万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。予算の編成、執行、管理を行うための経費で、新たに新地方公会計業務電算処理委託料235万5,000円を計上しております。

次に、47ページから48ページ、6目企画費の2の事業、企画調査費でございますが、予算額は106万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。平成29年度は旧島田榛原地区広域市町村圏組合、旧不燃物処理センターのPCBトランスが処分できることになりましたことから、負担金を計上しております。

48ページの3の事業、国際交流推進費は、予算額180万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。国際交流協会への補助金が主な内容となっております。

48ページから49ページの4の事業、地域交流費は予算額495万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。福岡県八女市との交流に伴う事業費や地域活性化大規模イベント事業補助金が主な内容となっております。

49ページとなりますが、5の事業、男女共同参画推進費は予算額41万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。平成28年度に男女共同参画プランを策定いたしますことから、平成29年度は報償金、講師謝礼金等の計上となっております。

次の6の事業、国土利用計画事業費は予算額2,000円で、財源は全て一般財源でございます。

49ページから50ページの7の事業、生活交通確保対策費は予算額1,797万5,000円でございます。財源は、5市2町連携中枢都市圏構想負担金1,200万円と一般財源でございます。

平成29年度は路線バスの維持のための補助金が静岡市、牧之原市及びバス事業者と連携し、特急静岡相良線の利便性の向上に向け、バス線への上屋整備等を進める補助金を計上してございます。

50ページの8の事業、住民参画推進事業費は予算額9,000円、そして9の事業、ユニバーサルデザイン推進費は予算額5,000円、10の事業、コミュニティ施設整備事業費は予算額3,000円、いずれも旅費の計上でございますが、財源は全て一般財源でございます。

次の11の事業、大井川流域スマイルネット事業費は、予算額320万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。これは、コミュニティFMを活用した町の情報発信事業費でございます。株式会社FM島田に対する放送番組制作と、中継局設備保守の委託料を計上するものでございます。

51ページをお開きください。

12の事業、大井川流域交流費は、予算額65万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。大井川流域における連携事業を行うための負担金を計上しております。

次の13の事業、吉田町総合計画策定事業費は予算額2,000円で、財源は全て一般財源でございます。

次の14の事業、シーガーデンシティ推進事業費は予算額306万円で、財源は、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金174万4,000円と一般財源でございます。これは、町が進めておりますシーガーデンシティに係る調査委託料と、内陸フロンティアで進める事業の調査などを行うための事務費を計上しております。

51ページから52ページの15の事業、シティプロモーション事業費は、予算額5億1,715万9,000円で、財源は、国庫支出金の結婚新生活支援事業費補助金270万円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金261万6,000円、諸収入の地域コミュニティ活性化助成事業助成金200万円、地域づくり推進事業費助成金300万円、そして一般財源でございます。これは、平成28年6月からスタートいたしましたふるさと納税制度を活用した町のプロモート事業を展開するため、その事業の中で取り扱う町の特産品の購入費や事務委託料を計上するとともに、一般社団法人吉田町まちづくり公社への負担金が主な内容となっております。そのほか、当町へ子育て世代の移住・定住を促すため、シーガーデンシティを構成する施設を巡りながら、子育て施策や生活に役立つ情報をPRするシーガーデンスタンプラリー業務委託料や、町のPR部長よし吉を活用した町のPR等の取り組みに対して補助金を交付して、町と事業者等が一体となってにぎわいづくりに取り組む、吉田町賑わい創出事業費補助金、また、地域イノベーション推進事業費負担金は、当町と川根本町及びまちづくり公社の3者による事業実施主体となる推進母体を立ち上げ、企業間ネットワークの構築などを行う地域イノベーション推進事業を進めるための負担金、そして国の結婚新生活支援事業費補助金を活用した定住促進事業費補助金などを計上しております。

次に、少し飛びまして60ページから61ページにかけましての、12目空港対策費は予算額111万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。空港対策協議会や島田市、牧之原市などと連携した空港対策や、利活用事業調整を進める経費を計上しております。

以上が、歳出の2款1項1目6の事業から12目までに関する概要でございます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、八木利幸君。

○会計管理者兼会計課長（八木利幸君） 会計課でございます。

会計課関係の予算につきまして御説明いたします。

予算に関する説明書43ページから44ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項4目会計管理費の2の事業、出納管理事務費でございます。計上額185万3,000円で、前年度に比較しまして5,000円の減額、率にしまして0.27%の減額となっております。財源は全て一般財源で、内容は会計事務を行うための事務管理費で、全て経常経費でございます。予算額の減額の要因でございますが、需用費の特定消耗品費、印刷製本費が見積書を徴取した結果、5,000円減額となったものでございます。

それでは、各節で御説明いたします。

9節旅費で計上額は5,000円でございます。内容は、資金運用等説明会などの出張のための普通旅費でございます。

11節需用費でございます。こちらは50万3,000円の計上でございます。会計事務に必要な消耗品及び追録代、印刷製本費などでございます。

12節役務費は、108万5,000円でございます。主なものは指定金融機関の窓口派出手数料108万円でございます。

13節委託料は、26万円の計上でございます。こちらは備品管理業務の電算委託料でございます。

以上が会計課当初予算の説明でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

2款総務費、1項総務管理費のうち、防災課関係の予算につきまして御説明申し上げます。

54ページ、8目防犯対策費、2の事業、防犯対策推進費をごらんいただきたいと思います。

予算額は1,024万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。防犯活動の支援や犯罪の起こりにくい環境を整備することで、健全で明るい社会を形成することを目的としているものでございます。防犯まちづくり推進協議会の委員報酬、各自治会に管理委託をしております防犯灯の新規設置及び移設整備委託料、防犯カメラの借上料及びLED防犯灯の借上料などを計上しております。

次に、説明書55ページの9目交通安全対策費、2の事業、交通安全推進費でございます。予算額は594万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。交通安全意識や交通安全マナーの高揚を図るため、交通安全運動等を展開することで、安全で安心な町づくりを推進することを目的としているものでございます。交通安全施設の修繕や新設工事及び県交通安全指導員4人の設置費負担金を主に計上してございます。

次に、説明書56ページ、3の事業、交通指導員活動費でございます。予算額は553万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。交通安全活動の推進を担う交通指導員の活動費でございます。交通指導員34人分の報酬及び出勤手当を主に計上してございます。

以上が2款1項に係る防災課関係の説明でございます。御審議のほど、よろしく御説明いたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

同じく説明書の56ページをごらんください。

1項9目交通安全対策費のうち4の事業、交通安全施設整備費について御説明いたします。

町内全域を対象に、通学路や生活道路等の安全性・利便性を確保するため、各種交通安全施設を維持・修繕し、町民の皆様が安全で安心して暮らせるよう事業を実施しております。主な事業内容は、区画線工3,180メートル、転落防止柵87メートルを施工するものでございます。予算額は500万円で、財源は一般財源となっております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 次に、2款総務費、2項から6項、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明を求めます。

初めに、税務課長、お願いします。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

2項徴税費につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の61ページから63ページ、2の事業、税務総務費をごらんいただきたいと思います。

予算額は、8,303万9,000円でございます。財源は一般財源のほか、県支出金でございます。税務事務の効率化を図るため、臨時職員の雇用、各種協議会への負担金及び過年度分町税還付金が主なものでございます。

平成29年度が増額となりました要因につきましては、平成29年度の当初予算を策定するに当たり、各企業等に見込み調査を行いましたところ、法人町民税につきまして還付金の増が見込まれることから、増額をさせていただいております。

続きまして、説明書63ページから64ページ、2の事業、賦課徴収費をごらんいただきたいと思います。

予算額は4,405万9,000円で、財源は一般財源でございます。課税の適正化、収納率向上を図るため、税務相談員の顧問料、電算システム委託料、固定資産課税基礎作成委託料、滞納整理機構負担金が主なものでございます。

平成29年度は平成30年度に町税のコンビニ収納を導入するためのシステム改修等の経費として248万4,000円を計上しております。

以上が税務課にかかわります予算でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） 町民課でございます。

予算に関する説明書の64ページから66ページをごらんください。

3項1目、2事業の戸籍・住民基本台帳につきまして御説明申し上げます。

65ページをごらんください。

2事業、戸籍・住民基本台帳事務費は、3,931万7,000円を計上するものでございます。財源は一般財源のほか、国・県支出金、その他手数料でございます。戸籍事務や住民基本台帳事務等に関する届け出の受理や住民票等の証明書の交付などを行っております。主な支出は、

戸籍や住民ネットワークシステム等の委託料、外国語通訳や旅券事務に係る臨時職員の賃金、協議会等への負担金などがございますが、平成29年度は新たに証明書コンビニ交付サービスの予算を計上いたしております。したがって、前年度に比べ516万6,000円の増額でございます。証明書コンビニ交付サービスにつきましては、町民の皆さんの利便性の向上とマイナンバーカードの普及促進を図ることを目的に、平成29年10月からの実施を予定しているものでございます。

以上で町民課からの説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

総務課からは、2款総務費の4項の選挙費と、13款1項の普通財産取得費につきまして御説明申し上げます。

説明書の67ページの1目選挙管理委員会費の2の事業、選挙管理費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は70万円で、財源は全て一般財源でございます。選挙の適正な執行に資するため、公職選挙法に基づく定期的な選挙管理委員会の開催の経費及び適正な選挙人名簿の管理に資する電算処理委託料などの経費が主なものでございます。

続きまして、説明書68ページの2目明るい選挙推進費、2の事業の明るい選挙推進費でございます。予算額は15万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。選挙に対する意識を向上させるとともに、きれいな選挙が行われるよう選挙啓発を行うため、小・中学校の児童・生徒を対象としましたポスターコンクールへの参加賞、副賞代などのほか、新成人及び18歳になる高校生への選挙啓発物品の経費が主なものでございます。

続きまして、説明書68ページ、69ページの3目県知事選挙費、2の事業、県知事選挙でございます。予算額は846万7,000円で、財源は全て県支出金でございます。平成29年6月25日に執行予定されております静岡県知事選挙の執行経費でございます。公正かつ迅速な選挙事務を執行するため、選挙管理委員会の委員、投開票管理者の報酬を初め、選挙事務従事者の職員手当、選挙事務に係る消耗品、入場券の郵送代などの通信運搬費、選挙人名簿の電算処理委託料などの経費が主なものでございます。

続きまして、説明書204ページの13款1項1目、2の事業の普通財産取得費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は2,000円で、財源は一般財源でございます。土地購入費、補償費、それぞれ1,000円の頭出しでございます。

以上が、総務課からの2款4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

69ページをお開きください。

69ページから70ページにかけての5項統計調査費、1目統計調査総務費の2の事業、統計一般事務費をごらんください。予算額は23万4,000円でございます。財源は一般財源のほか、

県支出金に計上いたしました統計調査費委託金 4 万 6,000 円で、統計に係る経常的な経費を計上しております。

次に、2 目諸統計調査費の 2 の事業、諸統計調査費は、予算額 105 万 5,000 円で、財源は、全て県支出金の統計調査費委託金でございます。平成 29 年度は工業統計調査及び就業構造統計が実施されますことから、調査員報酬等が主な内容となっております。

続きまして、飛びますが、202 ページをお開きください。

12 款公債費でございますが、1 項公債費、1 目元金の 2 の事業、公債費元金は予算額 10 億 490 万 4,000 円で、財源は全て一般財源でございます。

203 ページをお開きください。

203 ページの 2 目利子の 2 の事業、公債費利子は予算額 1 億 85 万 8,000 円で、財源は全て一般財源でございます。

次に、3 目公債諸費は 1,000 円の計上でございます。

204 ページの 13 款諸支出金のうち、204 ページから 205 ページにかけましての 2 項基金費、1 目基金費の積立金でございますが、2 の事業、財政調整基金費は予算額 19 万 8,000 円、3 の事業、減債基金費は予算額 4,000 円。

205 ページの 4 の事業、環境保全基金費は予算額 1,000 円、5 の事業、小・中学校建設基金費は予算額 1 万 9,000 円、6 の事業、教育振興基金費は予算額 71 万 5,000 円、7 の事業、ふるさとよしだ寄附金基金費は予算額 2 億 1,000 万 7,000 円と、それぞれ計上しており、積立金の合計は 2 億 1,094 万 4,000 円となっております。財源は、財産収入に計上いたしました基金利子でございますが、6 の事業、教育振興基金費につきましては、基金利子のほか、諸収入に計上いたしました高等学校等奨学金返還金 70 万 8,000 円、7 の事業、ふるさとよしだ寄附金基金費につきましては、ふるさと納税の指定寄附金 2 億 1,000 万円となっております。

最後の 206 ページ、14 款予備費でございますが、昨年同様 2,000 万円の計上でございます。

以上が企画課に関する歳出の予算でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

予算に関する説明書の 71 ページをごらんいただきたいと思います。

2 款総務費、6 項監査委員費、1 目監査委員費でございます。財源は全て一般財源でございます。予算額は 129 万 5,000 円でございます。この事業費は、監査委員の定期監査、例月出納検査、研修会などに係る人件費が主なものでございます。昨年度と比べましては、監査委員監査基準によります指定管理団体、行政監査等の監査日数が増えることから、監査委員報酬を増額するとともに、研修内容の調整により旅費等を減額しております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩とします。

再開は 10 時 10 分とします。

休憩 午前 10 時 02 分

再開 午前 10 時 09 分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、3款民生費の説明を求めます。

初めに、福祉課長、お願いします。

福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 福祉課でございます。

3款民生費のうち、福祉課が関係する1項1目社会福祉総務費、4目老人福祉費、5目心身障害者福祉費、6目人権地域改善費、7目介護保険費、3項1目生活保護費、4項1目災害救助費につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の72、73ページをごらんください。

3款1項1目、2事業福祉総務費でございます。予算額308万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。社会福祉業務に係る消耗品や自動車修繕料等の経常的な経費のほかに、新たに臨時職員の賃金を計上しております。これは、平成29年度から設置してまいりますワンストップ窓口として相談体制を整えるもので、多種多様な問題を抱えた相談者やニーズに適切に対応し、関係機関と連携しながら、必要な支援につなげるために専門職員の配置を行うものでございます。

次に、3事業、民生・児童委員活動費でございます。予算額637万7,000円で、財源は一般財源のほかに、県支出金でございます。民生・児童委員の活動費に係る負担金が主なもので、昨年12月に新たに改選となり、民生・児童委員が50人、主任児童委員が3人、地域の代表として活動をしていただいております。

次に、4事業、戦没者追悼事業費でございます。予算額63万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。戦没者のみたまを弔う事業といたしまして、例年10月に式典を挙げており、戦没者の追悼式に係る記念品と委託料が主なものでございます。

次に、74ページをごらんください。

5事業、社会福祉協議会補助金でございます。予算額3,488万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。事務局人件費のほか、相談事業、民生・児童委員活動費、福祉団体に対する補助金でございます。

次に、6事業、福祉介護手当支給事業費でございます。予算額270万円で、財源は一般財源のほかに、財産収入でございます。在宅で寝たきりの高齢者や重度の心身障害者の介護者に対して支給する福祉介護手当で、月額1万円でございます。

次に、7事業、地域福祉計画策定事業費でございます。予算額248万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。地域福祉計画は町の地域福祉を総合的に推進するために、5年ごとの見直しを行い策定してまいります。

次に、76、77ページをごらんいただきたいと思っております。

4目老人福祉費でございます。2の事業、老人福祉対策費でございます。予算額142万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。老人福祉事業のための経常的経費に加え、高齢者移動支援事業、特殊寝台などの日常生活用具貸与事業、紙おむつなどの費用を助成する在宅支援生活品助成事業など、高齢者の在宅生活を支援するための事業を計上しております。

次に、3事業、敬老事業費でございます。予算額376万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。高齢者を敬い長寿をお祝いするために、100歳の方へのお祝い金、米寿を迎えら

れた方へのお祝い写真の贈呈、喜寿及び80歳以上の方への敬老品の贈呈を行っております。

次に、78ページをごらんください。

4事業、社会福祉施設管理事業費でございます。予算額は6,005万1,000円で、財源は一般財源のほかに、使用料及び諸収入でございます。当課が所管する施設の指定管理料及び牧之原市にあります相寿園管理組合負担金でございます。

次に、79ページ、5事業、老人保護措置費でございます。予算額は636万1,000円で、財源は一般財源のほかに、負担金でございます。現在、お二人の方が措置入所されておまして、入所に係る措置費でございます。

次に、6事業、高齢者社会参加推進事業費でございます。予算額は1,026万8,000円で、財源は一般財源のほかに、県支出金でございます。さわやかクラブやシルバー人材センターへの運営費補助金で、高齢者の社会参加を支援してまいります。

次に、7事業、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業費でございます。予算額は325万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、3年ごとの見直しを行い策定しており、平成30年度からの計画について策定業務を行います。

次に、80ページをごらんください。

8事業、高齢者見守り体制整備事業費でございます。予算額は72万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。高齢者見守りネットワーク体制を構築するとともに、関係者による連絡会を開催し、地域で見守ることの大切さを理解していただいております。

次に、9事業、ひとり暮らし高齢者等対策事業費でございます。予算額は98万3,000円で、財源は一般財源のほかに、諸収入でございます。緊急通報システムや配食サービスなど、ひとり暮らし高齢者の在宅生活を守るために事業を実施しております。

次に、80ページ、81ページをごらんください。

5目心身障害者福祉費でございます。2事業、心身障害者福祉費でございます。予算額は159万4,000円で、財源は一般財源のほかに、県支出金及び諸収入でございます。身体・知的・精神の3障害の相談員の報償金と心身障害者扶養共済に係る納付金でございます。

次に、3事業、心身障害者厚生援護費でございます。予算額4,907万9,000円で、財源は一般財源のほかに、県支出金でございます。重度障害者に対する医療費や移送費が主な事業費でございます。

次に、4事業、心身障害者施設等負担金でございます。予算額は1,807万円で、財源は全て一般財源でございます。駿遠学園とつくしの家に対する負担金で、駿遠学園に対しましては共同生活援助事業を今年度末で廃止することに伴いまして、負担金が減額となっております。

次に、82ページをごらんください。

5事業、心身障害者自立支援事業費でございます。予算額4億9,382万4,000円で、財源は一般財源のほかに、国・県支出金です。障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスを提供しております。障害児に対する放課後等デイサービスや児童発達支援事業に係る事業費が増加しておる状況でございます。

次に、83ページをごらんください。

6事業、障害者自立支援施設管理事業費でございます。予算額は375万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。障害者自立支援施設あつまりーナに係る指定管理料が主なもの

でございます。

次に、7事業、地域生活支援事業費でございます。予算額は2,953万5,000円で、財源は一般財源のほかに、国・県支出金及び諸収入でございます。手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業、訪問入浴サービス、相談支援事業など、障害者が在宅で生活し続けられるよう支援する事業でございます。

次に、84ページをごらんください。

6目人権地域改善費の2事業、人権地域改善費でございます。予算額は38万8,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。人権啓発活動を推進するために、人権教育講演会やパンフレットなどの作成をいたします。

次に、85ページをごらんください。

3事業、神戸西会館運営費でございます。予算額は468万6,000円で、財源は一般財源のほかに、使用料及び県支出金でございます。平成29年度の運営費は、玄関自動ドアの改修やトイレ改修が昨年度終了したことにより、予算額は減額となっております。

次に、86ページ、87ページをごらんください。

7目介護保険費の2事業、介護保険事業会計繰出金でございます。予算額は2億9,697万6,000円で、財源は一般財源のほかに、国・県支出金でございます。平成29年度の介護保険事業の介護給付費、地域支援事業費、事務費の法定負担割合繰出金と、低所得者の保険料に対する軽減分繰出金でございます。

次に、3事業、低所得者利用者負担額軽減措置事業費でございます。予算額は35万1,000円で、財源は一般財源のほかに、県支出金でございます。社会福祉法人等が、低所得で生計が困難な利用者に対して介護保険サービスの利用負担額の軽減を行った場合に、法人に対して補助を行うものでございます。

次に、104ページをごらんください。

3項1目生活保護費、2事業の生活保護費でございます。予算額は20万3,000円で、財源は一般財源のほかに、県支出金でございます。行旅人に対する隣町へのバス代の支援でございます。

105ページをごらんください。

4項1目災害救助費、2事業、災害救助費は頭出しの3,000円でございます。

以上、福祉課が関係いたします予算につきまして御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） 町民課でございます。

3款民生費では、2つの事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、75ページをごらんいただきたいと存じます。

2目、2事業、国民年金事務費でございます。予算額は57万3,000円でございます。財源は、全額国庫支出金でございます。国民年金の資格の得喪、種別変更、老齢基礎年金及び障害基礎年金の受給の受付等に関する事務でございます。

続きまして、76ページをごらんください。

3目国民健康保険費、2事業の国民健康保険事業繰出金でございます。予算額は1億4,932

万7,000円の計上でございます。財源は一般財源のほか、国・県支出金でございます。これは、一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。保健基盤安定繰出金は低所得者に対する保険税軽減措置分を補填する保険税軽減分と軽減世帯に属する一般被保険者数に応じて保険税を補填する保険者支援分からなっております。

また、平成27年度より、国から1,700億円の財政支援が拡大されておりますが、対象者の減少から平成28年度に比べ減額でございます。

このほか、職員給与費繰出金は、国民健康保険特別会計の一般管理費の繰り出しの対象となる経費、出産育児一時金は出産育児一時金の3分の2相当分、財政安定化支援事業繰出金は国保財政の健全化と国保税負担の平準化に資するための繰り出しに要する経費で、いずれも基準内の繰り出しでございます。

また、保健事業繰出金は県の健康増進事業費補助金の対象となった特定健康診査のクリアチニン検査に対する繰り出しでございます。

以上が町民課からの説明でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

こども未来課に係る歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の88ページをごらんください。

2項1目、2の事業の児童福祉費は770万7,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金と一般財源です。児童福祉に係る総括的な費用で、ファミリー・サポート事業に係る経費もこの予算に含まれており、7節臨時職員賃金にはアドバイザーの賃金が含まれています。同じくその賃金でございますが、主に当課を各種手続のため訪れるお客様の対応のため、平成28年度途中より配置をしております臨時職員の賃金もここに含まれております。

13節調査委託料には、保育内容に関する意識調査のための費用を計上しております。

18節一般備品はベビーベッドの購入費用です。これまでもこども未来課の窓口には、お子さんが遊ぶハウスやマットを用意しておりましたが、より小さいお子様をお連れになったお客様のためにベビーベッドを置くこととして、子育て世代に優しい環境を提供したいと考えます。

89ページ、3の事業の児童虐待防止事業費は537万5,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金と一般財源です。児童虐待等要保護児童の相談、指導に係る費用であります。

なお、平成29年度は相談体制の充実を図って、家庭相談員を1名増員する内容となっております。

90ページ、4の事業のひとり親家庭対策事業費は622万2,000円で、財源内訳としましては、県支出金と一般財源です。20歳未満の児童を扶養している母子家庭、父子家庭等に対する医療費の助成が主なもので、このほか、ひとり親家庭にランドセル等の購入費の一部を補助するひとり親家庭就学支援事業費も計上しております。

5の事業、こども発達支援事業費は2,461万8,000円で、財源内訳としましては、材料及び手数料、諸収入と一般財源です。平成28年度途中に、保育士等の処遇改善を図って賃金改定を行ったことにより、7節臨時職員賃金の増額を主な要因として、平成29年度予算は前年

比増となっております。

91ページ、6の事業のこども医療費助成事業費は1億4,605万8,000円で、財源内訳としましては、県支出金と一般財源です。ゼロ歳から15歳の中学校卒業までの児童の医療費を負担するこども医療費に係る費用です。こども医療費助成事業は平成28年度から所管が、それまでの健康づくり課からこども未来課に移ったことにより、予算も4款から3款に移っております。

2目、2の事業の児童手当費は5億4,199万2,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、一般財源です。児童手当はゼロ歳から中学校修了前までの児童の保護者に支給するものです。対象児童数の減少が見込まれることから、前年比減の予算となっております。

93ページの3目、2の事業、保育園管理費は1億8,965万円で、財源内訳としましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、一般財源です。

7節臨時職員賃金の増額は、発達支援事業所と同様に、平成28年度中に保育士の処遇改善を図って賃金改定を行ったことによる増額と、事務を主に担当させる臨時職員を雇用して、保育士の事務負担を軽減させて、保育に専念できる環境をつくり、もって保育の質の向上を図ろうとするものでございます。

13節保育園人材派遣委託料は、保育科確保のため平成28年度途中から活用している保育士の人材派遣を、平成29年度も引き続き活用して、待機児童対策の一策とするためのものです。

14節複写機借上料は、4つの保育園で当初のリース期間を経過した後も、単年度契約を更新しては使用してきましたコピー機が、メーカーのメンテナンス及び部品供給期間を終了するため、借りかえようとするものです。

20節の施設型給付費は町外の認定こども園へ通うお子さんに係る給付費を、また、地域型保育給付費は、町内にある認可外保育所が4月から小規模保育事業所に移行する予定であるため、その給付費を計上したものです。

95ページ以降に4つの保育園それぞれを運営するための事業を計上しています。財源内訳としましては、いずれも分担金及び負担金、諸収入、一般財源です。4園に共通する平成29年度新規の費用として、13節警備保障業務委託料に施設の安全性を高める目的で警備保障に係る費用を計上しております。

96ページ、3の事業のさくら保育園運営費は1,864万1,000円で、前年比増額の主な理由は、14節照明設備等借上料に計上したバルクリースを利用した照明、空調に係る使用料です。

96ページ、4の事業のすみれ保育園運営費は2,556万7,000円で、前年比増額の主な理由は、3歳未満児の増加に伴い、11節の賄い材料費を増額したものです。

98ページ、5の事業のさゆり保育園運営費は1,950万円です。

99ページ、6の事業のわかば保育園運営費は2,375万7,000円で、前年比増額の主な理由は、14節照明設備等借上料に計上したバルクリースを利用した照明、空調に係る使用料です。

100ページ、4目、2の事業の児童館運営費は807万2,000円で、財源内訳としましては、諸収入と一般財源です。児童に健全な遊びを与え、心身ともに健やかに育成するために、児童館において各種事業を行う経費であります。

102ページの3の事業、放課後児童健全育成事業費は4,708万8,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、諸収入と一般財源です。子供たちに適切な遊びと生活の場所として提供する放課後児童クラブの運営費で、支援員の賃金等が主なものです。前年比増の

理由は、児童数の増加により賄い材料費を増額したことによるものです。

103ページ、4の事業の地域子育て支援拠点事業費は692万5,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、諸収入と一般財源です。子育て支援センターに係る運営費で、子育ての不安感を緩和し、保護者が交流する場としてセンターを提供しています。

18節一般備品はカーペットの買い増し等を行うものです。

なお、子育て支援センターはファミリー・サポートの自宅以外の託児の場所としても利用していただく予定です。

5の事業、子ども会育成連合会助成事業費は40万円で、財源内訳としましては、諸収入と一般財源です。地域における児童の健全育成を推進する子ども会育成連合会への助成費です。

105ページ、5目、2の事業の児童厚生施設整備費は35万9,000円で、財源内訳としましては、全てが一般財源です。町内にある児童遊園の管理費です。

以上でこども未来課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 次に、4款衛生費の説明を求めます。

初めに、健康づくり課長、お願いします。

健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 健康づくり課でございます。

健康づくり課が所管します4款衛生費、1項保健衛生費につきまして、平成29年度吉田町一般会計予算に関する説明書により御説明をいたします。

説明書の106ページから107ページをごらんいただきたいと思います。

1目保健衛生総務費、2の事業、保健衛生管理費になります。予算額は650万1,000円で、財源は全て一般財源となります。健康づくり課の総務経費と保健センターの管理費となります。

次に、説明書108ページ、3の事業、救急医療対策事業費をごらんください。

予算額は765万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。志太榛原地域の市町が連携し、地域の救急医療体制を整えるための事業です。平成29年度は、志太榛原地域救急医療センターの運営費負担金について、救急医療センター運営費の繰越額の減額によりまして、全ての関係市町の負担額が増額となっております。

次に、同じく108ページの4の事業、榛原病院負担金をごらんください。予算額は3億8,698万1,000円で、財源は全て一般財源になります。町民に安定した医療を提供するため、榛原総合病院の運営に必要な負担金を支出します。平成29年度の吉田町の負担割合は32.795%となっております。

次に、108ページから109ページの6の事業、災害時医療救護対策事業費になります。予算額は39万円で、財源は一般財源のほか、県支出金及び諸収入でございます。災害時医療救護対策事業は災害時の医療救護体制の整備を目的に事業を進めており、平成29年度も引き続き必要物品の購入を行います。購入に当たっては榛原医師会の先生の意見を参考にしております。

次に、説明書109ページ、7の事業、地域医療対策事業費でございます。予算額は8万1,000円で、財源は一般財源でございます。核家族化や高齢化の進行により変化する、地域が必要とする医療体制を構築し、身近な地域で安心して医療が受けられるようにしていくための会

議、研修等の事業費を計上しております。

次に、説明書の109から110ページ、2目予防費、2の事業、感染症予防費でございます。予算額は9,682万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。伝染のおそれのある疾病の発生と蔓延を予防するため予防接種を行い、また、感染症及び予防接種について正しい知識の普及などを行っております。昨年10月から新たにB型肝炎予防接種が定期化されました。対象は昨年4月以降に生まれた子となり、1歳までに3回接種しますが、接種時期に体調が悪かったりして3回目の接種ができない方が予想されます。これらの子が4月以降になると自費での接種となりますので、4月、5月に生まれた接種期間の短い子には接種時期を逃してしまう子もいると思われまますので、不公平が生じないように、経過措置として半年間期間を延長するように考えております。

大きく予算が膨らんでいる理由は、昨年10月から新たにB型肝炎予防接種が定期化されたことで、平成28年度当初にはなかったものが、新たに新設されたことで大きく増額しております。また、接種料の値上げも原因の一つとなっております。

次に、説明書の115ページの5目、2の事業、母子保健衛生費になります。予算額は6,145万5,000円で、財源は一般財源のほか、国・県の支出金及び諸収入となります。昨年度と大きく減額しておりますが、これはこども医療費がこども未来課に移行したことで大きく減額となっております。新規事業としましては、健診、相談、訪問事業など、従来の母子保健サービスによる支援体制をさらに充実させ、妊娠期から子育て期まで切れ目ないきめ細やかな支援を提供し、安心して出産、子育てができる町を目指した、新たに2つのサービスを開始いたします。

1つは、電子親子手帳を導入します。これは、若いお母さん方に限らず、スマートフォンが有効利用されていることから、今までの紙媒体の母子手帳とスマートフォンのアプリで管理するようにしました。2つ目は、妊娠出産等応援パッケージ助成になります。これは平成28年度に実施しました交通費助成を拡充したもので、交通費に加え、乳幼児・妊産婦健診で新生児聴覚スクリーニング検査、新生児マスキューリング検査、産後1カ月健診の自己負担分を助成するように、新たに実施します。以上の2つの事業と、平成28年度から実施しています交通費助成事業をあわせて、よしにこパッケージ助成として平成29年度から実施するものであります。

次に、説明書115ページから116ページ、5目、3の事業、妊娠・出産包括支援事業でございます。予算額は339万円で、財源は一般財源のほか、国・県の支出金と諸収入となります。妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行うための国庫補助事業、母子保健型子育て世代包括支援センター設置と、それに関連する事業となります。子育て世代包括支援センターは、保健師と助産師が母子保健サービスの個別コーディネートを行うもので、平成28年度から実施していますが、この子育て世代包括支援センターも、よしだにこにこ子育て保健サービスの3本柱の一つとなっております。

次に、116ページになります。

6目、2の事業、健康づくり事業になります。予算額は237万4,000円で、財源は全て一般財源となります。健康づくり事業費の事業は、地域の健康づくりのリーダーを育成する保健協力員活動事業、町の健康づくりの推進を図る住民歯科会議及び健康づくり推進協議会の開催などがございます。昨年に引き続き健康マイレージ事業もこちらのほうで実施をしていき

ます。

平成27年度、平成28年度と2年続けて開催しましたウォーキングイベントも、継続開催を計画しておりますが、本年度はウォーキングを吉田町まちづくり公社と共催し、実行委員会方式で開催するように考えております。実行委員会方式ですので、内容についてはまだ決定はしておりませんが、ウォーキングを通して健康とにぎわいの場にするように考えております。公社に委託することで町内の企業と連携した健康づくりを実施し、行政と企業が一体となって取り組むように考えております。

次に、説明書117ページ、6目、3の事業、ダンス健康づくり事業でございます。予算額は400万円で、財源は一般財源となります。吉田町オリジナルダンスを用いて健康づくりを推進するダンス推進会の事業に対して、実績に基づき補助金を交付しております。ダンス推進会もいよいよ発足3年目に入りまして、円熟をきてきております。

次に、同じく117ページ、4の事業、健康体操運営費になります。予算額は296万8,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入となります。各種健康体操教室を実施することにより、運動不足の解消や体力低下の防止を図り、運動習慣の定着を目指すことを目指す事業でございます。例年、総合体育館で事業を実施しておりますけれども、平成29年度は改修工事によりまして総合体育館が使用できなくなるため、教室の開催についても見直しをして、幾つかの教室を統合、休止としたことで、昨年と比べると大きく減額となっております。

同じく、説明書117ページ、5の事業、食育推進事業費でございます。予算額は178万5,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入になります。食育推進連絡会の開催、食育に関する講座等の実施、健康づくり食生活推進協議会に対する補助金等、町ぐるみで食育推進を図るための事業でございます。平成27年度に見直し策定しました食育推進計画に沿って事業を展開するとともに、食育推進連絡会の中で進捗管理を行っております。

平成29年度は前年度に比べ予算が増大しておりますけれども、吉田町健康づくり食育推進会が発足して40周年になり、記念事業としまして食育講演会を各自治会に出向き、開催いたします。また、30周年のときにレシピ集を作成しましたが、40周年でもこの10年間に活動したものを中心にレシピ集を作成するため、予算が膨らんでおります。

次に、説明書の119ページから120ページ、8目、2の事業、健康増進事業でございます。予算額は3,338万円で、財源は一般財源のほか、県支出金になります。各種がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診など成人検診事業、健康相談、検診事後の個別指導と集団指導、禁煙推進事業等を実施しております。

平成28年度に新規事業として実施してきました地区健康度アップ事業も、平成29年度は8カ所で実施するように計画をしております。町の健康課題である高血圧有病者と予備軍を減らし、対策や生活習慣病対策を重点に地域に出向き、重症化予防事業を実施してまいります。

また、新規事業として食育や地区健康度アップ事業と同様に地域に出向き、町民の健康増進に向けた事業として、体組成計を利用し保健指導を実施します。健康づくりへの動機づけ、きっかけづくりになればと考えております。

以上が健康づくり課所管事業の当初予算の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、4款衛生費、1項保健衛生費の中の9事業につきまして、予算に関する説明書に基づき、御説明申し上げます。

予算に関する説明書の108ページをごらんください。

1目保健衛生総務費、5事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金、火葬場費でございます。予算額は1,435万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合火葬場の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。火葬業務委託料や、例年実施しております火葬炉補修工事などに係る負担金でございます。

次に、110ページをごらんください。

3目環境衛生費、2事業の環境衛生推進事業費でございます。予算額は539万4,000円で、財源は一般財源のほか、使用料及び手数料、県支出金でございます。死亡猫等の回収や狂犬病予防注射等、犬猫を初めとする動物保護に係る経費が主なものとなっており、主な項目といたしまして、犬猫等死亡収集運搬委託料や、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金などでございます。

また、平成29年度におきましては、現在の畜犬管理システムを総合行政システムに移行するための委託料を計上しております。

次に、111ページをごらんください。

3事業のごみ減量・リサイクル推進事業費でございます。予算額は1,304万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、ごみの分別収集や排出抑制により減量化、リサイクル率の向上を図るものでございます。主な項目といたしまして、生ごみ処理機等設置費補助金やシルバー人材センターに、剪定枝等をチップにし堆肥化するための委託料などがございます。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条に基づきます一般廃棄物処理基本計画の策定業務のための委託料も計上しております。

次に、112ページをごらんください。

5事業の地球温暖化防止対策事業費でございます。予算額は200万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。環境への負担の少ないクリーンエネルギーの利用を促進し、環境保全を図るため、太陽光発電システムを設置する方に、その経費の一部として1件2万円、太陽光発電等で作られた電力を安定かつ効率的に利用するために蓄電池を設置する方に、1件10万円の補助金を交付するものでございます。

次に、6事業の環境教育推進事業費でございます。予算額は39万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。主な項目といたしまして、環境に対する関心と理解を深めるための環境学習教室の開催のための経費や、子供たちがエコリーダーとなり、学校や家庭で地球温暖化防止に取り組むエコチャレンジK I D s 事業の開催のための負担金でございます。エコチャレンジK I D s 事業につきましては、平成29年度には住吉小学校で実施する予定でございます。

次に、7事業の環境保全費でございます。予算額は2,432万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。公園や河川等公共用地の除草や低木の剪定、害虫駆除、不法投棄の回収等の作業に係る経費でございます。主な項目といたしまして、公共用地草刈り等業務委託料としまして、シルバー人材センターに委託するための予算を計上いたしております。このほか、

臨時職員の賃金や燃料などの需用費、車両の借上料、備品購入費などの経費を計上しております。

次に、113ページをごらんください。

8事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金、し尿処理費でございます。予算額は1億536万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合し尿処理施設の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は、施設運転管理委託料や修繕料などの施設の管理に係る経費が主なものでございます。

次に、114ページをごらんください。

9事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金、ごみ処理費でございます。予算額は4億1,593万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合ごみ処理施設の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は、施設整備修繕や施設運転管理委託料、ごみ収集業務委託料などの経費の負担金でございます。

次に、4目公害対策費、2事業の公害対策費でございます。予算額は703万3,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。主な項目といたしまして、通年で実施しております環境調査及び分析調査委託料や、大井川地域地下水利用対策協議会負担金などがございます。

以上で都市環境課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、4款衛生費、1項保健衛生費につきまして、平成29年度吉田町一般会計予算書に関する説明書により御説明いたします。

説明書の112ページ、3目環境衛生費のうちの4の事業、生活排水改善対策事業費をごらんください。

予算額は3,288万円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、県支出金などがございます。これは、合併浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的として執行するもので、主な支出は浄化槽設置費補助金でございます。

上下水道課からの説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） 町民課でございます。

4款衛生費につきまして、2事業につきまして御説明申し上げます。

118ページをごらんください。

7目、2事業の老人保健事業事務費でございます。予算額は1万1,000円で、財源は一般財源でございます。これは、老人保健事業は終了しておりますが、経過措置により過誤等による医療機関からの診療報酬返還金に対し、国・県社会保険診療報酬支払基金への返還が主な支出でございますが、平成29年度は、この事務が各市町から後期高齢者医療広域連合に移行

することから、事務費のみの計上をするものでございます。

次に、3事業、後期高齢者医療事業事務費でございます。予算額は2億7,076万3,000円を計上するものでございます。財源は一般財源のほか、県支出金、諸収入でございます。この事業は、後期高齢者医療事業に係るもので、主な支出は、後期高齢者被保険者の人間ドック費用の一部を補助するための人間ドック委託料や、特定健康診査委託料と、119ページをごらんください。後期高齢者医療広域連合負担金では、事務費負担金と後期高齢者の医療給付費市町村負担見込み額の12の1を市町が負担する療養給付費負担金及び後期高齢者医療特別会計への保健基盤安定繰出金などでございます。なお、保健基盤安定繰出金は国の施策により軽減の特例措置が引き下げられます。しかし、5割、2割軽減措置は拡大されるものでございます。

以上が町民課からの説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 次に、5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費の説明を求めます。

初めに、産業課長、お願いします。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

産業課からは、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費につきまして、一般会計予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の121ページをごらんください。

5款1項労働諸費、1目労働諸費、2事業、雇用対策費でございます。予算額は82万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。町内企業の業務内容や雇用状況等の実態を把握するために、企業情報の提供依頼やアンケート調査の実施を初め、町内企業紹介パンフレットの作成、また、学生の地元就職促進を図るために、学生を対象にアンケート調査を実施する計画であります。そのための印刷製本費などの需用費を新規に計上いたしましたほか、職業訓練校への補助金が主なものでございます。

同じく121ページ、3の事業、労働福祉費でございます。予算額は255万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。勤労者の福利厚生を初め、中小企業と大企業との間にある雇用・労働条件、労働福祉など、さまざまな格差を縮小するための支援としまして、榛南地区労働者福祉協議会と榛南地区勤労者共済会へ、それぞれ補助金を支出するものでございます。

5款労働費は以上であります。

続きまして、6款農林水産業費でございます。

説明書の122ページから123ページになります。

6款1項農業費、1目農業委員会費、2の事業、農業委員会運営費であります。予算額は396万4,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金及び諸収入でございます。農業委員会の所掌事務を進めるための運営費でございます。主な支出といたしましては、農業委員と農地利用の最適化を推進するために新設いたします農地利用最適化推進委員への委員報酬のほか、県農業会議等の各関係団体への負担金となります。農業委員会総会につきましては、毎月1回、計12回の開催を予定しております。

説明書の、同じく123ページをごらんいただきたいと思います。

3の事業、農業者年金事務費でございます。予算額は15万3,000円で、財源は全て諸収入で

ございます。この事業は、農業者年金基金からの受託事業で、事務に伴う需用費が主なものでございます。

次に、説明書の124ページと125ページをごらんいただきたいと思います。

2目農業総務費、2の事業、農業総務費であります。予算額は97万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。農業共済組合事業負担金等の各関係団体への負担金と公用車の維持管理に伴います経費が主なものでございます。

同じく125ページ及び126ページになります。

3目農業振興費、2の事業、農業振興費であります。予算額は2,039万7,000円でございます。財源は一般財源のほか、県支出金でございます。意欲的な農業経営と地域農業の振興に寄与することを目的とした農業経営振興会と部農会組織への活動補助金のほか、県費10分の10の補助事業であります経営体育成支援事業費を計上しております。この経営体育成支援事業は、地域の担い手が融資を受けて、農業用の機械・施設を導入する際に補助金を交付することによりまして、主体的な経営展開を支援いたします。さらに、農業者の暮らしの充実に向けました、農業生産基盤強化整備事業補助金を名称といたします補助制度を創設し、町内農業者の農業経営基盤を支える生産施設や調製貯蔵施設等の共同利用施設を整備することに対しての補助金も計上してございます。

次も説明書の126ページをごらんいただきたいと思います。

3の事業、担い手育成総合対策事業費であります。予算額は477万円で、財源は一般財源のほか、県支出金と使用料及び手数料でございます。農用地の有効利用及び利用権の集積を通じて担い手の育成を図るための農用地利用集積奨励補助金、それから、10分の10県支出金でございます青年就農給付金が主なものでございます。

青年就農給付金につきましては、新規就農者が地域の担い手となるために、その経営が軌道に乗るまでの間支援するもので、平成26年度から就農しております1人と、平成29年度から新規就農いたします予定の2人、計3人分を計上しております。

同じく説明書の126ページ、127ページをお願いいたします。

4の事業、農業経営所得安定対策推進事業費であります。予算額は12万4,000円で、財源は全て国庫支出金でございます。この事業は、自給率の向上と農業経営の安定を図ることを目的に実施しており、主な支出につきましては、水田台帳システムの保守委託料と需用費でございます。

説明書の、同じく127ページになります。

5事業、耕作放棄地対策事業費でございます。予算額は20万円で、財源は全て一般財源でございます。この事業では、荒廃農地の再生事業を実施する農業者に対しまして補助金を交付することにより、耕作放棄地の解消や有効利用に取り組んでまいります。

同じく127ページ、4目畜産業費、2事業、畜産業費でございます。予算額は11万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。中部家畜保健衛生推進協議会への負担金や死亡獣畜の適正な処理を図るための補助金が主なものでございます。

次に、説明書の128ページをごらんください。

5目農地費、4の事業、土地改良事業費であります。予算額は2,206万円で、財源は全て一般財源でございます。大井川土地改良区への負担金が主なものであります。国営第1期事業元利償還金、国営農地農業用水路等資源保全管理推進事業負担金及び組合賦課助成金でござ

います。

説明書の、同じく128ページ及び129ページをお願いします。

2 項林業費、1 目林業総務費、2 事業、松くい虫防除事業費であります。予算額は424万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。例年と同様に、松枯れの蔓延防止を図るために地上散布防除、予防剤注入防除、被害木伐倒駆除を実施いたします。

説明書の129ページでございます。

3 の事業、保安林等保護環境整備事業費であります。予算額は399万3,000円で、財源は一般財源のほかに、県支出金でございます。保安林帯の除草や支障木の伐採、また、大井川の桜並木の保護としまして、薬剤散布を実施することにより、保安林等の公益的機能を生かすための環境維持に努めます。

続きまして、説明書の129ページから130ページになります。

3 項水産業費、1 目水産振興費、2 事業、水産振興費でございます。予算額は494万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。事業内容でございますが、水産業の振興や活性化を目的といたしました水産関係団体等への負担金、補助金が主なものであります。

次も説明書の130ページでございます。

3 の事業、地域栽培推進事業費であります。予算額は46万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、榛南地域における漁場の環境整備や漁業資源の確保をする活動として、ヒラメやマダイの稚魚放流、藻場の保全のための藻食性魚類の駆除などを行うなど、豊かな漁場を取り戻す事業に対しまして負担しているものでございます。

次は、説明書の131ページから132ページをごらんいただきたいと思います。

2 目漁港管理費、2 事業、漁港管理費でございます。予算額1,295万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田漁港の維持管理費でございます。漁港管理会の開催、公用車の維持管理と津波・高潮防災ステーションや陸閘、大幡川水門の保守点検業務が主なものでございます。駐車場管理業務委託料につきましては、海岸利用者のため、駐車場出入り口の開閉管理を委託するものであります。その他の事業としましては、県漁港漁場協会への負担金、パソコン機器等の賃借料でございます。

次は、説明書の133ページをお願いします。

3 の事業、水産基盤整備事業費であります。予算額は3,400万円で、財源は一般財源のほか、県支出金、町債、分担金及び負担金でございます。事業内容は、漁港改修としまして、平成23年度から継続して実施しております航路護岸改修工事でございます。延長70メートルを平成29年度には施工する予定でございます。

説明書の、同じく133ページになります。

4 事業、水産物供給基盤機能保全事業費であります。予算額は2,500万円で、財源は一般財源のほかに、県支出金、町債、分担金及び負担金となります。水産物供給基盤機能保全計画に基づきまして、矢板の腐食が進んでおります西側泊地の4号岸壁の防食工事を実施していきます。施工延長につきましては55メートルを施工する予定であります。

同じく133ページでございます。

5 の事業、漁港環境整備事業費であります。予算額は3億2,009万円でございます。財源は一般財源のほか、県支出金、町債でございます。この事業は、水産業の振興や新たなにぎわいの場の創出とともに、防災機能をあわせ持つ多目的広場を整備するための事業であります。

平成29年度におきましては、平成28年度に引き続きまして盛り土工事の実施、盛り土工事が完成した部分におきまして、のり面を保護いたします護岸工事の一部にも着手する予定でございます。

6 款農林水産業費は以上でございます。

続きまして、7 款商工費でございます。

説明書の133ページから134ページをごらんいただきたいと思います。

7 款 1 項商工費、1 目商工総務費、2 事業、消費生活費であります。予算額は138万7,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金と諸収入でございます。主な支出といたしましては、消費生活専門相談員の報償金と被害防止用のリーフレットの作成、教育用副教材の印刷製本費、加えまして相談窓口体制の充実を図るための消費生活情報ネットワークシステムの導入に伴いますパソコン機器等の備品購入でございます。

次は、説明書の135ページ、お願いします。

2 目商工業振興費、2 事業、商工業振興費であります。予算額は206万7,000円でございます。財源は一般財源のほか、県支出金でございます。商工会が行います経営改善普及事業を支援するため、その運営に伴う補助金が主なものであります。

次も、説明書の、同じく135ページでございます。

3 の事業、中小企業振興費でございます。予算額は156万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。事業内容としましては、中小企業者の事業資金の低利融資や利子補給を実施することにより、借り入れ者の負担を軽減するとともに、経営基盤の安定及び合理化を図るための補給金、負担金が主なものとなります。

次は、説明書の135ページ及び136ページをごらんいただきたいと思います。

4 の事業、産業支援事業費でございます。予算額は608万1,000円で、財源は一般財源のほか、使用料及び手数料となります。これまで商工業振興費と中小企業振興費にそれぞれありました、産業振興事業と創業支援事業を新たに産業支援事業費としたものでございます。事業内容としましては、創業支援セミナー開催に伴います講師謝礼、チラシの印刷代、創業支援センターの維持管理経費のほか、特産品開発や6次産業化、イベント交流に加えて、創業を支援していくため、産業振興事業費補助金を拡充することで町内での創業を促進し、産業振興を図るとともに商工業等の活性化に努めてまいります。

同じく136ページでございます。

5 事業、企業立地振興費でございます。予算額は2億8,294万2,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。主なものとしましては補助金になります。企業立地促進事業費補助金として、地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、町内で製造工場などを新規に立地した企業の用地取得費や新規雇用に対し、県と連携して補助金を交付いたします。平成29年度につきましては3件が該当いたします。

次は、説明書の136ページから138ページになります。

3 目観光費、2 事業、観光振興費でございます。予算額は3,042万5,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金、使用料及び手数料、そして諸収入でございます。この事業では、小山城の施設管理の3人分の臨時職員の賃金を初め、需用費、役務費などの経常経費のほか、委託料と工事請負費、各観光関係団体への負担金でございます。委託料につきましては、観光協会へのイベント委託であります凧揚げまつり、港まつり・花火大会、小山城まつりの委

託を初め、小山城等の施設の警備保障、小山城周辺の樹木管理の業務委託でございます。

また、工事請負費につきましては、郷土資料館と吉田海岸のトイレを改修するものでございます。

説明書の、同じく138ページをごらんください。

3の事業、観光PR事業費でございます。予算額は212万円で、財源は全て一般財源でございます。これまで観光振興費にありました県内外に向けてのPRキャンペーンを実施するなどの情報発信を初め、観光施設やイベント、特産品等をPRするための業務につきまして、観光PR事業費として新設したものであります。観光パンフレット等の印刷代が主なものでございます。

次も、説明書の138ページになります。

4事業、産業委員会運営事業費であります。予算額は11万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。産業委員会の委員報酬でございます。

以上が産業課からの説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

少し戻りますが、説明書の127ページ、128ページをごらんください。

6款農林水産業費、1項5目農地費のうち2の事業、水門・排水機場管理費について御説明いたします。

用排水路の維持管理で主に排水機場の維持管理になります。修繕料は第3ポンプ場第1号機の排水能力が低下しているため、点検修繕を行うものであり、委託料は農業用水門を4自治会ほかに依頼し、排水機場の電気保安関係も計上をしております。負担金は県が施行いたします町の第1排水機場建屋の耐震補強工事に係るものでございます。予算額は805万2,000円で、財源は一般財源となります。

次に、128ページをごらんください。

3の事業、用水路改良維持修繕費について御説明いたします。用排水路の維持費となります。機械借上料は、用排水路内の堆積土砂等のしゅんせつなどの撤去費用を計上しております。予算額は95万円で、財源は一般財源となります。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 次に、8款土木費及び11款災害復旧費の説明を求めます。

初めに、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは、8款土木費及び11款災害復旧費について、予算に関する説明書に基づき御説明をいたします。

説明書の139ページから141ページをごらんください。

8款土木費のうち、土木総務費の2の事業、土木管理費について説明いたします。

土木管理費については、土木行政の事業を円滑に運営するための費用で、賃金は臨時職員1名を雇用し、道路・河川の占用事務の電算化によるデータ入力等を行い、占用事務の効率化を図っております。委託料では、道路台帳の更新及び地図修正費用となります。使用料及

び賃借料については、大型複写機の借上料、土木積算システム使用料と道路河川占用システム借上料でございます。負担金及び交付金では、土木事業の推進を支援するため、各同盟会への負担金と、同盟会等が主催する研修会への参加、県への要望活動等を行う計画です。予算額は3,277万8,000円で、財源は一般財源となります。

次に、説明書の141、142ページをごらんください。

2項1目道路維持費のうち2の事業、道路維持費について説明いたします。委託費として植栽管理委託料を計上し、幹線道路の樹木の剪定、除草、防除等を行います。また、道路照明灯の改修が必要なことから、町の総合戦略に掲げ、国の補助金を活用し工事を行います。維持修繕費では、突発的に発生する道路の陥没、舗装の剥離などに対処するため、年度当初に単価契約を行い、修繕工事を行っております。地元からの要望・苦情などへの対応や、道路パトロール結果に基づき執行をしております。予算額は5,685万2,000円で、財源は、国庫支出金と地方債、そして一般財源となります。

次に、同じく3の事業、吉田町内道路舗装修繕事業費でございます。町の総合戦略に掲げる事業であり、平成24年度の路面性状調査に基づき、国の社会資本総合整備事業費を活用し、特に状況が悪いところから、舗装の打ちかえや切削オーバーレイなどの工事を実施し、道路の長寿命化を図るものでございます。予算は6,600万円となり、財源内訳としまして、国庫支出金と地方債、そして一般財源でございます。

次に、142ページ、143ページをごらんください。

2目道路新設改良費のうち2の事業、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費です。区域内における道路改良やつけかえ水路工事、大幡川に設置します橋梁上部工、下部工の工事費を計上するとともに、これらにかかわる用地買収補償費を計上しております。予算は2億1,190万4,000円となり、財源内訳としまして、地方債と一般財源を予定しております。

次に、説明書の143ページをごらんください。

3の事業、大幡川幹線整備事業費です。都市計画道路大幡川幹線のうち、主要地方道吉田大東線から東名高速道路までの区間を測量するものでございます。予算は777万6,000円となり、財源内訳は一般財源となっております。

次に、同じく143ページ、3目橋梁維持費のうち2の事業、橋梁維持補修費です。町の総合戦略に掲げる事業であり、国の社会資本総合整備事業費を活用し、東名高速道路にかかる歩道橋4橋を含め、町内51橋の健全度を調べるものでございます。予算は3,000万円で、財源内訳としまして、国庫支出金と一般財源になります。

次に、説明書の143ページ、144ページをごらんください。

3項1目河川総務費のうち2の事業、河川総務費について説明をいたします。委託料の水門管理委託料ですが、湯日川水系3カ所、坂口谷川水系3カ所の水門管理について、県から委託を受け、町は消防団に再委託しております。予算は102万7,000円で、財源内訳としまして、県支出金と一般財源となります。

次に、同じく144ページをごらんください。

3の事業、治水対策推進事業費について説明いたします。坂口谷川水門建設促進期成同盟会において、坂口谷川河口部に津波水門設置のための要望活動を県に対して行う計画であり、その同盟会への負担金でございます。予算の1万円は一般財源です。

次に、同じく144ページ、145ページをごらんください。

3項2目河川維持費のうち2の事業、河川維持管理費について説明いたします。委託料として、大井川の堤防除草を行うとともに、住吉地内で湯日川への排水に伴う設計業務を計上しております。また、工事請負費の維持修繕費として、川尻高畑地先の排水路修繕や、支川、成因寺川などのしゅんせつ工事を実施する計画です。県施工の国道150号歩道整備に伴う宮東川改修用地費も計上をしております。予算は1,479万9000円で、財源内訳としまして、県支出金と一般財源となります。

次に、同じく145ページの3項3目河川新設改良費のうち2の事業、大幡川改修事業費について説明いたします。

この事業は、大幡川、大窪川の治水対策として行っているもので、大幡川にかかる橋の撤去を含め、護岸改修工事を行うものでございます。予算は4,837万5,000円で、財源内訳としまして、国庫支出金と地方債及び一般財源を予定しております。

次に、150ページをごらんください。

4項3目街路事業費のうち2の事業、都市計画道路事業負担金について説明いたします。

町では都市計画道路関係の協議会、同盟会に加入していますので、その負担金でございます。予算は14万8,000円でございます。財源は一般財源となります。

次に、同じく150ページの4項5目都市計画下水路のうち2の事業、都市下水路費について説明いたします。機械を借り上げまして、都市下水路のしゅんせつを行う計画です。予算は10万円で、財源は一般財源となります。

次に、説明書の151ページをごらんください。

4項6目公園費のうち2の事業、公園維持管理費について説明いたします。

この事業の主な内容につきましては、委託料として、都市公園の樹木等の管理について造園業者に委託発注し、樹木の剪定、除草、防除、芝の管理などを実施する計画です。予算は3,560万9,000円で、財源は一般財源となります。

次に、同じく151ページの3の事業、公園愛護会支援事業費でございますが、公園愛護活動を自発的に行う団体に褒賞金を交付しております。現在の活動団体数は6団体で、小藤路公園、青柳公園、湯日川親水公園、西ノ坪公園、西の宮公園、大井川清流緑地で活動しております。予算は30万円で、財源は一般財源となります。

次に、説明書の152ページの4項7目緑化推進費のうち2の事業、緑化推進費について説明いたします。

建設課関連としまして、各種団体への負担金が主なものでございまして、県さくらの会及びグリーンバンクへ、合計3万円を計上しております。財源内訳は一般財源となります。

次に、同じく152ページの3の事業、花のまち推進事業費でございますが、吉田町花の会への補助金と花いっぱい活動団体への補助金が主な事業内容であり、花いっぱい活動団体16団体へ179万円計上しております。財源内訳としまして、諸収入の地域コミュニティ活性化助成事業補助金と一般財源となります。

続きまして、説明書の201ページ、11款災害復旧費のうち1項1目農林水産施設災害復旧費と202ページの2項1目公共土木施設災害復旧費について御説明をいたします。農林水産施設と土木施設のどちらも、頭出しとして2,000円を計上しております。

以上、建設課からの説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、8款土木費、4項都市計画費及び5項住宅費につきまして、予算に関する説明書に基づき御説明申し上げます。

予算に関する説明書の146ページをごらんください。

1目都市計画総務費、2事業の都市計画総務費でございます。予算額は490万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。事業といたしましては、都市計画事業を推進していく上で必要な経常経費でございます。新規事業といたしまして都市計画基礎調査業務委託でございます。この事業につきましては、都市計画法第6条第1項の規定に基づき、静岡県が実施する都市計画基礎調査につきまして、同条3項において作成に必要な資料につきまして、市町村に資料の提供を求めるといふ、その資料の作成のための委託料でございます。

また、同じく委託料の都市計画地形図等作成業務委託といたしまして、浜田土地区画整理区域の一部用途を変更するための都市計画図の修正につきまして、委託料を計上しております。

次に、147ページをごらんください。

3事業の建築確認事務費でございます。予算額は15万8,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。事業といたしましては、建築確認事務に係る図書の追録代でございます。

次に、4事業の土地利用対策費でございます。予算額は269万7,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。主な事業といたしまして、宅地分譲地内公園等の樹木の剪定、調整池施設の修繕、しゅんせつ工事等でございます。

次に、5事業のTOUKAI-O促進事業費でございます。予算額は3,144万4,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金と県支出金でございます。事業といたしまして、わが家の専門家診断事業、既存建築物耐震診断促進事業、木造住宅耐震補強助成事業、ブロック塀等耐震化促進事業の4つになります。平成29年度につきましては、平成29年1月から引き続き、木造住宅耐震補強助成金が従来の助成金より最大30万円上乘せになるため、平成28年度より予定件数を増やし、木造住宅の耐震化を積極的に進めてまいります。

次に、148ページをごらんください。

6事業の都市計画マスタープラン策定事業費でございます。予算額は704万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、都市計画法第18条の2第1項の規定による都市計画マスタープランの中間見直しを行うものでございまして、平成28年度の基礎調査に引き続き、平成29年度におきまして地域別構想を取りまとめ、計画書を作成してまいります。

次に、149ページをごらんください。

2目土地区画整理事業費、2事業の土地区画整理事業費でございます。予算額は7,273万5,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。この事業の主なものといたしまして、浜田土地区画整理組合への負担金及び補助金でございます。負担金につきましては、浜田土地区画整理事業区域内の整備を、組合が国からの交付金を受けて進めているところでございますが、この交付金の負担割合が、国55%、県が22.5%、町が22.5%であり、町負担金の分といたしまして、支出しているものでございます。補助金につきましては、吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づき、事業費の一部を助成しております。

また、委託料といたしまして、平成30年度以降、国からの交付金を受けるために、町内道路網を主目的といたしました社会資本総合整備計画を作成するための経費を計上しております。

次に、152ページをごらんください。

7目緑化推進費、2事業の緑化推進費でございます。予算額345万4,000円のうち、都市計画課につきましては、1の緑化審議会報酬費、11の特定消耗品費、13のみどりのオアシスマつり委託料の合計341万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。主な事業といたしまして、委託料といたしまして、みどりのオアシスマつり実行委員会に委託し、毎年、みどりのオアシスマつりを開催しております。平成29年度につきましても、4月29日に開催する予定でございます。

また、吉田町緑のオアシス条例に基づく事業場緑化見直しに伴い、既存の事業場を改修し、今回の改正の目的でもございます質の向上に取り組んでいただける事業所につきましては、苗木を配布し、緑化の推進を図るための事業費を計上しております。

次に、3事業の花のまち推進事業費でございます。予算額206万5,000円のうち都市環境課につきましては、11の特定消耗品費の27万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。主な事業といたしましては、花街道事業用の花苗の購入でございます。

次に、4事業のみどりのまちづくり事業費でございます。予算額は25万円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、道路に面しております部分を生け垣として利用する個人に、5万円を上限に補助金として交付しております。

次に、153ページをごらんください。

5項住宅費、1目住宅管理費、2事業の町営住宅維持管理費でございます。予算額は3,131万8,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金と使用料、手数料でございます。現在、吉田町が管理しております町営住宅の戸数は141戸で、平成29年1月現在で入居者が110戸となっております。通常の維持管理業務に加えまして、吉田町公営住宅長寿命化計画に基づく改修工事を実施しており、平成29年度につきましては、住吉団地の外壁塗装及び屋外防水、高架水槽の改修が主な事業となっております。

以上が都市環境課からの事業の説明でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、8款土木費、4項都市計画費でございますが、資料の150ページ、4目公共下水道費の公共下水道事業繰出金をごらんください。

予算額は6億3,116万1,000円でございます。これは、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。上下水道課からの説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 次に、9款消防費の説明を求めます。

初めに、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

9款消防費、1項消防費について御説明申し上げます。

説明書154ページ、1 日常備消防費、2 の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金をごらんください。予算額は890万5,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。消防力の強化、消防体制の充実を図るもので、消防庁舎及び訓練棟の改修工事、起債償還のための費用でございます。

次に、同じく154ページ、3 の事業、消防救急広域事業費でございます。予算額は2億5,687万円で、財源は一般財源のほか、県支出金及び地方債でございます。3市2町で構成する静岡地域の枠組みにより、消防事務を静岡市へ委託しており、その事務委託料を計上してございます。

次に、説明書155ページの2 目非常備消防費、2 の事業、消防団運営費でございます。予算額は1,786万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。消防団員の育成と消防技術の向上を図るものでございまして、消防団員の報酬、費用弁償及び本部運営費交付金、分団運営費交付金、研修負担金を主に計上してございます。

次に、説明書156ページ、3 の事業、消防団員福利厚生費でございます。予算額は1,595万2,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。消防団員の福利厚生の充実を図るもので、退職団員の報償金、福利厚生事業のための自動車借上料、消防団員退職報償金負担金、損害補償掛金などを主に計上してございます。

次に、説明書157ページの3 目消防施設費、2 の事業、消防施設整備事業費でございます。予算額は563万円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。消防団の装備品の充実及び消防施設の適切な維持管理を図るもので、消火栓器具類の修繕、消防用資機材の整備及び消火栓の維持管理料を主に計上してございます。

次に、説明書158ページから160ページになります。

5 目災害対策費、2 の事業、地震対策費でございます。予算額は2,306万5,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金、諸収入でございます。大規模地震などから地域住民の生命、財産を保護するため、津波防災まちづくりを推進するとともに、災害に強い町づくりを進めることを目的としたものでございます。防災用資機材や備蓄品の配備を図るため、特定消耗品、防災備品として災害用救急医療セットの更新費用及び避難生活用間仕切りセット、毛布、非常食、簡易トイレの購入費用を計上しております。修繕料といたしましては、津波避難タワーの維持管理費、住吉コミュニティ防災センターの便器取りかえ及び畳の張りかえ費用を計上しております。

工事請負費の津波避難誘導標識整備といたしましては、海岸域に7カ所設置してございませぬ津波避難標識の老朽化に伴う新たな津波避難標識を設置する予定でございまして、その工事費を計上しております。

なお、平成29年度に特筆すべき事項といたしまして、防災対策推進事業補助金といたしまして、防災ベッド及び耐震シェルターの整備に係る補助事業として190万円を計上しております。

TOUKAI-0 事業により、木造住宅の耐震化を積極的に推進している中で、耐震診断により倒壊の可能性が高いと判断された住宅であるものの、耐震補強になかなか踏み切れない方に対しまして、防災ベッド及び耐震シェルターの購入費、設置費などを助成し、命を守る対策を推進するものでございます。また、飲料水兼用耐震性貯水槽の保守点検といたしまして、委託料で北オアシスパーク耐震性貯水槽保守点検料に13万円、水道事業会計繰出金で

小藤路公園耐震性貯水槽、100トンのものがございますが、この保守点検及び清掃業務として101万円を計上してございます。

次に、説明書160ページ、3の事業、国民保護対策費でございます。予算額は1万3,000円で、財源は全て一般財源、旅費のみの計上でございます。

次に、同じく160ページ、4の事業、防災意識向上事業費でございます。予算額は1,162万5,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。防災訓練や防災研修を実施し、町民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図ることを目的としたものでございます。防災講演会などの開催に伴う講師謝礼、地域防災指導員養成講座及びジュニア防災士養成講座の委託料、防災公園の指定管理委託料が主な計上額でございます。

次に、同じく160ページから161ページの5の事業、情報伝達充実・強化事業費でございます。予算額は8,571万8,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金、地方債でございます。情報伝達用資機材等の整備を通じて、災害時における情報収集及び情報伝達体制の充実強化を図ることを目的としたものでございます。防災メール、防災行政無線、MCA無線などの情報伝達設備の通信回線使用料、電波利用料及び保守点検委託料を計上してございます。

なお、平成29年度に特筆すべき事項といたしまして、同報無線デジタル化工事といたしまして7,526万円を計上、工事監理委託料として367万2,000円を計上してございます。

当町の同報無線につきましては、アナログ同報系設備として整備し、運用を図っているところでございます。平成17年12月の無線設備規則の改正によりまして、平成34年11月をもって現在のアナログ設備は使用できなくなります。こうしたことから、平成29年度から平成32年度までの4年間をかけ、計画的にデジタル化への更新を実施し、これまで以上に防災情報の伝達体制の強化を図るものでございます。

平成29年度につきましては、操作卓及び親局設備の機器製作、設置工事と工事監理委託業務の発注を予定しております。

以上、防災課からの説明でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

少し戻りますが、説明書の157ページをごらんください。

9款1項4目水防費のうち2の事業、水防費について説明いたします。水防資機材の充実を図ることにより、水害の軽減を図ることを目的としています。主な内容は需用費で、土のうやバリケードなどの購入や排水ポンプの借り上げとなります。予算は66万8,000円で、財源内訳は一般財源となります。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩とします。

再開は13時、午後1時とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 零時56分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、10款教育費の説明を求めます。

初めに、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） 学校教育課でございます。

10款教育費の学校教育課に関する内容につきまして御説明をいたします。

説明書の162ページ、2の事業、教育委員会費をごらんください。予算額は115万8,000円で、財源は一般財源でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づきまして設置された教育委員会の活動を行おうとするためのもので、経常的経費が主な内容でございます。

次に、説明書163ページ、2の事業、事務局事務費でございます。予算額は496万1,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金及びふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。教育委員会事務局、とりわけ学校教育課の運営をするためのもので、経常的経費が主な内容でございます。

次に、説明書164ページ、2の事業、小・中学校健康診断費でございます。予算額は1,195万7,000円で、財源は一般財源でございます。児童・生徒、並びに教職員の健康を管理し、正常な学校運営を維持しようとすることを目的としたものでございまして、校医の報酬、健診の委託料が主な内容でございます。

次に、説明書165ページ、3の事業、教育振興事業費でございます。予算額は3,427万9,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、諸収入でございます。町内小・中学校において、教育効果を高め、良好な学校教育が展開できるよう、児童・生徒及び教職員を支援することを目的としたものでございます。2月23日の日に合意をいたしましたTCPトリビンス・プランの中で、授業日数につきましては、平成29年度においては210日という日数で進めてまいりますが、この各学校の教員補助、それから特別教育支援員等の賃金の計上を初め、平成27年に設置をしましたいじめ問題対策協議会や小・中学校通級指導教室のための経費などを計上するものでございます。

それから、教育と福祉の両面に関しまして、専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを引き続き配置をしまして、関係機関との連携調整や相談体制の拡充を図ってまいります。

次に、説明書166ページの4の事業、英語教育推進事業費でございます。今回、新しい事業でございますが、予算額は1,816万4,000円で、財源は、一般財源及びふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。新学習指導要領が平成32年度から全面実施となりまして、現在、小学校5、6年生が行っております「聞く・話す」が中心の外国語活動を、小学校3、4年生に前倒しをしまして、小学校5、6年生には英語を教科化して「読む・書く」の指導も行うこととされております。平成30年度から先行実施されます国の動向を受けまして、平成29年度から外国語指導助手、いわゆるALT4人とプログラムコーディネーター1人を増員しまして、児童・生徒に充実した英語教育を提供する事業でございます。内容としまして、JET、これは外国人青年招致事業でございますが、このALT2人とプログラムコーディネーター1人、それから、従来から実施をしておりました国際理解教育推進事業、この委託料によりますALT2人で、各学校の英語教育を支援していくものでございます。

次に、説明書167ページの5の事業、教職員等負担金・補助金でございます。予算額は126万7,000円で、財源は一般財源でございます。学校運営が円滑にできるよう組織されている各団体への負担金と、小・中学校活動への補助金でございます。

次に、説明書の169ページの7の事業、ラーニングプラン事業でございます。予算額は1,668万1,000円で、財源は一般財源でございます。ラーニングプラン事業に係る事業経費でございます。平成26年度から平成29年度までを計画期間といたしまして、確かな学力の向上のため、学校の授業改善を基盤としつつ、学校・家庭・地域が連携し取り組む事業を支援するもので、平成29年度につきましては計画期間の最終年度となります。今後におきましても、TCPトリビンス・プランに位置づけられましたように、確かな学力の向上を軸とする教育を進めてまいります。

平成29年度につきましては、つきたい力がつけられる学習教材を取り入れた公設学習塾を実施する経費などを計上する内容でございます。

次に、同じく説明書169ページ、8の事業、幼児教育振興事業費でございます。予算額は3,138万5,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金等でございます。町内にごございます私立幼稚園2園に対しまして、その運営費に対する補助及び幼稚園に通園する幼児を持つ保護者に対する幼稚園就園奨励費補助金に加えまして、平成28年度に、現在作成をしております幼児教育カリキュラムの実践に、平成29年度は入る予定でございます。吉田町幼児教育カリキュラム実施委員会を設置しまして、それに係る委員報酬と幼児教育支援業務委託料などを計上する内容でございます。実施委員会につきましては、幼児教育カリキュラムの実践と検証を行う内容となっております。

また、この事業につきましては、平成29年度の国立教育政策研究所センターが主催します平成29年度教育課程研究指定校事業の公私間の連携による教育課程の編成、指導方法等に関する実践研究に内定をされまして、私立幼稚園、それから公立保育園、公立学校が吉田町幼児教育カリキュラムに基づいた教育の実践と検証を行う内容となっております。

次に、同じく説明書169ページの9の事業、小中一貫教育振興事業費でございます。予算額は102万8,000円で、財源は、一般財源及びふるさとよしだ寄附金基金の繰入金でございます。小中一貫教育は従来の小学校、中学校の垣根を越えまして、子供の成長に合わせ、義務教育9年間を見越した教育を行うものでございまして、当町では教育大綱の重点施策に位置づけております、「つながりのある教育」の中核をなしているものでございます。平成29年度では、小中一貫教育策定委員会を設置しまして、それぞれの発達段階における学びが次の学びのステップの基礎となるように、学びの連続性を意識し、吉田町ラーニングプランで培った確かな学力の育成を軸とした教育カリキュラムの開発を進めてまいります。

また、この事業の中で教育講演会も実施をしてまいります内容でございます。

次に、10款2校小学校費につきまして御説明をいたします。

説明書170ページ、2の事業、住吉小学校維持管理費でございます。予算額は2,768万1,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、それから、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金及び使用料でございます。住吉小学校の教育活動が円滑に行われることを目的としたもので、経常的経費が主な内容でございます。

平成29年度におきましては、平成28年度の繰越明許による空調設備設置工事が大きな工事となります。これに加えまして各学校でバルクリースによる照明設備の工事を実施しまして、

14節バルクリースの照明設備等借上料を計上してございます。それから、住吉小学校では教職員の多忙化解消を示す未来の学校夢プロジェクト事業のモデル校となりまして、平成28年度から3年間の事業で、平成29年度は2年目の事業となります。こうした取り組みの中で、平成29年度につきましては各学校で年末年始の時期に、従来は教職員が各学校の巡回警備を実施しておりますが、警備保障業務の中で、警備会社に巡回警備を実施するようにして、教職員の多忙化を解消する事業を実施する内容でございます。

次に、説明書の173ページの3の事業、中央小学校維持管理費でございます。予算額は3,058万円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、それから、ふるさとよしだ寄附金基金の繰入金及び使用料でございます。中央小学校の教育活動が円滑に行われることを目的としたもので、経常的経費が主な内容でございます。

次に、説明書175ページの4の事業、自彊小学校維持管理費でございます。予算額が4,918万5,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、地方債及びふるさとよしだ寄附金基金繰入金及び使用料でございます。自彊小学校の教育活動が円滑に行われることを目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

平成29年度は工事請負費で、今後の児童の増加に対応できますように、自彊小学校の多目的ホールを普通教室2教室に改築する工事を、施設整備2,445万9,000円で実施してまいります。

次に、説明書178ページ、2の事業、住吉小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額は173万9,000円で、財源は一般財源でございます。住吉小学校の要保護・準要保護世帯への就学援助費に要する経費で、経常的経費が主な内容でございます。

次に、178ページ、3の事業、中央小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額は196万9,000円で、財源は一般財源でございます。中央小学校の要保護・準要保護世帯への就学援助費に要する経費で、経常的経費が主な内容でございます。

次に、同じページの4の事業、自彊小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額は82万9,000円で、財源は一般財源でございます。自彊小学校の要保護・準要保護世帯への就学援助費に要する経費で、経常的経費が主な内容でございます。

次に、179ページ、2の事業、住吉小学校特別支援学級費でございます。予算額は51万8,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。住吉小学校の特別支援学級運営及び援助に要する経費で、経常的経費が主な内容でございます。

次に、同じページの3の事業、中央小学校特別支援学級でございます。予算額は57万8,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。中央小学校の特別支援学級運営費及び援助に要する経費で、経常的経費が主なものでございます。

次に、同じページ、4の事業、自彊小学校特別支援学級費でございます。予算額は49万3,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。自彊小学校の特別支援学級運営及び援助に要する経費で、経常的経費が主な内容でございます。

次に、10款教育費、3項中学校費につきまして御説明をいたします。

説明書の180ページの2の事業、吉田中学校維持管理費でございます。予算額は4,438万3,000円で、財源は一般財源、これに加えて、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金及び使用料でございます。吉田中学校の教育活動が円滑に行われることを目的とした内容で、経常的経費が主な内容でございます。

次に、説明書183ページの2の事業、吉田中学校要保護・準要保護生徒就学援助費でございます。予算額は451万8,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。吉田中学校の要保護・準要保護世帯への就学援助費に要する経費で、経常的経費が主な内容でございます。

次に、同じページの2の事業、吉田中学校特別支援学級費でございます。予算額は162万3,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。吉田中学校の特別支援学級運営及び援助に要する経費で、経常的経費が主な内容でございます。

それから、ページが飛びますが、説明書の198ページ。

198ページの2の事業をごらんいただきたいと思います。

198ページの2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金、給食施設費でございます。予算額は1億1,582万4,000円で、財源は一般財源、それからふるさとよしだ寄附金基金の繰入金でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の吉田榛原学校給食共同調理場の経費を牧之原市とそれぞれが負担をし、広域行政の円滑な執行に資するもので、負担金を納めるものがございます。

今回、吉田町におきましてTCPのトリビンス・プランを策定いたしまして、従来より授業日数を増やすというようなことがございまして、牧之原市の小・中学校との学校の授業数と日数が変わる関係がございまして、その辺の調整をしておる内容となっております。

以上が学校教育課の予算内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

生涯学習課からは、10款1項3目教育諸費のうち6の事業、ちいさな理科館事業費及び10款4項社会教育費、5項保健体育費につきまして、予算に関する説明書により御説明いたします。

説明書の167、168ページをごらんください。

10款1項3目教育諸費のうち6の事業、ちいさな理科館事業でございます。当初予算額は722万6,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。ふるさととの自然に愛着を持ち、自然の事物・事象に触れる活動を通して、子供たちの自然科学に対する興味や関心を呼び起こすことを目的として行われる、ちいさな理科館に要する経費でございます。

次に、10款4項社会教育費につきまして御説明いたします。

説明書の184ページ、185ページをごらんください。

10款4項1目社会教育総務費のうち2の事業、社会教育総務費でございます。予算額は33万2,000円で、財源は一般財源と財産収入でございます。社会教育事業を行うことを目的としたもので、経常的経費が主なものがございます。

次に、185ページ、3の事業、社会教育委員費でございます。予算額は71万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。社会教育法第15条に基づき設置された社会教育委員の活動を行うことを目的としたもので、経常的経費が主なものがございます。

次に、185ページ、4の事業、人権教育事業費でございます。予算額は1万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。人権教育の充実を図り、人権に対する意識の啓発を行うことを目的としたもので、平成29年度の支出は旅費のみの計上となっております。

次に、185、186ページをごらんください。

5の事業、芸術・文化振興事業費でございます。予算額は361万1,000円で、財源は一般財源のほか、ジャズコンサートの入場料等の諸収入でございます。芸術・文化の振興を図るため、芸術・文化に親しむ場の提供と、普及を図るための活動を行うための事業の経費でございます。ジャズコンサート等の公演謝礼金や文化協会補助金が主な支出でございます。

次に、186ページ、6の事業、文化財保護事業費でございます。予算額は32万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。文化財に対する理解と関心を高めるとともに、文化財の保護と活用を図ることを目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次に、186ページ、187ページをごらんください。

7の事業、青少年健全育成事業費でございます。予算額は51万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。青少年健全育成事業に係る事業の経常経費でございます。

次に、187ページ、8の事業、生涯学習推進事業費でございます。予算額は12万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。生涯学習を推進するための経費で、生涯学習推進委員の研修費と講座委託料が主な支出でございます。

次に、187、188ページをごらんください。

9の事業、地域教育推進事業費でございます。予算額は72万3,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。子供たちが地域の大人たちと、さまざまな体験や活動を通して、地域で子供を育む体制を確立することを目的として、地域で活動する団体あるいは個人へ支援を行う事業で、講座委託料や地域教育推進協議会等への補助金が主な支出でございます。

次に、188ページ、10の事業、コミュニティづくり推進事業費でございます。予算額は4万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。支出の内容につきましては、コミュニティカレッジ研修に参加するための旅費でございます。

次に、188ページ、189ページをごらんください。

10款4項2目公民館費のうち2の事業、中央公民館運営費でございます。予算額は985万7,000円で、財源は一般財源のほか、公民館使用料でございます。中央公民館の維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次に、189、190ページをごらんください。

3の事業、中央公民館活動費でございます。予算額は641万8,000円で、財源は一般財源のほか、生涯学習教室やシニアカレッジの講座委託料等の諸収入でございます。中央公民館を活用して教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うことを目的としたもので、生涯学習講座やシニアカレッジの経常的な経費が主なものでございます。

次に、190ページ、4の事業、地域教育活動費でございます。予算額は319万7,000円で、財源は一般財源のほか、チャレンジ教室の参加料等の諸収入でございます。地域の教育力を活用して、町内の児童を対象とした講座や体験活動を行うことを目的とした事業で、チャレンジ教室の講師謝礼金等が主な支出でございます。

次に、190ページ、191ページをごらんください。

10款4項3目学習ホール運営費のうち2の事業、学習ホール運営費でございます。予算額は715万2,000円で、財源は一般財源のほか、学習ホールの使用料でございます。学習ホールの維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次に、10款4項4目図書館費につきまして説明させていただきます。

説明書の192ページから194ページをごらんください。

2の事業、図書館管理費でございます。当初予算額は4,619万3,000円で、財源は一般財源のほか、図書館視聴覚ホールの使用料でございます。図書館管理費は施設の維持管理のための経費で、経常的経費が主なものでございます。

なお、平成29年度はバルクリースの関係で、本年2月末で工事が完了しております照明設備のLEDと、平成29年度に改修を予定しております空調設備のリース代として、14節に照明設備等借上料502万8,000円を新たに計上しております。

次に、194ページ、195ページをごらんください。

3の事業、図書館活動推進費でございます。予算額は2,657万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。図書館活動推進費は、主に図書館サービス運営のための経費で、臨時職員賃金、図書費等が主な支出でございます。

次に、10款5項保健体育費につきまして御説明いたします。

説明書の195ページから197ページをごらんください。

10款5項1目保健体育総務費のうち2の事業、社会体育振興費でございます。予算額は897万6,000円で、財源は一般財源のほか、各種大会参加料や教室受講料の諸収入でございます。町民のスポーツ振興と体力の向上を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次に、197、198ページをごらんください。

3の事業、体育施設・広場維持管理費でございます。予算額は738万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。各コミュニティ広場や高島グラウンド等の体育施設の維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次に、198、199ページをごらんください。

10款5項3目体育館運営費のうち2の事業、総合体育館運営費でございます。予算額は5億9,537万2,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、県支出金、使用料、諸収入、地方債でございます。総合体育館の維持管理の経常経費に加え、平成29年度は総合体育館の耐震改修工事を行うための工事請負費5億7,596万4,000円と、それに伴う現場管理業務委託料1,404万円を計上しております。

最後に、200ページをごらんください。

3の事業、吉田町体育センター運営費でございます。予算額は184万8,000円で、財源は一般財源のほか、使用料でございます。吉田町体育センターの維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

以上が生涯学習課からの説明でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） これで、第16号議案の詳細説明を終わります。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） すみません。今、10款のところで説明させていただいたところで、少し補足をさせていただきたいんですが、198ページ、給食施設費のところですが、課長のほうからも説明がありましたけれども、授業日数が増えていく。したがって、給食の回数も増えていきますので、その分、当町で負担するというふうに理解していただければと思います。

以上です。

◎散会の宣告

- 議長（大塚邦子君） 以上で本日の日程は全部終了しました。
御協力いただき、ありがとうございました。
本日はこれをもって散会します。

散会 午後 1時26分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会6日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第1、第11号議案 平成28年度吉田町一般会計補正予算（第4号）
についてを議題とします。

これから第11号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。

引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、
また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協
力をお願いします。

質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田でございます。

10ページの消防費県補助金でございます。

特定発電所周辺地域振興対策交付金という形で、これは新たに創設され、27年度分も含め
て190万入るということで聞いているわけでございますけれども、この財源措置のもととなる
ところが浜岡の原子力発電所にかかわる関係の県に上がる税の、それを関連ある4市から広
がって我が町も今回初めて交付されるわけでありまして、他地域と違いまして、うち
の町は町も廃炉、議会のほうも廃炉という形で表明しているわけございまして、そういっ
たもととなるものが浜岡原子力発電所にかかわるものでございますので、それについて町の
考え方はどのようなか、浜岡原子力発電所にかかわるものの交付金でございますので、
それについて町の考えを御答弁のほどお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

特定発電所周辺地域振興対策交付金でございますけれども、今、議員おっしゃるように、町の原発に対しての考え方は廃炉ということで、議会のほうも同じような考えで来ております。この交付金につきましては、この用途につきましては、原子力対策の安全対策にかかわる事業、それから消防防災対策にかかわる事業に使えるというような交付金でございます。その中でも、廃炉を示していると言えども広域の避難計画を策定したり、あくまでも廃炉になるまでは安全対策を立てていかなければならないというところから、こういった事業に使えるので、この交付金を使って安全対策事業に使わせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 申しわけないです。ほかにあるかと思ったものですから待っていましたが、なかったものからです。

9ページでございます。これも同じく県補助金で静岡空港隣接地域にぎわい空間創生事業費1,850万円の減額ということで、これらのところは内示の減額による4分の3補助という形でなっているわけでございますけれども、これは用途として多目的広場にかかわる事業であるということで聞いているわけでございますけれども、この財源が県からの補助金が減ったということでもありますけれども、工事のほうは出のほうで特に大きなものはないと考えているわけございまして、財源的に、この県の内示額が減ったことによる当事業にかかわる影響というのはあるんでしょうか。問題なく遂行して、この辺のところは、減額したのをほかの収入で賄うのか、起債が増えているのか、その辺も含めて影響度についてお示し願いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ただいま9ページの静岡空港隣接地域にぎわい空間創生事業費の減額ということで、全体的な事業の話であったかと思っておりますけれども、これにつきましては歳出のほうにもかわりがあることでございますので、少しそちらも含めてお話をさせていただきます。

当初の総事業費につきましては、2億7,400万円でございますが、これが補正で7,400万円を減額して事業費を2億円という規模で事業全体を28年度においては執行したということでございます。それのもとになりましたのは、国を含めて県の漁業基盤事業費の補助金のほうが減額になったということで、全体的な事業費を減額をさせていただいたということでございます。

なお、この事業につきましては、28年度単年度で終了するものではございませんので、28年度その補助金に見合う事業量を実行させていただいたということございまして、本年度実行できなかった分につきましては、また翌年度以降というような形になるかと思っております。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、歳出に入ります。

1 款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、2 款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、3 款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番、藤田和寿君。

○9 番（藤田和寿君） 9 番、藤田です。

22ページの保育園管理費の中の施設型給付費でございます。

全協の中で、町外の認定こども園に通う児童の当初見込みよりも増えたということで増額補正になっているわけでございますけれども、この認定こども園は町内にないわけございまして、この認定こども園の町外へ通われている方々に関しまして、途中の転園というのは無理だということもありまして当初見込みよりも増えた、当初3人が増えたということを知っているわけなんですけれども、うちの町は、認定こども園については考え方を明確な形で現状のところ考えていないということで答えられているわけございまして、それによる影響で町外に通われているのか、その辺のところに対しましてこういったことで措置されているわけございまして、御父兄の方々に対しまして手当てをしっかりとやっているわけですが、今後も含めてこういった形で補助していくのか、それとも町としてある程度、方向性を示して、今後、町内においてもそういった認定こども園、現在は保育園しかありませんので、認定こども園を含めた形での措置をされていくのか、その辺の方向性について御答弁のほどお願いします。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課です。

町外の認定こども園へ昨年度中に入園をされたお子さんについてですが、これは満3歳になった機会に認定こども園の幼稚園部へ入園されている方です。満3歳になりますと幼稚園に入園することができます。その際に、町内の幼稚園ではなく町外の認定こども園幼稚園部を選択されたということになっております。

昨年、町外の認定こども園へ行かれている方にその理由を問うアンケートもとっております。その中では、いわゆる保育料についての選択肢で回答された方はいらっしゃいません。行かれた理由として保育料の金額的な面についての選択肢に回答された方はいらっしゃいません。選ばれた認定こども園の教育方針なりに魅力を感じてということでございましたので、我々は今後、町内の保育園あるいは幼稚園でどんなふうにしていけば魅力を創出することができるのかということで、幼児教育カリキュラムの中でも私立2園と連携して、今、幼児教育についての展開を考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

そうしますと、いろんな御事情と教育方針という形であるわけで、幼児カリキュラム関係で今策定していて、ある程度、方向性、29年度予算にもかかわってくるわけでございますけれども、町として、吉田町の子供はなるべく吉田町の中で育てて、定住促進も含めてやっていくという考えの中でやっていくとなりますと、町内にございます幼稚園の方々にも国のほうは認定こども園化というのをある程度後押しされているわけございまして、そういった含めた補助という形になるんでしょうかね、そういった話の内容について、その幼児カリキュラムの中で幼保小中一貫も含めて、一番スタートとなるところでございますので、なぜそういうことを聞くかというところ、これは町外へ通っている認定こども園なものですから、町内にあった場合もこういった措置をされるわけですか。

幼児教育就園奨励金みたいな形で、同じような形で、今はないものですから、だから町外の場合はあくまでも吉田町の子供だからと、町外のかかっている方々がいた場合もこれになってくるかどうかというところで、相当認識が変わってくると思うものですから、それも含めて手厚い子供たちへの町の力というか、手当ての説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課です。

仮に町内に認定こども園ができました場合でも、同じように施設給付を計上いたしまして、その施設にお支払いをいたします。

少し補正とは離れますが、来年度当初予算の中に小規模保育事業所の予算も計上してございます。これは町内で今そういう新しい動きがあるわけですが、私立でそういう動きがあるわけですが、そこも新制度に移行すれば同じように町から、町からというのは、国県の補助金を町を通して、町の予算も含めてそちらへお支払いするというところでございますので、町内に認定こども園ができた暁には、同じようにこの予算の中で手当てをいたします。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

そうしますと、補助の関係でございますので、あれですけれども、保育園に通われている園児さん及び認定こども園に通われている園児さん、町外構わず、それにつきましては、平等にその保育園に行っている保育料との差額部分をここで払っているわけでありませぬ。それについて平等に、吉田町の子供は全てそういった幼保、認定こども園にかかわらず平等に町として手当てをしているというところでよろしいんですね。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課です。

その考えで結構でございます。町外の認定こども園へ通われている方も、それから町内の保育園、町内には保育園しかないわけですが、保育園へ通われている方も、町の同じ保育料の算定表を適用いたしますので、保護者の方が御負担いただく金額というのは、どこへ通われていても基準とする表は変わりがないわけでございます。

町外の認定こども園、これは私立ですので、お1人を預かる経費的なもの、それを公定価

格と申しますが、それに御本人からいただく保育料では足りない部分を町が、国と県の補助金をいただいておりますというので、保護者の方にはどちらを選択しても基準となる表は変わってまいりませんので、御負担は公平だと思っております。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

5目母子保健衛生費の中で産前産後サポート委託料、これについて説明を伺いました。今年度20人を予定をしていたところ実際には委託する人はいなかったというようにお話でしたが、こうした子供を産み育てるためのサポートについては、非常に該当者としては助かる事業だというふうに思うわけですが、結果として利用者がいなかったということは非常に残念だと思うわけですが、その要因として宣伝が不十分だった、あるいは利用する側のほうのニーズとこの制度が余り合致しなかった、いろんなことが考えられると思うんですが、そうすると、せっかくのこうした予算づけをしてもなかなか利用がなかったというそういう点での主な要因はどうだったのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 健康づくり課でございます。

ただいまの件ですけれども、妊娠届出書提出時にアンケート調査とか、母子手帳の発行時に面接にて全ての方の状況を把握した中で、支援が必要な方について支援プランを立て、担当保健師とか助産師が支援を行っていくわけなんですけれども、その支援が必要な妊産婦の支援プランが妊産婦からしてみると特別など、何か特別扱いをされているような印象を与えてしまったというところがありました。

今後につきましては、支援者に対しては、必要な支援であることを十分させた中で支援のほうは行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑ありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番です。

今のところであるわけですが、この事業が全額減額になったわけではないと思うんですけれども、今の説明ですとこの事業自体全て使えなかったというような、特別扱いで、なったような形なんですけれども、これ以外にも違った形で、今言われた特別扱いというか、サポートの利用状況があるということで、254万5,000円を執行されているわけですが、有効な施策もあったわけなんですか。それについて。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 健康づくり課でございます。

当初予算の予算立てをするときには、助産師何名、それからヘルパー何名という形で予算のほうをつけさせていただいて予算立てをしているわけなんですけれども、今回20人で予定をしていたのが、ヘルパーの関係になります。助産師のほうは実績あるんですけれども、ヘルパーのほうは実績ゼロということで、ヘルパーの分を減額したわけなんですけれども、このヘルパーの仕事というのが妊産婦さんの家事とか産後の育児、これらに対しての支援ということで、そういう方が今回全然なかったということで、それがうちのほうの働きかけとかそういうところに未熟さがあったかなということで、先ほど言ったように、今後は必要な支援だということをも十分理解させていって支援のほうをしたいということで考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

そうしますと、助産師さんに関しましては、多分そういった専門的な経験もあるだろうし、いろんな形で妊婦の産前産後に関しましても話しやすいと思うんですけども、このヘルパーさんというと、想定されているのがそういった保健にかかわる方々の、女性の方々ではないかなと思うのだけれども、その設定が、特別扱いというのがどうもちょっと理解に苦しむんですけれども、こちらの思いと、要するに、どういったことがあってそういった思いを抱かれてしまったのかと、そういったことはやはりアンケートとかをとって調査した結果、特別扱い、こういった点が特別扱いだった、それが来年度以降生きてくると思うものですから、それについては、特に20名の予定に対してゼロだったということで、もう少し詳しくして、来年度以降に生きた形でその事業が執行するように、どういったことがあってこうだったということで、しっかりと明確にしたほうがよろしいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 健康福祉グループ参事、生田仁美君。

○健康福祉グループ参事（生田仁美君） この産前産後サポート事業なんですけれども、今年度から国のほうが補助金を出して進めていこうということでスタートしたばかりのものを、昨年度はモデル事業でやっていたんです。それをいち早く取り入れたということでスタートしたわけなんですけれども、子育て世代包括センターとセットになっていくものなんですけれども、ヘルパーさんを妊産婦さんのお宅に派遣するというのを皆さんは多分ほとんど聞いたことがないと思うんですけれども、恐らくまだほとんど全く定着していないし聞いたこともないんだと思います。そのくらい新しい事業なんです。

今ヘルパーさんたちって障害者や高齢者のお宅へは伺っています。だけどもまさか妊産婦さんのお宅や子育て中のお宅へというなんていうのは、個人的にやる以外には聞いたことがない。そのくらい新しい事業ということで、実は私たちも、お母さんが周りに支援者がなくて、子育てしているときに大変な部分をカバーをして、そして健やかに子供を育てていただきたいというところで、ちょっとこれは大変かなと思った家にはヘルパーさんを入れられるようにということでいち早く制度を導入したわけなんです。

ただし、全額町が負担するというのを国県の補助というわけにはいかないの、自己負担が500円1時間当たり発生してしまいます。ちょっとこういった本当に新しい事業ということで、高齢者や介護保険なんかがスタートとしたときにも、多分周りの人が全然使っていないものを自分たちが使うということに対する抵抗感というものがあったと思うんですが、こ

の事業が新し過ぎてちょっとまだ定着するにはしばらく、数年かかるのではないかなというふうに思っています。

それと、ただ、非常にこの方は重要だから、どうしても導入したいということであれば、説得をして導入をしていたと思うんですけども、説得してまで導入しようというようなケースもなかったというような状況であるというふうに御理解いただければというふうに思います。

○9番（藤田和寿君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

27ページの道路維持費の関係と、2と3でお伺いいたします。

減額になった理由は国のお金ということで内容はお聞きしました。それで、これはこういう道路であるとか生活に直接密着したのに関しては、当然いろんな要望があって、そして、その中から優先順位をつけながら何が必要かということやっていっていただいていると思うんですけども、その中にこういう形で、せっかく必要なものが出てきて優先順位をつけてやったときに、それが減額して工事ができなかったことよっての影響というか、そういうものというのは町のほうでの考えていることなんですか。影響は出ていないのかどうか、そういう形での回答とはお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課です。

国庫補助金の減額による実績見込みによる減ということの中で、町民の皆様の要望に対してそれが大丈夫であるかというような御質問の意味だと思います。

それに先立ちましてちょっと説明させていただきますと、12月議会のときに地元の皆様の土木要望に関しては大体8割弱の要望にお応えしているというような答えもさせていただいています。その中で、国庫補助事業も国庫補助金を使いましたそういう維持のことも含めまして、町の単費も入れまして維持修繕管理を行っているわけですが、私どものほうも内示が来たときに、やはり少なくなっているというのはわかりますので、絶えず補正をお願いをしております。国県に働きかけはしております。なるべくたくさんいただくような形をとっている中で、どうしてもやっぱりそれにはそぐわないという状況が出てきてまいって、このような状況にはなっているんですが、それで、全てが皆様の要望にお応えできているかというところは、少し足りていないかなというところはあるかもしれませんが、精いっぱいやっているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

返事としてはそういうところになると思うんですよ。実際に今、要望の返事をいただくことはいただいているんですけども、その返事というのは大体お金がないという返事が大体多いんですよ。そのときに、実際にいろんな方から要望が出てきた、そして実際の計画を立てていたときに、それが実行にされる率というのは、予算上どのぐらいあるんですか。

要するに、その率に対して町のほうではどのぐらいの要望に対しての率を考えているか。要するに、言いたいことは、県の補助金、国の補助金もいいんですけども、町に直結したのに関しては、やっぱり町のほうの税というものを考えれば町の中でやれませんか、何かそういうシステムをとれないかなというのが本音ですけども、その辺ではどうなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 町民の皆様方からの御要望については、でき得る限り全て達成をしていきたいと、そういう思いはあるわけですが、その達成に向けましては、どうしても財源というものがなくなってまいりますので、その財源をどうしていくかというところで少しお待ちいただくというような場合も出ているという現状でございます。

この今回の舗装修繕事業につきましては、長寿命化計画をつくっていく中で、国庫補助事業の採択がされるということがわかっている事業でございますので、財源的にどうしていくかというところでいきますと、今年度は補助金の採択として計画より下回ってしまったという状況でございますが、今後採択される可能性があって国庫補助金が入るというものであれば、そうした可能性があるうちは、そうした財源を優先していきたいと。

緊急的にどうしても修繕を単費をもってやらなければいけないというようなものについては確実にやってまいります。少し猶予をいただけるものであれば、そういう財源を、将来のものを見込んで事業計画を組んでいくというようなやり方をしておりますので、今回の修繕につきましては、そうしたところで今後国庫補助の採択があれば、起債もその裏負担については活用できるという面もございますので、大きな事業効果を上げることがございますので、そういう考え方で今後も運営をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

ありがとうございます。

今、起債をやりながら重要なこと、特に生活に関する道路に関しては、交通事故であるとか事故に直結する、生活に直結する、危険性に直結する部分でありますので、できるだけ今言われた、今の返事だと、起債とか十分にこれから気を使っていただくということで返事をいただきましたんですけども、そういう要望、特に優先順位の中で必要なもの、危険性を含んだ必要なもの、安全性を求めるものに関しては、当然、今の返事の中では、これから町としては、それにとっては補助金だけではなくてということ考えていただけるということによろしいんですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの御質問にあったとおりでございます。その要望の内容に

つきましては、現地も確認をしながら、緊急性があるかどうかというところで確認をして事業を決めますので、危ないところをそのまま放置するというようなことがないように今後とも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑ありませんか。

8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

27ページの人件費であります。時間外勤務手当ということについてでございます。それともう一つ29ページのほうにも土地区画整理事業の中で時間外勤務手当ということについてでございます。これは、ある程度枠がある中で、また追加してということであるかと思いますが、その要因というのはどのようなものがございませうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

人件費の関係でありますので、当課から御回答させていただきたいと思っております。

12月議会に人件費のほうをお認めいただきまして、その後、突発的なものということで、今回計上させていただきました。

まず、土木管理のほうにつきましては、こちらなんですけれども、実は国の会計検査が2本、1月末、それから2月、最近なんですけれども、この建設関係のほうが当たっておりまして、その関係で人件費が、12月に予定したものよりさらに突発的に増えてしまったということで、今回計上をお願いをするものでございます。

それから、もう一点、都市計画費の方で人件費を計上させていただいておりますが、実はちょっと職員が1名休暇を取得をしております。その関係で時間外が増えてしまうということで今回計上させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○8番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑ありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

28ページの高島9号線道路改良事業費の5,700万の減額でございます。これは事業の振りかえというんですか、新しい事業へするという形になっているわけでございますけれども、当初1億334万8,000円という形でなっているわけでありまして、設計委託料は当初は2,200万、道路改良費が6,600万何がしあるわけでありまして、この事業自体として今回、企業活動維持支援事業費、事業区域基盤整備事業費のほうへ繰越明許で移ってくるわけであるわけなんですけれども、この事業の成果というのは、本年度、設計だけでなく道路改良もやっているわけでありまして、全員協議会で聞いたときは1,400万ということだったんですけども、何か少しその辺のところがよく理解できないものですから、この高島9号線道路改良事業として現在執行している内容で、それと今後の企業活動維持支援事業費とうまく分けて、その本年度やりました事業の内容についての御説明と、今後それを継続してやっていく事業の、両方の説明をもう少し詳しく御答弁のほうお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 過日の全協のときに企画課長のほうから高島9号から企業活動への財源振り分けのお金の流れ的なものは説明があったと思います。その中で、私が記憶していますのは、高島9号から企業活動のほうへ3,147万円をという金額が提示されていると思います。それはその金額で間違いはございません。

じゃ、高島9号線で何をやったかというところをお話をさせていただきますと、今、藤田議員のほうからお話のあった道路改良、これは工事に係るものなんです、これは一切やってございません。それで、設計委託料というところの中から3,147万円を企業活動のほうへ振り分けております。ほかのものは、すみません、今回の5,703万2,000円の減額ということになっております。

高島9号線の委託で何をやったかということでございますが、測量設計をしております。全協のときにも説明がありましたが、進出企業等協議会等との調整によって少し中身に、内容に変更がございましたということでありましたので、当初契約しておりました設計を減額変更いたしまして精算をしております。その成果を使いまして、さらに企業活動維持支援基盤整備事業のほうで業務委託ということで、新しい変更内容をプラスしまして現在、作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

当初予算の道路改良費は6,678万7,000円という金額であるわけですがけれども、減額が今回の補正で3,531万7,000円という形になっているわけで、これを引きますと執行されているわけであるわけですよ。それが今の御説明ですと、道路改良は一切行っておりませんという御説明だったものですから、そこはもう少し丁寧な説明が求めたいと思いますが、お願いします。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 大変申しわけありません。道路改良はやっていないんですが、実際現場のほうは、私の説明がちょっと下手で申しわけありません。

その6,678万7,000円の中から3,147万円を流用しております。設計委託料は当初2,200万5,000円ついているんですけれども、その中で既に執行している部分があるものですから、その分の額は715万9,000円、今回減額補正をさせていただいておるということで、すみません、3,147万円は工事請負費のほうから流用をかけているということでございますので、勘定が合うと思います。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

この事業に関しましては、内閣府の内陸のフロンティア構想、県との連携もあると思うんですが、その辺のところの事業の町としては先行投資としての部分だと思うんですけれども、実際これが、内陸のフロンティアのほうで、29年度中である程度方向性を出さないとその辺の補助メニューが使えないというような説明も受けているわけでありまして、本当にスピード感を持って、なおかつ慎重に、相手先の企業もあることでありますので、ましてや地権者

の皆様方もあるわけで、その辺をうまくまとめるような形で、この企業活動維持支援事業のほう、うまく移行へいてもらいたいと思うんですけども、その辺のところも含めまして、今回の実績として、実際使ったのは1,448万円ということで聞いているわけでありましてけれども、財源振りかえした後の方向性についてのある程度の明確なものがないと、町としても先行投資したものが成果にならないと無駄になりますので、その辺のところについて御説明お願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この高島地区における企業活動維持支援事業の基盤整備につきましては、流用という対応で非常にわかりにくい事業立てになってしまったという側面はあるわけですが、今、御質問にありましており、企業誘致を進めながら防災対策も同時に進めていくというそういう事業でございまして、国と県の両方の事業を絡めまして進めておるという関係で、事業の実施時期をできるだけ迅速に進めなければいけないというようなそういうともございまして、流用という措置を講じながら、できる限り企業誘致が円滑に進むようなそういう進め方を今しているところでございます。

ここまでできるということになったのも、実は誘致企業がかなりの確率でもう明確になってきているということもございまして、そうした企業誘致、現実的なイメージを持ちながら区画、それから進入路、そうしたものを構築することができるという状況になってまいりましたことから、こうした予算措置になっておりますので、これが達成された後には、確実に企業誘致を実現をいたしまして、防災対策にも生かしてまいりたいというふうに思っておりますので、今後できる限り早くこの事業が達成できますように御支援いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

以上で、第11号議案についての質疑を終わります。

これから第11号議案について討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 日程第2、第24号議案 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから第24号議案の質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

- 議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は終了しました。
御協力いただき、ありがとうございました。
本日はこれをもって散会します。

散会 午前 9時54分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会9日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

◎議案第16号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第1、第16号議案 平成29年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから第16号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入の1款から10款、20款についての質疑を行います。

引き続き歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思いますが、説明員を入れかえながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入の1款から10款、20款についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

歳入の部分で町税ということで、先日の全員協議会の中でふるさと納税についての控除額についてお聞きしたところ、当町から他の市町村へふるさと納税して、その分控除されるといふ額が1,364万何がしというようなことをお聞きしました。そうした中で、今後まだ増えていくというような可能性があると思います。そうした中で、ここ数日というか、このごろの報道の中で、赤字になっちゃっている自治体が出てきていますよというような報道もございます。そういう中で当町においてどの辺がボーダーラインといたらおかしいんですが、控除されるお金とふるさと納税していただいて、さらにいろいろな経費を引いた分のどの辺を

線引き、ではそのぎりぎりのところまでいったら、どのような施策をしていくのかというところでお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ふるさと納税に関連するお話でございますので、私、企画課のほうからお答えをさせていただきます。

それこそふるさと納税の制度を使いまして、当然当町の方が他市町においてふるさと納税制度を活用されてというような場合がございます、その影響額が、先ほど議員が御指摘された金額であるというものでございます。

この線引きというものにつきましては、何をもって線引きなのかというのは大変お答えしにくいところでございます、実際ふるさと納税制度が存続するうちは、当町からそういった制度を使われる方がいらっしゃる以上、このところの控除額というのは当然発生してくるものでございます。当町におきましては、28年度の6月からふるさと納税制度の返礼品事業というものをスタートさせていただいて、その実績につきましては、これまで御報告させていただきましたとおりでございまして、確かに県内においても一部、東部のほうで実際のふるさと納税における収入、寄附いただいた金額と、逆に控除する額が均衡する、あるいは逆転するというようなお話も聞いておりますし、全国的にもそういった自治体が見られるというようなことを聞いております。

当町におきましては、もともと品格を持ってこの制度を実施していくという中で、産業振興等もございまして、この制度を進めてまいりたいつもりでございますけれども、この線引きというところが、極力当町の魅力を多く発信していただいて、当町において御寄附賜れるような環境がさらに整っていけば、当町において逆に御寄附いただく額のほうが増すのではないかとというふうに考えております。

ただし実際控除する額、当町の方が他市町においてこの制度を御利用されるというところについては、これについては行政側からコントロールできるものではないというふうに考えておりますので、極力また私たち町としては、ふるさと納税制度の町の魅力を発信して、多くの魅力を発信する中で、この制度の中で当町に御寄附賜れるような環境をつくってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

1款町税の固定資産税の土地の固定資産税ですけれども、やはり6年前に東日本大震災があった後、私も海岸端に住んでおりますが、かなり土地の価格が安くなっているような形があって、固定資産税が高いじゃないかやという、そういう声が結構耳に入ってくるものですから、自分としては、きちんとやって、こういう税率でこういうものが出ているんじゃないかなというふうには思っているものですから、その妥当性といいますか、この土地の固定資産税の税率というか、その辺に対する妥当性というか、その辺をお聞きしたいですけれども。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

ただいまの固定資産税についての御質問でございますが、固定資産税の評価につきましては、まず、不動産鑑定士さんの鑑定で価格を出していただきまして、その価格に総務大臣が定めました固定資産評価基準に基づいて評価額を算出しております。その評価額に対しまして課税標準の特例とか土地の負担調整を適用して、その後、課税標準額を算出し、課税標準額に税率を掛け税額を出しているものでございますので、その基準に基づき算出しておりますので妥当性のあるものと思っております。

また、土地の下落につきましては、3年に一度評価がえを行っております、原則3年間はその評価で算出されるわけでございますが、土地の下落があった場合につきましては、時点修正を行っております。昨年度につきましても7月1日で時点修正の評価を行っておりますので、下落した場合につきましては、翌年にそれが反映されるようなこととなっております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

それで、結構そうやって聞くのは津波の浸水域に住んでいるような方たちからよく聞くんですけれども、今計画している防潮堤ですか、これが実際でき上がったとき、結局東日本大震災があって、それから6年たった今、多少は下がっていると思ってるんですけれども、それから今度防潮堤がちゃんとできて安心ができるようになったときの、そういったときの固定資産税というのは今よりも見通しはどうかということをお伺いしたいんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

ただいまの御質問でございますが、防潮堤などの町の施策によりまして町民の皆様が安心・安全だと実感していただき、その結果として、土地の売買が活発になって土地の評価に反映されましたら、その後に固定資産税に反映されることはあるかとは思いますが、今の時点で、将来に向かっての見通しというのは申し上げにくいところがございます。

ただ、町の施策として行っていることを皆様の実感していただいて、その結果として、土地に反映されることを期待しているというところがございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 期待するということですが、そういうふうになればなつたで、ここの固定資産税の税収も上がってくるよというような、そういうふうに解釈しますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の方々には常々申し上げていることですが、基本的に現在の状況においては、津波の浸水区域においては土地の売買というのは基本的にないわけですよ。ないということは、単純な話、町民の皆さんがお持ちの財産というのが、みずから自然的に下落していると。そういう状況を打破するために防潮堤をつくって、安全を回復すると。安全を回復して、安心を得ていただければ、そこで売買が始まるだろうと、そういうことをやっているわけですから、むしろ議員さんは、そういうことについて応援していただくのが筋ではないでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今、私は応援するような立場で質問しているわけですよ。結局、かなり皆さんが津波とかというものを気にしちゃって、北のほうへうちを引っ越そうとかかという話も結構あります。だけれども、いつ来るかわからんもんで、同じことだよといって、今新しくうちを建てている方もなかなかうちの近所にもあります。同級生もそれこそいます。そういう中で、やはりそれでもちょっと固定資産税高いじゃないかと言う人があるもんで、固定資産税高い高いと言うけど、何をもって高いたかということがはっきりわかるように、今妥当性を聞いたわけですよ。聞かれたら私が今度お答えをそういうふうにしてやらなければいかん。それで津波の防潮堤もできました。できた後にはそういうことが多少なりとも評価額が上がるでしょう。そういうことを見込んで土地の価値も上がってくるもんで、別にそこに引っ越さなくても、ここにいても、できれば、またよくなるですよということを言ってやりたいもんで、そのために今質問しているわけですよ。

ですから、町長はちょっと考え方がおかしいと思いますけれども、そういうためにやっているもんで、そういうことで理解していただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） むしろ議員の立場で言うならば、私が強力に進めているところの津波防災まちづくりをしっかりとお伝えして、大丈夫ですよ。いわば単純な話、町の事業について御理解と、そういう意味での御支援をやっていただくのが議員の立場じゃないかと思っておりますけれども。

○議長（大塚邦子君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 私はそのように進めているつもりでおります。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） そうして援護していただいて、うれしく思っております。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

1人前の増田議員がふるさと納税のことを話したものですから、それと同じような質問をさせてもらいます。

入りのほうで7億円の御寄附があるということで、この間もお話をしたと思うんですけども、ふるさと納税の目的というのは、返礼品も含めて、町の中の商工業者を育てるという意味も含めて返礼企業等を応札したと思うんですけども、この7億円の売り上げに対して町内の業者が、売り上げも上がったということで法人税も29年度予算の中にそれも含めて入っているんじゃないかなと思います。でするので、町としたら、その7億円の売り上げに対して法人税がどのくらい増えるかとか、あとは消費税をどのくらい、個別の会社名は取り上げられないと思うんですけども、さとふるのサイトを見ると業者名も載っていますので、実際にある程度は見込んでいるのでしょうか。そのことをちょっと歳入の件でお聞きします。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 先にふるさと納税の関連ということで、少し誤解のないように御説明を私のほうからさせていただきたいと思います。

今回ふるさと納税につきまして、その寄附見込み額を7億円ということで見込ませていただいておりますが、これまでも28年度予算の中で御説明させていただきましたとおり、7億

円がそのまま御寄附いただくという、実際の売り上げ、返礼品代が7億円というわけではございませんので、そのうちの何割かが実際の返礼品のお品代ということでございますので、すみません、その1点だけ誤解のないようにということで、私から先に御説明させていただきました。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） ただいま御質問ございました法人税、消費税につきましては国税でございます、うちのほうでちょっと把握できる範囲ではございませんので、申しわけございません。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 失礼いたしました。それに伴いまして、1月のときに補正のところでちょっとお聞きしたと思うんですけれども、12月が大分売り上げがあって、その証明書が間に合いますかという私も1月に御質問しているんですけれども、今年度も大分ふるさと納税の寄附のほうの予算も立てていますから、そういった対応というのは、反対に間に合ったかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） ただいま歳入の1款から10款ということになっておりまして、寄附金は16款になりますので、そのときの質疑に持っていきてもらいたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

説明書の3ページ、町税でございます。その中の個人町民税、法人町民税とも町民税全体としては昨年度に比べて減額になっているわけでございますけれども、個人町民税は課税人数の増加と給与所得の上昇見込みにより増額と、法人町民税に関しましては法人数の減少により減少するということの説明がございました。

町は29年度予算として、人が集い未来にはばたく魅力あふれるまちを目指すという形で今掲げて事業を行っているわけございまして、そうした中、個人町民税ということで、人が集まってくれということで、現役世代の方々が大勢集まってくること個人町民税が上がっていると思うんですけれども、町内法人数が減少しているところをどのように分析されているのか。3.11絡みだけではないと思われるものですから、それについてどのような分析で対応を図っていくのか、税収増に向かって、それについてお願いします。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今の法人町民税の税収がなかなか上がってこないというところでの状況ということだと思いますけれども、法人町民税につきましては、リーマンショック以来、当町の場合はなかなか上昇傾向が見えてこないと、こういうような推移状況になっております。国全体としては、法人、好調なところがあるわけでございますが、その多くは輸出産業というところが主流を占めているというふうに認識をしております、特に自動車関連のところとかという企業を多く有しているところについては税収も上がってきていると、こういうふうに思っております。

当町の場合、なかなかそういう輸出産業による利益増とか直接的に反映されるような産業構造にはなっていないところで、全般的に国全体として受けているような利益が反映されにくいものだというふうに思っております。

行政としてどうした手だてを打てるかというところも思案はしているわけですが、産業構造をいきなり変えていくというわけにはいかないものですから、でき得る限り、目下のところでは新たな企業誘致等々も図りながら、それから人口増につなげるようなことによって、にぎわいを持たせながら全体として税収を上げていくというところで、ある特定の産業の後押しということではなくて、全般的な後押しを図りながら税収を上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

景気動向によって法人税額、所得割という形で税額のほうはわかるんですが、均等割が減っているということで、均等割というのは、赤字黒字問わず何件に対してということであると思われるものですから、それは大手さんは確かに、隣の牧之原市はスズキさんのあれで固定資産税も5億円なんていう話で大分活況を呈しているみたいですがけれども、うちの町は町なりに進出企業もいらっしゃいますし、その人たちの設備投資等々で賄っているわけですがけれども、反映をされたり、なかなか次の世代へつなげていけないようなところのケアとか、そういったところも含めて、イノベーションとか創業支援等、新たな形の展開というものはあると思うんですがけれども、既存の法人の皆様方に対する考え方というのは、この現象を受けて、やはり継続するなり、事業を次のステップにさせていただくなり、後継者の方々と相談するとか、そういったことも踏まえた施策を考えられていらっしゃるんですか、この減少している現実を見て。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの御質問に出たような危惧というのは、私どもも当然持っております、29年度に向けての施策の一つといたしまして、創業支援の動きを強めていくという中において既存の事業者の方々への相談窓口としても機能するような、そういう動き方をしていこうというふうにしておりますし、現在も構築済みである創業支援ネットワークにつきましても、新たな企業だけを受け皿にするということではなくて、既存の企業の皆様方も御相談いただけるような、そういう窓口ということで今用意しておりますので、新規の創業者だけというような考え方は持っていないで、全般的に支援をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 理解しました。

次に、固定資産税のところでございます。償却資産という形で2,000万円増という見込みで予算措置をされているわけでありまして。個人の家屋に関しましても、先ほど同僚議員から町長とのやりとりで3.11以降下落していることでありますけれども、私は、反転を打っているんじゃないかなという感じがちょっとするわけございまして、その根拠としては、過日の説明の中で新築の家屋の156棟という形で大きな数字が新築されているというのは、町民の皆様方も津波防災まちづくりの成果というのも評価して、大丈夫だという思いでいらっしゃるのだと思います。

そうしたことから考えますと、企業さんのほうの設備投資が活況になってくるのではない

かなという形で考えるわけでございまして、そうした中で説明の中では、大手企業さんよりも中小企業さんの設備投資が非常に活性化して、今回の税収が増になっているということですので、ヒアリングの部分だと思えますけれども、どのような内容で、やはりそれは今やっている町の事業の成果だと思えるんですけれども、それについて御答弁のほどお願いします。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 企業へのヒアリング状況というのは、これまでの説明の中で担当課長のほうから説明をさせていただいておりますので、その中で御質問にありましたとおり、規模の大きな企業さんよりも、もう少し規模が小さい会社の投資意欲が高まっているというような、そういう内容で御報告をさせていただいております。

この投資傾向というのはなかなか把握しにくいものではございますが、大手企業の場合、国内の景気動向というよりも国際的な景気動向を踏まえながら、しかも企業さん自体お金を保有していないわけではなくて、内部留保はかなりある中で、どこに投資先を定めていくかということをお大分、今いろいろな悩み方をされているという時期だというふうに判断をしております。

そうした中で国内需要などの高まりの兆しもあるということをおベースにして、もう少し国内に定着している企業さん方の投資意欲が高まってきているのかなというような、そういう判断をしております。全体的には悪い状況ではなく、今後こうしたものがさらに高まっていく可能性はあるのではないかと。ただ大手企業の国際的な動きがどうなるかということによって、なお今後の状況というのは大きく変わってくるのではないかなというような見方をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

大手じゃなくて中小が投資しているバックボーンというところを聞いたかったですけれども、お願いします。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 中小というか、今、投資を予定しているというような企業さんについては、比較的近隣で活動範囲を近いところでの活動というような企業さんが多いわけでございまして、そうした例えば一つには自動車産業の下請というふうに言っているのか、関連会社のそういうところでさらに設備投資を進めるとか、あと食品産業のところで国内需要向けの食品産業、そういうところで設備投資を予定するとか、そういうような傾向が見られるというところで、実際に償却資産の増と、こういうところを見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

そういったことは、企業は大体想像できるわけですがけれども、ほかの出のところ、町内に進出した企業の方々に補助金という形で大きな金額を出しているわけでありまして、ということはおうちの町へ進出していただいて設備しているわけであるんですけれども、過日の全協の中で、その進出企業に対してはカウントしていないよということであったんですけれども

も、要綱等、減免措置をされて、そういったものは今控除しているから、この金額に載っていないということなんですか。本来は普通に考えれば、それだけ大きな補助金を出して進出して、雇用とともに設備投資されて町へ来ていただいたからということであるならば、当然この税額もその分を見込んで増えなければおかしいと思うんですが、それについてはどうなんですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 立地補助金については3件予定をしているということでお話をさせていただいておりますが、その中で実際に償却資産、それから固定資産として課税できるかどうかという状態にあったかどうかということが分岐点になると思うんですが、1月1日時点での固定資産の状況によって実際の課税が始まってまいりますので、補助金の支出は決まっていますが、固定資産税の課税時期というのはまたその後になるというような場合もございますので、今回の場合はそうした状況であると、こういうことで余り反映する部分がなかった、全く反映していないということではなくて、余り顕著な反映の仕方にはなっていないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

平成30年の町税のほうを期待して、その成果が上がってくると思いますので、ネットで1年分出てくると思いますので期待したいと思います。

次に、20款の町債でございます。これも全員協議会の中で確認はしたわけでありましてけれども、説明の中では、それぞれの事業に関しましては特定財源をまず見つけて、充当率の高い起債を行って、後年度において負担の少ないような形でやってくるということで理解するわけでありまして。

予算書参考資料の中で、平成27年度末起債現在高における翌年度以降の元利償還所要額が227億8,400万円という金額で上げられているわけでありまして、今回12億430万円という形で町債を起債するわけでありまして。

そうした中で、今回の34ページの土木債の中の3の事業の企業活動維持支援事業、区域内基盤整備事業、これは高島9号線から波及した事業で内陸のフロンティアということで承知しているわけでありましてけれども、この財源内訳を見ますと一般財源が40万4,000円で、それ以外が全て起債という形になっているわけで、従来までの説明で考えますと、この辺のところをもう少し違ったメニューがあるのか、これからさかのぼって補助を受けるのか、何かうちの町としてはそういうことは今まで余りなかったかなと思うものですから、先行投資部分が多分多いと思うんですけれども、それについて、御苦労された中でのこういった事業背景の起債だと思われまして、それについて町の考えをお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ただいまの御質問ですが、34ページの土木債、企業活動維持支援事業区域内の基盤整備事業における起債についてということでございますけれども、こちらにつきましては、起債のメニューといたしまして、先般も少し御説明をさせていただきましたが、緊急防災・減災事業債を充当させていただくという予定でございます。こちらにつきましては、充当率100%というような事業でございますので、これを有効に活用させていただ

て事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時37分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費、1項総務管理費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

47ページの13の事業、発注支援委託料、この形でお願いをいたします。先日もお伺いしましたけれども、あれから品確法、公共工事の品質確保の促進に関する法律ということで、これは10年前、17年4月1日に施行されているわけですね。この公共事業に対する議員立法ということで出ていますので、何かがあって、それに対して出てきているものですが、その中で、これは工事契約の品質の確保に関しての基本理念を定め国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事務を定めることにより公共工事の品質確保を促進すると、こういう目的と理念は国とか地方公共団体、発注者、受注者がそれぞれの役割を果たし、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格、品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされると、より技術が向上され、また工夫がされるということで出ていますね。

それで、本来ならば10年前に出たものでありますので、それが基本的には公共事業の人がそこに集まって、それを守るためには品質の確保というのは最大限優先されると思うんですね。それが今回、この29年度に初めて反映されたと。その反映された理由をお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

今、議員がおっしゃられました公共工事の品質確保の促進に関する法律の関係でございます。

すが、制定が平成17年ということで、実はこちらの品確法、品確法とちょっと言わせていただきますけれども、この品確法が平成26年9月に改正が行われました。こちらも御存じだと思います。そうした中で、これまで公共工事の特に建築工事の品質の確保の関係でございまして、その中で適切な発注方法と、そうした形の管理、そうしたものを工事監督とか、そうした確認の関係で、そのときにいわゆる国が認めます公共工事発注支援機関というのが初めて認定されることになりまして、現在、認定が静岡県建築住宅まちづくりセンターというところが今指定を受けているところでございます。

今回、これは各市町が特に建築技術職員等が不在であるとか不足する市町が非常に多いという中で、こうした工事の発注支援機関というのが新たに県の中に認定されたということございまして、当町におきましても、先日お話をさせていただきましたけれども、これまでの工事品確法に基づいて行っているところでございますけれども、そうした中で今回新たに発注支援の機関が認められたものですから、そうしたところで当町も実はこの間の全員協議会でも御説明させていただきましたが、建築士とか建築関係の技術者が今いない状況でございます。そうした中で、その不足する部分について管理、委託が可能となるように、今回この発注支援委託料というのは総務課の全体枠の中でまず一つ予算立てをさせていただきました。

実際に各工事等につきましては、これまでと同様に工事の管理等につきましては建築士等に委託をして行っているところでございますので、あと監督員の支援等も行っていたということございまして、そうしたことで今回、この発注支援委託料というのを新たに予算立てをさせていただきました。品確法に基づいた管理、施工ができるようにということで、今回計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

今の説明は前回のときに同じような形で聞かせていただきまして、それで、これはなぜ今回、先ほどの質問でちょっと触れていただきたいんですけども、ことしになって10年たっただけでここに出てきた理由、恐らく本来であれば、こういうものに関しては明らかに早い段階で進んでいなければならなかったと思うんですけども、その辺、今回29年が出てきた理由というのは特にあるんですか。そこに何か作用してそこに出てきたということは、特別あるかどうか、ちょっとお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず一つは、今回の先ほど申し上げましたとおり品確法が26年9月に改正されまして、新たに支援機関、認定を受けるところにも支援のところができたということで、それ以降にこの支援機関というものができておりますので、それでその中で県内に近年、ここ一、二年の話だと思うんですけども、この住宅のまちづくりセンターのほうがこの認可を受けたということがございましたので、それとあと他市町の現状等も見ましたところ、昨年度から実績がありまして、そうした実績等もありましたので、当町におきましても品確法に基づく施工管理も含めて、こうした専門機関を活用しながら品質の確保に努めたいということで、今年度予算計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

今言われた静岡県建築まちづくりセンターに関しては、私も常にそこに携わっていますので、非常に公開性であるとか、それに対しては信頼をしております。中にいる人たちもよく知っていますので。

ただその中で、ちょっと理事にお聞きしたいんですけども、こういう形で議員立法で出てきたものに関して、これから10年前に出てきたと。それによって、これから、この町で今、総務課長が言われた管理だけではなくて、本来であると管理の前の段階からこの品確法のやつをやっている、そしてその理念に基づいた中で、どんなものがあるかとか、それによって管理が正しくできているか、それと管理が順序よくできているか、そういう意味で理事のほうにちょっとお聞きしたいのは、そういうものによって、今まで目的として何かいい方向というか、正しい品質が確保できる方向にという形でできたと思うんですけども、その背景というのは、これは国の話なものですからちょっとお聞きしたいのは、その背景には何かわかっているものというか、何かあったんですか。経緯がもしわかれば教えていただきたいんですけども。

要するにその経緯によって、同じことが起きていたときに、その経緯がわかってくると、吉田町でもどこの地方公共団体でも国でも、そうやってその分を導入していくかというやつが出てくると思うんですけども、もしそういうものがわかっているかと思うんですけども、教えていただきたい。

○議長（大塚邦子君） 理事、船橋準幸君。

○理事（船橋準幸君） 船橋でございます。

お答えになっているかどうかわかりかねる部分がありますが、本来、品質確保に関する法律につきましては、きちんとした品質を確保するために手続、管理、監督等をしっかりやっていきたいと思います。いいものをつくるという場合については、当然工事の段階だけではなくて、それ以前の設計の段階等についてもきちんと見ていく必要があるかと思っております。ただ設計の、一番前提の計画については品質の対象にはなってございませんので、ただ将来のよりよい公共施設をつくっていくという中で、計画についてもしっかりした議論が必要であるというお話であれば、別途学識者等を入れた形で検討会を設けるなどの工夫はあるようには考えております。

ただ、個別の各施設で全て外に出すというのも合理的ではないでしょうし、やはり町の職員ができる範囲内についてはきっちりやるということが重要でございます。特にお金を扱う部分がございますので、全て外にお出しすればいいというものではないという認識でございます。

お答えになっているかどうかわかりませんが、以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

ありがとうございます。これに関しては、以前もちょっとお願いをした専門職を入れてくれということがあったんですけども、なかなかこういうところでは難しいかもしれないんですけども、それを補填する形では非常にやりやすい形、いい形が出たと思うんですね。公平公正、公開性の部分で。

それと最後に一つ聞きたいのが、そうすると今答弁をいただいた中で、吉田町がこれからその方向に進んでいくとは思いますが、今言われた全てのものではなくて、当然面積であるとか構造であるとか、そういうものの必要なもの、今回に関する当然体育館なんかは、もう本当にまさに品質を確保しなければいかんというやつがありますので、そういう意味で、吉田町はこれから方向性としては、それを求めていく、それに携わっていく基準というものの、免責の基準であるとか、何かそういう基準の確立はしているんですか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

まず今回の委託、支援業務のどこの範囲かと、いわゆる基準はということで今お尋ねをされているかと思えます。現時点で基準というものは明確なものはありません。しかしながら、やはり必要性があるもの、職員のところでは非常に難しい、いわゆる困難だというような場合は、こういうところを活用していくということでございますので、それによって今後基準立てといえますか、そうしたルールづけのほうもしていければというのはあります。というふうに考えております。

まず品確法に基づくこの専門機関を活用して、吉田町にないところを、専門性のところをお願いしていくということでございます。今後そのような形で進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 御質問の内容を聞いていますと、当町が今まで品確法に全く基づいていないような対応をしているのではないかという疑いを持たれているようではないかと思いますが、ちょっと答弁をさせていただきますけれども、そのようなことはなくて、品確法の成り立ちというのは、当然御質問されている山内議員が一番御承知されていると思うんですが、手抜き工事が出て、それから構造計算違反が出たり、その都度、もともと手抜き工事から品確法なんていうものが出てくることとございますので、そういうことに対して、公共の工事において特に補うようなものとして法律で定まっておりますので、そうしたものを受けて、当町でも適切に対応してきたところです。専門職がないというところは常にウィークポイントとしてはありますので、それを委託によって補うとか、外部の知識を得ながら、それを達成する努力をしてきたとかということで、今までそれに対応しているわけでございますが、発注支援業務をさらに使えるところが出てきたので、今回それを活用させていただきますまいかということで、プラスして活用できる部分を増やしたと、それだけだということで御了解いただきたいんですが。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 決してそういうことを言っているわけではなくて、点数制であるとか、相手のそういうものはもうわかっています。その中で実際に私が懸念をしたりするのは、現場にいる人たちは何の場所でも何カ所か、以前にも言ったことがありますけれども、我々の見るところというのは、やはり全部を見るわけじゃなくて、重要なところは大体わかっていますので、そこをクリアするためにということで、より確実な、より品質が確保できるものが今までよりもできてくればなということで認識をしていますので、別に今理事の言う、決してそういうことではなくて、経験を持った人たちがやってくれていますということで質問

していますので、吉田町もこれからそういうものに向かってすみ分けをしながら、しっかりとした、いずれルールはできていくとは思いますが、すみ分けをしながら全部ということではなくて、やっていただければということです、ぜひその辺はわかって質問していますので、よろしくお願いたします。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑ありませんか。

8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

51ページのシティプロモーション事業の中のふるさと納税返礼品ということでありまして、それとあと13のところのふるさと納税推進業務委託料、これあわせてなんです、先ほど入のところでも聞いたわけなんです、入ってくるふるさと納税としていただくお金が7億円くらいある中で返礼品と委託料を支出、出費するわけです。そうすると大体7掛けなんです、残るのが。大体入に対して7掛けくらいで、残りが3割くらいでなっているわけなんです。そういう中で、この返礼品代というのが、今5割という一応線を引いて返礼品代として使っているということは聞いているんですが、それプラスあと送料云々もかかってきますよね。今、送料がどんどん上がってくる状況になっていると思います。その中でそれも当町のほうで負担してやっていくという、ここのところはどんどん増えていくのかなというのがあるんですが、その辺の見込みを含んで返礼品を、じゃ今5割程度のものお返ししているんだけれども、そこをもうちょっと下げていくよというようなお考えがあるのかどうか。もしそうやって下げていった場合、今度は入ってくるものが減ってしまうというような考えがあるのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ふるさと納税の返礼に係るお話ということでございます。今、議員御指摘のとおり予算を見ていただくと、そのまま割合等がおよそわかるわけでございますけれども、大体全体額の7割程度が返礼品のお品代あるいは事業者への委託料、郵送料等の金額に充てられまして、およそ実際町として残るものというのは大体3割程度となっております。それはこの予算を見ていただければ、そのままわかるものであるということでございます。

現在、当初予算に計上させていただいております郵送料等につきましては、28年度の実績等を見込みまして、その実績に基づいておよそ平均で出しております、議員御承知のとおり、ふるさと納税寄附者の方につきましては、近隣の方もいらっしゃるわけでも遠方の方もいらっしゃるわけで大変幅があるものでございます。傾向としては首都圏が圧倒的に多いわけですので、今後は、今新聞等をにぎやかしております宅配会社等の影響というのはどの程度出るとかというのは、ちょっとなかなか見込めないということと、今、話題になっているのはクロネコヤマトさんは新聞によく出ておりますけれども、当町が今利用しているのは別会社でございます、そこら辺がどういうふうに波及してくるかというのは、今後の経過を見ていかなければならないんですけれども、ある程度そこら辺の幅は、その中でのみこめるのかなというふうには想定しております。

ただしふるさと納税にまつわるそういった状況というものは、国の制度の中での考え方も含めていろいろ変わってきておりますので、それにつきましては、その都度適宜対応してま

いりたいとは考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

商売じゃないものだから、どれだけ利益を出すということはない、それはわかっています。ただふるさと納税していただいた方、我々はこれだけ総額7億円ぐらい吉田町はあったんだね、当然項目を立てて、我が町も基金として積んでいますよ。そういう中で何に使われたんだろうというのが、だから、したほうというのは差し引き感情というのは意外と頓着がない、これだけ経費がかかるんだからそれは引かれるんだよという頓着がないところで、された方が、じゃこれどういうものに使ってくれたんだろうというところでありますので、その幅をとって行って、寄附いただいたお金でこういうことができましたよというのをアピールしていくのも必要だと思うんですよ。だからその返礼品に関しては、ちょっと落としてというか、割合を減らして、多く残して、それを町民のために使う、吉田町のために使うというような方向性が必要でないかなと思うんです。そこについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） まず1点、当町がふるさと納税の返礼事業を行う際にも少し御説明をさせていただいたんですけれども、かなり前の話なものですから、もしそのときのことを思い出していただければと思うんですけれども、実際この金額を見ていくと、およそどのくらいなのというのが見えてくるわけなんですけれども、返礼率については、最近の新聞等でも、総務省の総務大臣のコメント等にもありますとおり、返礼率をうたつてのPRとか説明というのは禁じられております。ということで、その部分で、うちはこうこうこうでというところのPRというのはちょっとできかねるんですけれども、先般、29年度当初予算の概要等でも資料の中で、こういったところに28年度に御寄附いただきましたものを充当させていただいて事業をやらせていただいているというようなことにつきましては、ホームページ等でまた今後公表等もさせていただく中で、当然ある一定の段階において予算立てをしているものですから、それ以降の、要は3月31日まで28年度も当然ありますし、またその後もあるということですので、そういったことも含めて、そういったところでお知らせ、むしろ返礼品の事業につきましては、当町においては町内の方を対象とさせていただいておりますので、町外の方というと、やはりホームページとか、そういった広く外の方が見られるような状態のものということになってまいりますので、そういったところで、こういったところに、いただいた方のお気持ちを充てさせていただいているというところをPRさせていただきたいとは考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

その件は了解しました。

同じシティプロモーション事業の中で、シーガーデンシティスタンプラリー業務委託料ということでもあります。このシーガーデンスタンプラリーというのが、資料を見ますと子育て世代を対象に子育て施設等を紹介してというような内容が示されていたわけですが、そうしますと、これは観光事業というよりも、そうした観点のものが強いということで理解してい

いんですか。

今、町としてはにぎわいのまちづくりという方向に行っていて、観光事業にも力を入れていきましょうよというようなこともあると思うんですが、そののところ、どの辺を狙った企画なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） スタンプラリーの件ということでございます。確かに議員が今御指摘されましたとおり、どこからが観光で、どこからがシティプロモーションなのかというところで、線引きがかなり難しいところはございます。ただシティプロモーション事業ということで企画課のほうでこの事業を立てさせていただいたというのは、町のPRということと現在シーガーデンシティ構想等でいろいろ進めさせていただいております事業、あるいは子ども・子育て事業等、大きく見させていただく中で町内の方あるいは町外の方に町の魅力を発信させていただくために、町内の方は町の場所を御存じなわけでございますけれども、町外の方はいろいろそういった場所も御存じないわけでございます。実際にそのところに来てもらってと。そういったところで町の魅力を発信させていただくことによって、それが移住定住につながっていくというところが、この事業の一つの核になるというところで考えておりますので、そういった意味で、これは企画課のシティプロモーション事業ということで、スタンプラリーをこういった形で計上させていただいております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

確認みたいになっちゃって申しわけないんですが、そうしますとシーガーデンシティ構想の中のスタンプラリーということなので、大体何か所ぐらいのものを回るようなものでということで、企画課のほうである程度のものでできていて、それを委託する、その委託内容というのは、じゃどういったことになるのかなと思うんですが、その点についてお願いします。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） まだ細かいポイント、じゃどこどこどこをというところという、そこまでの確定はないんですけれども、イメージとしては先ほど申し上げましたところをターゲットにして、それが移住定住につながっていけばというところなものですから、それに合った内容の場所を最終的に決めていきたいというふうには考えております。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの担当課長のほうから観光とプロモーション活動の区分けが明確ではないような話がありましたけれども、実務的には明確にしておりまして、移住定住につながる移住定住の窓口というところについては企画課に置いておりまして、ただ観光客を呼び込むとか、そういう事業については観光が持っておりますが、移住定住を目指してプロモート活動を行うというものについては、こちらに事業立てをしていると。それで、移住定住については、今でも5市2町などとも連携をしたり、県と連携をしたりしながら、東京へ出ていったり名古屋へ出ていったりとかのプロモート活動を絶えずやっています。

そういう一環として、吉田町においでいただいて移住定住につなげていこうというような、そういう一環としてこのシーガーデンスタンプラリーを使おうとしておりますので、今後5市2町との連携が可能になるようであれば、そうしたものにも抱き合わせていくというよう

な柔軟な展開をしながら、移住定住につなげていきたいというふうに思っておる事業でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 最後にしますけれども、今本当に企画段階という中でありますのであれなんですけど、大体めどとしては、いつごろからこれを実行していくという企画計画を持っておられるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 実際にこのスタンプラリーの実施期間もこの期間で行うというところまでは確定しておりませんが、ただ基本的に移住定住を含めて親子で回れるようなところというところで、類似のこういったスタンプラリー等を行う場合は、例えば夏休みに前後して行ったりとか期間を限定したりとかというようなやり方もありますので、そういった考え方も含めまして検討をして、決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

42ページの吉田町発信アプリケーション制作業務委託料及び59ページ、60ページの情報化推進事業の中で自治体セキュリティー強化の委託及びクラウドにかかわるものが載っているわけでありまして、情報発信をしていくという形で町のアプリをつくっていくということと庁舎内の情報をクラウドに上げたりセキュリティーを強化することは理解するわけですが、総務省のほうの補助メニューの中にWi-Fi環境の整備促進という形で観光、防災、Wi-Fiステーション整備事業及び公共無線LAN環境整備支援事業という形でメニューがあるわけでございます。

今の町の方向性とする、やはり防災拠点ということで、この庁舎というのはその拠点の一つ、司令塔であるわけでありまして、Wi-Fiに関しましては、今飛んでいるわけなんですけれども、それに関しましていろいろな方々がそういったときに、集まったときに自由に使える環境にはなっていないと思われものですから、そういったことに対して制限があって、ちゃんとしたセキュリティーを講じなさいよということで総務省のほうから指導があるわけでございますけれども、そういったことを将来的に見越したために今回のこともつながってくるのかなど、勝手な想像をしているんですけれども、それとあわせてWi-Fiを公衆無線として開放の措置を行っていく考えと、それから入りまして北オアシス館、電子母子手帳をやる健康づくりセンターとか、それぞれのポイントポイントにおいて公衆無料LANスポットを整備していく必要性を感じているわけでありまして、そうやって考えると、一番最初にここをまずそういった拠点にすべきではないかなと思うんですけれども、それについて開放されていないものですから、町の考えをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

ただいまの御質問でございますが、今回、情報化を進める中でいわゆるWi-Fi等の環

境も整備していったらどうかということの御質問だと思っています。

まず一つですけれども、まず私どもが行っているのは情報化という中で、情報発信はございますけれども、一つ庁舎のいわゆる、役場の中にはいろいろな個人情報であるとか、業務的なものについてを行っているのがこの情報化推進のところに予算化をさせていただいています。それからあと、それに付随してホームページということでもさせていただいているわけですが、まずやはり庁舎というのは、これは議員も御承知だと思いますが、公の施設ではございません。いわゆる公の施設というのは、住民の方が住民福祉のために利用に供する施設ではないというのがまず一つあります。それで、無料のいわゆるフリーアクセスのLANをとというのがひとつあるわけですが、やはりシステムがセキュリティー上、やはり中の無線LANでいろいろ行っておりますので、ここはやはりネットワークに規制をかける必要がございますので、そうした中からこの中で無線LANを今配備する予定はないというふうに考えています。庁舎内です。

それからもう一つは、庁舎内を仮に無線LANにした場合、いろいろ私どもも考えたときに、一つはセキュリティーがまず問題になる。もう一つは、誰が一番利益があるのかということの中で、いわゆる職員等の携帯電話が非常に速くなるということだと思います。ですので、これはやはり先ほど申し上げましたとおり、この役場庁舎というのは公の施設ではないものですから、そこには先ほどのセキュリティーをやはり第一として考えまして、今のところ無線LANを自由に使えるフリーのは設置する予定はございません。

それから、その後先ほどありました町内の観光的なスポットであるとかということの無線LANのお話もあったものですから、その点につきましては、ちょっと所管課のほうから回答させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 町内全域のWi-Fiの設置について、私のほうから少し関連いたしますのでお答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、吉田町の総合戦略においてWi-Fiスポットをつくるというようなことで、それにつきましては、現在シーガーデンシティ構想等の進捗とあわせて検討をさせていただいているところであります。

また、先ほど少し総務省のWi-Fiに関します補助金の関連につきましては、28年の一般質問でしたか、増田議員の御質問のところでも少し答弁をさせていただきましたが、必ずしも何でもかんでも使えるというものではなくて制限がやはりございますので、そういったものも含めて、実際に当町が設置する場合はそういったものも含めて考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

庁舎は公の施設ではないということであるわけですが、防災、何かあったときにはやはりいろいろな形でそういった拠点となるわけでありまして、そういったときに1デバイスとか、そういった通常はなくても許可した人には対応するような、そういったところへの対応というのを改めて準備していく必要があると思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

恐らく議員のほうは、以前もたしか一般質問のほうでもあったと思うんですが、防災であるとか避難所とか何かにそうしたものを設置して、避難されている方であるとか、そうした対応をしたほうがいいんじゃないかという御提案をいただいているのは私も覚えているものですから、ちょっと今御報告させていただいたんですが、そうした中で庁舎も何らかの形でというのは、非常時に備えた対応は確かに必要だとは思っております。

ただ、やはり庁舎のところは今避難所になっていない状況もございますので、またその全体的なものにつきましては、今後また無線LAN、先ほども公共施設等もございますので、そうした中で防災的な避難所等も含めた中で、こちらのほうは検討していきたいというふうに考えております。

なお、庁舎につきましては、今の段階では、予算計上も今しておりませんが、今の段階では無線の個人情報保護の観点から配置はしないということになっておりますので、また今後検討は全体を含めた段階で無線LANにつきましては検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

54ページの防犯対策費でお願いいたします。これ毎年で申しわけないんですけども、ことしは特に防犯灯の整備と防犯機器、自彊小学校の近くにいるんですけども、自彊小学校の1年生がことしは一気に24人増えたり、12月でも町道認定が大幡と神戸2カ所、そういう形で今、北区のほうで、確かに人数も住宅もたくさん増えてはいるんですけども、その中で開発が計画に基づいた開発ではなくて、乱開発的な、ミニ開発的な開発なものですから、中で見ていると一つの例をとると、草ぼうぼうの湯日川の土手を一つの団地に行くときにそこを歩いて、真っ暗の中を歩かなければならない状況があるんですね、そういうところがあるんです。そうすると、当然こういう計画を立てるに当たって、全体的な構図と情報収集をしながら決めていくと思うんですけども、その情報の収集の仕方というのは、今までいろいろ出てきた中でもなかなか進んでいないことを見ていくと、ちょっと疑問を持つのは情報収集、そういうのはどういう形でやっているのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

ただいま山内議員の御質問の件に関しましては、防犯に関する情報収集という形だと思っておりますので、それについて答弁させていただきたいと思いますが、まず、防犯まちづくり推進協議会というのも設置しておりますので、そうした中でも委員の皆さんから各地区においてのそういった防犯に関する情報をいただいたりとか、あといろいろな不審者であるとか、そういったものを含めまして全体的な情報というものはその都度、警察のほうからもファクス等で情報をいただいておりますので、その都度いただいた情報を自治会であるとか、そういう

たところに流させていただいて、防犯活動に役立てていただいているというところもございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

回答としてはそんなところでしょう。

実は、実際にひとつ考えていただきたいのは、今聞きたかったのは、そこに住んでいて、そして生活をしている人たちの情報のとり方というのはどんな形でやっているのかなど、それをちょっと聞きたかったというか確認をしたかったんですけども、そういうもののまちづくり委員会ですか、そこでやるのはいいんですけども、特定の人たち、委員のメンバーが決まっているのではなくて、そのメンバーからも大事なことなんですけども、そこに住んでいる人も重要な情報としての収集の仕方というのは、何かほかにも持ってはいるんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） すみません、防災課でございます。

その件につきましては地元町内会、それから自治会を通じて情報をいただいているという場合もございまして、いろいろな、先ほど申し上げました防犯まちづくり協議会につきましては年に2回程度しか行っておりませんので、そういった細々といたしますか、小さいところは町内会・自治会を通じて情報をいただいているとかはしているというところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

大体やっていただきたいということです。それを踏まえて、今回この金額が出てくるものに関して、この基準と計画というものに、ちょっとどんなものを持っていますかということでお聞きしたいんですけども。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） この予算上の話というところでございますけれども、まず1節で報酬もございまして、こちらのほうにつきましては、まちづくりの推進協議会の委員の報酬でございまして、この協議会の中で地域の防犯活動、それから町としても支援をしていくという中で、地区の皆さんも一緒になって、関係団体も一緒になって安全・安心を築いていく、防犯活動を広めていくというようなところでの協議会に対しての委員報酬ということでございまして、こういったまちづくり協議会の中で、そうした防犯活動を行っていくというところで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 29年度の計画と、その基準を答弁願います。

5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） すみません、聞きたかったことは、その設定の基準と計画についてちょっと聞きたいなど、要するに特に基準に関してお聞きしたいなど思ったんです。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 山内議員、大変申しわけありません、反問といたしますか、再度確認をさせていただきたいんですが、今おっしゃられる基準というものは何の基準であ

るかというところで、すみません、お願いをしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） この金額に基づいて当然つけていきますよね、防犯灯の整備を。その整備をしていく順序、優先順位を含めた基準ですね。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） すみません、大変失礼しました。

防犯灯の整備というところで回答させていただきたいと思います。議員も御承知だと思いますが、LED化をさせていただいたものにつきましては、1,800くらい町が管理をしております。それ以外に各自治会に50万円ずつ、計で200万円委託料を出しまして、その中で各自治会によって要望であるとかというところがあれば、各自治会で新設であるとか移設であるとか修繕を行っていただいております。

ですので、町でどういった基準というところがございますけれども、特に基準はないんですが、優先的に自治会のほうで要望があった場合に、それぞれ自治会のほうでLED化されたもの以外につきましては、自治会のほうで設置をいただいているという形でございます。

以上です。

○5番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長、動議」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 6番、三輪正邦君。

○6番（三輪正邦君） 暫時休憩をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩とします。

再開は10時40分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時38分

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 八木 栄です。

52ページの一番下のところ定住促進事業補助金ということで、説明のほうでは345万円以下の方で3段階で30万円、40万円、50万円ということで、国の補助を受けてやるということで、1件18万円でプラスアルファということだよね。そうすると、今ざっと勘定したら、それぞれ5件ずつかなという勘定ができて、あとはそれぞれ3段階に分けた中のプラスアルファが町から12万円、22万円、32万円ということが、出せるのかなというふうに私の勘定はそうしたんですけども、そうすると先ほどスタンプラリーとか何かの話の中で、この辺の近隣市町の中で定住を促すようなことをしていくよということで、そうすると国の補正をもらって同じ平等でやるとすると、そのプラスアルファによって、ちょっといいところへ行っちゃう

んじゃないかなというそういう心配というんですか、近隣市町の中で吉田町よりもいいところがあれば、そっちに行っちゃうんじゃないかなと取りっこになっちゃうかなというふうに思うんですよ。そういう中でそのプラスアルファの金額だけじゃなくて、金額もこれに決めたということもあると思う、もしかしたらここら辺全体を一律にするようにということで、もしかしたら決めたかもしれないし、それともそうじゃなかった場合ならこの金額的な妥当性というか根拠と、あとそれ以外のプラスアルファで、いろいろな事業もやっているもので、そういうことがお金で換算はできないかもしれませんが、そういう中で、よそに負けないプラスアルファというものを何か示していただければと思います、その辺でお願いします。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 52ページの定住促進事業の補助金の御質問ということでございますけれども、今、議員が御指摘されましたとおり、こちら国庫の補助金プラスアルファでそれぞれ3段階に設定させていただいております、件数も議員御指摘のと通りの件数で想定をさせていただいております。

これもただいま議員がお話しされましたように、国の補助金でございますので、当町だけではなく他市町においてもこの制度を活用されているところがございます。ただ、その設定の仕方についてはそれぞれの市町の考え方がございますので、金額もまちまち、設定のほうもまちまち、あと基準の仕方も若干市町によって違っているというような状況でございます。

今回のこの国庫の補助金を申請というか申し込みというか、させていただく際においては、特にそれが必置事項ではございませんでしたけれども、それぞれ上乘せがあったほうが採択されやすいというようなこともございまして、どういった形での運用がいいかというような検討の中で、当町においては、まず夫婦ともに町内に在住の方というのは、どうしても町の魅力をそのまま引き継いで住んでいただきたいということでございまして、また、移住定住という意味合いで、町外から町内に引っ越してきていただいて住んでいただくというような方に対するとところも手厚くしたいというようなところで、そのような設定をさせていただいております。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの質問の入り口部分の答弁は担当課長のほうからさせていただきましたけれども、この定住促進事業補助金につきましては、今説明あったとおり、国の補助を受けて行うものでございますが、近隣は、大体のところは持っているという制度になっています。

それで、国の補助金にどれだけ自治体が上乘せをしているかというところで金額の差が出てきているというところでございますが、議員の御質問のとおり、この補助金の額だけで選んでいただくようなことになると大変過当競争になって、とんでもない事態になるんじゃないかということで、やはり自治体としては際限なくこの補助金を上げていくというわけにはいかないものですから、当町としても、他と同程度のレベルを保てるぐらいの補助制度でつくり上げて、あとはその他の子育て支援にどれだけ優しいまちかとか、それから教育に今特化して教育環境を整えようとかということをやっているわけでございますが、あらゆるものに対して魅力をつくっていくということで、総合計画の中でも、初めて将来都市像の中に魅力という文言を入れさせていただいて、その魅力を総体的に上げることによって定住先として選んでいただけるような、そういう町をつくり上げようということで取り組んでおります。

ので、総じてここにある事業の多くは、吉田町に定住をしていただくような呼び込む方を盛り込んだ予算になっているということで、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

方策を盛り込んだということでありまして、とにかく大勢の人に関心を持っていただいて、よそよりも吉田町がちょっといいんだよという感覚を与えたいなというふうに、私もそう思うんですけれども、そのためにはPRというか、そういう方法も大事じゃないかと思うんですよ。

それで、先ほど歳入のときに土地のこともあれしたけれども、今ちょっと安いということもあるものですから、それで将来的に安心になるよということもあるものですから、その辺ももしあれなら踏まえた中でPRですか、その辺をどのように考えているかとか、その方法ですよね、どこも同じような形でやるもので、よそに負けちゃいけないというような形で吉田町を選んでもらえるようなPRの方法とか、その辺がもしあったら、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 非常にそういうものが今ここで御質問されるということが、ちょっと残念でならないわけですが、既に取り組んでいるシーガーデンシティ構想とか、そうしたものは全てそうです。何もしないでいけば誰も振り向いてくれないですし、まず吉田町に定住してもらうためには、まず安心・安全という前提がなければ、まず入り口でもうだめですよ。そういうことは町長もかねがね言っていることでございまして、それに対する対策の方向性というのは、もうお示しさせていただいていると。それにプラスして、今きめ細かく子育て支援をつくり上げていくとか、今までかつてなかったようなシステム、例えば一例を上げますとファミリーサポートセンターとか、ああいうものも吉田町にないものをだんだん付与して行って住みやすいまちをつくっていくと、こういうところを魅力にするのと、あと教育については、ああいうTCP、トリビンスプランというような大上段に掲げて、発信力があるようなPRを兼ねて、それで多くの子育て世代に振り向いていただけるというような、そういう活動を今展開しているところでございますので、かなり発信力を持って訴えかけようとしているようなものについては、全て吉田町の魅力につなげるための活動だというふうに捉えていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

わりかし悪いことだと中から外へ広がるのは結構早いような感じがするんですよ。それで、要は今、町でやっている事業のいろいろなことが町内の方には広報とかいろいろなことで伝わって、それが口づてによそへ出ていけばいいんですけれども、外へ向かっての発信という、外から来ていただくということも考えていることが多いと思うので、よそへの、町外への発信ということが、今回の事業もいろいろあると思いますが、確固たる大きなものとか、こういうことというのがあったら一つでもいいですから、何か紹介してください。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） お名前はちょっと申し上げることができませんけれども、いろいろな方が中央からこの町にお忍びで来ております。霞が関の人間だけじゃなくて、大手町の人間も含めて、私の関係で来てくださっております。霞が関も含めて、吉田町というのは結構有名になってきておりますので、単純な話、霞が関に行つて吉田町と聞けば、すぐわかりますよ。いずれそういう形での、今度は名前をはっきり出される方が参りますので、ぜひともそれについては、全然心配しないでいけます。

単純な話ですよ。今、塚本理事のほうから話がありましたけれども、TCP、トリビンスプラン、これ文科省に行けば有名ですよ、はっきり申し上げて。吉田町の今取り組みというのは、本当に今先端を走っているということです。いろいろな意味で、また後ほど教育委員会で聞いていただければわかりますけれども、いろいろな教員の配置もさらに加配で来ておりますし、いろいろな意味で、国のほうからこの町に熱い視線が注がれております。

当然津波防災まちづくりもそうでございますけれども、以前、議会でお話ししたことがあるかもしれませんが、旭硝子の当時は社長、現在は会長でございますけれども、そういう方々もおいでになっておりますし、いろいろな方々が来ております。名前をちょっと上げることはできませんけれども、皆お忍びで来ておりますので、いろいろな意味でこの町をある意味においては壮大なまちづくりにかけておりますので、それについては全力で応援していただけると、そういうふうな体制をつくりつつ、霞が関も含めて中央のほうでは名前が通ってきていますので、いずれはそういうものが大きくなるとなると、うちの町に帰ってくると、そんなふうにしております。

○議長（大塚邦子君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

町長の言うことは了解いたしました。

私もここに住んで、よそに出ないでずっといる人間なもので、好きで住んでいるもので、私も私なりにうちの町を大いに宣伝していきたいと思っております。そしてまた来年の予算のときに、決算でもいいですが、結果がよかったなど言えるふうに、自分もそういうふうな気持ちでいますので、当局のほうも努力していただきたいなど要望いたします。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 平成29年1月に安倍内閣がつくったあの大型補正予算のときに、私がある程度のお金を持ってきて、そのときに藤田議員が離れわざとおっしゃって褒めていただいたんですけども、その後は首を狙われましたけれども、今度の、ひとつ本当に藤田議員からそのような言葉をかけてもらいたいなと思っておりますけれども、いつか出るかもしれませんが、単純な話この町のエアコンの設備ありましたよね。これ中身を見れば、スーパー離れわざなんですよ。意味わからなければ、説明するわけにもいきませんが、これ本当に離れわざなんです。褒めてもらいたいですね。

〔「了解」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑ありませんか。

8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

59ページで、前定例会で私のほうで自治体クラウドということでお話をさせていただいた

中で早速動きというか、今年度の予算のほうへ入ってくるというのは非常にありがたいことなんです、今回のこの経費、委託料というのが川根本町さんと一緒にやるというような話でございます。自治体クラウド、当然いろいろなあのときの話もそうなんです、相手もあることだしということでやっていかなければという中で、もう早速川根本町という話が出てきて、ほかにもそういったほかの市町ともというようなお話があったのかどうかというのと、あと、今いろいろな面で広域連携という形で今定例会にも提案がされてきている静岡市云々で広域があるというのがあるんですが、そういった大きな意味での広域での自治体クラウドというような考えというの、この調査の中に入ってくるものなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

今、議員から御質問の自治体クラウドの関係でございますが、これは今回、川根本町と、あと県が入って三者で行うわけなんですけれども、これ以外にほかのところの自治体がというお話がありました、一つは、今当町が業務委託というか、委託をしているのがSBS情報システムになります。当然相手方も今のマイナンバー、ほかのシステム等を含めた中でいきますと、やはりSBS情報システムと委託提携をしているところでない、この自治体クラウド化というのは正直言ってできないというところがあります。そうした中で、他市町のところでは既にもう自分たちでやると、この自治体クラウドを活用せずにクラウド化を進めるといふところがございます、あと森町さんともお話しをさせていただいたわけなんですけれども、県も入っているいろいろ打診をさせていただいたんですけれども、やはり更新時期であるとか、その時期がちょうど入れたばかりであるとか、まだ更新が先なものですからできないというような中で、ちょうど当町が平成29年度中に行われます。それから川根本町も平成30年だったと思うんですが、1年前倒しでやりたいということでのお話の中で、今回こうした委託のほうもできるような形になったものですから、いろいろなところにお声かけといいますか、県のほうでもしていただいた中で、複数以上というのがどうしても条件があるものですから、今回、川根本町さんとクラウド化の調査を行うということになりました。

それから、先ほど広域連携というお話がありました、やはりシステムの関係もございまして、今、広域連携事業の中には、この自治体クラウドは入っていない状況でございますが、この間も全協でもお話しさせていただきましたが、この自治体クラウド以外に、今の59ページのところにもありますが、セキュリティーの強化対策業務委託というのがございます。これは全県です。県が一括してシステムを、いわゆるインターネットであるとかメール、外部と接続をしているものについてのセキュリティーのクラウド化を全県的に行うということでやっておりますので、これはいわゆる全県的なお話ということになります。

以上でございます。

○8番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田和寿でございます。

52ページの一般社団法人吉田町まちづくり公社負担金でございます。全協において、今後人件費であるということで伺っているわけでございますけれども、現在、欠員もあるみたいですが、当初の説明では常勤職員3名、臨時職員2名という形で、そういった体制で

行っているということは聞いているわけですが、この職員の人件費部分の根拠、この負担金の根拠について御説明をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 52ページの一般社団法人吉田町まちづくり公社負担金、そのうちのその内容というようなことですので、お答えをさせていただきます。

こちら全員協議会で、その主たるもの人件費ということで御説明をさせていただいておまして、一般的にこちらにつきましては人件費と事務費的な経費が含まれておるわけでごいまして、こちらの人件費に相当する分の人数につきましては、3人分の予算がこの中に入っております。3人につきましては、専務理事、事務局長の分とその他事務職員部分が2名ということでごいまして、専務理事につきましては、公社側の定款で上限が決められておりますので、その範囲内で計算をさせていただいております。また、事務職員も吉田町職員の行政職に当てはめまして、大体どのくらいというような形で予算のほうを措置させていただいております。じゃあなたが20万でいいですかというようなものではなくて、一応基準となるものは町の行政職の給与表等を参考にしながら、そこら辺を人件費として見させていただいているということですのでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

昨年の10月から北オアシス館のほうで事業を始めたばかりでありまして、実質今年度が新たなスタートだということで考えるわけでありまして、そうした中、全協の中でもその1,318万円以外にも総額で2,585万3,000円という形で、1,367万円ぐらい町からいろいろな事業を委託するわけで、前回の説明ではウォーキングイベントも入れたものですから、その100万円を足して1,357万円ぐらいなるんじゃないかなと思うわけですが、この人材確保という見地から、やはりスタートが非常に慎重でありまして、ある程度学卒、新卒の方が入ってすぐできるというような仕事ばかりではないと思います。事務部長が市役所の元職員ということですので、ある程度のノウハウは持たれていると思うんですけども、大きな事業を展開していかなければならないということを考えたときに、人材確保について予算立てはいいんですけども、あとは公社のほうの問題かもしれないけれども、やはり生みの親として、吉田町として人材確保はちゃんとされているのか。今2名の方が、外国の方は帰られたし、もう1人の方はやめられたということで、どういった状況になっているか詳しくは知りませんが、その辺のところも含めてこの予算措置をされて、人材確保に対しても町もある程度支援をしていくのか、お任せするのも含めて御答弁のほどをお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 公社につきましては、御質問にもありましたとおり本格的な活動に入ったのは、拠点を持つての活動というのは10月からでございましたもので、その時点、その以前は庁舎に拠点を置いて活動を開始しているわけですが、その中で地方創生の加速化交付金などを活用してPRにつながるような委託事業を盛り込む中で、公社が雇い上げましたPRを担う職員をお2人、その委託料の事業の中で雇い上げをしております。したがって、その委託事業というのは3月末をもって終わりますので、お1人はポーランドの方でしたので、ビザもありまして2月には帰国をされたということで、お1人いなくなっており

ます。もうお一方については、3月いっぱいはその任は解かれるということになりますが、引き続き公社の事務局職員として雇い上げをしていくというようなところにつながってまいっております。

また、もともとの事務職員でそのほかに2人雇い上げがあったわけですが、その方々のうちのお1人は引き続き勤めていただけると、もうお一方については、創業されるという、御自分でちょっと事業を起こしたいというようなこともありまして、やむなく退社をされるということになっておりますが、29年度に向けても事務、それから事業が続くように人員最低限での確保は今できているという状況でございます。

29年度においては、ほかの国関係の補助金なども活用しながら、新たな委託事業なども取り入れていくということで、そうした委託事業の中で新たな人材を入れていくというようなことも探しながら、絶えず事業に合ったような状況の人員確保をしながら進んでいこうというような、そういう体制でございます。

もう少し自主事業として収益性が上がったり、あとちゃんと事業計画が長期で立てられるというようなことになってくれば、もう少し陣容も充実させたものになってくると思いますので、もう少し時間はかかるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

たしかまちづくり公社設立に当たって町のほうからの説明で、最初から3年をめどにやっいていこうということを聞いていると思うんですけども、やはり自前の事業という形になってくると思うんですね。委託料等々で収入があるにしても、今のお話ですと、その委託でまた新たな人員を雇っていくということで、3名の方々がキーになって新たなものをやっいていくということになってきますと、本当にある程度内部留保して、次のほうへ進めるような形へなってくると思うんですけども、やはりそうした中でしっかりとした運用をしていただいて、実質今からスタートでもありますので、そういったことから考えたときに、これがある程度しっかりとしたスタートを切るような形で、町のほうも財源的補助ばかりでなく人的とかそういったことも補助しながら、理事長が副町長でありますので、その辺のところはあれだと思ってしまうんですけども、情報を収集しながらうまく図っていった自立するように、経常経費になってしまって、もうこの人件費部分がずっと町からいくとなると、やはりちょっと意味合いが変わってくるかなと思われるものですから、それについて町が一人前になるような形での予算措置以外として、どのようなことのバックアップを行っていくつもりなのかをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 御質問にもありましたとおり、生みの親として町を中心にありますので、そういう意味では負担金も最も多く負担をしておりますので、それで公社の運営などについても、企画課を中心としていろいろなサポートはしているというような状況でここまで来ております。さらに、指定管理を行っておりますので、北オアシスパーク全体の指定管理を行うという中で、そうしたかかわり方もしながら、公社が事業として順調に運営できるような、そういう体制も整えていると。そういう中で財政的な支援は当然28年度同様、29年度も続けていくと、ほかとの社員として入っていただいた皆様方にも町が責任を持って順調に進

むようにさせていただくというお約束をさせていただいておりますので、そうした観点で支援をしてまいるつもりでございますし、また、必要であれば人的な支援もいとわないということで町長からも御指示をいただいておりますので、公社がうまく機能していけば、必ずまちづくりが非常に今までと違った形で展望が開けるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ大事に育てていきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩前に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時11分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き質疑を行っていきますが、質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう御協力をお願いします。

次に、2款総務費の2項徴税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

2目の課税徴収費のところで伺いたいと思いますが、毎年5月に各事業所宛てに町民税の特別徴収税額の決定通知というものが送付をされると思いますが、ことし、その通知書の中に総務省のほうからマイナンバーの番号を記入するというような、そういう欄が設けられると、そういう指示があるというように聞いています。この通知については、これまでも個人情報漏えいの問題、それからこれまで多分郵送の場合には普通郵便で送付されていたのではないかなと思うわけですが、もし今回もそういうようなことがあれば、ますますそういうふうな事故事件等が発生しかねないような問題も生じてきますし、あるいは普通郵便ではなしに簡易書留等の措置をとれば、これまた費用が大変かさんでくるという問題がありますので、こうした特別徴収税額の決定通知書にマイナンバーを記載して送付するということに対する問題意識があるのかどうか、まずそこら辺伺いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

先ほど議員さんおっしゃったとおり、本年度から個人番号をつけて送付するような通知がまわっているところでございます。そのことに関しまして、当課におきまして送付の仕方とか送付の方法につきまして検討をしているところでございます。大事な個人情報でございますので、漏えいとかあってはならないところでございますので、その仕方につきまして、ただ

いま検討をしている段階でございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

昨年の暮れに年末調整という形で、事業所の中では従業員の皆さんが各事業所に対してマイナンバーの通知といいますか登録といいますか、そういう手続をやっているはずでして、これは登録をしたい人あるいは自分の番号は通知をしたくないよという方も多分あったと思うんですが、今回の場合には、もし通知を出すとすれば町が町民の意思に関係なしにこの番号を事業所に通知をするということになりまして、非常にやはりこれは番号の使用、不使用については、国のほうでは特にこれを使用しなければならないという決まりはないわけですので、そういう点では、非常に一方的な通知というものは問題があるんじゃないかなと思います。

この通知に当たっては、やはり情報漏えいのないような形で簡易書留等の方法が必要ではないのかなと思いますが、今検討中ということではありますが、そうした費用の問題も含めまして、東京の中野区あたりでは番号は記入しないというような措置もとったということも聞いておりますが、町のほうで、そういうことも含めて検討されているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

今回の送付に関しましては、全ての案件を想定いたしまして検討を重ねていておりますので、今議員がおっしゃった番号を記載しないということも検討の中には入っております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 先ほどの個人情報の漏えいの問題あるいは全国的には番号の通知の誤配等も報道されていまして、あるいは先ほど言いましたように郵送料の費用の面についても、その費用対効果とあわせてやはり問題があるんじゃないかなと、費用がかかるんじゃないかなと思いますので、そういう点を含めて、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

町債のところでも少し触れましたが、本年度の起債を含めると227億円という形で償還等が増えるわけでございまして、過日、毎年同じような質問を聞いていて本当に恐縮なんですけれども、やはりそういった先行投資の起債に関しましては、やはりちゃんとしたシミュレーションを行って、どの企業さん、御家庭におきましても大きなお金を使って家を建てたりするときには返済計画というのはしっかりとした形でやっているということで、町も当然同じ

ような形でやられていると思いますので、それについて、元利償還のピークが多少ずれていくんではないかなと、今回の起債においては、1年、2年据え置きでまた返済が入ってくるもののメニューもあると思われるものですから、その辺の償還計画等も変わってくると思いますので、それについて御説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

起債の関係ということで、ただいま公債費の202ページ、元金あるいは利子というふうなところに関連いたすような形での回答とさせていただきたいと思います。

今回、公債費につきましては、議員御指摘のとおり全体で町債が12億円ということでございまして、元金償還は、ここに記載させていただいてありますとおり10億円というような金額になってまいります。当町におきましては現在、すみません、償還のピークでございますけれども、償還のピークにつきましては、これまでもお話しさせていただきましたとおり、平成30年度が一つのピークとなってまいります。

全体的な町債の額とこの償還額の差ということでございまして、当町においては普通会計における地方債の管理原則というものをこれまで設定をさせていただいて、そのルールに基づいて、実際事業等を進めさせていただいていたというところでございます。

ここで少し変わったところがありますので、御説明を申し上げたいと思います。28年度までにつきましては、それこそ町の津波防災まちづくり推進のために、都市防災の総合推進事業につきまして、借入額から控除させていただくというようなことで起債のルールを設定させていただいておりましたが、この事業につきましては、制度自体はまだ残っておりますが、当町の計画の中では28年度で一応完了しているということでございまして、新たな事業を立てない限りは関連してこないということでございますが、当町の津波防災まちづくりというのはまだまだこれからということでございまして、起債のルールを新たに29年度設定をさせていただくということにさせていただきました。

そのルールというのは、当年度の借入金から当年度の緊急防災減災事業の借入額を差し引いた額が、当年度の元金償還額を上回らないような形での借り入れとするというような形でございます。このルールに当てはめまして、29年度の起債等の設定をさせていただいているというような状況でございます。

また、それ以外に起債のシミュレーションにおいて、財政健全化判断比率の実質公債費比率におきましては18%というのが一つの目安になっておりますので、その18%以内ということは下回るような数値になるような形での運用ということをあわせて、こちらも原則の中に入れて運用をさせていただくというような形で考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 本年度が元金、利子を含めて11億円という形の返済であるわけでございます。過去、公債費で見ますと平成25年が8億6,000万円、26年が9億円、27年が9億1,000万円、28年度が9億4,000万円ということで、29年度が11億円という形ですね。返済が延びているわけで、これがピークの30年度というところ、どこまで膨れ上がるのか、それでまた下がるということでもあります。

起債ルールがある中でこれから改良を行っていくわけでありまして、ある程度、充たさ

れる起債も多いということで、後年度においてその辺のところは軽減するのは十分わかるんですが、ここ29、30年と償還額が増えるということで、それについて30年度、見込み等も含めてどのくらいまで増えるのかということをお示し願いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今年度に関しては、11億円ということで利子を含んでの額をお示しいただきましたが、元金だけを捉えてお話をさせていただきますが、本年度10億490万4,000円という元金償還金になっております。これが30年度は、もう既にほぼ近似値になると思われるものが約3,000万ほど、これに元金ベースで上乘せになるという程度がピークだろうというふうに思っております。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

ここで、暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪でございます。

80ページです。8項の高齢者見守り体制整備事業費のことでございます。認知症の見守りのことだと思いますが、認知症の高齢者が増えるにしたがって増加しているとは思いますが。そして、パンフレットの作成やら認知症の方の健康体操など十分に行われていて、高齢者の方にはほとんどもう周知はされていることと思っております。その中で、27年度のこの企業の参加者というか、企業の参加をしてくださっている方が41社以上ということでお聞きしております。そしてまた、現在の見守り体制が十分にできているかどうかお聞きしたいと思います。

っておりますが、お願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 福祉課でございます。

これの高齢者見守り体制整備事業というところでは、企業の方々が関係して、事業の中でちょっと高齢者の異変というか、例えば御自宅で倒れていたとか、配達途中でちょっと地域でおかしいなという方をお知らせいただくような、事業のそういう方を見つけていただくようなことをお願いしているわけでございますけれども、昨年度も認知症がある方で地域をちょっと歩いていて、新聞屋さんなんかちょっと保護されたという方がいらっしゃるの、そういう中で地域の中で異変に気づいて、こちらにお声かけをしていただいたという例がございます。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

そういう中で、また認知症の方でもいろいろ一人一人によって認知症になることがちょっと違ってくると思うんです。そういう中で個人個人の介護とか要支援の方になった方の様子は、調べている中で十分に把握していらっしゃると思いますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 三輪議員、予算の質疑になりますので、予算立ての中での質疑をお願いしたいと思います。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） それではすみません、予算が昨年よりも16万円ほど増加になっておると思います。その予算の増加というのが何か目的が、ほかに何か予算を上げたり何か行事とか何かがあるようでしたら教えていただきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） こちらのほうの予算につきましては、例年どおりの講師の謝礼金とか事務費とかを上げさせていただいている中で、システムの保守委託料がございます。その中で、システム委託料の中で今回データ更新とか、システム保守の中でも中身が少し増えたものですから、ことしに限っては少し委託料が増えているような状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

介護関係で80ページ、高齢者保健福祉計画事業費の中の13の事業、計画策定業務委託料で280万円ほど予算措置されていまして、これが平成30年度以降の第7期介護計画策定業務だと思われるわけでございますけれども、国のほうも18年の改正に向けて動き始めているわけで、介護保険部会も動き始めたということで聞いているわけでありまして、今回のあれでは、今行っている地域の実情に応じた取り組みということで、介護保険制度のさまざまなものが市町へ来て、地域支援事業という形で今行っているわけでありまして、ますますそれが進んでいくのではないかなと思うんですけれども、この辺の計画策定に関しましても、今の実情、今行っているものを相当取り入れて行っていかなければならないと思うんですけれども、今28年度を終了して29年度に新たな地域支援事業もメニューにある中、この計画策定についての予定はどのようにお考えで、国の方向性も含めてどのようなスタンスでやって

いく予定なのかお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 計画につきましては、ある程度の内容につきましては国の方針を含めて計画策定していきますので、あと介護保険の保険給付のほうにつきましては、地域の実情を見ながら計画していくというところでもあります。その中で大もとのところになる介護保険料の決定もしていかなければなりませんので、そういうところも含めて介護計画の策定委員のほうでお諮りしながら、これが妥当であるかというところを見ていく必要があるかなというふうに思っています。

それで、地域に応じた事業を含めながらと、今、議員のほうもおっしゃいましたけれども、そのところは非常に充実させていかなければいけないというところではあります。地域包括ケアシステムを構築していくと、もう数年前から国のほうも示しておりますので、ますますそのところを充実していくような内容にしていくのではないかなというふうに思っています。

この計画をつくっていく上では、やはり計画策定委員さんにお諮りしながら、妥当性も求めながら決めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

今、課長が御答弁されたとおり、介護保険料のほうもこの中で決めていくわけでございまして、近隣の島田市さんなんかは基金を取り崩して介護保険料を大分低くして設定してやるということでもありますけれども、各それぞれの市町に応じた地域密着型、支援型のサービスということでボランティアとかいろいろなメニューがあるわけで、従来介護保険がやっていたものを市町に持ってくる、なおかつ介護保険の需要者も増えてくるということで本当に袋小路に入っていくような、本当にかじ取りが非常に大切なものが求められるし、またこの介護保険のメニュー次第の魅力も、先ほど町長が言われたように魅力ある地域づくりの中の一つのメニューだと、若いお子さんばかりでなく高齢者の方々にも手厚いまちということで考えられていくと思うものですから相当な程度だと思いますけれども、従来に増して確かに国から求められる指針はあるにしても、町の独自色をある程度盛り込んでいかなければならないと思いますし、また特別会計なんかを見ましても、介護計画に比べまして毎年減なんですよね、実績が。その辺のところも踏まえて慎重な計画を立てていただきたいと思いますけれども、それについては過去の実績等を相当見込んだもの、介護保険料も適正化を図っていかねばならないと思うんですけれども、いつごろぐらいまでに方向性も出してやっていくということで、これについてはある程度の段階で、全てが決まってから議会に出すのではなくて、ある程度途中経過においても、これは多くの町民の方々に影響のあることですので、進捗状況の報告等を議会だけでなく町民の皆様にもPRしながらやっていかなければならないと思うんですけれども、それについては従来と変えたほうが私はいいと思うんですけれども、それについてはどうでしょうか。策定にたどり着くまでの過程、プロセスについて、ある程度途中の経過も含めて町民の皆さんに情報を発信しながらやっていくということも必要ではないかなと思うんですけれども、それについていかがですか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 町の方向性というものを新たに進めていかなければいけないと思いますし、一番介護保険料のところが目に行くのではないかなというふうに思っています。それも今回の介護保険料を決定するに当たりまして、近隣の様子も含めまして、妥当なところで基金も取り崩しながら決めていったという経緯がありますので、今回もそのように基金も取り崩しながら、どこら辺のところ介護保険料が妥当であるかというところは示していかなければいけないとは思っています。

途中経過と申しますけれども、今、途中経過のところ介護保険料がひとり歩きしないような形にしたいし、計画の中で地域の方のお力をかりてやっていきたいというところはもちろん皆さんに知っていただかなければならないので、今も皆さんにお力をかりて居場所づくりもやっていますし、ボランティアさんの養成講座もやらせていただいて、地域の方のお力をかりながらやっていきたいというところは皆さんに発信しているつもりではございます。

今回の計画につきましても、そういうところは地域の方というところは早目に皆さんにお願いしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

94ページの保育園管理費の中の13、保育園人材派遣委託料ということでございます。人材派遣を頼まないとなかなか人が集まってこないということなのかなとも思うんですが、今回、職員の定数の改正の条例もある中であれなんです、新卒の保育士さん、大学を出て町内にお住まいの方もいるんですね。そういう中で、吉田町で勤めたいけれども、もう枠がいっぱい、募集がないよ、じゃ臨時でと、なかなか新卒で臨時でいたいという方は少ないと思うんですね。そういう中で、でも職員の募集のあれがいっぱいだからというのが非常に問題かなというのがある。そういう中でわざわざお金を出して人材派遣からという、そのところがちょっと矛盾があるのかなと思うんですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） 新卒の保育士の採用については、29年度に採用する職員の中にも保育士として採用する者がおります。それは今までやはり定数条例の中でやってきておりますことですし、総務課長の説明の中にもあったと思いますが、これまで保育士の部分が非常に、そこを手厚くやってきたことで事務のほうもちょっと手薄になっているというような説明もございました。

保育士については正規で雇用できれば、それがよりよいとは思っております。従来もそういうことはやってきておりますが、なかなかそれだけではというところで臨時職員をお願いしたり人材派遣をお願いしたりということをして、必要数を確保せざるを得ないという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

枠が決まっちゃっている中でというのがあると思うんですが、そこは何かしらのことが、

だから新卒でいて、やはり臨時といっても要はバイト扱いというのが非常に、免許を持ってせっかく勉強してきた子がというのが非常にあると思うので、そこを何か、臨時で長く勤めていけば正規になれるわけでもないとは思いうし、その中で何か制度的に何かならないかなというのが非常にあるんですが、しようがないよねというところではありますが、何か方策を考えていただければなと思います、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。人事管理ということで総務課のほうでちょっと答えさせていただきます。

今、議員からもお話がありましたとおり、職員の採用というところの中で、新卒も当然ありますけれども、必要などころによってはやはり中途といいますか、年代というのも当然あります。経験のところが必要な場合は、その場合は枠を広げて、新卒以外にも募集をかけたというところは、これまでもしてきております。

ただ、今のところ保育士につきましては、これまでの状況を申し上げますと、意外と応募も多いという状況がございまして、そうした中で今後、年代も含めた中で、あとバランスも当然出てきますし、保育の質を落とさないというのが一番ですので、そうした中でいろいろな採用方法であるとか、そうしたものは検討していきたいというふうに考えております。

ただ全体として、枠の関係は先ほど御心配いただいたとおり、今の状況では1名も増やせないというような状況でございますので、来年度は一応計画をしていますけれども、今後のことも踏まえた中で、ぜひ弾力的な運用をしていきたいというふうに考えております。その点、また御協力をお願いします。

以上でございます。

○8番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

103ページの地域子育て支援拠点事業費でございます。50名のリクエスト会員の中で今15名ということで、研修も終わってスタートするような格好になっていると思います。先ほどは介護保険の関係で高齢者の方々のお話を聞いて質疑したわけでありましてけれども、これは新たな取り組みで、過去において議会のほうもこれについて調査して、その当時は担当のところ聞いたところ、なかなかマッチングがうまくいかないということで御苦労されているところが多いよということでは言われているわけでありましてけれども、先ほど同僚議員から出ました保育園のところ、放課後児童クラブ、それになおかつこのファミリーサポートということで、広く子育て世代の方々に対しまして手厚いことをやっていくというのは、本当に吉田町の魅力として期待されるわけでありましてけれども、このファミリーサポートの認知度というのが、どうもなかなかないと。要するにお願いするほうも、やってあげたい方々に対するというところで、広報等でPRをされているということは聞いているわけですが、今、現下を考えると投げかけたものの回答というか、反応というのはどうなんでしょうか。ファミリーサポート制度を利用したいという方々と、ましてやその担い手となる方々の反応というのは、想定に比べてどうなんでしょうか。しっかりとした形で今上がっているんでしょうか、予定どおりにいっているんでしょうか。

- 議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。
- こども未来課長（内田宏一君） それこそ通告をいただいております一般質問への答弁と重なる部分がありますので、回答は控えさせていただきます。
- 議長（大塚邦子君） 先ほども申し上げましたが、予算審議になりますので、予算に関する内容確認にならない質疑でお願いしたいと思いますので御協力をお願いします。
- 9番（藤田和寿君） 了解。
- 議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。
ここで暫時休憩とします。
休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時58分

- 議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。
次に、4款衛生費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
6番、三輪正邦君。
- 6番（三輪正邦君） 6番、三輪です。
116ページをお願いしたいと思います。(2)の健康づくり事業費ということで、13のウォーキングイベント委託料と、ここでちょっとお伺いしたいんですけども、この健康づくり課では平成20年、28年度とぐるタワー、あるいは10キロウォーキングと、こういうことをやって室内から外へ出ていったと、大変いい企画だったなと私は大変評価しております。そういう中で本年度は、ここにウォーキングイベント委託料ということで、まちづくり公社へ委託するということが、本来、健康づくり課がやっておったこの事業がまちづくり公社へ委託されるということは、何か特別な事情があるのでしょうか。今までどおり健康づくり課では実施できないのでしょうか。この点をちょっとお伺いいたしたいと思います。
- 議長（大塚邦子君） 三輪議員、ただいまの質問は三輪議員が全員協議会で確認をしておりますが、それになお質疑でやっていただけるということでしょうか。何を答えていただければよろしいですか。もう全協で聞いている部分があると思いますので、確認は済んでいると思いますが、その先をお願いします。
6番、三輪正邦君。
- 6番（三輪正邦君） 要は、なぜここへ委託しなければならないのかと、そういうことをお聞きしたんですよ。
- 議長（大塚邦子君） 答弁をお願いします。
健康づくり課長、八木三千博君。
- 健康づくり課長（八木三千博君） 健康づくり課でございます。
ただいまの件ですけれども、ちょっと全協のときとダブるかもしれませんが、公社

の加盟事業所には若者とか女性の方も社員として入っております。公社に委託することで企業への問いかけがスムーズになったり、健康づくりに無関心層の方にも参加しやすく、健康づくりのきっかけになると考えております。また、町には持っていないようなノウハウを公社が発揮してくれることで斬新な企画のものになると考えておりますので、公社のほうに委託をするということで行っております。

以上です。

○6番（三輪正邦君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑ありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今回の答弁を全協で伺ったわけですが、それで今、まちづくり公社をお願いするに当たっては、若者とか女性の参加のためのノウハウがあるというふうに伺ったんですけれども、まちづくり公社は、まだできて間もないと思うんですけれども、そのノウハウがあるということが、自分ではどういうノウハウがあるかなというふうに思うもので、その一端でもいいから教えてください。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 健康づくり課です。

ただいまの件ですけれども、去年、公社が発足しましてから公社のほうで公社の事業としていろいろな事業を実施しております。そういう中でかなりの人気があったりとか、参加者が多かったりとか、そういうことが実際ありますので、そこら辺を見ております。

○議長（大塚邦子君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） それでは、ウォーキングイベントに対してのノウハウを特別持っているよではなくて、そういうイベントとかそういうものをやるに当たって、事業というかそういうものを幾つかこなしているから、それを見るとそれがノウハウとなると、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 健康づくり課です。

両方の意味を兼ねております。もちろんそのノウハウがわかるということで、人寄せが上手とか、そういうこともありますけれども、個人的な話をしては大変申しわけないんですけれども、事務局長さん自身が健康づくりに対してもノウハウがあるというのか、詳しい方でありまして、そこら辺の相談にも乗っていただけるということでもあります。

○10番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時、13時とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 零時56分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

111ページの飼い主のいない猫不妊去勢手術費ということで、毎年というか、ここ数年あるわけですが、300万円という大体今までの例からいくと100匹あたりをやっていくという方向だとは思いますが、昨年、また次年度ということでやっていく中で、この効果というものはどのくらい町としては考えていますか。100匹、200匹やったところで全体数から考えて、どう効果が上がっているかというところでお聞きします。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

飼い主のいない猫につきまして、今お話ありましたとおり、27年度からオス100件、メス100件ということで計上させていただいております。27年度の実績といたしましても、オスが108件、メスが97件で、今28年度につきましてオスが85件のメスが119件ということで、かなりの件数を今対応しているわけですが、ただ実際、猫の絶対数といえますか、総数をうちのほうではちょっと把握できていないというのが現状でございます。

猫というものも一般的には今の飼い主のいない猫をそのままにしておけば、2匹いれば、大体1年で10匹ぐらい増えてしまうというようなこともございまして、ただ、今ここで200件をやったことによってどれだけということがちょっと今言えないんですが、少なくとも、これだけもし対応できていなければ、その分だけ猫が増えていってしまうというのが今の現状だとは思っております。それに対応していかなければ、どうしても今の現状が維持できないというところもありますので、その分は効果が出ているのではないかというふうに感じております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

これは委託というか、やっていただいている状況ですね。だから、町として方向性がどうなのかというのも、いつも私聞くんですが、予算の中ではもう飼い主のいない猫に関しては、これしか出てこないわけです。町として本当にもっと減らしていかなければいけないという中での施策というものがあるんでしたら、ほかの予算づけをされて何か手を打つことがあるんじゃないかと思うんですが、その点については、ここ数年そういったものがない、ただ依頼して、その手術費の実費として補助しているということしかないように思うんですが、その点について何かお考えはあるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

まず、このようなことで頭数を増やさないということ以外にも、ボランティア団体とのお話の中では、小さい猫であれば、ほかに新しい飼い主を探せるということもございまして、そういう面でも、なるべくそういうボランティア団体にお願いしながら、そういうネットワークを使いながら、飼い主が見つけれられるものであれば、そういうところにもお願いをして、なるべく引き取っていただけるものは引き取っていただくという中で活動はさせていただいております。そういう中で、これ以外にもなるべく少なくするような対応は、今実施してい

るところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） ぜひお願いしたいところでありまして。それが予算のほうで出てこないで、もっと大々的にやるような形でお願いしたいなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

112ページの生活排水改善対策事業費浄化槽設置補助金ということでお願いいたします。この数字、金額が出ている予算に関して、多分第5次の総合計画の中で豊かな自然環境の保全を目標としている、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するための循環型社会形成推進交付金事業費の計画ということで、その中の一つの一環だと思うんですけども、その中で調べていきますと、27年が76基のうち新築が64、設置がえが12件、28年が64のうち新築がほとんどの60件、設置がえが4件ですね。そうするとこの目的、第5次総合計画の中での生活排水による公共用水域の水質汚濁、要するに今の状況から、単独浄化槽から合併浄化槽に入れかえることによって、要するに自然の用水環境をきれいにしようということだと思うんですけども、その中で、これは件数を見ていくと、最初の理念にちょっとかけ離れているような気がするんですけども、これは申請が出てきたものの中でしかやらないということで確認ができるような気がするんですけども、その辺はどうなんですか。これからもっと増やさなければいかんとは思うんですけども、その辺をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今の山内議員の浄化槽に対する件数でございますが、うちのほうは、あくまでも浄化槽設置業者が申請してきた数に対して補助金を出しているというような状況でございます。

あと、先ほど言ったように設置がえが件数の割には少ないというようなことも認識しております。しかし、今27年度におきましては76基、社会形成推進計画では年間80基でございますので、そのうちの大体今76基を補助しておりますので、目的の公共水域の改善には役立っているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

認識をしていると言われちゃうと困るんですけども、ということは、新築の場合にはもう合併浄化槽しかないわけですね。そして、件数はちょっと調べなかったですけども、単独浄化槽の数というのが、恐らくおっしゃる中でも半分以上は使っているでしょう。それと、一番最初に言った第5次総合計画の理念を追求するために、入れかえをしていく、そこに集中的にPRをしながら、それをやっていかなかったら、これただ机上の数字を5年間で400基の1億5,590万をこなしていくという感じにしか見えないもんですから、そういう意味で、やはりもうちょっと意識の中で本当にきれいにしていく、そういうのをやっていただきたい

ですね。

昔は川の水も飲めましたからね。そういう意味で、非常に今汚れていることは汚れていますよね。ぜひそういう目的であると思うものですから、この補助金というのが。だからその辺の意識をどういうふうにかえるかというのをお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） すみません、今の質問、一般質問の内容と似ているんですけども、お答えしたほうがいいですかね。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

自分の質問の中でそれを踏まえて、そして次のステップとちょっと考えたものですから、可能な限り、余り言わなくてもいいですけども、それはやはり一にも二にもその目的が、一般質問でやりますけれども、方向が違いますからね、今やろうと思っているのが。私は、下水道にかわるものにそれをどうやって経済的に、効率的に公営的にやっていくかということに向こうではやりますので、そういう意味でちょっと答えていただければと思いますけれども。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今、浄化槽の設置がえを増やすというようなことについてどのように考えているかということだと思えます。町としては、今、町民の皆さんが使用している各個人の水は、自分が使った水はきれいにしてもらって、そのためには公共下水道や合併浄化槽を設置してもらって、きれいな水にしてから河川に流すというような意識づけが、まず大事だと思っております。そのためには、自分が流している水で河川が汚くなっているんだというようなことがわかるようなPRを、まず広報やホームページなどでしていきたいと思っております。

あとは、浄化槽の設置業者に吉田町では合併浄化槽の設置に対して補助金を交付しているというようなこともPRしながら、吉田町の公共水域の健全化を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

それこそ一般質問がありますから踏み込みはしないですけども、そういう意味で、本当の目的を達成するために何をするかとなってくると、この数字の76件のうち64と12、64件のうちの60と4、これはもう明らかに、もっとしっかりした目的を持つためには、この数字を下に数字、設置がえの数字を多くしていかないことには、いずれにしても単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえが必要になってくると思いますね。いろいろ情報をとっていくと、それぞれが困らないものですから、実際に単独浄化槽であっても生活するのに。だから、それがなかなかかえていくという意識が少ないんですけども、本来はやはり一番の水質をきれいにするためにということでやっていますので、ぜひこの金額の中の数字の中で、ぜひPRをしながら、設置がえをする基数をぜひ増やしていただきたい。そういう意味でどういう考えを持っているか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（大塚邦子君） 補助金の中で聞いていますので、答弁をお願いします。

上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） すみません、上下水道課でございます。

先ほど私が答弁したように、まずは町民の皆さんに、自分が使用した水は公共下水道や合併浄化槽を設置して、きれいな水にしてから河川に流すというような、まず意識づけが大切だと思いますので、そうしたことによって、今単独浄化槽の人が合併浄化槽にかえてくれるようなことも考えられますので、それをまずはやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

今そういう意識の中で、やってもらわないことには、幾ら理念を持ったとしても、その理念をどのように構築していくか、構造的に持っていくかという話になりますので、この先は一般質問でやりますけれども、ぜひこの数字を増やしてください。これはそのつもりで、今、準備のつもりでやっていますのでお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 意見は言えませんので、質疑をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

111ページの一般廃棄物処理基本計画業務委託でございます。これは全協の中で内容について、生活発生処理運搬等々の計画をつくることということで、ある程度のスパンで定期的に変えていると思うんですけども、私はこういった計画の中で、今広域で持っている施設の処理能力等々も加味しながら、その実態数を把握して、今後、町のほうで予定している更新等のことも検討するのかなと思っていましたものですから、そういった観点から質問したいと思っておりますけれども、今回ですけれども、し尿処理費として前年度に比べて1,500万円ほどの負担金が増になっております。ごみ処理におきましては減額という形で、これは組合のほうで昨日ですか、議会があったものですから詳細なものはあれですけども、イレギュラーなものの工事が起きることによって、その年その年で負担金額が変わってくるということも考えられるわけで、ある程度それぞれの施設も年数がたっておりますので、ごみ処理、し尿処理、し尿のほうはある程度あれだと思いますけれども、ごみ処理、また衛生費の中の最初の謝恩閣のこともありますし、負担金はその年その年で余り大きく変化するというのもいかなものかと思うんですけども、そういったことについての計画的なものをどのようにお考えになっているかお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 藤田議員、藤田議員の質疑は一般廃棄物処理基本計画の中、策定についてだと思うんですけども、今は施設の更新も含めた計画について聞いているというふうに私は理解するのですが。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 私は先ほど、今議長が言った一般廃棄物処理計画基本業務の中で発生量、運搬料、処理量というものを把握して、町の能力を算定して、広域のほうで考えながら施設の更新等を考えていくのではないかなと思っていただけですけども、それをやっていないということでもありますので、そうなってくると、この113ページの8の事業、し尿処理費として広域組合に負担金を出している1億500万、また、9の事業のごみ処理費の広域施設の4億

1,500万、それともう一個、広域の負担金と火葬場費でございます組合の1,400万というものが、その年その年で上下してしまうということは、会計上、負担になると思われるものですから、そういったことについてある程度プールするなり、それに備えて調査するなりということをしっかり考えた中で、この負担金をお支払いしているかといったような質問でございます。

○議長（大塚邦子君） 一般廃棄物処理基本計画の策定業務委託料の中の質疑には、ちょっとそぐわないと思うんですが。

○9番（藤田和寿君） 負担金で聞いています。

○議長（大塚邦子君） 項目が違うんですね。広域施設組合の負担金については、この衛生費の中、項目をはっきりとして質疑をしていただきたいと思います。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） もう何回も言っていますから、よく聞いてください。

113ページの吉田町牧之原市広域施設組合のし尿処理費として1億500万、次のページの9の事業として、同じくごみ処理費として4億1,500万、それと火葬場の関係の負担金、これみんな衛生費の款ですけれども、これ質問してはいけないんですか、負担金額。

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時17分

○議長（大塚邦子君） 再開します。

それでは、藤田議員の質問の趣旨がわかりましたので、答弁を求めたいと思います。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今の御質問の中で、まず基本計画につきましては、これにつきましては廃棄物処理及び清掃に関する法律の中で定められておまして、計画につきましては適正に処理をする方法について、量であるとか、どういうふうな処理の仕方をするとか、そういうことを基本計画の中ではうたうことになっておりますので、施設の例えば長寿命化であるとか、建物であるとか、そういうものに関しては、それがどのような改修をしていくかというところまでは、基本計画の中では踏み込んでいきません。

先ほど言われました負担金のほうなんですけれども、負担金につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合の規約の中で、その施設に関するものを牧之原市と吉田町でかかった費用について負担するというので、負担金のほうをうちのほうで算出してもらったものを吉田町のほうから負担しているという形になりますので、実際は建物の修繕であるとか、今後、長寿命化計画の中でどういうふうな形で改修していくのかということについては、町のほうではなくて広域施設組合のほうで、そういうものを今後検討していただきたいというふうな形になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

管理者がうちの町の町長でありますので、その辺のところはしっかりやられていると思うもんですから、町のほうでは特に担当課のほうで広域のほうでしっかりと調整しながら、1市1町でやっていくということで、更新も含めて長期的なことも持っているから、それに見合った負担金の急激な増加を非常に心配しているわけですが、それはないということによろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） これのし尿処理で、今回29年度負担が増えるというのは水槽の修繕と処理槽の修繕が発生すると、こういうようなところから負担金が増えていると、それから28年度においてはリサイクルセンター等もあったというようなところから、修繕とか更新費用で負担金が増加したり変動しているというような状況でございますので、処理施設そのものの耐久性、そうしたものも組合を中心にして、両市町でどういう対応を図っていくかということは協議しながら、延命措置を図ることを前提としながら目下のところは対応しているというところでございますが、それぞれの施設の老朽化の状態などもございますので、牧之原市との間では、そうしたことも踏まえて今後の対応をどうするかという協議を進めていこうではないかというような、そういう段階まで来ておりますので、急激に全体を改修しなければいけないとか、そういうものが突然発生することがないように、しっかりと管理してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時23分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ会議を再開します。

次に、5款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田でございます。

135ページの商工業振興事業費補助金でございます。これ200万ということで人件費を入れるということで、外部団体であるということで補助要綱にのっとって行っていると思うんですけども、歳入のほうでも、町民法人税及び町税の固定資産税も含めまして法人数が減っているといったところの中で、御答弁の中では新規の創業支援ばかりではなく、既存の皆様方にもという形で相談に乗るような形でやっていくというようなお話をいただきました。先ほどの企画費の中でもまちづくり公社の意味合いとして同じようなお話もいただいたわけでありまして、それというのは、整理してみると商工会さんがやるような範疇でもあると思うわけでありまして、それに対しまして町が人件費部分ではございますけれども、毎年100万ずつ減って、今200万になってしまったということに対して、町は意思を出しているわけだと思うんですね、そういった意味で。減らしている、それでかわりに違ったものを立ち上げて本来やるべきものをやるということ、こういう一つの町の中で同じようなものをやるというのは無駄も出てくると思われるものですから、そういったことで商工会の事業というのは、確かに創業支援及び企業の推進とか継続等々の経営革新等の改善点もあると思うんですけども、その地域に根差した既存の商店さん、工業さんなりの振興を図るといって、今までの長い歴史の中でのものもあると思うので、まちづくり公社の中には確かに理事も入っているかもしれないけれども、この辺のところ、もう当初予算はこれなんですけれども、これはどういったことの変化点があれば変化するのでしょうか。

要するに町が意思として、減らしている意思というのは明確になっているわけで、それというのは、商工会のほうで町の意思に期待をかけたかただけけれども、それに反応がないということで、それはやはり明確な形でお示して、やはりウィンウィンの関係で、やはり小さい町でありますのでやっていただきたいなと私は思うんですが、それについて明確な、毎年毎年このことで減っている減っていると質問ばかりではなくて、じゃどうすれば今後いいのかということを示していただければいいかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 補助金でございますので、補助団体の状況が特に財務的に公金を使って補助をするという補助制度でございますので、その団体が補助しなければ、ちゃんとした目的を達せられないかというような、そういう視点でも見なければいけないような事業でございます。そうした中で商工会の役割については、商工会法に基づく公の利益を求めるような、そういう団体であるということは承知しておりますので、その中での補助団体として適当かどうかということでは、補助団体として適当な団体だということまでは意識は持っているわけでございますが、この補助しなければ目的が達成されないかどうかということについては、まだ商工会としてこういう事業をやるので、この事業に対して町が助成をしてくれればもっとうまくいくんだというようなところの意思表示があれば、もっと当町としては補助しやすくなると。現行の補助金交付要綱でいきますと、小規模事業者の経営の改善ということが視点になっておりまして、その指導員の設置経費とか、それから附帯経費とか、そういうものになっておりますが、それに対して、それでは補助金がなければ自主運営できないかどうかという点については、いささか確認もちゃんとできていないのかもしれない

が、さらに補助すればこういうことができるんだというようなやりとりがあれば、もっと補助金の意味合いは高くなってくるとはならないかなというふうに思っております。

あと商工会の方々については、まちづくり公社にも参画をしていただいておりますので、そういう側面からも新たなかかわりは持っております。本来の商工会の事業として、もっとさらにそういう事業者の支援が、こういう形でやりたいんだというような具体的な提案があれば、さらに行政としては考える余地は持っているというところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

確かに人件費の部分に関しましては、そういった形で県からも2,600万円ほどですか、入っているということで理解するわけですが、商工会の皆さん、婦人部とか観光部とか青年部とかいろいろな事業展開をされていると思うんですけども、各支部においても、川尻なんかは元旦の日に火の見やぐらを川尻海岸につくってやるとか、住吉は住吉神社でえびす講で地域のにぎわいづくりを行っている、片岡は能満寺山でお月見コンサートをやったり、地域の方々を向かい入れてグラウンドゴルフ大会をやって、全然商店ではない工業の人たちもその地域の触れ合いという形で事業を行っているわけですが、そうした中で青年部も婚活パーティーもまちづくり公社と一部連携したところもあるみたいですが、やっているということで、地域づくりをすることによって、地域が元気になれば商工業も活性化するという、直接それが商売に結びつかなくても大きく回っていくということをやっていると思うんですが、そういったものに対して補助要綱をもう少し見直して、それ以外にも確かに産業振興事業費補助金があるんですけども、なかなかハードルが高くて難しいよという声も聞いているものですから、そういったものに関して経常的経費になるかもしれませんけれども、一部吟味して、そういった別枠を設けて商工業振興事業補助金をもう少し再見直ししていく、今の現行ですと人件費部分といいますと、確かに県費が入っている等々で難しいと思うんですけども、そういったことの御検討はどうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今の御質問の趣旨は非常に私どもの考えと近いところがございまして、まちづくり公社との今年度のかかわりの中で婚活パーティーなどに商工会青年部が、本当にほとんどの部分は商工会青年部さんがやってくださったというようなところがございまして。これについては、その事業費がまちづくり公社が見合って、それに直接的に青年部の皆さん方がこういうことをやりたいという、事業としてもイメージがちゃんとできていたので、それに直接的にかかわっていただけたという部分があると思います。

経常経費的に商工会に対して補助金を出して、商工会の中で事業割りをしていられるという方法もあるんでしょうけれども、町の補助する側から見ますと、補助すればこの事業に使われるんだということがやはり明確になっていないと、説明もなかなか難しいですし、そういう形でその補助がどういう形になっていって、町にどう還元されていくのかというところまでのちゃんとイメージができるような補助要綱の改正も含めて、そういうことになれば、この補助制度というのはこのままで進むというようなことで限定して考えているわけではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

こういった質疑をすると誤解を受けることもあるんですけども、今回の質問に関しましては前向きの御答弁をいただいて、やはり地域を、魅力ある豊かな地域じゃなければいけないと考えるので何とぞ、相当前につくった要綱だと思いますので、今の実態に合った、ましてまちづくり公社という形で新たなものもできましたので、それに沿った形でいい関係をお願いしたいなと思います。

ここでちょっと御紹介なんですけれども、知っているかどうかかわからないですけども、商工連だよりしずおかの中で3月のやつが出ました。私も商工会のほうからいただいたんですけども、町内の社名を言ってしまいますけれども、本橋テープさんが、全国商工会連合会長表彰ということでトートバッグの件で表彰されているんですね。そういったことで一生懸命、三代目ですよ、今の社長、三代目でありますけれども、この地域に根差して頑張っている企業もあるもんですから、商工会さんとの兼ね合いばかりではないんですけども、地域で頑張っている企業もたくさんあるもんですから、ぜひとも応援するメニューを広げていただいて、地域が活性化するような方策を速やかにとっていただいて、来年度以降の予算のほうではそれが反映された予算になることを期待したいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 塚本理事のほうから商工会に対する補助のあり方については説明をしましたので、もうおわかりだと思いますけれども、今の本橋テープさんのような例もございますし、それは産業振興という別な形でまた起業いただくとか創業いただくとか、そういうような形での支援でございますので、それはまた別途仕立てていけばいいと思っております。

ただ商工会さんの場合は、やはり活動について透明性をもっともっと増やして、本当に小規模事業者の経営改善の相談であるとか指導であるとか、それにまた附帯して、附帯すると非常によくわからない部分ですけども、そういう部分について、例えば電子用品というんですか、ちょっとよく私もわからないですけども、中小企業支援体制であるとか、高いレベルでやっていったほうがよいのではないかと。というのは、ずっと前に増田議員の質問にお答えしたことがあるんですけども、そのときに商工会発足当時の融資等の関係で、商工会のほうで非常に有利に扱われて、そこに入るのが。しかしながら、この経年の関係で金融業、銀行であるとかそれから信用金庫さんであるとか、経営コンサルタントであるとか、そういうところのほうでどんどん出てくるもんですから、総体的に本当に競争が厳しくなっている。ある意味においては、商工会さんの存在意義というものが、ちょっと時代の流れの中で下がったような感じがするんですね。しかしながら、今、この町が大きく変わりつつありますので、ずっと前にもお話ししたことがあると思いますけれども、恐らくいろいろな既存の小規模事業者の方にも、ビジネスチャンスが私は生まれてくると思っているんですよ。

そういう意味においても、ぜひとも今言った部門の力を蓄えて、むしろその辺のレベルアップを図ったほうが非常によろしいんじゃないかと、私は思っております。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時44分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

147ページ、TOUKAI-0でお願いいたします。

全協の中で確認をいたしまして、今回TOUKAI-0の30万の上乗せをしていただいたことによって、予算が、既存建築物耐震診断促進事業補助が、昨年179万が今年度29年度は358万円、木造住宅の耐震補強助成事業費が、昨年度が750万円、29年度は2,400万円。これは非常に考えようによっては、産業部分にもチャンスを与えていただいたと思うんです。それで、あくまでもやはり東海地震とか熊本地震を踏まえて、いろいろな大きな地震が目の前に来ています。それに向かっての国の方針や方策、そういうものが影響していると思うんですが、ただ毎年見てみますと、大体なかなか風が起きてこない、建築士会の中にも町の中にも。そうすると、例年のごとくやっていると、この金額の達成という非常に難しくなってくると思うんですね。たまたま昨年から28年、29年で30万円の助成の上乗せですか、1月から始まりましたよね。そうやって、聞くところによると多少上向きというんですか、関心度が増えてきたと。その中で、これから風を起こすために今までと違った何かをしなければいかんと思うんですね。要するにこれをバックアップする建設事業の大工さんたち、設計も含めて、以前と違って回数がすごく減ってきたんですね、町との近づき方が。そういう意味で、このやつを踏まえて、これから何かしなければいかんと思う、風を起こすための方策を考えていることがあるかどうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

TOUKAI-0の関係でございます。1月から補助金を上乗せさせていただきまして、さっきもちょっと御説明をさせていただきましたが、上乗せに伴いまして既存耐震計画まで行っていますが、まだ改修まで至っていないうちであるとか、耐震診断まで行って、そこからまだ計画まで至っていないというお宅に対して、今、全てのお宅に上乗せがありますということで通知のほうを出させていただきました。その通知を出していただいた中でも数十件やはり問い合わせが、ふだんは余り見られないんですが、数十件の問い合わせがございまして、実際10件程度、今後ちょっと耐震診断を考えていきたいというお宅が出て、少しずつではありますが、そういうことで通知を出すことによりまして、町民の関心度は増えてきているというふうにも感じております。

あと平成28年度におきましては、倒壊ぶるといひまして、実際に模型を使って皆さんに耐震診断の必要性を知らしめるであるとか、あとは小学校におきましては、授業の一環としてそういう耐震について学ぶようなことも、28年度におきましては実施させていただきました。

今後につきましては、今、山内議員からございましたとおり、建築士会のほうと、今までにおきましてはやはり行政だけで考えていた部分がございますので、それこそ建築士会とちょっと連絡を密にとりまして、例えば建築士会のほうで、こういうことで広めていったらいいのではないかと、例えば建築士会でありますれば、ほかの他市町の建築士会との連携を深めるとか、そういうアイデアをいただきまして、そういう民間活力を使いながらPRを進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

今言われた件数が増えてきた、非常に頼もしい話ですね。これはもう大義としては人の命を救うということだから、大義ははっきりしているわけですから、それに向かってやるということは、あとはどうするかだけを考えればいい話ですよ。

それと今言われた建築士会の連中、私も含めて、もっと定期的でもいいから、強制的でもいいからやって、とにかく風を起こす方法を考えてほしいんですけども、そういう意味で、これからあなた方当局もそうだし、我々もそう、その中でやらなければならないことというのはあると思うんですけども、私は密にして、我々がバックアップするものと吉田町を密にして、そしてその中の密の中にその向こう側のもう一つの密度の濃いやつを探さなければいかんと思っていますけれども、これからのそういう意味での予定というか、計画というものをもし持っていたら、ぜひやっていただきたいんですけどもお願いします。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今後におきましても、やはり戸別訪問とかそういう案件にいたしましても、やはり建築士会のほうとの協力というのは必要不可欠なものだというふうなうちのほうも考えております。その建築士会のほうでもリーダーとなる方に話をしまして、定期的にアイデアを出し合う、今までは例えば何かこういう改正があるときに集まっていたとかというのが主だったんですが、情報交換の場ということで、定期的に集まるようなことも今後考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○5番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありますか。

8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

143ページの大幡川幹線道路改良事業費ということで、測量業務委託がついているわけですが、ここはいろいろなうわさがあるって、大幡神社さんの問題であるとか、あそこには町の指定文化財のものもあったりというようなことで、地元の方と話がちゃんとの測量業務委託をして、やっていくということによろしいのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

大幡川幹線の事業の進め方というところだと思います。議員のおっしゃるとおりのところも正直でございます。昭和40年に都市計画道路大幡幹線を計画決定してから、もう50年余りという中で地域の皆様には御心配、御迷惑をかけている部分もございますが、今回、北オアシスパークのほうから富士見橋のほうへ向かって走ります富士見幹線の供用開始ですとか、近隣商業施設の土地利用の増進が図られてきたということで、道路事情も変わってきております。そのような中で私どもとしましては、防災の面も兼ねまして重要な路線と考えております。

おっしゃるとおり、あそこには文化財第1号ということで、徳川家康公御陣馬跡ということの文化財の指定もございます。そういうような中で、ここ二、三年でございますが、ちょっと言葉は乱暴ですが、仕込みをしてまいりました。それで氏子の代表の皆様とのお話し合い、近くでいいますと2月17日に吉田大東線から東名高速道路までの800メートルぐらいの間の80人ぐらいの方をお呼びしまして、都合40名ぐらいだったのですが、雨の日だったのですが、半分のぐらいの方が大幡会館に寄っていただいて、やはり同じような意見が出た中で、ぜひとも町としましては測量をやらせてくださいと、事業を前向きに進めさせてくださいというお話をさせていただいた中で、それじゃ測量やってみろよということをお願いいたしましたものですから、正直申しまして、あとは氏子の代表の皆様と3月中にもう一度コミュニケーションをとりまして、事業の御理解をいただいた中で進めていきたいと思っております。文化財保護審議会のほうにつきましては、諮問をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

当然前もってから地域住民の方と十分話をさせていただきたいとは思っています。そうした中で、ノーという判断がされたときにはどのような考えでございますか。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 増田議員のおっしゃるノーという意味合いがいろいろ広くあると思います。事業自体がだめだよというのか、測量も入っちゃいけないよというのか、そういうこともあると思うんですけども、狭いところでいいますと、測量に入ってはいけないよというようなことと捉えさせていただきますと、そのことについては、とにかく粘り強く私どもは事業への御理解を得ていくように、なるべく早期に、それも時間的なことを意識しましてやっていきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

委託料なので、どこまで突っ込めるかわからないんですけども、それを通すに当たっての地がえであるとか、じゃ神社に対してはこういうことをしていくからというような条件のようなものというものも用意しての話合いをされていくんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） この測量業務委託の中では現況測量といいまして、今現地がどう

なっているかという地図ができ上がります。そして、そのところに道路の中心線を図面上で落としまして、そうすれば道路が幅16メートルの道ですので、センターから8メートル、8メートルということで、大体の線が出ます。その中で現地へくいとポールとかで落とそうとすれば、それもできます。

そういう中で目で見ますと、ああこういうふうに通るんだなというものの現実味が帯びてくる中では、いや、こんなに狭くなっちゃうもんで、今おっしゃったように地がえをしにやいかんだとか、僕らどこか行きたいや、この木はどうしてくれるだやなんていう話が出てくると思います。そういうようなことは、今回の資料を使いまして説明をしていくことができますので、金額の算定までという細かいところまでは踏み込めませんが、ある程度のそういう話はできると思いますので、今回の中でそういういろいろな取り合い道路の関係、個人的な環境の問題、補償の問題等も含めて問題解消に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○8番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

全協の中では146ページ、都市計画基礎調査業務委託ということで都市計画図を作成するという形ですね。浜田の用途変更ですね。都市マスの中で示してあるようなことの用途変更を進めていくということで聞いてございます。都市マスの資料を見ますと、沿道利用ほか用地という形ではかかっていくということであります。それで、次のページの148ページの13の事業で都市計画マスタープラン策定業務委託料という形で700万、これは中間見直しの事業計画という形で、この吉田町都市計画マスタープラン、平成21年から37年の中間地点での見直しだと思いますので、これについて質問していきたいと思っております。

今、同僚議員が言った大幡川幹線もちろんここにはしっかりとした形で予定されておりますし、榛南幹線もでき上がりました。大分、この当初に比べまして、うちの町の内容も変わってきていますし、ある面、この示したとおり、相当速いスピードで実績としてなっているということで、これは見直しして新たなものにしていくということで非常にいいことだなと思うわけでございまして、それに伴いまして用途の見直しも、もうそろそろ大きく変わってきたものですから、必要ではないかなと思うんですけれども、今回のこの都市マスに関しましては、ある面、布石をやはり打っていかねばまずいと思うんですよね。そんなにすぐに用途の変更というのはできないと思いますので、この沿道利用に関しましても、大分御苦労されて、この浜田の東名川尻沿いの、あと榛南幹線のところの沿道の用途の変更等となっていると思うんですから、その辺も含めまして、今回の中間見直しの全体像というんですか、用途を含めましてどのようなお考えなのかお示し願いたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今回の、それこそマスタープランにつきましては、今話がありましたとおり中間見直しということで、今回の見直しにつきましては、去年の第5次総合計画、あとは国土利用計画の第3次の見直しがございました。それとの整合性をとるという中と、あと大きく町の動きとすればシーガーデンシティ構想等ございますので、その辺も今回の見直しの中には盛り込ん

だ中で、中間見直しをしていきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど言いました用途の大きな変更ということにつきましては、全体像の中はあくまでも構想ということで、シーガーデンシティ構想を新たに組み入れた中で構想を考えていきます。その細かい用途につきましては、また個別ということで対応していくというふうな考え方でおります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

シーガーデンの構想、にぎわいも含めまして、ここでいいますと都市的土地利用用途検討地という形であったものがある程度見えてきていますよね、もう相当。実績としてそういったものになっているところもあるものですから、大分変わってくると思いますし、このシーガーデンの意味合いといいますと、多目的広場及び海浜回廊と防災公園との連携等々があるんですけども、そうすると基軸から始まって、相当大幅な変更になってくると思うんですけども、この21年当時は、シーガーデンなんていうものは3.11の前でありますのでなかったと思いますので、相当大幅な変更になってくるんですかね。

ですから、第3次国道利用及びその辺の昨年度やったものの整合性を図るということでありまして、町がそれよりもっともっと、二歩も三歩も前に行っているのではないかなと私は考えるわけで、それをこの計画に落とし込むというのは相当の作業が必要だと思うんですけども。でも、それをやることによって、新たな町がしっかりとした形で出てくると思うんですから、私は今回のこの見直しも含めて、用途の変更も含めて長期的に50年スパンのものを考えてやるきっかけだと思うんです。それでやらなければ、いつまでたってもうちの町は用途が変更できない、昭和50年代にかかった用途のまま、もう地域が色分けして変わっているものですから、そういうところまで踏み込んだものを期待するわけですが、そこまでは考えていらっしゃらないんですか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今回の見直しに関してましては、あくまでも中間見直しという中で作業のほうは進めさせていただきます。

今後につきましては、先ほど言われたような、全面改定ということになりますと、地元のタウンミーティングとかということで集約ですとか、そういうものも出てきますが、あくまでも今回の中では、全てもう一度全面的に改定というところまでは今回は踏み込んではいないです。

ただ先ほど言われましたとおり、つくった当時につきましてはシーガーデンシティ構想というものはないものですから、それを考えた中の土地利用構想という大まかな構想、布石みたいなものについてはこの中で、それこそ国土利用計画の中でも、それについては記してあるものですから、それとの整合性をとっていくということは、この作業の中では行ってまいります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 今、担当課のほうからそのようにお話があったんですけども、やは

り大きな絵を描いた町長に、そういうことも含めて今後、これとは別ですけども、今年度予算に入っていないかもしれないけれども、今後そういったものを提示して、この色分けからゾーニングからいろいろな形でこの町の設計をお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいま町長ということでしたが、私のほうから御説明をさせていただきますが、御質問にありましており、当町の今の開発等の進め方も、特に内陸フロンティアなどについては、もともと構想としてない中で新たなものを載せ込んでいったというような、そういう進め方をしております。それによって成果も出てきている部分がございます、もともと今の都市計画図とちょっと差が出てきているということは、現実のものになっておりますし、あと基軸の東名川尻幹線も、津波防災まちづくりによって非常に予想していたよりも早くでき上がったと、こういうところもございますし、大きな幹線道路などは、ほぼイメージどおりのところまで進んできているということもございますので、今後、今回の29年の見直しは担当課長から話がありましたとおり中間見直しという中でございますので、ただ中間見直しを行う中でも、今後の町の用途をどう設定していくかというところは常に念頭に置きながら、用途の変更ということになると本当に大きな手続がかかりますので、準備としても十分していかなければいけない事態になりますので、そうしたところを踏まえて、余り、午前中に乱開発の話もございましたけれども、そうした民間開発もある程度は誘導できるような形の土地利用につなげていかなければいけないというふうに思っておりますので、そういう形で徐々に着手してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、塚本理事のほうから大体この後の成り行きについては説明しましたので大体おわかりだと思いますけれども、単純な話、恐らくこの10年、この町が物すごい勢いで変わると私は思っています。津波防災まちづくりは最終局面に入りますので、最終局面というのは、当然のことながら海岸でありますけれども、大井川の堤防も含めて、それから港の強壁の問題も含めて、大きくまず前方が変わります。バイパスは焼津のほうで、今ちょっともたついておりますけれども、これが解決しますと、恐らく物すごく交通量が向こうのほうに移っていくと。だから単純な話、150号バイパスとそれから東名の島田吉田線、この大きなものがまずこの町の基軸になると、そういう形で今言った大きくシーガーデンシティ構想、それから内陸のフロンティアを開く取り組みと、さらには、一つ考えておかなければならないんですけども、国営水利事業が終わって、その解除というんですか、脳天のあれがある程度の時点で見えてきます。そうすると、当然のことながら恐らくこの10年で大きく町の展望、都市整備というのはこんなふうにいきたいと、またこんなふうにすべきだというのが出てきますので、できる限り早目にそういうものに取りかかりたい、取りかかるというのは構想を考えながらやっていかなければならないと、こんなふうに思っています。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、11款災害復旧費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時18分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、9款防災費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

失礼いたしました。訂正いたします。

9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

159ページの津波避難誘導標識整備ということで、全協のほうで7カ所を更新というか新しくしますよというお話をいただきました。その話を聞く前ですが、自分は何度も避難タワーに看板を設置したりとか、そういったことをずっと言わせていただいている中で、これが出た瞬間、あっこれかなと思って喜んでいたら、違うということではありますが、これまでずっと防災課長は検討していますよということもずっともう述べられております。

そうした中で今回もこの整備に関しまして、そういった御検討ということはされてきたのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） まず今回、29年度の予算計上をさせていただいた分につきましては、海岸線にある避難誘導看板の7カ所の更新という形になります。

議員おっしゃられる津波避難タワーへの避難誘導看板というところでございますけれども、当課としましては、住民の皆様に津波避難タワーの位置を確実に覚えていただくというような周知もしていきながら、夜についても、タワーのほうに電源がなくても、暗くなっても明かりがついて場所がわかるという形になっておりますので、現時点におきましては、津波避難タワーへの避難誘導看板というのは今のところ考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

ということは、もう十分であるということで理解します。そういった中で、町民の方にはそのような形でいいかもしれない。でも、実際災害が起きるときというのは、いろいろな町外の方もいるわけですね。そうした中で、どこまでそれが周知徹底できるかということもあります。そういったことも考えて、必要ないということでもよろしいですね。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 必要ないというようなどころではなくて、現時点では当町としては考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 考えていないんじゃないかと、考えていただきたいと今後思います。

そうした中で、今回は誘導看板という話なのであれなんですけど、それこそ避難タワーはアルファベット表示が各棟にされているわけですが、それがなかなか地元の方も、本当にここ何と抜き打ちで聞いてもわからないんですよ。だからそういった面でも、このタワーはAとかBとかというものの表示も必要だということはずっと言わせてもらっているんですけど、そういった件に関しても、町としては大丈夫だというような御認識でしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課です。

津波避難タワーの名称ということよりも、そのこのタワーの場所に、ここは津波避難タワーAであるとかBであるとかという看板を立てるといような話だと思いますけれども、その件につきましても避難誘導看板と一緒に、ちょっと同様に考えておきまして、現時点では必要はないというふうに考えております。現時点ではというところでございます。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 今必要ないということでお聞きしましたが、現時点で必要ないということは、将来的には必要が出てくるのかなと思います。そういった中では、ちゃんとしていくべきであると思いますので、せっかくならば、防災まちづくりという形でやっておりますので、一番基本的なところでもう誘導、ここは何だということのわからなかつたら、ましてや本当に災害が起きたときに、そこへ逃げたときに、今どこにいるの、うん、わかんねえという、それじゃ困ると思いますよ。だからそういった意味でも、今必要だと私は思いますので、ぜひ御検討、もう検討は十分されたと思いますが、さらなる検討をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 御意見の趣旨は重々理解をしております。それで、当町として平成25年にいち早く設置をすると、それで命を守れるような状況を生み出そうというところへ主眼を置いておりましたので、非常に事業の進め方としては、精度はそんなにソフト的なところでは高くなかったかなということは思っております。その中でタワーの名称にしてもA、B、C、Dというようなアルファベットのままでございますし、それに対する、なじんでいただくような方策もまだまだ途上にあるというふうに思っております。

その中で、それでもできることはということで皆さん方に防災訓練のときに御利用いただくとか、ふだんも御利用していただくとかということで地域の方にはなじんでいただくというようなところで、その存在というものを認知してもらおうということでは思っておりますけれども、広くもっと、いざというときに活用をすると、それから、もっと防災上の利用だけではなくて、いろいろな利用の仕方をもっと模索していかないといけないというふうに思っておりますので、そうした中で、大分猶予もいただいている中ではございますが、さらにそうしたことを念頭に置いて、どういう措置をするのかがいいかというところは、もう少し

検討の時間をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

161ページの15の同報無線デジタル化工事についてお伺いいたします。

全協の中で調査は、もう28年度に済んだということでお聞きをしました。実は、最近であってもこの無線のノイズが非常に多くて、いざというときに聞こえない、そういう心配をしている場所は東名の近くです。それと、北区の第1町内会のほうでは、聞こえない地域があるんですね。それに向かって4年間でデジタル化工事を始めていくということにちょっと不安を感じているんですけれども、その情報の中の今言った2つの点、どちらからでもいいですけれども、確認はしていますか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課です。

まず、議員が初めにおっしゃっていましたが今年度業務委託をやっているというところでは、終了しているということではなくて、今現在でもやっているというところがございます。今年度中の成果が出るというところがございます。

それから、防災行政無線の聞こえないというようなところは数カ所、うちのほうでも把握をさせていただいております。原因としましては、なかなか外来電波とかそういったものが影響しまして雑音が入ったりですとか、あとは今スピーカータイプの放送器具ですと、なかなか町内全域がカバーできるというのではなくて、あとは気象条件にもよりますけれども、そういったところで聞こえないときもあるし、聞こえるときもあるしというようなところがあると思います。

いろいろ影響があるところにつきましては、業者等にもお願いをしまして原因を追究した中で、修理ができるところは修理をしているというところに対応をとっているところがございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

今言った電波のなかなか届かないところ、一番身近なところでいくと自分のうちの、自彊小学校のところに一つあるんですけれども、ところが、自彊小学校の建物の反対側は聞こえないらしいんです。要するにそういうところが調査の中でたくさんあって、それで第1町内会のところに、そこに住んでいる人たちが言うには、やはり能満寺山、あれによって多分電波が下におりない、電波は基本的にはおりてくるんですけれども、それに障害が出るんじゃないかという話はしているんです。

だから、その中で4年間のデジタル化を進めていく中で、デジタル化と今のそういう部分というのはまた別な問題だと思うんですけれども、そういう中でせつかくやるのであれば、やはりみんながわかるようにするためにはということで、しっかりと調査ときめ細かな調査と、もう本当にこれだけのお金をかけてやるんだから電波を感知するようなところ、車で通ってアナログを見つけるような、そういうことをやりながら、もっとしっかりとやって

いただきたいと思うんです。

そういう意味ではこれから、多分今途中でということなものですから、その辺のこれからやるべきことというのをもう少し詳しくお願いして、心配している皆さんにわかるような形でちょっと紹介していただきたいんですけども。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今回予定をしておりますデジタル化の整備につきましては、今おっしゃられたように4年間かけて、まず29年度は親局、操作卓、それから親局設備の更新から始めまして、30年度以降は随時子局、屋外拡声子局のデジタル化に向けての整備をしていくという形でございます。

現在、今年度の事業といたしまして業務委託で、その設計業務委託をやっているわけですが、その中でも電波の伝搬調査であるとか、例えば今、子局が42あるわけですが、それが本当に妥当な数なのか、それとももっと増やしたほうがいいのか、あるいは減らしても大丈夫なのかというようなところを今調べておりまして、機器にしても音達範囲が広いようなスピーカーを選ぶようにしていますので、町域全体が今まで以上と申しますか、これからは町域全体に同報無線が聞こえるような、そうしたエリアに子局を立ていくというような業務委託を今やっておりますので、現時点のような聞こえづらいというようなところは解消されるというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

ぜひその辺はしっかりやっていただきたいと同時に、4年間の今ビジョンとしては聞かせていただきましたけれども、4年間に今現在、非常にノイズで聞こえないよと、今機能を果たしていない部分があるということが自分のところには来ていますので、その辺を含めて、この中でやれるのかどうなのかわからないですけども、当然4年間の直近の中でやっていただくということでもよろしいですね。聞こえない部分であるとか、そういう部分に関しては。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 平成30年度以降に子局の整備が始まってくるわけですが、それまではあくまでも修理をしながらやっていきたいというふうに思っておりますけれども、こちらでも把握しているような聞こえが悪いというような子局のほうを優先的に整備ができないかというようなところも計画の中に入れながら優先的にやっていくというようなことで考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時36分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

ページ数は165ページ、166ページ、全協のところでもお聞きしました。3の事業、教育振興事業費の中の21の事業、吉田町高等学校等奨学金ということで全協のときにもお聞きしました。この奨学金の委員会、認定するのは中学3年生のときの2月の末が最後で、在校の高校1年から高校3年生の間は受給ができないことになっているということだったんですが、話の途中だったものですからお話ししたいと思うんですけども、今、静岡県の子供、高校1年生から高校3年生まで約11万弱ぐらいおります。そのうちの約1,000名の1%に当たる子供が、何らかの理由で高校をやめざるを得ない状況に値をしております。もしかしたら経済的な理由で、途中で高校を卒業する方がいるということだったものですから、ぜひ規則の見直しをしていただきまして、高校在学中でも受けられる制度になったらいいなということでお話ししたいと思います。御答弁よろしくをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問の内容は、吉田町教育振興事業に関する規則、この中でこの高校等の金額について定めをしておる内容でございます。この規則の中では、全員協議会の中でお話をしましたとおり、この吉田町教育振興運営委員会の中へ諮問をして町長が決定をするという内容になってございます。それで、この内容につきましては、高校等への入学後3年間貸与するという内容になっておりますので、今現在の内容につきましては、この高校の途中で支給をするという仕組みにはなっておりません。今現在この規則に基づいて実施をしておりますので、今回の一般会計の予算の要求につきましては、この規則に基づいて実施をしておるという内容でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今、現在の状況については課長の説明があったとおりです。今年度も委員会の中でも、現在、対応型になっているわけですが、動きとしては、給付型というような動きも出ていますので、そういったようなことも含めながら、今言った途中でもどういったふうにしていくのかというのは、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 確認なんですけれども、ホームページを見ると、吉田町の奨学金と検索をしますと、今の制度が載ってきます。以前あった月に7,500円の給付型の奨学金があって、毎年20名の方の募集があれば審査、検査をするということだったんですけれども、その制度というのは、もうなくなってしまったということでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） 学校教育課でございます。

ただいま議員のほうでお話をいただきましたのは、平成20年1月25日につくりました教育要綱の第2号の内容だと思います。それで、この奨学金貸与実施要綱につきましては、今度お金を払うほうの定めになっております。これ先ほど議員のほうからお話が出ました7,500円というのは、月賦の最低返還金額が定められているという内容でございます。

以上です。

○1番（山口一博君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

186ページの文化財保護事業ということであります。全協のときにもお聞きしたんですが、施設整備修繕料ということで、これは萬年のサツキ、能満寺ソテツの看板というようなお話でございました。そうした中で、私ども産業建設常任委員会のほうで所管事務としていろいろ町の観光ということでやってきた中で、文化財を所有しているところにもお邪魔をして、いろいろお話を聞いてきました。そうした中で、なかなか管理が大変であると、中には、大分傷みがひどくて、このままだと公開に値しなくなっちゃうよと、そうした中で町の条例のほうを見ますと、委員会のほうに申請をして多額の場合は補助をいただいてというようなこともあります。そうしたことのチェックということをどれくらいされているのかというのがありまして、そういったものに関して、ここ数年文化財に関するそういった補助をした形跡も余りないようなので、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

全協のときにもお答えしましたが、28年度と29年度の2カ年にわたりまして文化財保護審議会の委員の皆様によりまして、文化財をチェックというか確認をしてもらっております。今年度、10カ所を見てもらっておりまして、来年残りをということを考えております。ことしの場合は、全協のときには言わなかったんですが、能満寺のソテツの支柱が大分傷んできておるとということで、今月中に直してしまいたいということで今手続をとっております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

具体例はよろしいんですが、能満寺は、以前私がそれこそ一般質問のときに町のほうで管理をするということで、それは町の費用でやるわけですね。そうじゃなくて、はっきり言って林泉寺さんの十王像、あの辺もこの間聞いたら、もうかなり傷んできているよと、1体25万ぐらいかかると。それ十王像、かなりの数がある中で、和尚さんがもう半分諦めていて、いいよ、もうそのまま見せなくしちゃえばいいしというような話も聞いたんですよ。それは町の文化財として指定されている中で、それはよくないでしょうというのがあります。そういったことも聞いている中でやっているのかというのがあるんですが、もうその管理者の方が半分諦めちゃっているというような状況になっちゃっている中、どうかというところをお聞きしているんですが。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） ただいまの件につきましては、所有者の方がある程度諦めているような感じもしないでもないです。そういうことで、町としてもそのままではやはり置けないなということも考えておりますが、今後の検討課題ということで今話を出しているところです。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

ぜひ、せっかく指定してちゃんとしている中で、町の財産なので、これからの観光事業にもだんだんかかわってくるのだと思いますので、ぜひその辺のケアをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 質疑をお願いします。

8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課です。

ただいま申し上げたように検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○8番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

全員協議会でも確認した内容について質疑を行っていきたくと思っておりますが、199ページの総合体育館施設整備費でございます。5億7,500万という形で国庫支出金が5,300万、県支出金が7,200万、一般財源が7,100万、その他特定財源かなと思うんですけども6,800万、これの財源をもとに整備されるということで、今まで念願の総合体育館が新たに直るということで町民の期待も大きいし、非常に吉田町で一番、図書館のほうが多いかもしれませんが、利用においては非常に利用率が高い、町民の方々に密着した施設だと考えております。

そうした中、事前に工事中にかかわる利用に御不自由をかけることのないような形で、2月21日、2月22日、また3月に入ってもそういったことでお知らせをしたということになっているわけでありましてけれども、それに対して利用者の方々は、特に本当に困っているような要望というのはなく、うまく割り振りができて、近隣施設にも御協力いただきながらなっているか、その辺について、もうすぐスタートしてきますので、大きな社会教育の拠点でもありますので、それについてお願いします。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課です。

ただいまのところまでは、そういったお話はございません。ですので、この間言いました各近隣の施設の状況の利用料とか、いつ申し込みがあるのかというような一覧表を公民館と体育館のほうでお客さんが来れば配るようにしています。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

体育協会に御加盟のそういったクラブ等の方々にはそういったことになると思うんですけども、それ以外で自主グループというんですか、そういった方々もいらっしゃって、その辺の方々が御苦労されているよというお話も町民の方から聞くわけでありまして。他の施設を使うに当たって差額が出てしまうということもあるんですけども、その辺については何か手だてというものは考えていますか。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 全協でもお答えさせていただきましたが、今回につきましては、国体のときです。平成13年に11月から2月までの4カ月間工事をしましたが、そのときも予算的には措置をしていなかったということで、今回もうちょっと長くなるんですが、今回は予算の計上はしておりません。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

やはりその当時と環境も違ってきますし、町民の皆様にとって必要施設でありますし、有効な手だてでするものですから、平成13年にそうだったから今回しなかったというのは、どうも納得いかないんですけども、こういった理由だからということで御答弁のほうお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課です。

ある団体に補助とか出して負担を出すと、いろいろなところが来ておりますので、皆さんに平等にはいなくなってしまうのかなというのが一つあります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

そういった形で明確な御理由があるならば、そういったことをそういった窓口に来た方々にも今回そういった利用の差額分は見れないけれども、その辺のところは御理解願いたいということのアナウンスをお願いしたいと思いますし、工事区間について今お話があったわけでありまして、町の中心で近くに吉田中学校がありますし、ソフトテニスのグラウンドもある。あそこは1種ですよ、1種住居地域内にあるということで、工事に対しても相当な配慮は必要だと思うんですが、それについての周辺地域の方々とか、そういった関係機関等への工事期間中の手当等についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課です。

今後になりますが、間もなく全体の設計がまとまってきますので、発注に合わせながら近隣の住民の方々、それからその地区の皆さんにも十分な御理解をいただけるように、また決まりました業者にもそういうことを徹底させていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

時期的な面で、やはり工事が始まって年度内に完成ということと考えられていると、スケジュール的なところで無理のないような格好、なおかつ大がかりな工事だと思うものですから、有害物が飛ばないとか、そういったところに関しましても、環境的な配慮というのもしっかりとってやるということによろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課です。

きちんと配慮してやっていきたいと思っています。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 最後にします。9番、藤田です。

先ほど品確法の話が出ましたけれども、今回のものに関しては管理契約を結んで、その業者の中でその辺の品質的なことも工事の管理等も含めた一切の発注という形で、町のほうは最終的なものが上がったときの検査ということで、その辺の管理についても総務費で上がった品確法の委託とは関係なく、そちらの事業で全部見て、しっかりとやるということによろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 総合体育館につきましては管理業務委託料を計上しておりますので、そちらで見ます。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

198ページの給食施設費、全員協議会の中では理事のほうから、我々のほうから内容確認なかったものですから、14回分の給食の負担を町が得るということで、私は広域の議員じゃないもんですから詳しい内容はちょっと聞いていないんですけれども、その辺のところはいいんですけれども、給食費ということになりますと、これ町内のお子様、御父兄の方々になるわけで、この日数が増加するに当たって、学校のほうからそういった御案内もしてやっていくと思うんですけれども、その辺の伝達とか御負担の御理解を得る形というのはどのような形でお考えになっているか、この負担金の中ではございますけれども、実際は町民の方々にかかわってくるものですから、できれば御答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） 学校教育課でございます。

ただいま給食費の負担の関係のお話が出ました。その関係で、今回牧之原市と吉田町この負担金の額が違いますが、具体的に給食費1食当たりの内容も変わってくる内容となります。この辺の内容を各学校へお伝えをしまして、今回29年度に負担をされるPTAにも十分に周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 課長の答弁を少し補足させていただきたいと思いますが、きのう広

域議会のほうでも審議をしていただいて、給食費についてちょっと議員のところでも誤解されていると思うんですが、給食費でいいんですよね。食べるお金を払って保護者がいる、そのことについてでいいですよ。

○教育長（浅井啓言君） この分担金から発生して給食費をどういうふうに周知、理解を求めていくかというところで。

きのう広域のところでも、そのことが話題になりまして、単価制に切りかえてやっていくということで報告をさせていただきました。それで、3月中に学校と保護者宛てに通知を示します。そして、なおかつ4月にもう一度、本年度の給食費はこうなるということでPTA総会あるいは保護者への通知を分けてやっていくということで、今動き出しているところです。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

197ページの体育施設広場維持管理費の中のことで、修繕料とか、あと13のところにはスポーツ広場管理業務委託料とかとありますけれども、高島の河川敷のところですけども、もうあそこは整備されてから何十年かたっていると思うんですけども、こうして毎年少しずつ修繕費とか、維持管理というのはたしかシルバーの人たちに全体をお願いしているような形でやっていると思うんですけども、そういった中でも長いことたったものですから、ネットがほころびたり何だりとかそういうものがあるんですけども、少しずつやっていってくれるというのは予算の関係でわかるんですけども、ある程度もう長いことたったんですから、1回は、何年に1回という言い方もちょっとあれですけども、ある程度のお金をかけて全体の整備をするというような、そういうことが必要じゃないかと思うんですよ。

確かに雨が降れば、水は高いところから低いところに流れるもので、土もそれと同時に低いところに流れていっちゃってなくなっていくし、強い風が吹けば表面の細かい土とかそういうものは風に乗って舞っていっちゃうもので、年数がたつたびに土もなくなっていっちゃうわけですよ。それで、いつだかシルバーの人にちょっと伺ったら、これは本当かどうか、シルバーの人に聞いたら、毎年のように土を入れた時期もあったなというようなことを言ったわけですよ、大型ダンプで。そうしていけば、ある程度毎年入れていけば、比較的整備された広場になると思うんですけども、それがないと、やはりある程度まとまって一時的にまとまってやる必要があるかなと思うんですけども、その辺についてのお考えをちょっと伺いたいんですけども。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課です。

現在のところは部分的にやっていきたいということで、先日もソフトボール場とサッカー場をやらせていただいたんですが、土のほうはそういうふうに考えております。ただバックネットのところとか、もういなくなっているのは十分承知しておりますので、ことしは、この修繕料の中の体育センターのグラウンドのほうの防球ネットは補修をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

少しずつやってくれれば、自分も見えてわかるんですけども、やはり一度にしっかりとやらないと、今言ったようにいがなくなっちゃって、言葉がちょっとあれですけども、退行性の問題で、長い間おてんとうさんや風にさらされていると物自体が劣化してくるもので、そういうのでやはり何かあったときに、けがとか何かあったときにはやはりそこを管理している責任になるものですから、そういうことも考えると、やはり点検もしっかりやっているというふうに伺っております。ですけども点検をするだけじゃなくて、点検したら、それに対する対応をしていかなければ何もよくなっていかないと思うもので、その辺でやはりちょっと予算のことをいろいろ、今吉田町は津波防災まちづくりということで十分承知しておりますが、そういう中でもそういうところへある程度まとまったお金をかけて、よくしていくというのも町民サービスの一つだと思いますものですから、その辺でお願いしたい、お願いになっちゃうんですけども、今、体育センターというのは新田の菊地さんのところの体育館のところの広場のところだと思うんですけども、そこも大事だと思いますが、結構河川敷はある程度大勢の人が使うと思うものですから、その辺でいま一度どうかなと伺いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課です。

そういうことで職員のほうは点検しております。それで、予算要求につきましても計画的にやっていくということで、高島のほうのネットについては30年度以降でやっていきたいということで、要求していきたいということを考えております。

○議長（大塚邦子君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

管理ということで、そういう施設については今お伺いして、そのような形でお願いしたいと思っております。

あと自分の考えですけども、ああいうところ、国の土地で河川敷なもので、無償で使用する人は吉田町の町民なら誰でも借りられるということで、吉田町に住所があるか在勤している人は吉田町民とみなすということで貸し出しはしていると思っておりますが、やはり来たときよりも美しくじゃないですけども、使ったら使ったなりにちゃんときれいにして帰っていかないとかなと思うんですけども、そういうルールの中で本当に吉田町の住民かそこに勤務しているかという人が借りてくれるならいいですけども、その人の名前を使って、よその人が使っているということも見受けられることもあるもので、その辺の貸し出しに対する管理というんですか、それちょっと予算とは関係ないかもしれないけれども、広場の維持管理ということで、その人が結局ある程度責任を持ってきれいにしていっていただければいいんですけども、使いつ放しでこぼこで帰っちゃうということもあるものですから、そうするとやはり次に使う人がもう一回初めから整備して、そこを使わにゃいかんもので、それじゃ困るもので、やはり来たときよりも美しくということがいいかなと思うもので、その辺でそういった使用に関する管理といいますか、その辺のことはどのようになっているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

ただいまのように使った後のでこぼこにして帰るとかというのは、次の人からまた苦情も入りますので、うちのほうとしては申請者に対して、きちっとということを言いますし、それから先の町外がどのくらい入っているかというのはちょっと調べ切れませんので、一応申請者に対してはそういうことで指導させてもらっております。またそういうことがありましたら、ぜひこちらのほうに言っていただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） よその町のことを言ってもあれですけども、牧之原の相良の昔の町営グラウンドが高台にあるんですが、結構サッカーが主に使っているというような話を聞いたんですけども、それもやはりそこの市民の名前でよその人がやっているよと、何かよその大会をやっちゃっていると、そこら辺まで聞いたんです。なので吉田町でそういうことがあっても気分的に嫌なもので、僕らもそういうものを見かけたら連絡しますけれども、一応ペナルティーとか何か、そういうちゃんとしたルールというかそういうものをもう一回皆さんに周知してやっていただいて、なおかつそれでもそういうことがあったら、そういう団体はもうこれから貸せませんよというように厳しくやっていただかないと、結構使いたくても使えないときもあるし、あいているときはずっとあいちゃっているときもありますけれども、そういうことであるもんで、その辺について、そういうふう聞いて対応というか、その辺のことを今後どういうふうにしていくかという、ちょっと何か案がありましたらお願いします。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課です。

今のところは窓口で対応していくしかないと思いますが、今のことは今後の課題とさせていただきます。もう少しそういうことがないようにというふうにしていきたいと考えております。

○10番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これをもって、第16号議案についての質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 3時09分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会13日目でございます。
ただいまの出席議員は13名であります。
これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

本日は、提出された特別会計及び企業会計の予算に関する議題の質疑を行います。

初めに、総務文教常任委員会の所管に係る議題について、議案番号順に質疑を行います。

次に、産業建設常任委員会の所管に係る議案について、議案番号順に質疑を行います。

途中、説明員の入れかえを行い進めてまいりますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

◎第12号議案の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第1、第12号議案 平成28年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

◎第13号議案の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第2、第13号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

◎第14号議案の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第3、第14号議案 平成28年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

◎第17号議案の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第4、第17号議案 平成29年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

◎第18号議案の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第5、第18号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石でございます。

歳出のほうの18ページ、2項の高額療養費について伺いたいと思います。

この数年、国保料の賦課限度額の上限の引き上げ等、被保険者に対する負担が年々増加をしているという傾向にあります。今回、高額療養費の限度額の引き上げという内容が入っております。医療の高度化ということで、大変その療養治療費にも高額の治療方法等が保険のほうで認定がされてきているということで、そういう背景については重々承知をしているわけですが、ただ、いつ何どき、こうした高額な治療費がかかるとも知りませんので、こうしたときに高額療養費の限度額というのが引き上げられると、非常に生活面ではその支出が大変大きな影響をこうむるわけですが、この吉田町の中でこうした高額療養費の限度額

の引き上げによってどういうふうな影響が出るのか、その辺について皆さんが大変心配をされていますので、今回の引き上げの中で、その被保険者に対するどれだけの割合の人たちが影響を受けて、それから、その影響をどういうふうな形で実際、反映されるのか、その辺の実情に、これからの予想される状況について、おわかりいただければお話ししていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） 町民課でございます。

高額療養費につきましては、今回、29年度に限度額が変更になるということで、この前も御説明させていただいたんですけれども、実際幾らになるかとか、影響については、それぞれ皆さんがどのぐらいかかるかということまでにはちょっとこちらでは把握していないものですから、その辺の細かい数字というか影響等については、ちょっとわからない状況でございます。

ただ、いわゆる高額医薬品の影響もかなりありまして、実は去年の4月から10月までの間に、C型肝炎の治療薬、それから肺がんの治療薬の関係ですけれども、4月から10月までの間に費用額で5,000万もかかっているということで、本年2月から肺がん治療薬は2分の1になるということなんですけれども、そういったことも影響しまして、高額療養費がかなり高額になっているという実態でございます。

以上でございます。

○12番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

◎第19号議案の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第6、第19号議案 平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

◎第20号議案の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第7、第20号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

19ページをお願いします。

この中でワンコインサービス事業委託料ということでございますが、こちらのほうはシルバー人材センターのほうに委託をして行うということでございますが、件数、現在もシルバー人材センターのほうでは家事援助サービス事業ということでやっておられるかと思えます。そうした中で今回またこのワンコインということで始まるわけですが、人材の確保というのか、人材センターの方が多忙になってしまうというようなことでサービスが行き届かないというのか、逆に予約制になってしまうとかというような懸念はないんでしょうか。その点についてお尋ねします。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長。

○福祉課長（久保田明美君） 福祉課でございます。

シルバー人材センターの人材というところでは、シルバーさんもそういう需要が伸びてくるというのは心得ておまして、そんな中で各地区、住吉とか川尻とか各地区で地区委員を設けて、その人の要求するところのちゃんと要望に応えられように地区委員を設けて、地区委員がやっぱりその人材を引っ張ってくるような形で募集をしようというところで工夫をしていただけるというふうな話を聞いておりますので、そのところに力を入れていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

今月号の「広報よしだ」にも出ているんですが、この後6月から訪問型サービスへという形で、またこれもある意味、時間100円ということで、ワンコインかなというような形になっています。こちら掃除、洗濯、買い物等ということで、このワンコインサービスとこちらとの違いというのか、それと兼ね合いというのか、その辺がちょっとよくわからないんですが、これも含めて、先ほど言ったように、人材は確保できるということでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） ワンコインサービスが訪問型のサービスのAに当たるわけでございますけれども、100円でできるほうのもので、そちらについては、ある程度のところではケアマネがかかわってきますので、ケアマネさんのところで必要があればそのサービスを入れるというふうな形になりますので、やみくもにこのサービスを入れるというわけではなくて、やっぱりケアマネさんがかかわってきますので、そのところでこのサービスがあったほうがいいのか、やっぱりちゃんとした居宅のほうがいいというふうになるのか、そこはちゃんと選べるような形になっています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） ケアマネさんが間へ入るといえるか選択するんで、人材センターのほうは大丈夫ですよという理解でよろしいですね。了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時12分

再開 午前 9時14分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎第15号議案の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第8、第15号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

◎第21号議案の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第9、第21号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

予算の中で公共の部分と町単の部分、それがいろいろ勉強させていただきました、説明いただきました。そして、経路が予想経路、要するに一番の先端を仮定をしながら全てのものが管の大きさの中に順調にいくということで計算されているとお伺いしました。ただ、今これから進んでいくに当たって、同じ計画の中で、例えば今行われているその先端の部分のミニ開発とかそういうのが起きたときに、ミニ開発であるとかそういうところでまた増えてくるときに、迂回をしてルートを変えていくんだっただけなんですけれども、余り無駄なことをしないためにも、そこに例えばつながっていくような必要性とかそういうものというのは、計画の中では練っているということはないんですか。

最先端から流れてくる部分の、要するに3立米以内のものに関しては市町の、大きいものに関しては国の補助があって、そして、それ以下のものには国の補助がないから町の単費でやるということで教えていただきました。勉強しました。そのときの今言った、その仮定をしているその先端の上に例えば開発されて、そういうものが必要になってきたときの、その

辺のキャパというか、そういうのは計算をされているんですかということをちょっとお聞きします。

○議長（大塚邦子君） 山内議員、29年度の予算の中での質疑でよろしいですか。
5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） すみません。

予算の数字が出る時のプロセスの中でのこういう金額の出すときの構成というか、そういう部分の予算を出すときのあれです。計画というか、出し方というか、基本というか、何というんですか、根拠、そのところにその根拠をちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

全員協議会の席で、計画の排水量を1日当たり3立米以上が補助対象になるよというようなお話をさせていただいたと思いますが、その路線の対象を決めるのは、その認可区域内の下水道の計画路線ごとに、地図ごとに区画割をしまして、区画割の中の排水量によって補助対象や補助対象以外というようなことになるんですが、皆さんにちょっと今言葉で説明してもわからないと思います。すみませんが、29年度の公共事業の資料ナンバーが行っていると思うんですけども、資料ナンバーの11を見ていただきたいんですが、資料ナンバーの11のところに、松下団地の付近でございますが、黒丸があると思いますが、その黒丸のところがマンホールになっておりまして、そこが下水道の計画路線の最上流部になります。ですので、そこから下に流れてくる水が3立米以上になる区間は補助対象、それ以下は町単というようになりますので、もうその路線のところでは排水量が決まりますので、今、山内さんが言ったように、また新たな区域というものになれば、また新しくその路線を引いてやり直すような形になりますので、今ここに決めてあるような路線は、その黒丸以上はもう接続しないというようなことでございますので、開発された場合は、また新たにどのようにできるか考えて排水の経路を決めていくというようなことになるとと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

すみません。今要するに予算の中でやるということで、今の参考資料の中の図面の中で、そのときに、そういう予算を出していく中に可能性としてそういうものが心配ありませんかということでも聞いたんですけども、今、議長の言われた予算の範囲でということになると、その心配はこの次に出てきたときにまたやるべきことなもんで、一応そういう形で、定義としての3立米以上、以内のそのやつを基本として聞いたかったということで、確認をしましたので。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

◎第22号議案の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第10、第22号議案 平成29年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

まず、今回2カ年にわたりまして起債を行っていなかったわけで、資本的収支において、いなかったわけでありましてけれども、今回5,800万という形で起債を行ったということで、現金等々の、あと積立金が減っているということであると思うんですけども、その辺の今回起債を5,800万するに至った経緯を説明願いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今、藤田議員のほうから5,800万円の起債を借りる経緯というようなお話だと思っておりますので、御説明させていただきます。

この平成28年度で、うちのほう石綿管の布設がえの工事を終わることができましたので、来年度以降からは、よりよく耐震化について水道管の強化を図っていくというようなことをまず考えまして、配水池から避難所等に行える区間などについての配水管を、配水池から避難所等の場所に引く配水管を強化しまして、吉田町では避難地に行けば水が出るよというような状況をつくるということで、将来的な施設のために使うものに対してはお金を借りようというようなことで5,800万借りて、そのような整備をしていくというように計画をしましたので、今回5,800万ということで、何回も言いますが、この配水池から避難所等の避難地までの配水管の整備をするためにそのような5,800万の起債を借りて工事をするための財源として起債を借りるようになりました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

そうしますと、従来からの配水管、石綿管、主にですけれども、ここ二、三年はほとんど微々たるものの工事だったと思うんですよ、石綿管工事に対して。それが28年度に確かに終わったかもしれないですけども、そんなに大きな変化点はないと思います。

そうした中で建設改良積立金が、27年度末には2億4,000万で、29年度予定額でいきますと1億5,400万という形で減っているところが起債の、私は原因なのかなと思ったんですが、違うんですか。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 今起債を借りるのは、その建設改良積立金が減ったのではないかとというようなことでございますが、先ほども説明したように、その起債は、建設改良積立金、今まで起債を借りずにこの3年間やってきた経緯がありまして減っております。しかし、今、私が言ったように、今度その5,800万円を借りるのは、お金が減額したというわけではなくて、先ほど言ったように、将来につなぐための施設をつくるために5,800万借りたというようなことです。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

そうしますと、将来の先行投資ということで、29年度だけではなくて将来にわたる投資だから、長い間にわたってその負担を均等に見ていただくという趣旨ということですね。理解します。そういったことであるならば、負担の平等化ということで、将来にわたってということで趣旨が見えてきましたので、ありがとうございます。

そういったことも含めますと、経営戦略策定業務委託料ということで今回、この前、全協でも聞いたわけでありましてけれども、その辺のところをやっていくということで、この辺のところは国のほうから指導がありますアセットマネジメントという形で、中長期の更新需要、財政収支の見通しを把握するための、その辺のところを策定していくということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今、藤田議員から経営戦略についてということで、中長期的な見通しを立てるためにということですかという御質問だと思いますので、藤田議員が言うように中長期的な財政見通しを立てまして、安定的な経営ができるようにするためにこの経営戦略を立てるものでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

そうすると、我が町の水道事業会計の中の、今、担当課が問題としているところというのは、先ほど出た耐震化が一番の課題なんですか。その辺について、中長期的な課題ということもありますけれども、人口減による水の需要の減少とか施設の老朽化とか、いろんな理由があると思うんですけども、うちの町が抱えているところのどういう問題を特にこの経営戦略策定業務の中で明らかにして、今後何年かにわたる計画化ということで示していただけるということで、債務負担行為で30年度ですか、2カ年において計画されているということであると思いますから、その辺のところは明確になっていると思いますので、それについて御答弁のほどお願いします。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

経営戦略でございますが、その中で水道課が今抱える問題点というようなお話だと思いますが、うちの町で、今言ったように、建設改良の耐震化が基幹管路、大きい管路につきましては、今全体の28%というような結果が出ております。そういうことを踏まえまして、この経営戦略では、まず水道事業会計が安定的に長く続くことが目的でございますので、それに対して、3条のほうはどのような戦略を立てたり、どのような維持管理をしたりしていくかと、それによってどういうお金を使うか、また、建設改良のほうは、計画的に事業費を計算して、それに対して財源をどうしていくかというようなことを決めて、最終的には吉田町水道事業会計が安定経営ができるためにこのような経営戦略を策定するものでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

最後にしますけれども、28年度末未処分利益計算の純利益が3,162万9,000円ということですが、29年度、これからのあれですけれども、これに対しましては純利益が2,415万5,000円という形で減っているわけであるわけでごさいます、そういったことの延長線で行くと、水道料金の値上げ等、人口が減って、供給する、買っていただける世帯が減ってくると収入源が減ってくるわけで、そうした中で、今言われたように、アセットマネジメントで、中で、中長期的な排水計画ということで、これから大きな排水場の整備と耐震化等々を行っていくとなると費用のほうが大分出てくるかなと思いますので、ここで純利益が減っているということで、今まで自前のお金でやっていたのを起債を行うということで、ちょっと心配な面があるんですけれども、それについて、当分、水道料金等々の見直しも含めて、この経営戦略の中にそういったものも含まれているんですか。料金見直し。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

経営戦略の中には、そのような料金改定も含まれているかというような御質問だと思いますので、経営戦略の中には、藤田議員が言ったように、もし収支のバランスが崩れるようなことになれば、そういうパターンがあればパターンをつくって、そういうパターンが出た場合は料金改定も含めるというようなそういう経営戦略のパターンを考えることも入っております。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前 9時37分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会第14日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（大塚邦子君） 日程第1、一般質問を行います。
会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、通告を受け、質問を許可しております。
また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 遠藤孝子君

- 議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。
〔3番 遠藤孝子君登壇〕
- 3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤孝子です。
私は、平成29年第1回吉田町議会一般質問において、事前に通告してあるとおりです。
質問事項は、子育て環境の充実について、もう1点が、吉田町の教育改革の取り組みについて、町長にお伺いいたします。
1つ目でございますけれども、第5次総合計画の事業として、「誰もがいきいきと暮らせるまちづくり」を掲げ、今年度、児童福祉、それから地域子育て拠点事業等、11の主な事業の取り組みが明示されました。
さらなる住みやすい町への計画、実行に期待するところでございます。特に、安心・安全な環境づくりの施策を土台といたしまして、人づくりとしての子育て及び教育は重要であると考えております。
そこで、子育て環境の充実について、次のことをお伺いいたします。
一つ、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）についてです。
地域子ども・子育て支援事業として位置づけられているこの事業は、大いに期待される

ところでは、まさに、子育ての環境のすき間を満たす事業と考えております。

そこで、現在、町の広報やホームページで周知を図っておりますが、さらにサポート会員やリクエスト会員を希望する人々に届く広報をどのように考えていますか。

2つ目、サポート会員の研修目的及び内容のポイントをお聞きます。

3番目、リクエスト会員の募集状況についてお聞きいたします。

次、大きな2つ目でございますけれども、第5次吉田町総合計画前期基本計画の中で、「一人ひとりの個性を伸ばす学校教育環境が充実したまち」を目指す状態とし、次の時代を担う心豊かな人を育む町づくりをその方向としております。

吉田町教育大綱で、「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」を教育目標とし、確かな学力、つながりのある教育等を重点施策としております。

ラーニングプランでは、「基礎学力向上・確かな学力」の実践に取り組み、平成29年度、その最終目標の達成としております。

今、具体的実践として、TCP・トリビンス・プラン、Tはティーチャー、Cはチルドレン、Pはペアレンツの三者共益の意味するところが発表され、そのプランに盛り込まれた教育施策が推進され、成果が期待されるところです。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

1つ、「吉田町の全ての子供に最良の教育サービスを提供すること」を目標に掲げたTCP・トリビンス・プランの概要と、その具体的な施策についてお聞きます。

2つ、次期学習指導要領との関連では、具体的にどのような点を先取りするのかをお聞きます。

以上が私の一般質問の要旨です。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 初めに、子育て環境の充実についての御質問のうち、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）についてお答えいたします。

ファミリー・サポート・センターは、地域において子育ての援助を受けたい人と行いたい人とが会員になり、子育てについて助け合う有償の会員組織でございます。

当町におきましては、子育ての援助を受けたい人をリクエスト会員、子育ての援助を行いたい人をサポート会員とし、センターの事務局を地域子育て支援センターすみれ内に設置いたしました。

活動内容は、保育施設の開所時間の前後や放課後児童クラブ終了後のお子様の預かり及び送迎、冠婚葬祭や買い物等、外出時のお子様の預かり等でございます。主にアドバイザーが会員間の相互援助活動の調整、いわゆるマッチングを行います。

現在の状況を申し上げますと、まず、子育ての援助を行ってくださるサポート会員の募集を昨年からは開始いたしまして、15名の申し込みがございました。この15名の方々に対しまして、町では、全3回、合計6時間の講習会を開催し、3月3日開催の第3回講習会を修了した15名全員に対しまして会員証を交付したところでございます。

また、子育ての援助を受けたいリクエスト会員につきましては、2月から募集を始めたところでございまして、現在は事業開始に向けてマッチングを行っているところでございます。

これらの状況を踏まえまして、まず最初の御質問であります、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられているこの事業は大いに期待されると思いますが、サポート会員やリクエスト会員を希望する人々に届く広報をどのように考えていますかについてお答えいたします。

昨年から開始いたしましたサポート会員の募集につきましては、チラシを作成し、庁舎、子育て支援センター、児童館、保健センターに配架するとともに、昨年11月から民生委員、児童委員やシルバー人材センター、日赤奉仕団、食生活推進協議会、社会福祉協議会を訪問いたしまして、事業の紹介を行いながら協力をお願いし、会員の募集につなげてまいりました。

また、広報よしだ1月号に掲載したほか、町ホームページでもサポート会員の募集を実施しております。

次に、リクエスト会員の募集につきましては、広報よしだ2月号への掲載と町ホームページでの募集を実施しております。

そのほかに、3月7日の火曜日には、FM島田の「ようこそ！吉田町」という15分間の番組の中で、当町のファミリー・サポート事業を紹介させていただきました。

広報につきましては、今申し上げたような取り組みを行っており、今後も保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブだけではなく、スーパー等、子育て世代が集まる施設の協力も得ながらチラシの配架を行い、随時会員を募集してまいります。子育て世代には特に口コミによる広報が有効であると認識しておりますので、当町といたしましては、まずは活動を実施し、サービス実績をふやして、好評を得てまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目のサポート会員の研修目的及び内容のポイントについてお答えいたします。

まず、サポート会員の研修につきましては、講習として実施しておりますことから、答弁の中では講習として表現させていただきます。

講習の目的でございますが、ファミリー・サポートは大切なお子様を預かる援助活動の事業でありますことから、お子様とサポート会員自身の活動中の安全を確保することが最大の目的と考えております。

また、2つ目の目的といたしましては、センターのアドバイザーがリクエスト会員に対して安心してサポート会員を紹介できるようにするためにも、サポート会員に適切な知識・技術を習得していただくこととございます。そのため、例えば提供できるサービスが放課後児童クラブの送迎だけという会員でありましても、講習は等しく受けていただくこととしております。

以上のことから、当町では、サポート会員になるための講習を3日間、合計6時間の講義により開催いたしました。

内容のポイントといたしましては、厚生労働省から出されているガイドラインを参考に、「保育の心」、「体の発達と病気」、「安全・事故」、「子供の世話」等の項目を踏まえつつ、当町の状況を加えて実施いたしました。

中でも一番のポイントは、「保育の心」についての項目でございます。子供たちが健やかに育っていくためには、地域の人々によるさまざまな形での育児サポートが不可欠でございます。

この事業が、子育て中の親に安心と元気を与え、また、子育てに優しいまちをつくることにつながる事業であり、サポート会員は、その町づくりを担う人であることを御理解いただくことがポイントでございます。

今後は、サポート会員に申し込みされた方への事前講習だけではなく、サポート会員になられた方へのフォローアップ講習や会員間のコミュニケーションが図られるネットワークの構築を実施してまいります。

続きまして、3つ目のリクエスト会員の募集状況についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、リクエスト会員の募集につきましては、広報よしだ2月号への掲載と町ホームページでの募集を実施しており、3月13日現在で入会申し込みを済まされた方は6名ですが、申し込み用紙を取りに来られた方が15名いるほか、問い合わせも18件ございまして、今後、会員数はふえていくものと想定をしております。

このファミリー・サポート事業は、町民相互による子育てのための援助活動を推進し、安心して子育てができる環境づくりの一環であり、町といたしましても、保育園や放課後児童クラブ、すみれ保育園で実施している一時預かりといった公共の子育て支援サービスだけではカバーできないすき間を補うことのできる、有償ボランティアによる子育て援助システムとして拡大をさせ、子育てに優しい町づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の御質問でございます、吉田町の教育改革の取り組みについてお答えいたします。

地方創生の課題は、人口の減少に伴う地域社会の衰退に歯どめをかけることであり、その鍵を握るのは20歳から39歳までの若年女性の動向であるとされております。町では、この若年女性たちの最大の関心事項とされる子育てや教育に対する苦労を少しでも緩和し、女性の自立を助け、社会への進出を促進する環境づくりを進めていかなければならないと考えております。

一方、教育を取り巻く環境は、次期学習指導要領への対応が喫緊の課題となっておりますが、学校におきましては、教職員の多忙化が深刻さを増している状況であり、この多忙化を大幅に解消して、余裕を持った授業が行える環境を整えていく必要がございます。

このたび、教育委員会と合意をいたしました「吉田町教育元気物語TCP Triwins Plan」は、まさにこれらの課題を解決する手段として、町独自の教育改革を大きく前進させるものであると期待しております。町といたしましても、教育改革に必要な施設整備や人的措置など、さまざまな教育環境整備に関しまして、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

それでは、御質問いただきました内容につきましては、教育長より答弁をさせます。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） それでは、御質問いただきました1点目の「吉田町の全ての子供に最良の教育サービスを提供すること」を目標に掲げたTCP・トリビンス・プランの概要とその具体的な施策についてお聞きしますと、2点目の次期学習指導要領との関連では具体的にどのような点を先取りするかお聞きしますについては、重複する内容がございますので、あわせてお答えさせていただきます。

2月23日に開催された総合教育会議におきまして、子供が確かな学力を身につけることができる町、「吉田町教育元気物語TCP Triwins Plan」が取りまとめられ、

平成29年度からは、このプランに盛り込まれた教育施策を順次推進していくことになりました。

議員も御承知のとおり、文部科学省は目下、学習指導要領の改訂作業を進めており、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から、次期学習指導要領が全面的に適用される予定でございます。

そのような中、教育委員会といたしましても、町とともに文部科学省に出向き、学習指導要領への改訂に向けた国の情報をできる限り収集し、その一部については先取りして、TCP・トリビンス・プランに反映させております。

まず、TCP・トリビンス・プランのプラン名でございますが、トリビンスとは、三者を意味する「トリ」、利益を得ることを意味する「ビンス」からなる造語であり、すなわち三者共益を意味しております。

ここでの三者とは、Tが教職員のティーチャー、Cが子供のチルドレン、Pが保護者のペアレンツを指し、それぞれの頭文字をとってTCPとしております。このプランにより、教職員は授業に専念でき、子供は確かな学力を身につけ、保護者、特に母親は働きやすくなることを目指していくという考えのもと、このようなプラン名をつけさせていただきました。

また、TCP・トリビンス・プランでは、「吉田町は全ての子供に最良の教育サービスを提供する」ことを目標に掲げるとともに、この目標を達成するために、1つ目として、子供の確かな学力を保障する環境づくり、2つ目として、教職員が授業に専念できる環境づくり（教職員の日々の多忙解消）、3つ目として、保護者（家庭）の教育ニーズに応じた環境づくりを施策の方向性に掲げ、これに沿って教育施策を推進することとしております。

次に、具体的な施策の概要につきましては、先取りの内容も含め、施策の方向性に沿ってお答えさせていただきます。

まず、子供の確かな学力を保障する環境づくりの具体的な施策についてでございます。

授業日の平準化につきましては、授業日数220日以上を設定し、これにより、長期休業による学習が途切れることを最小限に食い止め、学びの連続性を最大限に確保してまいります。

外国語・国際理解教育の推進につきましては、小学校3・4年生の外国語活動や、5・6年生の英語の教科化を見据えた授業を充実させるために、町では、国が予定している平成30年度からの先行実施に向け、平成29年度から外国語指導助手、いわゆるALTを現在の1人体制から、各校に1人ずつ配置できる4人体制へと変更する計画でございます。

また、新たにALTを指導するコーディネーターを1人配置することで、より充実した英語教育に向けての準備をしているところであり、これは、次期学習指導要領における外国語教育の充実への対応を先取りしたものでございます。

幼保・小中一貫教育の推進につきましては、現在、町独自の幼児教育カリキュラムを作成しているところですが、このカリキュラムは、平成30年度から全面的に適用される次期幼稚園教育要領に対応しております。

また、吉田町ラーニングプランで培った確かな学力の育成を軸とした町独自の教育カリキュラムの開発を、仮称ですが、吉田町小中一貫教育策定委員会で検討していく計画でございます。これもまた、次期学習指導要領における次期幼稚園教育要領への対応と初等中等教育の一貫した学びの充実への対応を先取りしたものでございます。

そのほか、調査結果に基づいた授業実践や補充学習・発展学習の充実につきましては、吉

田町ラーニングプランの取り組みを引き続き充実させてまいりたいと考えております。

個に応じた支援の充実につきましては、特別な支援が必要な児童・生徒への適切な指導ができるよう、特別支援教育支援員の増員や通級指導教室の充実を図ってまいります。

プログラミング教育の充実につきましては、プログラミング教育を含めた情報活用能力の育成を狙った授業を各教科に位置づけ、進めてまいります。

次に、教職員が授業に専念できる環境づくり（教職員の日々の多忙解消）の具体的な施策についてでございます。

教職員の勤務時間の適正化につきましては、授業日数を220日以上とすることで、4時間日の授業を多く設定できるようにしてまいります。これにより、午後の時間帯は教師の授業準備の時間を確保するほか、校内研修や職員会議などの時間を設定することができ、時間外勤務を大幅に縮小させることを見込んでおります。

こうした授業日数220日以上や4時間の授業日の設定につきましては、次期学習指導要領に合わせ、国が学校運営の改善を目指すカリキュラム・マネジメントを先取りしております。

平成29年2月14日に開催された文部科学省の小学校におけるカリキュラム・マネジメントのあり方に関する検討会議では、小学校3年生から6年生までの授業時間が増加することを受け、1週間当たり45分授業を1コマ追加する方法、45分の授業を分割して複数の日に短時間学習を実施する方法、それとは別に、夏と冬休みを短縮し実施または土曜日に授業を実施する方法などが選択肢として示されました。

TCP・トリビンス・プランでは、単に授業時数を確保することにとどまらず、教職員の日々の多忙解消や授業の準備を十分に確保する必要があることから、選択肢のうちの夏と冬休みを短縮し、年間の授業日数を増加させる方法を先取りいたしました。

夏季や冬季の学習の妨げとなる暑さや寒さへの対応を図るため、エアコンの完備はTCP・トリビンス・プランを達成するために欠かせないものであることは言うまでもありません。

そのほか、校務の支援につきましては、学校事務の効率化のために校務支援ソフトのアップグレードや校務アシスタントの配置などにより、教職員の多忙解消を図ります。

また、中学校の部活動や小学校の課外活動における教職員の負担軽減といたしましては、外部指導員の活用やクラブチームとの連携を図ってまいります。

教職員の研修体制の充実につきましては、町の全教職員を対象とした独自の研修会や教育講演会の実施など、教職員の研修体制を強化してまいります。

最後に、保護者（家庭）の教育ニーズに応じた環境づくりの具体的な施策についてでございます。

安心で安全な教育環境の整備につきましては、授業日数220日以上とすることで、義務教育終了までは子供が家で1人になる時間をできるだけ少なくしてまいります。

また、授業日数の増加に伴い、学校給食実施日の拡張を図っていくほか、家庭学習の手引を引き続き配付し、学習週間の定着を図ってまいります。

放課後の子供の居場所づくりにつきましては、特に授業が4時間で終了する日の午後の対応といたしまして、公設学習塾や放課後補充学習を実施することを考えております。

また、こども未来課や生涯学習課と連携を図り、放課後児童クラブの開始時間を早めたり、子供の活動場所を確保し、見守り委員を配置したりするなどの計画を進めております。

問題行動のない落ちついた教育環境の実現（相談体制の充実）につきましては、制度指導専任教員の配置やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員の配置を拡充して、保護者が相談しやすい環境を整えてまいります。

TCP・トリビンス・プランの概要は以上でございますが、このプランは、文部科学省や教育関係者から、国の動向を注視した意欲的な取り組みであると好意的に受けとめていただきました。教育委員会といたしましては、引き続き、町や教育関係機関とも連携し、町独自の先駆的な教育改革を強力に推進してまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

御丁寧な回答ありがとうございました。

まず、時間も30分しかありませんので、ファミリー・サポートについて幾つかお聞きしたいと思っておりますけれども、お願いいたします。

サポート会員の研修が行われたわけですが、サポート会員は常時募集するののかというのをまずお聞きしたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課です。

サポート会員につきましても、常時募集をしているということで考えていただいて結構です。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

その募集ですけれども、現在、第1期生の会員が15人ということで研修が終わりましたけれども、今募集している人数がまた、ある人数が集まったら、集まり次第研修を行うのか、それとも5人程度集まったら研修をするのか、その辺のところはどんなふうになっているでしょうか。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） 新たなサポート会員の講習につきましては、応募状況を見ながら、適宜開催をしてまいりたいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

適当な人数が集まったらということだと思いますけれども、15人待たずとも適宜ということで、少人数でも研修していただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それから、サポート会員なんですけれども、よくサポート会員というのは、この事業の宝であるというふうに、あちこちで言われているということをお聞きします。その宝というふうなことなものですから、厚労省から出されているテキストをもとに、今回も研修会を開いていただきまして、その内容もお聞きしましたら、保育の内容と、それから、その辺の心構えといいますか、その辺のところは研修の中にあつたということで、私もちょっと拝見させていただきましたけれども、15名の方たちが真摯に町の子供たちとかかわるという、そういうふうな温かい雰囲気というのが感じられましたけれども、15人の方たちが実際にサポートして、日々、いろんなことがこれから起こってくると思っておりますけれども、フォローアップ

をするということで、先ほどお聞きしましたように、一つは、そのフォローアップで解消されるところもあるかと思えますけれども、もう一つは、なかなか人に相談できないこと、つまりスーパービジョン的な、そういうふうなフォローの形というか、計画はありますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） サポート会員同士で解消できないようなことについては、アドバイザーを配置しておりますので、アドバイザーに相談をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番です。

アドバイザーの方がスーパービジョン的な役割を担うというふうなことで安心いたしましたけれども、想像つかないような、いろいろなことがあると思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、ちょっと聞き逃したかもしれませんけれども、次に、サポート会員はやっぱり、子供たちを見るというふうなことで、未来の町の子たちを温かく育むということはもちろんなんですけれども、もう一つが、何か起きたとき、つまり危機管理的なことですね。この辺の体制は、どういうふうになっているのか、お聞きしたいと思いますけれども。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） アドバイザーに携帯電話も持たせておりますので、アドバイザーがセンターにいる時間以外の時間については、非常の出来事についてはここに連絡をしていただく、アドバイザーからこども未来課へ連絡があるということで、不測の事態に備えたいと思います。

それから、仮に万が一のこと、あつてはならないことですが、万が一のことがあった場合に備えまして、保険のほうにも加入しております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 今、始まったということですがけれども、そういうふうに危機管理的なところが、体制が整っているということで安心しました。特にアドバイザー、それから職員が町に控えているということで、大丈夫かなというふうに思います。

それから、次ですがけれども、サポート会員が宝で、順番にアドバイザーがいろいろ組むわけですがけれども、そのマッチングの難しさということが2つ目に挙げられると思うんですけども、今集まっているところですかね、マッチングの配慮といいますか、一つ一つケースが違うものですから、なかなか難しいと思うんですけども、その辺のマッチングの、そういった配慮というのは何かありますか。アドバイザーが心得ているか、ちょっと答えにくいかもしれませんがけれども、ちょっと、課長さんが話をされている程度のことです。結構ですので、お聞かせいただければと思います。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） アドバイザーのほうは、サポート会員にしてもリクエスト会員にしても、面接をしたときのプロフィールを記録なり、それから印象の中にとどめておりました。このお子さんのこのサービスについては、あのサービス会員を紹介すればよかる

うというようなことで、まずはマッチングをいたしますが、実際にサービスというか、保育などを実施して、どうしても、なれるなれない、合う合わないというのは生じてこようかと思えます。そういうことで、次回のときに、また同じ方を紹介するか、あるいは次の方を紹介するかというようなことは生じてこようかと思っております。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

このマッチングについて、当然、その子供の環境等を配慮して、うまくできるように準備をしているというふうなことで捉えてよろしいですね。ありがとうございます。

最後になりますけれども、先ほど話をしましたように、ファミリー・サポートが出発するということは、町の子育ての、本当にすき間を埋めるようにいくと思うんですね。ですから、うまくそれが展開すると、働きながら、そして子育てをしながら、さらに安心しながら任せるといふことで、とてもいい効果といえますか、状態が続くと思うんですけれども、町が考える期待する効果というのは、どんなところにありますか。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） 15人の初期会員の中に、よそから吉田町へ転入してこられた方がございました。その方のファミリー・サポートへの参加の動機というのが、よそにて子育てをされているときに、御自分がファミリー・サポートを利用して大変助かったということで、吉田町へ転入してきて、そのお役に立ちたいということで、ファミ・サポに参加をしていただきました。

そうやって、一度利用された方がまた、子育ての手が少し離れたときに、次の世代の方の子育てを助けてあげようという意識が生まれてきますれば、吉田町の地域としての子育てを、公共サービス等だけでなく、地域として子育てに参加しようという意識がこれから芽生えてくるのではないかと。それに、ちょうどよいシステムになるのではないかとというふうを考えます。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。そんな形がつけば……

○議長（大塚邦子君） 発言は挙手で。

3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

今それを聞いて、とてもうれしく思ったんですけれども、それって一番いい形ですね。ぜひそんなところが続くようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

次に、すみません、教育のほうについてお願いいたします。

トリビンス・プランが、町長のほうからも話がありましたように、発表されて、関係する、または関心のある人たちは本当に、どのようなプランかということで、あちこちから問い合わせといいますか、話があったり、それから、実際にいろんなことが今まで掲げられてきたけれども、いよいよ教育が具体的になるんだねというのを、ちょうど12日の組長会のときにも、私、大幡なんですけれども、組長の人たちが集まって、そんな意見も聞かれたものだから、大変うれしく思うんですけれども、これからちょっと具体的に細くなるかもしれませんけれども、お聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

一つは、ALTについてなんですけれども、ALTは、国でJETということで、4人ということなんですけれども、多分JETの方が入っているのではないかと思いますけれども、そ

の辺のところ、4人のこちらに見える形は、どんな形に見えるのか、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） A L Tの29年度の予算の内容につきましては、J E Tの方がお二人、これにプログラム・コーディネーターが1名つくという形でございます。それから、もう2人の方は、従来から国際理解教育ということで委託をしてございます。こちらの団体から2名をお願いしまして、合計4名のA L Tという内容でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

J E Tの方は2名ということで、多分7月に、どこからどういう方がお見えになるということがわかって、8月にこちらのほうに赴任すると思うんですけども、その間は2人体制だと思っておりますけれども、それから、プログラム・コーディネーターを入れて3名ですかね。その間はというふうにされますか、J E Tの方の方が見えるまでは。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） ただいま議員のほうからお話がありましておとり、J E TのA L Tにつきましては7月以降というような形になりまして、これまでの間につきましては、委託のA L Tが2名、それから、J E Tのコーディネーターにつきましては4月からお願いすることになっておりますので、この方がA L T 2人の方の、また御案内等もするというような内容でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

そうすると、J E Tの方が8月に見えて、いよいよ4人体制ということになるわけですが、J E Tの方は一応国の指導を受けて、それから県の指導を受けてというふうなことで、順番に見えると思いますけれども、4人がそろったときに、特に、この吉田町で子供たちを教えてもらうわけですが、吉田町のことがわからなきゃ困ると思いますし、それから、日本の文化もわからなきゃ困ると思うんですけども、その辺の指導体制はどんなふうに、指導体制と言ったらちょっとあれですけども、研修体制といいますかね、どんなふうになっていますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） ただいまの御質問のA L Tの研修体制でございますが、学校教育課の中に指導主事、それから、先ほど申し上げましたプログラム・コーディネーター、こうした者を配置しまして、それから、委託をします事業者、この中に研修等を実施する者がおりますので、いわば組織でA L Tを支えていくというような考えで今考えております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

特にA L Tが各学校1人ずつというのは、これはもう画期的なこととして、本当にすばらしいと思うんですね。子供たちにとると、本物と言ったらあれですが、言葉のことを聞

き、さらに、それを通して異文化を学ぶということもできますし、それを体験できるということは、はかり知れないメリットがあるんですね。それから、子供たちは、そういうふうなALTと親しく接することによって、子供たちが将来、自分が仕事をする範囲においても、いわばキャリア教育的な役目も担っているんじゃないかと思うんですけども、とにかくALTの配置というのは、その効果というのははかり知れないと思うんですね。

ですから、特に子供たちが新しい言葉を習うときに、学びの喜びが実感できるような形にさせていただきたいと思いますので、期待しているところです。ありがとうございます。

次に、次期学習指導要領についてなんですけれども、30年から幼稚園のほうの指導要領の展開が始まるわけなんですけれども、うちの町は、幼・保・小のカリキュラムを28年度につくり上げまして、そして、私も様子を見させてもらいましたけれども、一番感心したのは、幼・保・小の委員で見えている先生方が現場に戻って、みんなで研修した同じことを持ち帰って、その現場の人たちが情報を共有し、課題を共有しているというようなことを、保育園等を訪問させていただいて話が聞けました。すばらしいといいますか、隅々まで、いいカリキュラムをつくろうということが行き届いているなということを感じておりまして、ありがたいなというふうにして思ったわけなんですけれども。

これが、実際に29年度から展開されるわけなんですけれども、これをさらに、今、幼・保・小まで来まして、一貫ですから幼から中までつながるんですけれども、小・中の展開ということであると、どんなふうに展開するのかということをお聞きしたいと思います。委員会ができるということは、先ほど答弁の中でお聞きしたんですけれども、どんなふうなつながりのイメージといいますか、つなげ方のイメージといいますか、ありますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 幼児カリキュラムの推進の部分と、それをどういうふうに中学校のほうまでつなげていくのかと、そういったような御質問かと思いますが、御承知のように、幼児教育カリキュラムは本年度作成いたしましたして、ほぼ完成に至っています。来年度については、その幼児教育カリキュラムを実際に実践してみて、そういったところから検証していく、あるいは、新たな成果や課題を踏まえて改定していくカリキュラムと、それを使っていく指導書みたいなものを作成していきたいなというふうに考えております。

今度は、そういったものを生かしながら、先ほどの答弁の中でも、いわゆる今度は小中一貫教育のほうに進んでいくわけなんですけれども、やはりこれも小中一貫の委員会を立ち上げる中で、これまで吉田町が取り組んでまいりましたラーニングプランの学力向上を軸とした小中一貫に取り組みたいなというふうに今現在では考えております。

そういったことをやっていく中で、もう1回また、保・幼・小ですか、そちらを見直したり、また今度は、保・幼・小から小・中を見直したり、そういった形でつなげていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

大体わかりましたけれども、例えば、幼・保・小まであれですけれども、小学校の先生と中学校の先生がそれぞれ、お互いの科目などを入れかえて、まず1年間ですね。そして、それぞれの実態を知りながら、課題を解決し、そして、小・中の15のところまでつきたい力を

つけて、吉田中の子供たちはすばらしいというところまで結びつけると思うんですけども、そんなふうな具体的な計画はありますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 小中一貫あるいは小・中接続等の取り組みをしていくときに、教員の交流等、具体的な取り組みがあるかという御質問だと思いますけれども、先ほど言ったように、幼児教育カリキュラムの作成の中でも、小学校の先生が実際に幼稚園や保育園の先生と研修する中で、また新しいものが見えて、それが生かして、小学校教育が充実していくと思います。

今度は小・中の関係ですと、教科でいきますと理科とか英語、そういったもので、教員の交流を本年度末、人事異動で図れたらよいなというふうに考えて、今取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

次にですけれども、18年度、つまり30年度から、新カリキュラムに対応した授業日数が220日と、それから、現行より14日ふえるわけですけれども、夏季、冬季、休業中はどのように組むのでしょうか。ちょっとその辺のところの具体的なことがあれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） カリキュラム・マネジメントにかかわる御質問かなというふうに思いますが、先ほどの答弁の中でもお話をさせてもらったように、授業日数の平準化、1年を通して満遍なく授業をやっていくというスタイルをとらせていただいています。

本年度は206日やらせていただきました。来年度は210日を予定しています。再来年度は220日以上ということで取り組んでいきたいというふうに思っています。ただ、これ、29、30年度の中で、工夫をしながら進めていきたいなというふうに思っています。

具体的に言いますと、30年度以降になろうかと思いますが、例えば小・中学校でいきますと、夏季休業、例えば30年度で見えていくと、8月11日から8月20日くらいまでの10日間、そこを逆に言うと、学校閉庁日とさせていただくわけですが、冬季休業、冬休みの部分については、12月29日から1月3日までの6日間といった、そんな形を現在のところ想定しております。あくまでも29年度実施してみて、もう少し変更はあろうかと思いますが、現在想定しているところはそういったところです。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） わかりました。そうすると、先ほど答弁があったように、TCPプランがうまく展開されるというふうなことになりますね。

次に、子供と保護者と教員ですね。TCPプランですけれども、概要のところでも詳しく説明がありましたけれども、保護者であるとか、それから近隣市町ですね。例えば、子供たちの教育をいろいろと考えて、それから、仕事もこちらのほうだということであると、吉田町のほうに来る方も多く見えるんじゃないか。特に、先ほど話したALTの配置であるとか、本当にすばらしいところを親御さんは見ていらっしゃると思うんですけども、その辺の保護

者、それから近隣の人たちへの広報は、どういうふうにして考えていますか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） トリビンス・プランの広報についてという御質問で理解させて、答えさせていただきますが、現在まで、私どもが行ったものについては、まず保護者会だとか、いろいろな小・中学校の保護者を対象にした会合がありましたので、そこへ行って、TCPプランの概要について説明をさせていただいています。あと、新年度、それぞれの小・中学校ではPTA総会等ありますので、そこで広報していきたいというふうに今計画しております。

あと、全体的に知らせるという部分、あるいは町外という部分については、町のホームページのほうにアップさせていただきましたので、そこで、より多くの情報を町外の方でも得ていただけるんじゃないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

なるべく多く、吉田町ももちろんですけれども、他のところに広報していただいて、このいいプランを知らせてほしいと思います。

次ですけれども、簡単に概要のところをお聞きしますけれども、子供、保護者、それから先生方へのメリットを一言で言うと、どんなふうになりますかね。一言ずつで、すみません。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 子供は確かな学力が身につく、先生方は授業に専念できる、保護者は働きやすくなる、そういったことを通じて、充実した教育を提供しながら町が元気になっていく、そういったことだと思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

町が元気になるということですね。ありがとうございます。

新カリのほうで、新しく新カリでは、カリキュラム・マネジメントというふうなことで、先ほど細かい説明がありましたので、特に今回は、今度、主体的な対話的な学びを主にするというようなことで聞いておりますので、その辺のところもよろしくお聞きしたいと思えます。

それでは、最後に、このトリビンス・プランの狙いと期待する成果というのを一言で、ダブるかもしれませんが、お願いします。

○議長（大塚邦子君） 発言は挙手でお願いします。

3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

TCP・トリビンス・プランの狙いについてお聞きしたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 少しダブってくるところもあるかと思いますが、最良の教育サービスを提供し、保護者や子供、教員それぞれが、学力向上だとか、授業に専念できるだとか、働きやすくなる、そういったメリット、すなわち最良の教育を提供することで、そういった

メリットが出てくるし、先ほども言ったように、そういったことで町が充実していく、元気になっていく、そういったところだと思います。

○議長（大塚邦子君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

同じことを何度も聞きますけれども、今回これが、そのぐらい重要であると私は考えています。なおかつ、本当に実践できる年になったなというふうにして、うれしく思うわけですが、特に新指導要領の先取り策として、今年度、指導主事の先生方が配置されまして、現場の声が生かされ、幼・保・小のカリキュラムを現場を踏まえてつくったというふうなこと、これがある意味では、新カリの先取りのところの道筋ではないかと思うんですね。そして、今、全国に誇れるTCP・トリビンス・プランが発表されて、今、ちょっと1時間かけてお聞きしましたけれども、よいスタートが切れるのではないかと思います。これは本当に私たちも注目していますし、それから、親たちも先生方も子供たちも期待していると思いますので、お願いします。

それで、さらに学力の向上ということで、ラーニングプランが並行して実践されるものですから、ここで町づくりのとても大事な教育ですね。今すぐあらわれる効果もありますし、10年、20年、30年たって吉田町を支える子供たちが、その中で育つというふうなことで、特に子供たちの幸せ策というふうに私はなると思いまして、うれしく思うわけですが、吉田町が住み続ける町にふさわしい町になるように、福祉、それから教育にかかわっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 以上で、3番、遠藤孝子君の一般質問が終わりました。

◇ 大 石 巖 君

○議長（大塚邦子君） 続きまして、12番、大石 巖君。

〔12番 大石 巖君登壇〕

○12番（大石 巖君） 12番、大石 巖でございます。

私は、さきに通告いたしました誰もが気軽にお出かけできる交通システムについて、町の考えを質問いたします。

吉田町も他の自治体と同様に、高齢者がふえている状況になっておりますし、買い物に出かけるのが大変な人、あるいは障害や病気をお持ちの方で、1人では外出が難しい方、あるいは、今運転をしていますが、免許証を返納したいというような考えをお持ちの方、それから、夜の外出、車で外出、これが大変危険だということで、自覚をしているような高齢者の方など、いわゆる年齢や障害、病気によって、交通弱者というふうに言われる方たちがふえているという状況にあると思います。

これまでも同僚議員が、今議会の一般質問の中で、いろいろお聞きしてきておりますけれども、食料品や日用品の買い物、それから役場や図書館、それから榛原病院やかかりつけの医院など、それから金融機関など、そうしたところへの交通手段として、これまで私がお聞きしている中では、町内の巡回バスやデマンドタクシー、そうしたものの新たな交通システ

ムを希望する方が大勢いらっしゃるというような声を聞いております。

このデマンドタクシーというのは、タクシー会社と自治体とが協力して運営を行って、タクシーとバスのいいところを組み合わせた公共交通システムというふうに私は理解をしておりますが、外出しやすく、誰もが生き生きと暮らせる環境の一層の充実、これを求めまして、以下の点について質問いたします。

1、これまでお話をしましたような交通弱者と言われる人たちの状況を、どのように把握されているのでしょうか。

2、住民のニーズを把握しまして、交通関係の事業者や利用者を含めた生活交通確保対策協議会、これは一昨年12月の議会の中で、同僚議員の一般質問での答弁にありました。設立を準備するということでしたが、その設立の経過あるいは協議内容が、どういうふうにこれまでなっているのか。その点について伺いたいと思います。

3、福祉サービスの向上、健康保持、交通安全など多面的な角度から、気軽にお出かけできる交通システムの構築、これは喫緊の課題だと私は考えておりますが、これからのそうした課題に対して、どのような事業を考えているのでしょうか。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 誰もが気軽にお出かけできる交通システムについてのうち、1点目の町内での交通弱者と言われる人たちの状況をどのように把握しているかについてお答えします。

交通弱者の定義は明確ではありませんが、一般的に自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため、公共交通機関に頼らざるを得ない人、特に公共交通機関が整備されていないため、買い物など日常的な移動にも不自由を強いられている人を指しているものと捉えております。

全国的に見ましても、少子高齢化の進行により社会構造も大きく変化しつつある中で、個々の生活の多様化に伴って、自家用車による移動のニーズが高まり、一方で、高齢者の運転による死亡事故や運転免許返納件数も増加してきており、交通弱者と言われる方々の日常的な移動支援へのニーズが高まってきているものと認識しております。

当町の高齢者の状況を申し上げますと、平成29年3月1日現在、高齢者人口が7,085人、高齢化率は23.89%となっており、要支援・要介護認定者数は953人で、いずれも県平均を下回っておりますが、当町におきましても、高齢者人口及び要介護認定者数は増加傾向にあります。

そうした状況下におきまして、町では、高齢者が地域で暮らし続けるため、地域ニーズの把握や資源開発を行い、さまざまな生活支援を行っている方々との情報交換を目的とした高齢者の生活を支え合う会を開催し、外出が困難な方の移動手段について検討する機会も設けております。

外出を困難と感じさせる要因は、必ずしも一つの理由からではなく、加齢による老化はもちろんのこと、身体面や精神面、経済面、地域性など複合的な理由によるものでありますことから、高齢者や障害者の方々に対しましては、一人一人に合わせた支援が必要となるため、

個人の生活課題をさまざまな観点から捉え、支援していく柔軟性が求められているものと考えております。

さて、御質問でございますが交通弱者の状況の把握でございますが、これに関連いたしますものとして、平成26年に第5次吉田町総合計画を策定する際に実施いたしました町づくりに関する住民意識調査の中で、バスなどの公共交通の充実についてお聞きしております。

この町づくりに関する住民意識調査によりますと、バスなどの公共交通の充実に対する満足度は、設問57項目中57番目と最も低くなっている反面、重要度は設問57項目中18番目に高いものとなっております。

また、自由記載の御意見といたしましては、巡回バスの運行、バスの増便、バス路線の増加、バス路線による環境整備などのほか、公共交通機関利用者への助成や新たな交通手段の導入などとなっております。集計結果として、行政課題中、満足度が最も低く、重要度も比較的高かったことを踏まえ、検討すべきテーマとしての重要度が高まっているものと判断しております。

このような調査結果ではございますが、この調査は総合計画策定のための基礎調査資料として、平成26年3月20日から同年3月30日までの期間を調査期間とした、町内在住の満20歳以上の男女3,000人を無作為抽出して行った調査でありまして、身体に障害がある方や高齢の方のみを対象とした調査は行っておりませんので、交通弱者と言われる方たちに限定した状況の把握というものは行っていませんので、交通弱者と言われる方たちに限定した状況の把握というものは行っていません。

次に、2点目の住民のニーズを把握し、事業者や利用者を含めた生活交通確保対策協議会の設立や協議内容はどうかについてお答えします。

当町におきましては、平成23年1月に、町の生活交通確保に関連のある課長職以上の職員で構成する吉田町生活交通確保対策委員会を設置いたしまして、町内を運行するバス路線の維持や利便性の確保について協議してまいりましたが、平成28年7月には、さらに外部委員を加えた吉田町地域公共交通会議を設置して、多様な観点から公共交通を考える体制を整えました。

この会議は16人の委員で構成され、町、中部運輸局静岡支局、県地域交通課、牧之原警察署のほか、事業者側といたしまして、しずてつジャストライン株式会社、東海タクシー株式会社、有限会社平和タクシー、静岡県タクシー協会志太榛原支部、静岡県バス協会、ジャストライン労働組合から委員を選出していただいております。利用者側といたしましては、さわやかクラブ連合会、自治会連合会、社会福祉協議会、教育委員会、女性団体連絡協議会、吉田特別支援学校から委員を選出していただいております。

吉田町地域公共交通会議につきましては、これまで2回開催させていただきましたが、この2回の会議を通して、当町に係る公共交通の現状などについて共通認識を持つことができ、その認識を踏まえて、それぞれの立場からさまざまな御意見などを出していただきましたことから、この会議は今後の公共交通のあり方を考えていく上で、大いに御活躍いただけるのではないかと期待が高まっております。

ここで出された御意見などの一端を紹介させていただきますと、バス事業に関する現状の厳しい採算性や乗務員確保の困難さなどのほか、強い要請を受けて運行を開始したコミュニティバスの利用頻度の低さなどの課題につきまして、具体的な事例を交えて論議されたほか、デマンドタクシー事業に関しましても、多発している間際における予約キャンセル事例など

の実際面における問題点が報告され、事業者側の取り組みばかりではなく、利用者側の理解や協力を得るための取り組みの重要性も提起されました。

町といたしましては、今後、現実的な状況に即したこの会議の論議がさらに高まるような会議運営に努め、ここで出される御意見を踏まえながら、当町にとってよりよい公共交通のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の福祉サービスの向上、健康保持、交通安全などの多面的な角度から、気軽にお出かけできる交通システムの構築は喫緊の課題と考えるがどうかについてお答えします。

当町において福祉サービスとして、気軽にお出かけできる交通システムに当てはまるのではないのかと思われるサービスといたしましては、高齢者や障害者の移動支援に係る3つの事業がございます。

1つ目は、障害者移動支援事業でございます。屋外での移動が困難な障害のある方を対象に、個々の利用者に合わせてヘルパーが外出のための支援を行うものであります。

2つ目は、高齢者移動支援事業でございます。自力で外出することが困難な高齢者の方を対象に、送迎支援ボランティアにより、目的地まで送迎を行うものであります。

そして、3つ目は、重度障害者移送費助成事業でございます。重度心身障害者の方を対象に、医療または機能回復訓練を行う場合に要するタクシー料金の2分の1を助成するものでございます。

このほか、NPO法人等の法人が実施主体となっております福祉有償運送がございまして、身体障害者、要介護者の方を対象に、NPO等が営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用し、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行っております。

さて、議員御質問の福祉サービスの向上、健康保持、交通安全などの多面的な角度から、気軽にお出かけできる交通システムの構築という点についてでございますが、町づくりに関する住民意識調査の自由記載にありまして、町民ニーズは非常に多様なものでございまして、多角的にその方策を検討してまいらなければならないと感じておりますので、吉田町地域公共交通会議の委員の皆様を初め、利用者、事業者及び関係機関などの皆様の御意見を伺いながら、柔軟な発想のもとで検討してまいりたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 再質問ありますか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石でございます。

再質問をさせていただきます。

今、吉田町内の高齢者、あるいは障害をお持ちの方等の状況についてお話をいただきました。私の認識も、いろいろこの問題について調べている中で変わってきたわけなんです。今、外出が困難な方は、買い物が難しいと言われる方たち、食事等を、例えばディナーサービスとか、あるいはヨシケイとか、おうちコープなど、そうした宅配の業者などにお家まで食材を運んできていただくと。その人たちは見守りという点でも、非常に効果あるんじゃないかなという感じはいたしますが、一方、御本人は家からなかなか外に出ないという状況には変わらないわけですので、そういう点で、便利なサービスではあります。やはり外出をしていただくという観点からは、やはりもう少し行政としてのアドバイスが必要じゃないのかなというふうに感じております。

吉田町の高齢者のそうした状況がどうなっているのか、今お話をいただきましたけれども、

スーパーカネハチのほうで、昨年から、とくし丸という移動販売車で巡回販売をしているということを聞きました。1年たつそうなのですが、現在は1台の販売車で、牧之原の静波も含めて3コースで週2回、それから、定時・定点ということで回っているということなのですが、1カ所で約10分、1日で50人から60人ぐらいの人の対応をするのがやっただというような話もお聞きしました。町内全域ではなしに、なかなか全部回るのは難しいということで、どうしても希望に対応するには販売車3台ぐらいが必要だというような話も聞いたわけですし、そうした需要が大変あるという状況もあります。

私は、そうした希望者の方が、要するに、食料品などを買うお店から遠くの人だというふうに思っておりましたけれども、希望者の方は意外にも住吉、川尻、片岡の、人が集まる中心のところの人の希望が多いというようなことを聞いたわけですが、要するに、お店からの距離には直接関係なしに、高齢の方がより多く住んでいる、人口が多く集まっている地域、そうした地域からの希望が多いということは、要するに満遍なく、地域にかかわりなく、そうした宅配とか、あるいは移動販売とか、そういう希望があるということだと思います。

私は当初、スーパー等のお店から、大体距離的に500メートル以上離れた地域の方が、要するに町の外縁部の方たちが、そうした困っている方たちじゃないのかなということを考えたわけなのですが、実際には、さまざまな事情、先ほど答弁の中にありましたが、人それぞれのさまざまな事情の中で、地域とは余り関係ないということがわかりました。

また、これも住吉でお聞きしたんですが、スーパーが100メートルぐらいしか離れていない地域の方が、お買い物に行くのに、やっとお店に行って、帰りが帰ることができなくなってしまったと。お店の方が送っていたというような話も聞きます。

○議長（大塚邦子君） 大石議員、質問に入ってください。

○12番（大石 巖君） 先ほど伺いました中で、これまで吉田町で、高齢者移動支援事業ということで、65歳以上の方、介護認定を受けている方などの送迎事業を、社協のほうに委託をして行っているというようなお話ですが、その現状を今どのように把握されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 高齢者移動支援事業でございますけれども、この事業につきましては、特に要介護度がついた方、あるいは移動が必要な方というところで、支援をしているわけでございますけれども、現状といたしましては、主にボランティアさんによる送迎でございますので、そのところでは、ボラさんが今、6人いらっしゃるというところで聞いております。そして、登録人数につきましても、平成28年度は18人というところで、この方々が利用しているというところでございます。

現状につきましても、病院への支援がほとんどというところも聞いております。やはりこの支援が、自分のところから病院のところに行っていたりとかというところで、ドア・ツー・ドアのシステムにはなっていますけれども、低額で、かかった経費のみの金額でやられるというところになっていきますので、利用したい方が、そのときにボランティアさんとのマッチングがうまくいっているかどうかというところが、やっぱり問題になってくるのかなというふうに思っておりますけれども、そのところでは、利用されている方々が、その時間に利用していただいて帰ってくるというところは、ちゃんと支援がされているというふうには状況は聞いております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 今、ボランティアさんが6人ということでお聞きいたしました、非常に私は親切な事業だというふうに思っておりますけれども、実際、登録の方が18人ということで、まだまだ、もっともっと利用したい人がいるんじゃないかなというふうな気がするんですが。

例えば、ボランティアさん6人は、いわゆる運転をされる方だと思いますが、こうした方たちが、なかなか人が集まらないというふうなお話も聞いております。それから、なぜ利用者がもっとふえないのかなという疑問もあります、こうした点で何か問題点というか、そういう原因というのは、何かあるというふうに考えていますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） ボランティアさんが集まらないというお話でございましたけれども、やっぱり運転というところでは、誰でも気軽に運転をしていただけるというところは、やっぱり危険性をはらんでいるところでもありますので、なかなかそこに踏み込めないかもしれないけれども、社協のほうでボランティアさんの募集をしていただくというふうにしておりますので、社協さん側のほうでどういうふうに努力をしていただけるかというところもかかってくるかなというふうに思っています。

その中で、ボランティア養成講座も、ことしに入りまして2回やらせていただいている、その中で、ボランティア活動に関心があるというところで、車の送迎の関心を持っている方もアンケートの中でいらっしゃいましたので、そのところで、人が人を呼ぶような形で、ボランティアのほうの育成もしていかなきゃいけないかなというふうに思っています。そういったところでボランティアさんが集まれば、利用しやすく、この時間に欲しいといったときに、利用したい方が利用できるのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 社協のほうでお聞きしましたら、運転手の方、今お話ありましたように、人を乗せるわけですので、大変慎重な運転が強いられるということで、その運転手さんたちは無料奉仕ということをお聞きしたんですが、あるいは利用される方も、月2回が限度だというふうなことでお聞きしました。

非常にボランティアさんも、それから利用される方も、条件的にもっと、例えば運転手さんについては、それなりの報酬を支払うとか、あるいは、利用される方も65歳以上ということで、あるいは障害をお持ちの方というようなことで、もう少し幅を広げないと、なかなか利用しにくいんじゃないかなと思うんですが、誰でも利用していただけるというような方向での改善点について、検討はされているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 当課といたしましては、誰でもというところでは、健常な方でも、子供から大人までというところで考えるのかどうかというところはありますけれども、そのところでは、無料で月2回というところでは限定させていただいて、このサービスを使っていたきたいというふうに思っていますので、そのところで、このサービスを誰でも利用できるというふうにはちょっと考えておりません。その中で、当課は福祉サービスとして、

総合的な観点で移動支援を考えていくほうがいいのではないかとこのところで考えております。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 誰でもということは、別に子供さんでもという話でなしに、65歳以上の高齢者の方で、そうした交通手段がない方ということでの限定で、当然これは登録が必要だと思いますので、そうした点での幅をもっと広げていただければ、もっと利用が上がるんじゃないかなというふうには一つ思います。

それでは、運転免許証の関係で伺いたいと思うんですが、先日も、この近くのほっともとのところで事故があったわけですが、非常に高齢者の交通事故のニュースが多いわけですし、今度、道交法の改正で、75歳以上の方の認知症の検査と、免許証の更新のときに、そうした検査が厳しくなるというようなことも言われておりますので、先ほど話ししましたが、夜の運転が怖い、あるいは事故があったら取り返しがつかないということで、免許証を返そうということを思っている方というのは非常に多いんです。ところが、車がないとどこへも行けないと、こういうお話、先ほどの答弁の中でもありましたが、大変多く聞かれるわけですので、今、吉田町の免許証返納の状況について、どういうふうな状況になっているのか、お答えいただきたいと思いますが。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

運転免許証の返納ということでございますので、防災課のほうからちょっと御答弁させていただきますと思いますが、当町におけるということではなくて、牧之原警察署管内で自主返納された方々の数を申し上げますと、平成25年中は282名の方、26年中は147名の方、それから、平成27年中は181名の方が自主返納されているというところで聞いております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 他の市町、あるいは静岡県も含めてですが、免許証を返納しますと、いろいろな特典とか優遇措置等を用意されているというようなことで、これは県のホームページにも掲載をされております。

吉田町の場合、こうした免許証の返納に際しての優遇措置とか、そうした返したことによって、こうしたいいことがありますよというようなことで、何か今やっていることがあれば、教えていただきたいんですが。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

町独自の取り組みという形でございますけれども、町独自の取り組みについては、今のところございません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今の、そうした免許証を返して交通安全、事故のないようにということで盛んに、県警を初めとして、そういう話が進んで広がっているわけですが、実際問題、返しても足がなくなれば、これは返しようがないわけで、非常にジレンマに陥るという状態になっていると思います。

ます。

要するに、免許証がなくても自分でお出かけできるというような、自分の車のかわりの足となるようなのが、やっぱり必要だというふうに考えています。そうした点では、先ほどお話ありました重度身障者の皆さんに対する障害者移動助成事業ということで、タクシー等の助成というものがあるというふうに回答いただきましたが、その利用状況について、どのようになっているのか教えていただけますか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 重度障害者の移送費助成でございますけれども、こちらにつきましては、身体障害者手帳をお持ちで、視覚障害をお持ちの方と下肢障害をお持ちの1級及び2級の方というところが、主なところで利用していただいているわけでございます。タクシー助成につきましても、主に視覚障害者の方が今お使いになっているような状況でございます。人数といたしましては、今、8人の方が御利用されておまして、毎月大体平均して使っていただいているような状況でございます。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） そうした重度等、障害の重い方のタクシー利用、これは非常に結構なことだというように思いますが、もう少し幅を広げていただいて、障害者の手帳をお持ちの方で、自分で運転が困難、あるいは、そうしたことを利用したいというような方がいるわけですので、もう少し幅を広げた、そうした助成制度ということでの前向きな検討というのはされているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） このタクシー助成につきましても、当課が、先ほども申し上げましたけれども、総合的な事業として、日常生活移動支援事業というところで考えていきたいというふうにお答えさせていただいておりますので、このタクシー助成がこれでいいかどうかということも含めまして、福祉サービスとして考えていきたいなというふうに思っています。

ただ、全てにおいてサービスが充実できるかといったら、そうではないというふうには思っておりますので、そのところで、自分の足で、まだ残っている高齢者も、足で歩くというところも必要だとは思っていますので、そういうところを全部取り上げることはできないなというふうに思っていますので、できる機能はやっぱり、ちゃんと歩けるところは歩いて、タクシーに乗るところもそうですけれども、バス停まで行くというようなところも、やっぱり私たち、そこも支援だと思っておりますので、タクシーに乗るんじゃなくて、歩いてバス停まで行って、バスに乗っていくということも、やっぱり身体機能を維持させるところの一つだとは思っていますので、そういうところもやっぱり考える一つだと思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

先ほどの答弁の中にありましたが、人それぞれ、いろんな多種多様な用事、目的で、なかなかバスだけの利用で、その目的が達せられるというわけではありませんので、確かに歩くということも非常に大事です。自力でやっぱり、自分が何かやるということが基本だと思います。それを助成するのが、一つの公共的な交通システムじゃないかなと思います。

先ほど私、質問の中で、巡回バスやデマンドタクシー等、そうした希望もありますというふうなお話ししましたが、吉田町の中で、そうした公共交通ということでの運行について、検討されたという内容についてはおありなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

先ほど町長の答弁からもございますけれども、当町におきましては、本年度に地域公共交通会議というものを立ち上げさせていただきました。この会議におきましては、外部の事業にかかわる皆様にも御参画いただく中で、会議を進めさせていただいております。

そうした中で、これも答弁の中にごございましたけれども、それぞれの、議員がただいま御発言のコミュニティバスでありますとか、デマンドタクシーでございますとか、そういったことに関しましても御意見を頂戴しているところであります。

当町におきましても、地域交通の、現在バス幹線、バスが通っておりますけれども、これが町内をくまなく網羅しているものではございませんし、この公共交通を補完するような形での施策というものにつきましては、常々検討させていただいているところでありますが、これまでは町内部だけでの会議であったものを、本年度から広く、そういった外部の方たちの御意見をいただきながら、今後の施策を考えていこうとしているところでございますので、そういったところで御理解をいただけたらと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

業者さん、あるいは利用される方を含めて、そうした検討がされているということ、大変うれしく思うわけですが、町内にも吉田観光とか平和タクシーとか、そうした事業者もいるわけですが、そうした事業者からの問い合わせとか話し合いというのは、どういうふうな状況になっているのか教えていただけますか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 先ほども答弁の中で御紹介をさせていただきましたけれども、実際に、当町におけるバスあるいはタクシー等の事業者におきましては、当町だけを営業区域とされておられないものですから、他市町の状況等の情報も把握され、あるいは、関係事業者としてお取り組みになられているというものでございまして、そういった方たちの御意見もいただきましたが、それぞれ、実際そういった、新しい公共交通サービスを提供されるにおいて、なかなか理想と実際の現実、利用度というところが、やはりかけ離れている部分があるというような厳しい御意見も頂戴しております。

当町においては、ある意味において、高齢化率も低いということで、交通弱者と呼ばれる方たちに対する施策においては、少し出おくられている部分もあるかもしれませんが、そういった事例等も検討材料として、今後こういった形でいくのが、当町においての公共交通サービスにおける最良の選択になるのかということを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

他の市町では、バスが通っていない地域、それから、公共交通バスの路線が赤字で廃止を

されるような、そうした路線にかわって、自治体のほうで巡回バス等を運行するというような措置をとっているところもあるというふう聞いておりますし、そうした地域では、国や県の補助金について対象になるというようなことで、そういう事業がされているということも伺っております。

吉田町の場合、こうしたバスの路線の範囲外の地域、あるいは、こうした福祉を焦点としたお出かけシステム、こうしたものに対する国や県の補助金の制度にのらないというような状況が多分あると思うんですが、そうした補助制度にのらないと、なかなかこうした制度というのはできないものなんでしょうか。その点はいかがでしょう。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 当町におきましては、現在、自主運行バスというものは運行しておりません。ただ、事業者が路線バスとして運営されている2路線3系統、島田静波線と藤枝相良線の2路線につきましては、国庫補助等をいただきながら補助をさせていただいております。当町においても、補助金を事業者に対してお支払いする中で、この路線を維持させていただいているというような現状でございます。

こういった新しいバス運行につきましては、単純に当町の意向だけではなく、認可の問題等もありまして、あるいは採算性の問題等も、全てそういったことを考えながらの事業の選択であると思います。

ただ、選択肢として、今言ったコミュニティバスという選択肢がよいのか、ほかの選択肢がよいのかということにつきましては、判断、現在の段階ではつきかねておりますので、そういったことにつきましては検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

先ほどからの答弁をいただいております、免許証を返した場合のかわりの足となるようなシステムができていない。あるいは、皆さんが気軽にお出かけをするシステムというのも、やはり大きな問題だというふうなことで今認識をして、これからもっと、新しくそういう検討を進めるというようなことでの話をいただいておりますが、こうした点では、やはり健康面、それから医療費の抑制等、そうした面でも、非常にやっぱり一つ大きな効果、あるいは、健康を促す点での全町を挙げての取り組みということでは、一つの大きな柱になるんじゃないかなという気がするんですが、健康づくりの面から見て、こうしたお出かけの交通システムについて、どうした効果があるのか。あるいは、皆さんの治療費といいますか、医療関係について、どうした影響が出るのか、その辺をお考えになったことはありますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 健康福祉グループ参事、生田仁美君。

○健康福祉グループ参事（生田仁美君） 健康福祉グループの生田です。

健康面でのお出かけのことを今お話しされましたけれども、一般的に言われる外出というのは、本当に非常に健康の維持では大事なんですけれども、ただ、それぞれの方の段階がございまして、今おっしゃっている方は、意外とお元気な、運転免許を返納されたばかりの方だとか、ある程度歩ける方々というふうなイメージを持って話を聞いていたところなんですけれども、一般的によく言われるのは、非常に糖尿病の予備軍が多いところは、歩かない

環境にあるところであるというふうによく言われます。

吉田町というのは、どちらかというところ、車がないと、ちょっと生活には不便を要するところも多いということで、バス停まで歩くということがなかなか、習慣の中でできにくい環境かなというところがありまして、もし一般的な健康維持を、あるいは体力の低下を予防したいという視点でのお出掛けということであれば、まず歩行というものを重視するというのが非常に大事だなというふうに思います。そして、その歩行の距離が衰えてきた方については、まず外出するというのが非常に重要なことになってくると思うんですけども、そういった意味で、答弁でもございましたように、それぞれの方の状況に応じた対応というところがあるんですけども、健康づくりの視点でいけば、まず、歩かなくて済むシステムというのは余り好ましくないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） いろんな面から、いろんな段階があると思いますので、その点についても利用者のニーズに合わせるような、そうした検討が大事だなというふうに考えておりますが、前回12月議会での同僚議員の質問の回答いただいた中で、新たに日常生活移動支援事業と一体として、総合的な福祉施策の観点で見直しをしていくというような回答をいただいておりますし、今お話がありましたように、地域公共交通会議ということで検討を進めていくというような御答弁をいただいているわけですが、具体的に、そうした事業、会議の進行予定、そうしたスケジュール、それから、何かその中で一つの柱となるようなものがあれば、教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 福祉的観点というところで、日常生活移動支援事業を、これも戦略の中に挙げているものの一つになっておりますので、戦略の目標年度までには完成させていきたいなというふうに思っています。その中で、関係する機関の方々と協議する場面も必要かなというふうに思っていますので、そういうところで29年度、話し合いの場を持ったりと、福祉にかかわる方々と、どんな方々がどんなサービスを望んでいるかということも、改めて検証する必要があるかなというふうに思っています。

今、参事のほうから、健康面というところもありましたので、そういうところも、機能を衰えさせないようなところの視点も持って、サービスを考えていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 私ども、ことし、地域公共交通会議を立ち上げさせていただきまして、それぞれの関係事業者の皆様あるいは利用者の代表の皆様等から、貴重な御意見等もいただく場を設けさせていただきましたので、今後当町における、そういったバスに関する内容ですとか、町が考える施策等についても、そういった場を利用させていただいて、御意見をいただくというような中で、今後の課題を洗い出しながら、町の施策を進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 今、いろいろな面から関係部局に伺いをしましたが、人それぞれの外出の理由は違いますし、それから、先ほど話ありましたように、そうした体力の面、それから障害があるなし、いろいろな人がいますので、そうした点で、お出かけのできるという、自力でできる人、あるいは、なかなか自力ではできないというふうに考えている方が出かけてみたくなるような、そういうようなお出かけのシステムを、これを早く構築をしていただきたいというふうに考えております。

やはり、町の独自のお出かけシステムということに多分なろうかと思いますが、こうした環境が整えば、他の町に比して、より住みやすい吉田町になるというような状況が生まれてくるんじゃないかなと考えておりますので、ぜひこれまでの、吉田町の町長が進めてきました防災あるいは子育て支援、そうしたものに加えて、高齢者が安心して住み続けられる吉田町ということで、ぜひ具体化をしていただきたいということを重ねてお願いしまして、質問を終わります。

○議長（大塚邦子君） 以上で、12番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時とします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時59分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 山 内 均 君

○議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。

5番、山内 均君。

〔5番 山内 均君登壇〕

○5番（山内 均君） 5番、山内です。

質問に先立ちまして、少々確認しておきたいことがあるんですけども、今の状況のみについて今から考えるということよりも、平成2年度から始まった公共下水道事業の現在を通じた将来について、将来までを含めた事柄について、ちょっとお伺いしたいと思っております。

それでは、通告に従って、生活雑排水・汚水処理対策と下水道・浄化槽についての質問をします。

第5次吉田町総合計画、第6章、豊かな自然と共生する町づくり、下水道・浄化槽について、再び質問させていただきます。

公共下水道全体計画は、平成元年に策定し、計画目標年次を平成22年度、計画区域面積を826平方メートルとした。平成13年度の見直しでは、計画目標年次を平成32年度、計画区域面積を920ヘクタールとした。この全体計画に基づき、平成22年度に見直しをして、事業期間を

23年度から29年度まで、計画区域面積を340ヘクタールとした事業認可を受けて事業を進めております。

平成23年度、ここで末と書いてありますけれども、すみません、間違えました。訂正させていただきます。27年3月31日に訂正させていただきます。現在では、340ヘクタールのうち259.9ヘクタールの整備が進んでおり、人口2万9,762人のうち1万1,530人に対する整備となっております。人口普及率は38.7%、公共下水道全体計画区域のうち未整備区域の整備に要する期間は、過去5年間の平均環境整備費を用いた算定では、残りの下水道区域の整備に要する期間は55年という算定を出しております。

公共下水道事業の最大のリスクは、整備費がとてつもなくかかるということです。平成25年度は公共下水道事業総事業費が9億8,283万円、公債費と予備費を除いた事業費——以下事業費と言いますけれども——は4億6,316万円、利用できる人を160人ふやしたということです。1人当たりにかかった費用は、総事業費で614万円、事業費で289万円、後で出ます1件には、また違う数字が出てきます。

平成26年度は、公共下水道総事業費が8億9,505万円、公債費と予備費を除いた事業費が3億6,823万円で、利用できる人数を185人ふやしました。1人当たりにかかった費用は、総事業費で483万円、事業費で199万円。

平成27年度は、公共下水道総事業費12億1,200万円、公債費と予備費を除いた事業費は6億7,766万円、利用できる人を27人ふやしたということです。1人当たりにかかった費用は、総事業費で4,488万円、事業費で2,509万円であった。

27年度は、浄化センター工事と幹線道路を含む下水道事業を行ったのが費用が大きかった理由であった。これからは戸数の密度が小さくなり、事業費は大きくなる可能性がある。また、公共下水道事業費にかかった借入金の返済に、一般会計から平成26年度は5億8,629万7,000円、27年度には6億4,282万9,000円が払われている。

一方、循環型社会形成推進地域計画の中、公共下水道の未整備区域においては、効率的な合併浄化槽の普及のため、平成27年度から31年度までの5年間に合併浄化槽400基の整備と事業費1億5,590万円を計画されていることは前回お聞きしました。

合併浄化槽の設置費用は、1基当たり5人槽で約80万円くらいです。町では平成27年度と28年度に全体計画の見直しを行ったことから、29年度からは見直した計画に基づき、事業を実施していくとしております。

そこで、質問いたします。

- (1) 公共下水道事業については、平成27年度と28年度にどのような見直しを行ったのですか。
- (2) 見直しの中で、計画目標の達成にかかる費用は算定しましたか。
- (3) 一般会計から多額の繰入金を入れてまでやらなければならないのですか。
- (4) 受益と負担の関係について、関係が成立していない計画区域外の対策は考えていますか。

2、合併処理浄化槽について。

(1) 設置費用は1基（5人槽）当たり80万円くらいででき、経済的に自然環境の保全を図ることができる合併処理浄化槽への設置がえは促進すべきであると思うが、いかがですか。

(2) 循環型社会形成推進地域計画は、経済的・効率的な生活排水処理に対する合併処理浄化槽設置に補助金制度を設けています。推進計画はありますか。

(3) 島田市では、合併処理浄化槽への切りかえに65万円の補助金制度を設けている。吉田町

では考えはありませんか。

以上、質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 生活雑排水・汚水処理対策と下水道・浄化槽についての御質問のうち、公共下水道事業についての1点目、平成27年度と28年度にどのような見直しを行ったのかについてお答えします。

吉田町公共下水道全体計画につきましては、平成13年度に見直しを行い、計画目標年次を平成32年度とし、計画面積につきましては920ヘクタールとしているところでございます。

また、この全体計画に基づく現在の下水道事業計画期間は、平成23年度から平成29年度までとなっており、事業計画期間が平成29年度で終了いたしますことから、次期の事業計画を平成29年度に策定することとしており、その計画期間につきましては、過去の事業計画期間と同様に7年間とし、平成30年度から平成36年度までとする予定でございます。

こうした状況から、次期の事業計画策定前に基本構想と全体計画の見直しが必要となるため、平成27年度に吉田町公共下水道基本構想を、平成28年度に吉田町公共下水道全体計画の見直しを行っているものであります。

平成27年度の吉田町公共下水道基本構想の見直しにつきましては、国土交通省、農林水産省及び環境省の3省合同で作成され、平成26年1月に示されました持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルに沿った手法を用い、町内で発生する汚水をどのような方法で処理するかの検討を行いました。

その内容といたしましては、行政区域のうち汚水が発生すると考えられる区域を地形、小学校区、自治会・町内会等の地域特性や家屋の連檐性を考慮した検討単位区域として決定し、この検討単位区域ごとに建設費、維持管理費及び耐用年数を勘案した1年当たりの総費用を算出し、経済比較を行った上で、集合処理区域とするか個別処理区域にするかの区分けを行い、吉田町汚水処理施設整備構想を策定しております。

また、平成28年度におきましては、ただいま申し上げました考え方をもとに、吉田町公共下水道全体計画の見直しを行っているところでございます。公共下水道全体計画は、下水道施設の建設における施設の能力や規模の決定の根拠となる数値を定めるもので、計画区域、計画区域内人口、計画汚水量や処理施設の規模といったものを定めております。

下水道施設は、耐用年数や整備期間が長期間に及ぶため、長期的な見通しの上で計画及び建設を行うことが望ましく、下水道全体計画の計画期間としては、将来をおおむね予測できる20年後を目標とすることが標準的とされておりますことから、汚水処理施設整備構想を策定した平成27年度から20年後の平成47年度までを全体計画期間としております。

計画区域につきましては、汚水処理施設整備構想において検討した汚水処理区分を前提として、現全体計画区域を精査した結果、今回の見直しにおいて新たに全体計画に編入すべき区域はなく、現計画と同じ920ヘクタールを計画区域にしたいと考えております。

次に、2点目の見直しの中で、計画目標の達成にかかる費用は算定しましたかについてお答えします。

吉田町公共下水道全体計画修正業務におきまして、概算事業費の算出をあわせて行ってお

りまして、公共下水道全体計画区域のうちの未整備区域の整備に要する費用の現時点での資産では、汚水管渠の整備費用にあつては155億8,400万円、処理場の整備費用にあつて45億9,000万円となっております。

次に、3点目の一般会計から多額の繰入金を入れてまでやらなければならないのですかについてお答えします。

公共下水道の目的は、町の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することであり、この目的を達成するために下水道事業を推進しているところでございます。

下水道事業における経費の負担は、雨水公費・汚水私費の原則が基本でございますが、汚水につきましても、公共用水域の汚濁防止及び公衆衛生等の行政目的を達成するために必要な公費負担が認められておりますので、一般会計から下水道事業特別会計へ繰り出しを行っているところでございます。

繰出金の内容といたしましては、下水道管渠の建設費や浄化センター建設費に充てた下水道事業の償還に要する経費に充てるものが主なものでございますので、下水道管渠や浄化センターの建設を行っている期間につきましては、一般会計からの繰り出しを行うことが一般的な処理となっているところでございます。

次に、4点目の受益と負担の関係が成立していない計画区域外の対策は考えていますかについてお答えします。

吉田町公共下水道事業全体計画区域以外の地域の汚水処理方式は、個別処理方式で行うこととしておりまして、各家庭に合併処理浄化槽を設置して汚水を処理するものでございます。

当町が推進している事業としましては、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、吉田町浄化槽設置費補助金交付要綱に基づき、合併処理浄化槽を設置しようとする方に補助金を交付しているところでございます。

本事業につきましては、吉田町・牧之原市循環型社会形成推進地域計画を策定し、浄化槽設置整備事業としての位置づけを行い、国及び静岡県補助金を活用して進めているところでございます。

次に、合併処理浄化槽についての1点目の設置費用は1基（5人槽）当たり80万円くらいででき、経済的に自然環境の保全を図ることができる合併処理浄化槽への設置がえは促進すべきであると思うが、いかがですかについてお答えします。

当町では、合併処理浄化槽の設置者に対しまして、公共下水道事業計画区域以外の地域に、吉田町浄化槽設置費補助金交付要綱に基づき、人槽区分に応じた補助金を交付し、合併処理浄化槽設置の促進を図っております。今後、下水道事業では、公共下水道全体計画をもとに、人口密集地域や幹線管渠に近接している集合処理区域につきましては、公共下水道の整備を促進してまいります。

また、集合処理区域以外の個別処理区域にありましては、合併処理浄化槽設置費補助金制度を活用いたしまして、くみ取り方式あるいは単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、汚水処理人口を向上させ、公共用水域の水質汚濁防止など、生活環境の保全を図ることが重要と考えております。

次に、2点目の循環型社会形成推進地域計画は、経済的・効率的な生活排水処理に対する合併処理浄化槽設置に補助金制度を設けている。推進計画はありますかについてお答えしま

す。

現在、吉田町・牧之原市循環型社会形成推進地域計画で定めた事業内容で、平成27年度から平成31年度までの5年間、国・県の補助金を得ながら、合併処理浄化槽設置者に対して補助金を交付しているところでございます。

この計画の最終年度の平成31年度までは、現在の計画に沿って、合併処理浄化槽設置に対して補助金制度を活用してまいります。平成32年度以降も、現在実施している吉田町・牧之原市循環型社会形成推進地域計画が引き続き認可を受けることができるように、牧之原市と一緒に国・県へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の島田市では合併処理浄化槽への切りかえに65万円の補助金制度を設けている。吉田町では考えませんかについてお答えします。

当町では、吉田町浄化槽設置費補助金交付要綱において、国庫補助金などを財源として補助金を交付している地域は、公共下水道事業計画区以外の地域となっております。

その補助金額につきましては、合併処理浄化槽1基当たり、5人槽が33万2,000円、6人槽から7人槽までが41万4,000円、8人槽から10人槽までが54万8,000円となっております。また、当町では、公共下水道事業計画区域内の地域につきましても、町単独で合併処理浄化槽設置者に補助金を交付しております。

このような状況でございますが、いずれの場合も、新規と設置がえの別によって補助金額に差をつけることはしておりません。

これに対して、島田市の補助の対象区域は、公共下水道事業計画区域外の区域に限定されており、補助金額につきましても、10人槽までの新設につきましても、21万円か合併処理浄化槽設置に要する費用の額のうち、いずれか少ない額となっております。また、10人槽までの設置がえにつきましても、65万円か合併処理浄化槽の設置に要する費用の額のうち、いずれか少ない額となっております。

このように、当町と島田市の合併処理浄化槽設置費補助金交付では、補助の対象区域の定め方に差があり、当町の場合は広範な補助対象区域を設定して、多くの合併処理浄化槽の設置者に補助金を交付する手厚い支援を行っております。

今後におきましても、補助金制度を活用しながら、生活排水による水質汚濁の防止を促進し、生活環境の改善に努めてまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 今の答弁の中で、前回は同じような下水に関してお伺いをさせていただきまして、それで、町長のほうから、今言われた循環型社会形成というシステムがあると。それは、自分が今まで勉強不足で知らなかった部分が、多くの人たちが知ることができたと思って、よかったなと思っております。

それで、今、期間であるとか、いろいろ質問の中で、これからちょっと数字としていろいろ出てきますので、数字が正しいかどうかをまず確認していきますけれども、28年度の面積は計画区域が920は変わらないと。それと、全体計画が920、吉田町の面積が今、2,073ヘクタールですね。これ、大井川も入っていますから、全体が2,073ヘクタール、全体の計画区域面積が920ヘクタール、事業の認可区域が340ということがわかりました。それから、28年の3月31日の人口が2万9,700人のうち、全体計画区域内の推定人口というのは、推定人口と計画

外の推定人口、事業計画内の推定人口と計画外の推定人口を、ちょっとわかりましたら教えていただきたいんですが。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今議員さんがおっしゃられた質問でございますが、全体区域内の推定人口でございますが、2万8,000人、あと、全体計画外の推定人口が2,300人でございます。また、事業計画内の推定人口は1万2,500人、事業計画外の推定人口は1万7,500人でございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 今の数字をもとにして、これから再質問させていただきます。

町長のほうから答弁いただきました、公共下水道事業についての27年、28年の見直しということでお伺いしました。

金額的なもの、次いきますね。一番最初の計画の中で、自分なりにこれをちょっと分析をしたやつがあるんですけども、第5次総合計画では、8年後の平成35年の人口が2万9,100人となっていますね。公共下水道事業工事にしましては、前回の回答の中から、今から今後55年くらいは計画区域の整備に、一通り完了するまでにかかるだろうという内容だったですね。

そこで、ちょっと、これから質問に入っていきます。実は、平成2年に下水道工事が、公共下水道事業が始まりまして、排水管の耐用年数というのをちょっと教えていただきたいんですけれども、今どのくらい伸びておりますか。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今、下水道管の耐用年数という御質問だと思います。今現在では50年でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） それで、今、50年という数字が出てきたわけですけども、平成22年から50年たつと平成52年ですよ。現在が、計算出ているのが27年度まで、要するに25年間かかっていますね。そして、25年間のうちに、残りを計算していくと、あと25年間すると、一番最初にやった配管の耐用年数を迎える。要するに、この段階ではもう次のステップ、更新の段階に入っていかなければならんということですよ。

それと同時に、あと5年間かかるということになりますと、今の25を引くと、30年がダブる計算になるわけですね。要するに、30年間の残りの50年たった配管が限界を迎えたそのときにはもう、一番最初の平成2年に始まった分は取りかえをしなきゃいかんと、これは必然的にやらないかん。どういう形でやるかはまた別として。それとあと、残りの30年間のうちに、同じように進めていくということになると、恐らく金額的に、30年間はダブっていくわけですね、計算上ね。そうすると、そこに、非常に計画的に、無理といえますか、計画的に大変な部分が出ると思うんですけども、その辺の今、見直しの中の計算では、そういう形の、これから新しくしなきゃならん、必然的に出てくるものに関して、これはいや応なしに金がかかると。それと新しい、残った部分もやっついていかないと。そうすると、この計画自体が非常に大変な計画になると思うんですけども、その辺の見直しの中での計算というのはどのようにされているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今議員さんの質問は、今見直しをしている事業計画の中に、そのような耐用年数を超えた管渠の更新が含まれているかというようなことだと思います。

今現在、町が行っています事業の見直しについては、まだ管渠の耐用年数が来ておりませんので、そのような見直しの事業費についての検討は出されておられません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） これに関しては、いずれにしても、いや応なしに来るわけですから、25年先には。そうすると、それは、どうしてもこれから、どういう形で、先ほどの町長の答弁の中に、見直しの時期というのが、今度はまた、29年でしたか、これから29年で、30から36年度の見直しをやっていくと。順次やっていきますということですので、その辺のしっかりした計画はどうしても立てていかないと、それがどこかでストップをする。これから入っていきますけれども、可能性があるものですから、ぜひその辺はやらなければならないと思っておりますけれども、どうですか。やっぱりそういう形の、やらなければならないということでお答えいただけますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今の質問は、下水道事業をどういうふうにしていくというようなことだと思います。

町としましては、下水道事業は国庫補助金の活用で今やっておりますので、その国庫補助金を活用しながら、随時進めていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 進めていくに当たっては、ぜひそれは、いずれにしても計算していかないと、どこかで、とてつもない金額で、ストップになる可能性としてありますから、だから、それはやってください。

それと同時に、今なぜ言ったかという、これが25年、30年先になってくると、孫の次の代なんですね、それが発生するのが。ここにいる人たちは多分いないでしょう。そうなってくると、なおさら今のうちにしっかりした計算をして、そして、そのやつを迎えさせる形、これから合併浄化槽の話も中に出しますけれども、その辺の兼ね合いをやらないかんと思うんですね。

だから、そういう形でぜひ考えてやっていただきたいし、我々の今行っている事業が10年、30年、40年先にずっと継続していくわけですから、ぜひその辺もまたしっかりと、見直しの時期には計算に入れてください。

それから、合併浄化槽、その前に、先ほど町長の答弁していただいた金額なんですけれども、実際は、先ほど言った25年間で、313億円が現在かかっていますね。そうすると、今言った配管の耐用年数を迎える25年度までの間であっても、恐らく倍の金額がかかってくるだろうと思うんですよ。その辺が非常に、公共下水道の最初言った、とてつもなく金がかかってくるよという部分なんですけれども、その辺の計画というのは、今、実際にはどうなんですか。町長のほうが答弁していただいた数字、末までに155億8,400万円と45億円、約200億円で

すよね。その差が多少出るんですかね。それは、今言った201億7,400万円が、今計画区域の920あるうちにかかるということになりますと、ちょっと差があるんですけども、その辺というのはどうなんですか。

担当課に、今、一生懸命実務を担当してやっている人にこうやって聞くのも、何か違和感が、すっきりしない部分がありますので、ぜひお願いいたします。全体を含めながら。

そういう意味で、非常に実際にシビアな形での計算というか、それをやっていかないと、やっぱり残っていくものは、子供たち、孫たち、ひ孫に残っていくものも心配しなきゃいかんということが我々の役割だと思うんですけども、その辺で、この想定した金額というのはまた、先ほどのダブっていく部分も含めて、どのような形で計算をなされたのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今町長が答弁した管渠整備の155億8,400万円というのは、先ほど言ったように、まだ更新の時期は含まなくて、今から新しい未整備、整備されていない地区の管渠をする金額でございます。その155億8,400万円というのは、どのように出したかという根拠は、その未整備地区の面積が約7万9,124平方メートルぐらいあるということで、あと、その単価を19万7,000円というようなことで見込んで、そのような金額を出してあります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 今、その数字の中に、先ほど一番最初の質問の中に、27年度の下水道浄化センターと、それと東名川尻幹線をやることによって、1件当たり1億円近い金が計算上かかっているわけですね。そうすると、その辺のものが、どこかで苦しいかなと。

それと、これから北区へ向かっていく間に関しては、そういう箇所が幾つも出てくるということなものですから、そういう意味で、今ちょっと計算の形を聞かせてもらったんですけども、その計算に関しては、だんだん見直しをしていくうちにやっていただければと思うんですけども。

これは、3つ目の質問に関しては答えていただきましたので、あと、受益と負担、要するに区域外は答弁の中で、計画的にやっていただけると。

ただ、今後お願いしたいのは、計画外の部分、その部分を含めた単独浄化槽、それから排水される排水というのは、単独浄化槽ということは家庭用の雑排水、ちょっと入っていませんので、それを要するに合併式の処理浄化槽にすることによって、全体にきれいにしようということなんですよね。その辺を、今は実際にやっていただいた件数、今町長のほうから答弁をいただいた国庫補助金の分と町の負担の分、これを、今皆さんのところに書類、資料がありますので、見ていただきたいと思いますんですけども、この中に合計が、これも前回聞きました1,486、恐らくこれが、あと64だかふえたと思うんですけども。

ですから、ちょっと言いたいことは、その計画の外の部分に対して、外の部分が一番、申請をしていた分だけをやりますよと、そういう方法でやっていくと、なかなか進んでいかないし、本来の目的の水の浄化であるとか、ここに循環型社会形成、その中での目標が、浄化槽は経済的・効率的な生活排水処理ということで目指しているものですから、その外の部分を今、中の合併式浄化槽でやっているように、そういう計画的にやっていくことというのは

考えなければいかんと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 計画外のところで、単独浄化槽の人を合併浄化槽にするための方法はというようなことだと思います。

上下水道課としましては、私、一般会計の質疑のときにもお話をさせていただいたと思いますが、町民の皆様に分が使用した水については、公共下水道の接続や合併浄化槽を設置して、きれいな水にしてから河川に流してもらうことを意識づけることが僕は大事だと思っています。そのために、町の広報やホームページを使ってPRしていきたいと思っています。

また、よくインターネットなんかで見ますと、合併浄化槽を設置しても、設置した後、保守点検や清掃や法定検査などがあるんですけれども、それをちょっと怠っている人が多いというようなこともインターネットに載っておりますので、そういう新たに合併浄化槽を設置してくれる方に対しても、そのような保守点検、清掃、法定検査を毎年しっかりやっていただきたいというようなものを、あわせて町の広報やホームページでPRしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

今言った合併浄化槽を公共下水道にする目的というのは、まさにそのとおり、それが目的ですね。そのときに実績を見ていくと、去年が、ここで資料で見えていくと、26年度が、国庫補助の分というのは国の計画区域内のところですね。それと、町単でやる分に関しては、それ以外の部分が、26年度がこれ、もうちょっと数字が違うかもしれないんですけれども、3件とかね。

要するに、この部分が、将来的に向かって、ずっと計画に入っていないということですので、この部分に関しての、今、それを接続によって、全体的によくなるということですので、今、実務者としてやっている人にこの話しすると、なかなかあれですもので、少し全体的なことを聞かせていただきたいと思いますので、ぜひちょっと理事のほうにお願いしたいんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 全体的な公共下水道、それから合併浄化槽等を活用しての排水の処理方法ということでございますけれども、基本的には担当課長が申し上げているとおりでございます。当町、公共下水道を布設して、920ヘクタールをカバーしていくという基本構想を持っておりますので、その計画に従って今整備を進めているし、今後においても、その計画に沿って整備を進めるという基本的なスタンスは、そういう状況でございます。

計画区域外につきましては、現行の補助制度の中で、できるだけ合併浄化槽を設置しやすいような環境を整えているつもりでございますので、さらにそれを促進させるかどうかということについては、今後、実施計画、事業を実施する区域に編入されるという部分も広がってまいりますので、そうした兼ね合いと見比べながら、補助制度も活用していかなければいけないという実情もございますので、そういう点で、今のスタンスをそのまま継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

外の部分に関しては、今ここにさっき数字をお示ししたとおり、これは計画ではないんですね。計画的ではなくて、申請されたものに関してということで、多分そういう数字が、片や26年度を見ても56件が中であり、国の補助であり、町の補助が3件、この数字で言わせてもらいますので、合っているかどうかは別として。

要するに、この中で、本来の合併式浄化槽、それを単独浄化槽から合併式浄化槽にかえなければ、今の状況は何ら変わらんわけですね。そういう意味で、計画的にやっていかないと、ちょっと、どうしても無理というんですか、実際にそういう形が出てくると思うんですよ。そういう意味でお聞きしたんですけれども。

それで、ここに、ちょうどこういう、静岡新聞の記事だと思うんですけども、ここでも出ていまして、汚水処理おくれる整備ということで、切りかえ費用が合併浄化槽では壁だと。それはよくわかるんですけども、その中に、悩ましいのは、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切りかえがなかなか進まない。単独処理浄化槽は食器の洗い水や風呂の残り湯といった生活雑排水を処理できる合併浄化槽と異なり、トイレの汚水しか処理できない。このため、単独浄化槽のままでは生活排水が垂れ流しになると。これはこのとおりだと思います。

その中で、そういう意味で、この新聞の、先ほど町長、島田市の例を出していただきましたけれども、島田市は今年度から、28年度だと思うんですね。切りかえる家庭への補助金を最大50万円から60万円に引き上げた。そして、そこで、なぜ進まないかというのが、単独浄化槽もトイレを浄化されているんですが、生活するのに全然困らんわけですよ、生活するには。ただし、それから子供たちに環境を残すためには、これはだめだということなんですね。そういう意味で、計画的な920以外の部分で、住んでいる人に合併浄化槽への設置がえ、そういうものをお願いしたいんですよ。

要するに、新築の建物、今ふえているやつはもう、合併浄化槽でしか許可なりませんから、それはもういや応なしにいきますので、そうすると、どうしてもネックになる、前回聞いた、26年度だったかな、1,611件という単独浄化槽の、いただいたんですけども、そのやつを、1,600件ぐらいはあるということになると、それはもう放っておいて、2件とか3件だと、いつまでかかるわからないという話だから、そういう意味で、計画的なものがどうですということなんですけれども、その辺で、先ほどの答弁と全く変わりませんか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 実情としては、そういうものだというので承知はしておりますし、単独浄化槽で、そのまま状態を継続しておいていいというふうには考えておりませんが、でき得れば、合併浄化槽の設置が進んで、全体の水質が改善されていくということは望ましい姿であるというふうには思っておりますが、全体計画の外については、できる限り早期に合併浄化槽に切りかわっていくということが好ましい状態でございますので、切りかえに対しての新たな補助制度をつくっていくかどうかということについては、今のところ積極的には考えておりませんが、現行の補助制度の中でどう取り組んでいただけるかという働きかけについては、検討の余地があるというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

この合併処理槽の2番目に、循環型社会形成推進地域計画、これが国の環境省の中でできているものですから、これがうまく利用できれば、一番計画的に組み込みができれば、非常にありがたいですけれどもね。その辺を、ここの部分は期待をするしかないわけですけれども、そういう意味では、一番大事な分、1,600基をいかに減らすかと。それしか方法はないわけですから、ぜひその辺は、またどこかで見直す中で、孫やひ孫たちにまずい環境を残さないためにも、ぜひやっていただきたいと。さっき言った、誰もいないですから、この後30年たつとね。だから、その辺は、今の人たちが考える役割であるし、やっていかなきゃだめだと思いますので、ぜひお願いいたします。

それで、今の、それともう一つ、島田市でやった理由を話したんですけれども、これは吉田町でも、計画区域の中では、最終的には下水できれいになっていくと。それで、その外に関しては、吉田町は一生懸命きれいにしたとしても、今島田市がやっている、これはその意味なんですけれども、やっていることによって、地域一帯として、大井川がありますから、こっち初倉地区とか、地域一帯としてやらない限りは、これはいずれにしても、ここだけやったって意味がないわけですから、そういう意味で、もちろん何かの形で推奨する、何かの形でインセンティブをつけてもいいから、やっていってほしいということが一つの願いなんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。もしできたらお願いしたいんですけれども。

こういう合併で、全体的でやっていくことが一番、吉田町だけじゃなくて、大井川からこっち、初倉ですね、初倉地区全体の地区の計画、これから多分そういう形になっていくと思うんですけれども、そういうものに関しての町のスタンスというのは、島田市とのコラボレーション、コラボとは言わないか、一つの地域形成みたいな形での、これからの将来像に関して、町は、もし何かあればお願いしたいんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 地域全体を捉えて、どう取り組むかという点でございますが、新たに、今回の議会にも提出させていただいておる中枢連携都市圏構想、そうしたものもございまして、その中では、自然環境というのは大きく捉えております。

その中で、大井川に特化してということではございませんが、そうした自然の恵みというものをどうアピールしていくかということも一つのテーマとはなっておりますので、今後、そうしたものをどう具体的に表現していくかということについては、5市2町の中でも議論されていくのではないかとこのように思っておりますし、また、そうした観点というのは、非常に大事なものであるというふうに思っておりますので、今後意識して取り組んでいく時期が来るのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

そうですね、やっぱりそういう形で、何らかいい方向に向けてやっていただきたいと。

それと、もう一つ、ちょっとくどくなりますけれども、公共下水道の浄化槽、それに関して、先ほど金額を出しましたよね。そのときに、これ、正しい金額を出したほうがいいと思いますので、言っておきますけれども、25年度、1人にかかった費用が、先ほど614万円と言いましたよね。それが、今回の議会の中で係数、1軒当たり人間の住んでいる係数が2.783。

それで、合併浄化槽の場合は、当然1軒の家をカバーする、その2.783を含めた金額がここに出るわけですね、当然、補助金とかね。

そうすると、例えば総事業費というのは、何をとっても下水道工事は成り立ちませんので、そういう意味で、大きな部分での下水道事業をやっていくと、例えば25年が614万円という、係数を掛けていくと、1軒当たり1,708万円なんですよ、かかっているのがね。事業費を、公債費と予備費を除いた、それであっても289人掛けていくと、1軒804万円なんです。26年度はちょっと下がってきて、1軒当たり、総事業費では1,344万円、事業費としては、公債費と予備費を除いたものとしては1軒533万円。27年度、少ないと言いましたけれども、この金額でいきますと、実際にかかっているのが、1軒ですよ。この数字は単純に割っていますから、間違っていたら御容赦願いたいんですけども、1億2,490万円かかっているんですよ。

そうすると、合併浄化槽の場合は、5人槽は、さっき町長のほうから言われました補助金額が33万2,000円。そうすると、これは25年、26年を比べていくと、金額的には16分の1から24分の1、かかる事業がね。7人槽で41万4,000円が補助ということになりますと、それが合併浄化槽の補助することによって、13分の1から19分の1、平均約15分の1くらいの金額でできるということですね。15億円の場合には1億円です。

そうやっていきますと、この金額を含めて、僕がさっきから言っている、外に対してインセンティブを含めて、受益と負担、みんな出してもらっているわけですから、都市計画税から町民税から、それに、先ほど言った平均6億円ぐらいが入っているわけですから、それを含めて、その周りを計画的にやっていただきたいと。そういうものがないかなと思って、最終の問いはここなんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 確かに公共下水道の建設を計画した段階では、こうした合併浄化槽の、これだけの小型化された技術というものも、まだまだ見通せない時期でございました。これだけの年数を経ている中で、そうした技術も出てきて、当時は集落排水のようなものがメインというふうに考えられていたわけでございますので、そうした技術に対応しながら、今後どう整備を進めていくかということは、検討はしなければいけない時期が来ているということは確かであろうというふうに思います。

ただ、先ほど担当課長から答弁もありましたけれども、個別の対応でいくと、やはりその保守を怠るとか、いろんなレアケースが出てきて、全体の水質保全という点では、やはり公共下水道には劣るというような、機能的にはですね、そういう感覚を持っておりますので、でき得る限り公共下水道の整備を進めながら、どういう方策を用いていくというところは、十分に検討していかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

いずれにしても、どこかでやっていかないことには、その金額を賄い切れないことは間違いなく来るでしょう。それは後に残さないためにもね。それと同時に、これを進めていくに当たって、これから見直しをするに当たって、現在、住吉の大道を通っていただけても、空き家と更地になっているところが10軒以上ありますよね。これは、これから、今町が進めている事業に関して、戻ってきてくれればいいんですけども、今の状況でいくと、これが1

軒、先ほど言った、これだけの金額をかけながら、使わない負の遺産として残ってっちゃうということなんですね。今度新しくやるときにも、それも含めた工事もやらなきゃならんということで、非常に懸念をしていますので、その辺のやっぱり、非常に見直しの時期が、きょう聞いた中では小刻みにありますので、その中で常に見直しをしながら、そして、今理事が言われたとおり、合併浄化槽に関しては、とてつもなく技術が発展しています。本当に発展しています。それに伴って、今はもう、それに対応の流しも出ています、細かくするためのね。

そういうのを含めながら、ぜひそれだけ大きなお金がかかる中に、今言った補助の、点検費用が10万円ぐらいなものですから、その辺をできないかなということを希望としてはいるんですけども、その辺がどうなんですかということをお願いして終わりたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今、住吉の例が出されましたけれども、町としては、この少子高齢化時代にあっても、人口減を食いとめて、でき得れば、さらににぎわいを持つという地域を目指しているわけでございまして、現状だけを捉えて、それが負の遺産につながってくるかどうかということとは捉えておりませんので、もっと長期的に、それが投資と。公共投資として将来活用されるということが望ましい姿だというふうに思っておりますので、そうした観点で今後も整備は進めてまいります。

また、今御提起いただいた視点というのは、やはり効率的な運営を目指す中では、これからの行政経営を考える中では大切な視点であるというふうに思っておりますので、そうしたところで、今後の検討に生かさせていただくということは考えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

今言われたとおり、いずれにしても、多面的な部分で計画というものをしっかりとつくっていただきたいので、ぜひその点を考慮して、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 以上で、5番、山内 均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は13時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 零時57分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。

9番、藤田和寿君。

〔9番 藤田和寿君登壇〕

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田和寿でございます。

私は、さきに通告しました入札落札率100%の結果について一般質問を行います。

今回の一般質問のきっかけについて、多少述べさせていただきたいと思っております。

参考資料につけてございますとおり、1月の広報よしだのほうに、入札結果を公表しますという形で載っておりました。その中で、片岡2号汚水幹線工事（第2工区）でございますけれども、落札率が100.00%といった形で公表されたわけでございます。通告の中にも書いてありますけれども、町民の方から、100%ってどういうことどのような形でお問い合わせ等々がございまして、今回、一般質問のほうで、内容について、町の考え等を確認していきたいなと思ひまして、今回の質問を行いました。

それでは、通告の朗読をいたします。

町は発注する建設工事において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進を図るために、吉田町建設工事等の入札及び契約等に関する情報公開要綱にのっとり、情報の公表を行っております。毎月発行されている広報よしだには、町民に対し入札結果を掲載するとともに、町のホームページにも入札契約情報を詳細に掲載し、広報しております。

本日の参考資料として添付してありますとおり、広報よしだ1月号の入札結果の中に、抽せん型指名競争入札で片岡2号汚水幹線工事（第2工区）の落札率が100.00%と公表されておりました。この内容を拝見された町民の方から、競争入札で100%もあるんだと尋ねられ、正確な内容を把握していなく、説明できませんでした。これまでの入札率の傾向と比較すると、素朴な思いを抱いた方々も多いと考えます。

札入れ価格は業者の意思で競争を行うものであり、落札者は問題ありませんが、発注側について、競争入札の観点で考えを検証する必要があると考えましたので、町に対し、以下についてお伺いいたします。

1、事業の予算化後から検査までの業務はどのような流れですか。

2、今回の入札結果をどのように分析されていますか。

3、4月1日現在の建設工事発注見通しで、入札時期が8月下旬と公表されていたが、12月21日まで延びた理由は何ですか。

4、12月21日入札で抽せん型指名競争入札が7本行われたことが要因ですか。

5、今後において改善や対応を考えていますかについて御質問します。

その前に、参考資料のほうを少し説明させていただきます。

1枚めくっていただきますと、これはホームページに出しております28年度入札結果一覧表でございます。この中に、先ほど同日、平成28年12月27日に入札を行いました工事件名が書かれております。

こちらのほうのPDFを開きますと、次、3ページでございますけれども、私が今回、えっと思った入札の結果について書かれております。業者が10社、予定価格が1,558万4,400円、入札書比例価格が1,443万円。7番の会社が1社だけ予定価格よりもオーバーですけれども、それ以外は全て予定価格どおりという形で、10番の会社がくじ引きにより落札したというのも町から公表されております。

続きまして、1ページめくっていただきますと、4月1日現在で、今回の工事につきまして、建設工事発注見通し一覧表という形で、今回の工事名も公表されておりました、入札時期が8月下旬といったような形で公表されております。

現在の建設工事発注見通し一覧でございますけれども、10月1日現在、先ほどの工事ですけれども、12月上旬ということでございます。実際に行われたのが12月21日でございますので、その時期がずれているといったことも、この広報を見て、100%という数字から少し調べていったところ、私が得た情報でございますので、御参考に御答弁のほうを言っていただければと思います。

以上について、御答弁をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） それでは、入札落札率100%の結果についての御質問のうち、1点目の事業の予算化後から検査までの業務はどのような流れですかについてお答えします。

今回、議員の御質問は、抽せん型指名競争入札による下水道工事についての御質問でございますので、抽せん型指名競争入札におけます一般的な流れを御説明申し上げます。

予算成立後からになります。まず、工事担当課では、事業執行に当たっての予算を確認し、工事発注のために必要な工事の設計書を作成いたします。

次に、工事の金額や作業条件等を考慮し、当該工事の期間を設定いたしますが、発注する工事が国・県等の補助事業である場合には、補助金交付申請を行い、内示額の決定通知をもって事業の執行準備を行うこととなります。

その後、入札参加者指名委員会を開催し、入札適格業者の選定を行います。入札適格業者につきましては、工事を担当する課長が指名委員会の委員長に選定を依頼し、吉田町抽せん型指名競争入札実施要領の基準に基づき決定いたします。指名委員会で入札適格業者が決定しましたら、工事担当課では、入札適格業者に指名候補者抽せん会の開催通知を送付いたします。

その後、指名候補者抽せん会を執行し、抽せんにより、入札適格業者の中から指名候補者15社を決定します。

この指名候補者の決定を経まして、後日、入札参加者抽せん会を執行し、同じく抽せんによりまして入札参加者10社を決定した後、即座に当該入札参加者10社による入札を執行し、落札者を決定するわけでございますが、この指名候補者抽せん会から入札までの一連の事務執行につきましては、工事担当課ではなく、総務課が担当し、執行しております。

入札により落札者が決定しましたら、工事担当課におきまして落札者と工事請負契約を締結し、工事の着工となります。

工事の着工後は、地方自治法第234条の2の規定に基づき、契約の適正な履行の確保または給付の完了の確認をするため、必要な監督業務及び検査業務を行います。監督業務につきましては、工事担当課が監督員となって実施いたします。

検査業務につきましては、検査員が行うわけでございますが、その検査体制としまして、当初請負金額が300万円未満の工事の場合は工事担当課長が検査員となり、300万円以上の工事である場合には、町長の任命を受けた検査員が検査を行うこととなります。検査業務は、

吉田町請負工事検査要領に基づき実施いたします。

具体的に申しますと、工事施工中におきまして、完成後不可視となる部分や重要構造物につきましても、設計図書に基づき、工事が適正に施工されているか確認を行う中間検査を実施するとともに、工事現場に搬入した後では品質等の確認及び補修が困難な工事材料につきましても、その工事材料を製造する工場等で確認を行う材料検査を実施しております。

工事竣工後におきましては、受注者から建設業法や仕様書に定められた必要書類を初め、施工中の状況写真を確認の上、当該工事現場におきまして工事の完成を確認し、町へ引き渡しを受けるための完成検査を実施し、検査結果が合格となれば、町に引き渡されることになります。

以上が、事業の予算化後から検査までの業務の流れでございます。

次に、2点目の今回の入札結果をどのように分析されていますかについてお答えします。

議員からの御質問は、公共下水道事業、片岡2号汚水幹線工事(第2工区)の落札率が100%であったことについてお聞きしているものと受けとめておりますので、それについてお答えいたします。

まず、入札制度につきましては、公平な業者選定を行い、適正な市場原理による価格競争によって価格を決定し、また、地方公共団体では、地方自治法に基づき、予定価格の制限の範囲内で最高または最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とすることが前提でございます。

このため、高い落札率は、一般的に適正な価格競争原理が働いていない印象があるわけですが、一概に全ての案件が当てはまるわけではなく、入札者の受注状況、物価の上昇、工事箇所や工事内容の特殊性により入札金額の引き下げが難しい場合は、結果として落札率が高くなる場合がございます。

御質問の入札案件につきましては、これらに起因し、落札率が高くなったものと分析しております。

また、先ほど述べました地方自治法に基づく落札決定の原則を踏まえますと、抽せん型指名競争入札におきましては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者が落札者となります。このため、予定家価格と同額の入札であっても、制限の範囲内であることには相違ないため、これを落札者として決定することに何ら問題はございません。

さらに、抽せん型指名競争入札に限っては、参加業者の意向を踏まえ、予定価格を事前に公表することとしております。このようなことから、事前に公表した予定価格と同額の入札をした場合でも、適正な入札となるものでございます。

次に、3点目の4月1日現在の建設工事発注見通しで、入札時期が8月下旬と公表されていたが、12月21日まで延びた理由は何ですかについてお答えします。

初めに、議員からの御質問にあります建設工事発注見通しについて御説明をさせていただきます。

現在、当町の建設工事の発注見通しにつきましては、吉田町建設工事等の入札及び契約等に関する情報公表要綱に基づき、総務課における閲覧及び町のホームページにおきまして公表しております。また、毎年10月1日時点での見直しを実施しており、工事担当課において、公表内容に変更が生じた場合には、内容を変更して公表を行っております。

御質問の工事におきましては、当初4月1日時点では、入札時期が8月下旬となっておりますが、見直しにより、10月1日時点においては12月上旬に変更し、公表を行っております。

この入札時期を変更した理由といたしましては、工事箇所には国道、県道が含まれており、交通量が多く、迂回路の確保も難しいことから、工事担当課では、道路管理者である静岡県と事前の協議を行ってきたわけでありましたが、工事の施工方法や道路占用についての協議に時間を要したこと及び当該協議結果を反映させた工事設計書に一部変更する必要が生じたことから、入札時期を8月下旬から12月上旬に変更しております。

次に、4点目の12月21日入札で抽せん型指名競争入札が7本行われたことが要因ですかについてお答えします。

先ほど、2点目の質問でもお答えしましたとおり、入札価格につきましては、あくまで自社の工事の受注状況、工事内容等から総合的に勘案し、入札業者が決定をしております。このため、12月21日に執行しました7本におきましても、入札案件ごとに落札率は異なっております。

御質問の21日に行われました7本の入札案件は全て下水道工事でございます。それぞれの工事の落札率を入札執行順に申し上げますと、83.95%、83.88%、83.85%、99.04%、83.80%、100%、83.72%と、大部分は83%台の落札率でございました。

このため、競争性は十分確保されていると認識しておりますが、御質問の工事案件は、交通量の多い県道が施工箇所となっており、施工条件等を踏まえて、各入札参加者が応札した結果、高い落札率となったのではないかと推察をしております。

このようなことから、入札日に執行した件数落札率とは関連がないと判断しておりますので、同日に7本の入札を行ったことが落札率100%の要因になったとは考えておりません。

次に、5点目の今後において改善や対応を考えていますかについてお答えします。

現在、町では、予算や工程計画等を考慮し、適切な時期に工事を発注することを念頭に発注計画を作成し、これを踏まえて見通しの公表を行っております。

また、工事に必要な関係機関との調整、住民の合意、用地の確保、法定手続などの進捗状況に応じ、弾力的に発注計画の見直しを行い、10月の時点で公表内容の変更を行っているところでございます。

しかしながら、今回のように、入札時期の変更に伴いまして、工期が年度末の繁忙期となり、入札参加者の受注量も増加している状況下での入札執行となりましたことから、今後におきましては、これまで以上に発注計画を踏まえた進捗管理が必要であると考えております。

さらに、今後も、さまざまな要因によって公表内容を変更せざるを得ない事態が生じる可能性がございます。そこで、工事の発注見直しにつきまして、さらなる精度の向上を図るため、平成29年度からは、見直しの頻度を従来の年1回から月1回程度へとふやし、工事発注計画に基づき、より適切に進捗管理を行ってまいりたいと考えております。

また、こうした公表内容の変更ににつきましては、速やかに建設業者や町民の皆様へお知らせすることにより、建設業の人材、資機材の効率的な活用を促し、年間の工事量の平準化にも努めてまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問ありますか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 御答弁、非常にわかりやすく、町がどのようにお考えであったか、また、背景にどのようなものがあつたかということが明白になりました。でありますので、これで終了してもいいんですけれども、そうもいかないものですから、少し突っ込んだ形でですね。

所期の目的は達成されましたが、入札と申しますと、なかなかうちの町は、船橋理事は国交省の関係で、入札のほうをいろいろやられていると思うんですけども、抽せん型は全国的に見ても、うちだけのものですから、最初びっくりされたと思われるんですけども、そういったこともありまして、今度でありますけれども、入札について、今御説明いただいたものから、私、そちらのほうはちょっと疎いものから、少し聞いていきたいなと思います。

予算決定後から、抽せん型で指名するわけなんですけれども、法律が変わって、昨年度から、内訳書という形で、入札に当たって、今、うちの町のように予定価格が公表されていますと、それに対して、全然自社で把握しないで、そのまま受注することによって、工事の適正化が図れないようなこともあつては困るということで、内訳書を出すようにということで、国のほうから指導があつたと思うんですけども、入札に参加した時点で全社が入札、正確なところがちょっと出てきませんので、請負、すみません……吉田町工事費内訳書という形で、入札に参加するに当たって、全ての業者、例えば15社が10社になった時点でなるのか。その辺について、少し説明をしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

ただいまの入札の関係の内訳書、入札書と内訳書を添付ということでございますが、こちらにつきましては、入札を10社、入札参加者の抽せんを行って10社に決まりましたら、その10社が応札をする段階で、入札書と内訳書を添付するということになっております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

そうしますと、内訳書のほうを精査する時期というのはいつになるんでしょうか。先ほどの説明ですと、前もって15社から10社になって、その決まった時点で、くじを引いた時点で、すぐ札を入れると申しますと、内訳書をチェックする時間がないと思われるんですけども、それはどうなっているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 内訳書のチェックというのは、入札を執行している側、私どもがチェックをするということでよろしいでしょうか。これは、入札が応札をされてから、入札書、それからあと、内訳書を比較して、その場で確認して、その後落札を決定していると、落札というか、確認をしているということになります。

それから、業者さん側のほうの関係でございますが、15社の段階で当日を迎えます。そうしますと、外れるケースもあるかもしれませんが、10社選ばれますので、その段階で準備をしてこられているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） そうしますと、その落札した方が契約という、入札日当日には内訳書をチェックする時間がないですから、後日ということになるんですか、決定というのは。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 内訳書の確認は、決定の宣言をする前に確認しておりますので、後日決定ということではございません。入札を執行して、落札業者、まず入札の応札が適正であるのかどうか、内訳書も確認しまして、それから入札の決定を行うということでございますので、多少時間はかかっておりますけれども、確認時間がありますので、その段階で確認をとっておりますので、後日決定ということではございません。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 業者側はそういった形でなっているといた形で、予定価格に対して、どのような部材、工数及び計画でやるかというものがそれでわかると、工事費内訳でわかるということですが。

今度、予定価格のほうですけれども、設計をやって、何でそんなこと聞くかといいますと、今回の100%となった金額が、繁忙期もあるということで御説明がありました。そういった時期に、工事が集中したのは関係ないということですが、年度末の限られた期間の、けつが決まっているというか、完成が決まっている12月21日、3月15日、あしたまでですね。ということで、工事が発注になるということで、そういったものがあるということで、多少予定価格にその辺の兼ね合いのところがあるのかなと思ったものですから、設計した金額に対して予定価格を決める、その辺の流れについて、もう少し詳しくお願いしたいと思うんですけれども。

そうすれば、今回の予定価格がもう少し上に上がってれば、また変わったのかなと。これ見ますと、仕事量をたくさん持っているということと、時期が非常にそういった時期であったということで、見積もりを積算していった中で、予定価格に近づいた時点でないと採算とれないよという形で、業者9社がそういうふうに判断したというのは、なかなか偶然ということ、すごいなと思ったんですが。

予定価格は出ていますので、その辺のところもあるかもしれませんが、それについて、町のほうの体制について御説明願いたいんですが。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず今回の、100%といいますか、その関係に近くなったということで、今お話をいただいたかと思っておりますけれども、まず繁忙期ということで、原因というのは、ちょっと違う原因を言われていたと思っておりますけれども、まず工事の関係の、今回の高くなった原因とされているのは、一つは、工事の施工箇所であるとか工事の内容によって、当然入札のところ、業者さん側のほうですが、変わってくるというようなことで、今回の工事の施工箇所が、まず交通量の多い県道の工事というようなことで、先ほど答弁のほうをしているかと思っております。ですので、繁忙期ということが、それも要因としてあるかとは思いますが、ただ、今回の直接の起因としては、考え方はそこではうたっておりませんので、そこだけはちょっと御理解いただきたいと思っております。

それから、まず予定価格の関係ですが、これにつきましては、当然設計積算をしまして、その後、札入れという行為を行いまして、予定価格を決定するということになりますので、この金額に応じて、町長、それから副町長というようなことで、札入れのほう、予定価格を

決定するということがございますので、そうした手続の上で行っているというものでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） そうしますと、予定価格で、今言われたように、内容、箇所、交通量が多いとか、そういったものは予定価格に影響を及ぼさないといったことの認識でいいんですか。それとも、そういったものをある程度考慮した形で予定価格を設定した、そこが非常に大切だと思うんですが。あくまでも県の統一価格等々のものがあって、それが決まるということ、素人なものですから、御容赦願いたいと思うんですが。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 全て工事の箇所といいますか、工法も違うでしょうし、そうしたものは、当然そうしたものを加味して、設計をされているというふうに思っております。

それから、例えば国道であるとか県道の通り沿いであれば、当然、整理人であるとか、そうした、ほかのところではないものも当然出てくるかというふうに思っておりますので、そうしたものが加味されて、当然設計をされているということで御理解いただきたいと思いません。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） そうしますと、今回の予定価格というものは、そういったものも加味して、町が設計書に基づいた形で、県の公の単価及び、その内容とか箇所づけ、箇所のことを考慮した形で設定したと。入札業者のほうも、10社全社が内訳書で、その内容について詳細に書かれたものを出して、裏づけを持っていったといったものが、たまたま両方とも、町が出したものと9社出したものが一緒であったといったことで、これは問題ということとは全然していませんので、先ほど御答弁があったように、予定価格の制限内であれば、適正な処理であるということで、これは十分理解するわけでありませけれども。

うちの町の場合は、そういった場合は、これも書いてあって、抽せん型の中で、同札の場合にはくじ引きによる決定を行うということで書いてあるわけでありまして、5社から10社、また一緒になったらくじでやるということで、抽せん型、条例で決まっていますので、そうなんですけれども、国の大きいところは、そういうような場合は、再入札なんかを行うとかあるんですけれども、これは制度的には、特にそういったもので決めているものでありますので、再入札をすることによって、また、貴重な税金なものですから、少しでも入札率が下がればなと思うんですが、そういったことは、国のほうではそういう形で、国というか、普通はそうやるところが多いようなことをちょっと聞いたことあるんですけれども、そういうことはないわけですか。くじで決めているということでやると。

船橋理事、どうですか。国の場合は。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず、くじ引きでございますが、こちらにつきましては、抽せん型競争入札に限ったものではなくて、同額の最低者が2社以上いた場合は、その適正な中で、予定価格以下であれば、そこでくじを実施するというのが、私ども、これまでもやってきておりますので、何ら問題ないというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

問題があるということじゃなくて、ほかの方法もあるのかなと思ったものですから、聞いたものですから、くじでやるということですね。わかりました。

それで、この辺のところ、書類的なもののチェックのことで、今回このような形で、町内業者の人たちも今回7本、それは問題ない、適正な価格でやったということであるんだけど、説明の中でありました、工事箇所が国道、県道にかかわっているということで、県との協議が割とかかったよという御説明が、答弁がございました。それで、あともう一部は、一部工事内容の変更も生じたよということであったんですけども、確かに今のこの該当箇所は県道なんですけれども、国道の近くなんですけれども、特にその辺のところ、どのような形で県のほうから、少し、12月21日以降の執行でやるというのは、何かその辺のところというのは指導があったわけなんですか。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

担当課でございますので、土木との協議というのは、まず工事の本線ですね。県道には水道管やN T Tなどの埋設物がたくさんありますので、その下水道課との本線を定める協議や、あと、舗装復旧に係る協議などを土木事務所と重ねてまいりました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） それは、今回の28年度の入札の中で、5月にも下水道工事の発注があったんですけども、それでも同じように協議があったと思うんですけども、今の説明は、何でその協議がかかってしまったかという御答弁にはなっていないと思うんですけども。

確かにそういった埋設物があって、水道管の本線をどこにするかというのが決まらなかったということで延びたというのはわかるんですけども、何かがあって延びちゃったというのが、県がすぐに許可しなかったり、そういった話し合いにに応じていただけなかったということですか。優先順位があって、県のほうも事務が繁忙でありますので、吉田町さんのほうは少し待っていてくださいということでおくれちゃったのか、それともそれが、12月、おくれた理由がちょっとわからないんですけども、その説明では。

それは4月1日でも、昨年度の当初予算書で、平成28年度公共下水道事業主要箇所の中に、片岡2号汚水幹線工事という形で、国の部分と町単部分で載っているわけございまして、今回のところも町単部分で、予算で、町のヒアリングも済んで、議会で議決して、オープンになっているんですから、十分時間があったと思われるんですけども、それが何でおくれた理由になるのか。その辺がちょっとわかりませんが、それについて、もう少し詳しく。

下水道工事だから順序立てがあるとか、県のほうの認可で、こういうものは一番最後にやるんだよという、そういうルールがあるのか。その辺のところも含めて、ちょっと。今回おくれた理由が、県との協議がうまくいかなかったと、県との関係が。その辺について、どうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 県との、先ほど言ったように本線のこととか、舗装のことを協議しまして、それで、県道ですので、2カ月以上養生期間を置くようなことも指導されて

おりますので、そうした場合、少し設計書の内容を変更するとかというような作業などがありますので、このように少し入札がおくれてしまったというようなことでございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

この工事は開削工法でやっておりますよね。広げて掘って、埋めて、すぐ埋めるといったことで、養生2カ月じゃ完成間に合わないじゃないですか、年度内に。3月15日までに間に合うんですか。あしたですけれども、2カ月の養生といたら。それなら、もっと早くやるべきではなかったんですか。その辺はどうですか。

何でおくれたかということですよ。そこを単純な、明白な回答してくださいよ。書類は出したけれども、県が処理をしていただけなかったのか。県の問題なのか、町の問題なのか。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

先ほど言ったように、埋設物の舗装2カ月というのは、県道ですので、2カ月養生が必要ですというふうに言われましたので、それで本年度は、当初は最後までやる予定だったんですが、工期的に無理ですので、その県道の舗装の幹線部分を抜かすとかというような設計変更をしたり、あと、やっぱり国庫補助を使っておりますので、そういう舗装の変更した部分に対しては、また工事を延長するよというようなことをまたしなければ、国庫補助を返すようなことになりますので、そのような調整をしている間に時間がたってしまう、このように遅くなってしまいました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 調整に時間がかかったということで、あした終了予定の日でありますので、今後そういうことのないような格好で、事務執行をスピード感を持ってお願いしたいと思います。

今回100%ということで、そういったことが初めて明らかになったものですから、あれですけれども、工事が集中するとなると、なかなか難しい面もあると思われるものですから、そういったところ、入札価格については自由競争の中でやっているものですから、町が定めたルールの中で決定したということですから、それについてはどうもありませんけれども、町のほうで御答弁の中で、そういった県との協議に時間がかかったということがあるならば、今後、県との協議がスムーズにいくような格好で、連絡を密にさせていただいて、やっていただきたいなと思いますので、お願いしたいと思います。

そうなってくると、ちょっと確認になってしまいますけれども、28年度予算書の中で、工事箇所、こういう形になっているんだけれども、今の御説明だと、当初工事よりも減額、今回補正を通してのんですけれども、それを通して、また29年度、工事箇所となっていますけれども、今回の箇所に関しては、来年度も継続してやるということによってなっているわけですね。繰越明許でなくて分離したということですね。

○議長（大塚邦子君） 上下水道課長、大井一弘君。

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

今、議員さんがおっしゃったように、設計書を分離しまして、舗装ができないところは来年度また舗装をやっていくというようなことで、工事を施工する予定でおります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 契約に係る、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、こちらにのっとりしますと、基本原則としては、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除であるという形でうたわれております。そういったことでありますので、情報というのはある程度、何でこんなことを言うかということ、今回御答弁で、対策されたものですから、それで満足なんですけれども。

やはり工事業者にしても、年間の施工計画、とれるかとれないかわからないですよ、くじ引きですから。その後の入札で決まりますので、わかりませんが、年間通じての、やっぱり仕事量、従業員を養ったり、いろんな形の経営計画もあるでしょうから、そういったところで、8月に予定されていたものが、延びて延びて年度末になってしまったというところ、当てにしていたところもあったかもしれないし、それについて、わかりませんが、今回、年1回の見直しが毎月見直していただけるということで、これは、担当課の方はちょっと大変かもしれませんが、非常に業者にとっては喜ばしいことで、やはり計画も出てくると思わるものですから。

やはり一般会計の質疑の中でも、法人町民税のほう均等割が減っているということで、法人数が減っているということで、町内のそういった関係する方々にも元気になっていただいて、しっかりと均等割以外にも、所得割のほう、法人町民税をしっかり出していただけるような体力もつけてもらうということで、やはり適正な情報を流していただけるということで、非常にいい結果が出たなということで満足しております。

来年、仕事のほうも、大きな工事はたくさんあるわけですが、下水道事業に関しては、なかなか大きな工事は、今後、200億円ですか、ありますけれども、予定はされているわけですが、喫緊では大きな工事というのはなかなかないということで、そういったところで、それぞれが精査のある内訳書を整備していただいて、適正な価格で入札していただいて、町と業者と町民が、みんなウィン・ウィンになるような格好でやっていただければと思います。

最後になりますけれども、そうしますと、今回の入札に関しましては、そういったことで、改善や対応として、適正な時期にやるということの適正な時期という解釈というのが、当初4月の時期の改正については、毎月オープンになるわけですが、国の補助がある場合はなかなか難しいし、町単の場合でも、入がない中で支払いも生じてくるわけで、その適正な時期というのはどういった感覚でいらっしゃるか。それについて確認していきたいと思いますが、お願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

今回、答弁のほうでもさせていただきましたけれども、工事の進捗管理ということで、これまで年1回を毎月の12回にしていこうということで、これは一応、当町も、実はこれ、国交省の国のほうの関係もありまして、静岡県全体が一月ごとに発表したらどうかということで、提案を今受けているところです。うちのほうは、早くもそちらに参加をするということで、当然参加するということは、町のホームページにも一月に1回載せていくということでございます。

まず一番は、適正な時期というのは、計画どおりというのがまず一つ、1点挙げられるかと思えます。当然、業務内容、先ほども申し上げましたとおり、内容によっては若干ずれるケースもありますので、それをいち早く皆さんにお知らせをして、建設業者の方も含めて、町民の皆様も含めて、これを公表することによって、工事の平準化、また、建設業の方の人材であるとか資機材の効率的な運用というようなことで、平準化を極力図っていきたいというふうに考えております。一応、進捗会議という中で行っていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 適切な時期という考え方でございますが、今総務課長から申し上げた点が、大体大きな捉え方としてはそうなるかと思えますが、もう少しミクロで見えてきますと、毎年工事の設計単価などは変わっていきます。そうした単価の入れかえ、そうしたものも、工事発注には大きな影響を及ぼしますので、大体そうした入れかえが行われるのが、通常であれば6月とか、そのころまでに行われるのが一般的と。ですから、町単工事であっても、なかなか4月変わってすぐ出せないというのは、そういう背景もございます。

それから、公共であれば、大体早くても、内示をいただけるのが7月下旬とか8月に入ってからということになりますので、そうした他の機関との調整も必要になってくると。

それから、工事現場によっては、いろんな調整も入ることになりますので、適切な時期というのは一概にこうだということではなくて、それぞれの置かれている工事の状況に沿って、できる限り早く発注をしていくというスタンスで臨みたいというふうに思っております。

それから、先ほどの、同じ価格の応札者が複数いた場合にどうするかというのですが、国においても再入札をやっている事例というのはないというふうに思っておりますが、落札できる状況まで入札を行っていますので、そこに応札した業者をやめて、また再入札をしてもらうということは、同じ札で随意契約で、どちらかを決めるとかいうやり方をすることはあるかもしれませんが、通常の場合であれば、同額であればくじで定めると。

うちの抽せん型指名競争入札、制度をつくる時も、くじ引きで指名候補者を選定するか、それから、入札業者を決める際の手続というのはオリジナルですが、それ以降の手続については、県とも協議をしまして、国の制度とも合わせてつくってございますので、その辺については、吉田町のオリジナルということではございません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 少し誤解した面がありましたので、教えていただきまして助かりました。そういったことでありますが、今回の質問に関しましては、冒頭、一番最初に言ったとおり、明白な形で、今回の結果について、背景、結果についての町の考え方、それに対応する、対策と言うと、ちょっと語弊があるかもしれませんが、よりよい公平で適正な価格競争が行えるような形で情報を発信するという形で結果をいただきましたので、非常に満足しております。

以上で一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 以上で、9番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第2、町長から第36号議案 平成28年度吉田町一般会計補正予算（第5号）についての1議案が提出されました。

これから、第36号議案 平成28年度吉田町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成29年第1回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回追加上程いたします議案は、補正予算について1件でございます。

それでは、議案につきまして御説明申し上げます。

第36号議案は、平成28年度吉田町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本議案は、学校教育施設空調設備整備事業につきまして、国の繰越明許費の許可が本年3月7日におりましたことから、教育振興事業に係る2億2,720万5,000円の繰越明許費を2億7,540万円に変更する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が追加上程いたします1議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

企画課長、八木寿彦君。

〔企画課長 八木寿彦君登壇〕

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

企画課から、第36号議案について御説明申し上げます。

追加議案つづり1ページと、別冊となっております平成28年度吉田町一般会計補正予算（第5号）をお開きいただきたいと思います。

第1条でございますが、平成28年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みがあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて翌年度に繰り越して使用することができる経費を1ページに掲げる。

第1表繰越明許費補正のとおりとすることを認めていただくとするものでございます。

なお、今回の繰越明許費でございますが、これは、今議会に上程し、有利な地方債の繰り入れを申請するために、3月6日に早期議決いただきました平成28年度吉田町一般会計補正予算（第4号）において、通常でありますと、あわせて繰越明許費を設定するところでございますが、補正予算（第4号）の議決日時点においては、国において追加内示分に係る繰越明許の承認手続中でございました。今回の繰越明許の町の手続については、国の承認後に手続するよう指導がございましたが、このたび、国の繰越明許の承認通知をいただきましたことから、補正予算（第5号）として、繰越明許費の追加をお認めいただくとするものでございます。

それでは、具体的な内容につきまして御説明申し上げます。

今回の国の繰り越し承認をいただき、追加で措置しようとしております繰越明許費でございますが、これは教育総務費につきまして、平成28年第4回吉田町議会定例会におきまして繰り越しをお認めいただきました、小学校の各教室に空調設備工事を実施するための予算額2億2,720万5,000円に、このたび、中学校の特別教室に空調設備工事を実施するための設計監理委託料に係る予算94万5,000円と施設整備工事請負費に係る予算4,725万円を増額した合計2億7,540万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫支出金と地方債、そして一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づいて、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製して、次に開催される議会に報告しなければならないことになっておりますので、この繰越明許費につきましても、そのルールに従って御報告させていただくようにいたします。

以上、御説明申し上げます内容が、平成28年度吉田町一般会計補正予算（第5号）案の概要でございます。

○議長（大塚邦子君） これから第36号議案についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第3、発議案第1号 中央新幹線建設における大井川の流量確保及び水質保全に関する要望を議題とします。

本案について、提出者、三輪正邦君の趣旨説明を求めます。

6番、三輪正邦君。

[6番 三輪正邦君登壇]

○6番（三輪正邦君） 6番、三輪です。

発議案第1号 中央新幹線建設における大井川の流量確保及び水質保全に関する要望。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに吉田町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成29年3月14日提出。

吉田町議会議長、大塚邦子様。

提出者、議会運営委員会委員長、三輪正邦。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきます。

中央新幹線建設における大井川の流量確保及び水質保全に関する要望。

かねてより、中央新幹線の工事施工により大井川上流部の河川流量が毎秒2トン減少することが予想され、大井川への流量の確保について各方面から要望をさせていただいたところでもあります。

平成29年2月7日開催の第7回静岡県中央新幹線環境保全連絡会議において、貴社からの「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【静岡県】平成26年8月」に基づく事後調査報告書（導水路トンネル等に係る調査及び影響検討結果）での、導水路トンネルについて「環境への影響は小さい」としたことにつきまして、大井川の流量確保対策の徹底を要望したところであります。

中央新幹線の建設予定ルートには、数千年から1億年の間堆積した地層が存在し、断層の隙間には長年大気に触れていない地下水の存在が予想されています。そのため、トンネルを掘削することにより、この地下水が流れ出し、大気に触れることで、大井川の水質に大幅な影響を与えるおそれがあります。

われわれ、大井川の水を生活用水、農業用水、工業用水等に活用している流域市町にとって大井川の水質悪化は重大な懸念事項となってくることが想定されます。

つきましては、大井川の流量確保対策の確実な実施と、水質保全のため次の事項について特段の御配慮を賜りますよう要望いたします。

【要望事項】

1、大井川の流量確保及び水質保全について万全な対策を図り、流域市町の住民生活への安全を確保するとともに企業活動を含む経済活動に弊害がないよう配慮すること。

2、中央新幹線のトンネル及び導水路トンネルの掘削において、水質検査を定期的を実施し、得られたデータを速やかに公表すること。また、掘削後一定期間経過した後も定期的水質検査を実施し、得られたデータを速やかに公表すること。

東海旅客鉄道株式会社代表取締役社長、柘植康英あて。

なお、この要望の提出については、大井川の清流を守る研究協議会を構成する5市2町を初め、焼津市、藤枝市及び袋井市を含めた各市町の首長並びに議会代表の連名により行うものであります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 説明が終わりました。

これから発議案第1号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

三輪議員、御苦勞さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時00分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会22日目、最終日であります。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員会活動報告、質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第1、委員会活動報告を総務文教常任委員会委員長から報告願います。

総務文教常任委員会委員長、山内 均君。

5番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会より、委員会活動報告をいたします。

委員会調査報告書を配付させていただきました。

本委員会で決定した所管事務調査について、調査の結果を吉田町議会会議規則第73条の規定により報告します。

1、調査事項、40歳以上の健康づくり事業について。

2、調査目的、町の取り組み状況と課題について調査研究する。

3、期間、4の調査の経過に示すとおり、第1回委員会を28年7月4日から、第15回委員会まで、29年3月16日まで15回開会をいたしました。

委員会では、調査研究の対象を健康づくり事業の現状と課題とし、町が取り組んでいる健康マイレージ事業、若返り貯筋塾事業、生活習慣病予防啓発事業、地区健康度アップ事業について、担当課である健康づくり課に各事業の説明を求めました。

健康マイレージ事業では、27年度から新たに実施した事業で、18歳以上の町内在住、在勤者が対象となり、健康づくりを促進することを目的に、参加者は、毎日の運動や食事、休養などの目的を立てて、達成した場合や、特定健診、がん検診などの健康づくり課主催の事業に参加することでポイントが獲得でき、ポイントが40ポイントとなるとふじのくに健康いきいきカードが発行される。このカードを持っている方が、ふじのくに健康いきいきカード協力店、協力施設において、それぞれのサービスが受けられる事業となっている。

生活習慣病予防啓発事業は、特定健診の結果を理解し、受診や生活行動の改善につなげ、予防や重症化を防ぐために、各種事業を展開をしている。

地区健康度アップ事業は、28年度からの新規事業であり、生活習慣病予防のための正しい知識を普及し、健康の保持増進を図るとともに、検診の受診率向上を目指している等々を確認できた。

健やかプラン吉田21～吉田町健康増進計画・吉田町食育推進計画の中間見直しからの説明では、平成25年度の死因別死亡者割合は、悪性新生物、がん、心疾患、脳血管疾患が高く、死亡原因の半数を占めている。平成21年から25年の死因別標準化死亡比は、県と比較して、慢性閉塞性肺疾患、脳血管疾患、自殺が高くなっている。特定健診結果では、男女ともに糖尿病予備軍の値が高くなっている。また、男性では、高血圧症有病者、糖尿病予備軍、習慣喫煙者、女性では高血圧症有病者の値も高くなっている。がん、心疾患、脳血管疾患と循環器疾患は、死亡原因の上位であり、重症化すると手術が必要となるなど、医療費が高額にかかる病気であることや、後遺症などにより介護が必要となる原因疾患であることから、がん、循環器疾患、糖尿病の発症予防と重症化予防に取り組んでいる方向性を持っていることなど、町の方向性が調査できた。

第3回委員会で、具体的な調査事項として、①健康マイレージ事業、②生活習慣病予防啓発事業、③地区健康度アップ事業について実態調査をすることを決定した。

第7回委員会において、健康マイレージ事業の先進地の視察を三島市と藤枝市とし、第10回委員会において、平成29年1月16日、三島市と藤枝市を視察した。

三島市は、平成24年度から「健幸都市」づくりに挑戦している。スマートウェルネスみしまアクションプランを策定し、チーム三島で全庁的に取り組んでいた

藤枝市は、平成24年4月から「ふじえだ健康マイレージ」をスタートし、「健康・予防日本一 ふじえだ」プロジェクトを立ち上げ、市民が幸せな健康生活を少しでも長く続けられる町を目指している。元気な町ふじえだづくりには、市民・事業者・行政が一体となって推進していることを調査できた。

視察からは、両市とも7割の健康無関心層をターゲットとした事業を展開している。

(1)無関心層の取り組みでは、男性の取り組み、若者へはアプリの利用。

(2)民間と行政と大学(産・官・学)との協働では、企業と連携にインセンティブをつけている。エビデンス(科学的根拠)に基づく裏づけを行っている。

(3)継続的事業の展開では、活動量計を利用した測定(自己申告でない客観的データ)を求めている。

(4)全庁的取り組み。課と課が連携するプロジェクトチームを立ち上げ、意識調査をした市民主体の健康づくりを行っている。

(5)チャレンジシートでは、多様なチャレンジシートの活用をしている。

(6)費用対効果、経済効果。三島市の試算では医療費削減を含め6億円ともいわれている。獲得ポイントに対し、多様なインセンティブを提供している等々の調査結果が得られました。

資料6として、三島市、藤枝市の視察報告書を別紙に添付してあります。後ほどごらんください。

以上、調査研究の結果、40歳以上の健康づくり事業は、健康で元気な体と幸せな生活をつくり出す環境の整備と準備が大事であることを調査を通して感じた。力強い取り組みと意気

込み、担当者の熱意と行動力が健康マイレージ事業を押し上げていることを感じ取った。全市・全庁の全体としての取り組みや、産官学を含めた一体的な連携は、学ぶべきところが多かった。

吉田町の基本理念である「誰もが健康でいきいきと暮らせる町づくり」に沿った、健康マイレージ事業、生活習慣病予防啓発事業、地区健康度アップ事業展開が始まり、健康づくりの位置づけとして全庁的な盛り上がりを大いに期待するものである。

以上が、総務文教常任委員会の活動の報告です。

以上をもって、総務文教常任委員会の活動を終了といたします。

○議長（大塚邦子君） 委員長の報告に対し報告、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

これから議案審議に入ります。

初めに、これまでに議決した議案を除く一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議を、議案番号順に行います。

審議につきましては、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。

引き続き、予算に関する議案を除くその他の議案審議を議案番号順に行います。

それでは、審議に入ります。

◎議案第12号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第2、第12号議案 平成28年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第3、第13号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第4、第14号議案 平成28年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第5、第15号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第6、第16号議案 平成29年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第7、第17号議案 平成29年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第18号の討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 日程第8、第18号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 日程第9、第19号議案 平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第10、第20号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第11、第21号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第12、第22号議案 平成29年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これで一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議が終わりました。
これから、その他の議案の審議に入ります。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第13、第2号議案 吉田町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

委員の定数の関係で伺います。

25名のそれぞれの委員の定数を、全体で35人ということにするという改正ですが、以前はそれぞれ各号によって委員の定数が決まっていたわけで、今度の改正によって、全ての人を含めて35名ということで大きくくりになったわけですが、これまでの内容確認の中では、従来のそれぞれの委員の内訳の人数は従来どおりというような回答をいただいているわけですが、そうした回答の裏づけと伺いますか、担保と伺いますか、今後もその人数で委員を任命をしていくということの、何か内規のようなそうしたものが残らないと、この少数ということで、これから委員の人数が変わってくる可能性もあるんじゃないかなという懸念があるわけですが、その点の担保がどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

ただいまの御質問でございますが、防災会議の条例でございますが、これまで、議員おっしゃるとおり各号の委員ごとに定数が決まっていたものを、役場の職員等も含めまして柔軟な対応をとりたいというような形で、全体で35人という形にさせてもらうわけでございますけれども、ただ、この1号委員から9号委員、この委員につきましてはそれぞれ定められておりますので、この委員につきましては必ず防災会議に入らせていただくというものでございまして、人数につきましては、今議員がおっしゃられたように、内規で制度化して運用を図

っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

従来までの人数が25人を、35人以内という形で上限を決めるわけでございます。先ほど、今同僚議員から質疑があったところで、従来どおりの人数を保持しながらということでございますけれども、10名マックスで増えるわけでございますして、その意図というのですか、会議をやるに当たりまして、25名を35名というとなかなか大規模な会議になってくるわけでございますして、その目的をもう少し明確に説明していただいて、この親会議があって、その子、分科会みたいな形で実践的な、多分今回の改正にいきます8号、9号の委員の数が多少増えるのかなと私は想像したわけでございますけれども、その辺の目的、自主防の方々とその防災会議の連携を図るとか、多分その辺の背景があると思うものですから、その辺について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今、議員のおっしゃるとおり、この委員の中で役場の職員の機構改革等によって、やはり上下すると。実際に増えておりますので、その人数が増えるという形を考えてございます。それから、9号委員でございますが、自主防災会、それから指揮権を持つ委員、こちら辺を必要であれば、こういった方々を入れていただきながら防災会議を開いていきたいというところも考えておまして、全体でちょっと人数を増やして35人以内という形で考えているというところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

アドバイザー的な、専門的な方々も想定されているということでございますけれども、この委員に常勤委員、非常勤委員という形のすみ分けを設けるのか、それとも一度指名したら、毎回その防災会議等いくのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

ただいまの御質問でございますが、1号から7号委員につきましては、任期等はなくて役職に伴って委員をずっと続けていただくという形でございます。それから、8号委員と9号委員につきましては、任期を2年と定めさせていただいて、その都度、改正をさせていただいていくという形になります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 答弁漏れがあるようですが。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

大変失礼しました。

常勤、非常勤というところがございますけれども、常勤ということではございません。非常勤という形で考えてございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

これは、法律にのっとって防災会議を設けなければならないという形の、条例の委員の中身についてでございますけれども、実際に運用を図るにおいて、要綱等しっかりとした形で会議を開催していくと思われるんですけども、どうしても私は、全体的な会議と実務的な会議というものが出てくると思うんですけども、そういったものは、これ以外の要綱のほうでしっかりと定めるといふことでよろしいのでしょうか、運用の面では。これはあくまでもその定数の部分の改正でありますけれども、今までと違って人数が増えるわけありますから、おのずと内容も変わってくると思われるんですけども、その辺について変化はございますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

現在では、この改正に伴いまして、委員、それから委員の人数ですけれども、そこは内規で定めていきたいというところがございますけれども、もともと防災会議条例の中で、専門部会も設置できるというところも条例の中で入っておりますので、必要に応じてそうした専門部会を通じて、町の重要な防災の対策について考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第14、第3号議案 吉田町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石でございます。

これまで、庁内の業務の多忙化、そういうことがよく問題になってきておりますし、大変、職員の皆さんには日ごろの業務、ますます複雑化、高度化してくるという中で、大変だというふうに思っておりますが、類似団体、他の自治体との比較をすれば、吉田町の定数が足りないということについては十分理解をいたします。ですが、この定数条例が開始されたということで、直ちに定数が増員になるかということにはつながらないと思っておりますが、今の多忙な状況について、今後その定数条例の改正に伴って、それに伴う定員の増、そういうことも当然、契約的に進めていかなければ、今の状況の打開というのは難しいんじゃないかなというふうに考えますが、こうした条例定数がこの議会の中で可決された場合、今後そうした実情に合った定数を増やしていくということでの今後の見通し、計画等があれば、お話をいただきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

今回の条例改正案のほう、今議員がおっしゃられたとおり、類似団体の比較の中で定数モデル数を上限といたしまして、その中で上限を定めまして、そうした運用をしていこうということでございます。

ちなみに、今後の計画ということでございますが、これはなかなか計画的に何名、毎年度増減等も突発的なこともございますので、なかなか計画的には難しいというところがありますけれども、一応こちらの推移といいますか、そうしたものにつきましては、現在、給与、人事の定数の関係は4月に、それから住民の方々に対しましては、12月に「広報よしだ」、ホームページ等でその進捗状況のほうは一応公表させていただいております。増減した場合は、当然理由を示しておりますので、そうした形で必要に応じて行っていきたいというふうに考えます。

また、ただ職員を直ちに増やすとか、それは必要に応じて、当然必要なところには配置をしていくということになります。やはりスクラップ・アンド・ビルドではありませんが、業務の見直し等も行いながら重点的に職員を配置するところはしていきながら、あと再任用、それから臨時職員も含めて、効率的な弾力的な運用を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） その時々業務量の変化というものは当然あるわけですし、昨年も町内の課の体制等いろいろ考えていただいたところではありますが、やはりその時々によって職員の定数、あるいは臨時職員の増減等も含めながら、業務の見直しもやはり毎年やっていく必要があると思っております。そうした中で業務の見直し、それから臨時職務も含めて、業務量と定数の関係について毎年の見直し、これを徹底してやっていくということでの基本的考

えはあると思うんですが、具体的にどう進めるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 定数の関係でございますが、これまでも定数のほうは、当方のほうとしましては適正に管理をしてきているというふうに思っております。一つは、まず状況というのがあります。町を取り巻く状況の把握のために、毎年、これは内部の話になりますけれども、各課のヒアリングというのを毎年行っておりまして、業務量、それから人員等を確認をしながらヒアリングのほうを行っております。また、今後業務が、例えば増えてくるとか、実際に何年度から制度が新たに入るというようなものも、そのヒアリング等で一応確認をとっている状況でございます。それとあわせて、これまでも議会等でも議員のほうからも御質問ありました、時間外、こちらの管理徹底もしていきながら、その時間外の状況であるとかそうしたものを踏まえて、今後そちらのほうを把握しながら運用のほうを図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○12番（大石 巖君） はい。了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

本条例改正案に関します説明及び全員協議会の席の中で、おおむねになっていたのは、平成8年当時に定められた定数であるといった点が1点、それと福祉関係の需要が非常に多大になっているというのが2点。もう1点目は、行政需要が非常に多く、今の現状では難しいということなんですが、1点、今も質疑の中にあっただけですけれども、年金改革等で年金の支給年齢が60歳から63、65という形で、職員の方々の生活等も含めまして、再任用職員に関しましても、これは定数の中に含まれると。

短時間勤務の再任用職員につきましては任期つき短時間勤務職員ですか、それは非常勤は含まれませんけれども、それ以外の任期つき再任用職員は含まれるという形であると。そうなりますと、イメージですけれども、そんな人数が多いとは思いませんけれども、その人数が少しずつ5年間ということでもありますので増えてきますよね。そうしますと、定数の中で再任用の方々の割合が増えてくると。そうしますと、おのずと新卒の方々を入れる枠がなくなってくるといったようなイメージがどうしてもとられるんですけれども、そういったことはもう一つの一因としてあるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

今、議員から御質問がありました再任用の関係でございますが、まず再任用制度でございますが、定数の関係につきましては常勤の場合には定数に含まれます。短時間の場合は定数には入らないと。非常勤と同様の扱いになってくるということでございます。

そうした中で、今回定数条例改正に当たりましては、再任用の職員の増というのは考慮はしていないといいますか、直接それが増えるからということで定数を上げたということではございません。あくまでも、先ほど当初に議員がおっしゃられたように、行政需要等弾力的な運用を図っていきたいということでの定数改正でございます。

それから、再任用制度なんですが、今後ずっと増えていくということも一つは制度として、

活用としてはありますけれども、やはり再任用制度というのはポストといいますか、こうしたところが再任用制度を使ったほうがいいじゃないかという、まずポストがあって、それから希望があって初めて合致した場合に採用という形になりますので、希望があったから新たに職をつくるとかということではございませんので、そこはまず御理解をいただきたいと思っております。

そうした中で、再任用制度もやはり一人工といいますか、時間がフルタイム必要じゃなくても、やはり短時間でそこが今職員のところ何とかいけるという場合は、その職員をほかの需要のところに配置をしたりとか弾力的な運用が図れるものですから、今後も、再任用制度も活用しながら弾力的な運用を図っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

集中改革プランで平成17年度から目標設定して、業務量は減っていないものですから、身を削る思いで定数管理をして職員削減を図ってきたといったことで来たわけですがけれども、ちょっとうろ覚えですがけれども、平成25、26年ごろから定数削減計画、定員管理に関しましては撤廃してやるという形で行政需要を図っていくということになったんですけれども、やはりちゃんとしっかりヒアリングを行って、総務課のほうで各課の需要をしっかりと見込んでやるということではあるのは十分わかりますけれども、やはり今までやった行政改革の流れというのはやはりしっかりと堅持していただきたいと思うんですけれども、その辺の意味というか、定数にかかわる行政改革的な行政改革本部ですか、庁舎内でございますので、その辺の兼ね合いというのはどういうような形で管理するのか。そちらのほうで両方に、やはり内部と外部的なもの両方とやったほうが良いと思うんですけれども、その辺についてどうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

ただいま議員がおっしゃられたとおり、まず内部でそうした進捗といいますか、定数の管理というのが当然適正に行っていかなければならないと思っております。そうした中で行財政構造改革推進本部という、今本部会議ございますので、そうした中で定数の状況等も把握しながら、また個別には、先ほど言いましたヒアリング等も実施しながら需要を把握をしまして、体制のほう整えていきたいというふうに考えております。

それから、外部のほうの委員ということの関係でございますが、こちらにつきましてはやはり、一つはまだ今現在もそうなんですけれども、今現在も定数の管理というのは、先ほども大石議員からの御質問のとおり、公表して、運用というのが数字としてわかるような形をとっておりますので、やはりこの辺で御案内いただくというような形で公表は当然していかなくちゃいけないというふうに思っておりますので、そうした職員の推移であるとか、なぜ、例えば増員になったのか、こうした需要が増えているということが明確にわかるような形で運用のほうを図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

当初予算の中で、給与のところの詳細な資料が載っているわけでありまして、先ほど同僚議員からの質問に関しまして、情報提供に関しましてはホームページと「広報よしだ」に載っているという形で、12月号の広報の中にしっかりと載っているのを持ってきましたが、人数に関しまして、各課の一覧の人件費等載っているわけでございます。ホームページのほうの給与・定員管理の中においても、しっかりとした形で行政需要等が載っているわけでありまして、あくまでもこれは終わった後、決算が終わってから前年度の報告であるわけでありまして。

今直近ですと、27年度の給与・定員管理等の報告であるわけございまして、そうなりますと、予算措置して終わってから2年後、3月からいうと2年後のところはどういった状況に増えるかというのがわかるわけでありまして、やはり青天井ということはないと思うんですけれども、しっかりとチェックされているということで確認はしたんですけれども、やはり大きな需要とかいろんな形の中で、しっかりとしたものをやはり議会としても、その職員の人数というのが適正なのかというところの説明を、やはりしていただきたいと思うわけございまして、そういった見地から考えますと、今回ふるさと納税にかかわることで、その財源をどこに使ったという説明書類を事前に了承、国会でいただいていることがあります。また、予算審議においても都市計画税の内訳というものをしっかりと、参考資料の中に入れていただいて、こういった割合でやっていくということの裏づけの資料もあるということでありまして、消費税の部分についてもそういった資料をいただいているわけでありまして、職員のこの変化、人数を増やすという場合に、予算審議等々にかかわるところの中で、資料的なものが、そういったものが後からになりますと、こういった形で職員数の状況ということで増減理由もしっかり書いてあるということもわかるんですけれども、これはもう終わった後でのことでして、今職員が5名増えたよ、3名増えたよということの内訳のものをやはり決めるところに出していただくのがいいんじゃないかなと思うんですけれども、それについてはどのような対応を御検討なのか、お願いしたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

議員からの御質問で、予算時、当初予算のときに、恐らくこういう予測的な数字ということで資料提示ということでのお話だと思います。

一つは、予算は概略的な話になるものですから、正直、予算のいわゆる要求というかの時点と、仮にきょうとかにはもう大分中がちょっと変わっているのがあります。そうした中で、やはり一つは、採用であるとかそうしたものは町長部局という形はありますけれども、やはり議員の皆様も当然、いわゆる進捗状況というのを確認をしたいということがあるかと思っております。そうした中で、ただ不確定な数字がいきますとあれですので、私どもとしましては、一つは条例施行をお認めいただいて条例施行後という形になるかと思っておりますが、内示の時点が一番はっきりとした数字が直近でわかるということになりますので、そうしたときにいわゆる対定数に対して何名、それから前年度に対して何名というような課別的な内訳の資料のほうは、今後早目に提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第15、第4号議案 吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

この間説明していただいた中で、この税率ですけれども、町で独自に決めることができるけれども、今回は地方税法に合わせてあるよということでも伺いましたが、近隣市町が全体的に足並みがそろうということも大事だと思いますが、将来的に定住の促進ということを見ると、周りが今、この間もちょっとお話をさせていただきましたが、みんなそういう気持ちでやっている中で、町として吉田町へということが、少しでも周りよりもそういうのがあれば、多少なりとも来てくれるかなという気持ちもあるものですから、そういう中でインセンティブとかそういうふうな形で、軽自動車税を町で、多少なりとも周りよりも住民が優遇をされるような形でというように考えるということは、将来的にはいかがですか。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

ただいまの御質問でございますが、現在の軽自動車税は標準税率が定められております上に、制限税率が定められている税額でございます。町が標準税率と違う税率で定めようとするときは、地方税法の定める税率以下の税率にすることはできるものでございますので、将来その税率を変える検討はできるものと考えございます。

ただ、今回導入されます環境性能割につきましては、町税ではございますが、実際には賦課徴収するのが県となりますので、各市町で異なる基準で運用いたしますことは大変難しいことではございますので、税法に定めた税率によることが適当であるものと考えております。

以上でございます。

○10番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第16、第5号議案 吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第17、第6号議案 吉田町個人情報保護条例及び吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第18、第7号議案 吉田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

地域密着型サービスの施設型から、それに追加する形で通所の部分も、今回この条例をつくることによって、町が18人以上の地域サービスの提供をするところの基準を定めるという形になるわけでありまして、該当する施設は昨年10月にオープンして運用し始めて、地域に貢献しているわけでございますけれども、やはりこの基準を定める以上、それを管理する体制というものが必要になってくると思うんです。今まで県とか国の中で、実際にその辺のところ、10月からオープンして施設型も今やっているわけでありまして、それから今度通所型も加わるわけでありまして、管理体制についてどのようにお考えなのかお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 福祉課でございます。

管理体制ということで御質問いただきました。

管理につきましては、町が指定をするというところで指導も町が行うということになりますので、適切に指導するというところでは、実地指導、監査、そちらのほうを定めておまして、新設した施設につきましてはおおむね1年ぐらいをめぐりに指導のほうをさせていただきますが、実際にもう運用されているところにつきましては、3年に一度実地指導をさせていただきますので、そのように規定をさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

その実地指導、既存に関しましては3年で、新設したら1年以内にやるということでありまして、その立ち会いとか書類とかいろいろあると思うんですが、その職員のスキルの研修等のものはどのような形で行っているのかお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 職員のスキルといいますか、資質を向上させるという意味では、毎年県のほうが他施設の実地指導に回っておりますので同行させていただいて、そのところはちゃんと一緒に指導のほうを見させていただきながら、私たちもそこで勉強させていただいていますし、指導のための手引書といいますか、そういうところもちゃんと国のほうから定められておりますので、そのところでちゃんと指導が適正にできるようにこちらのほうも構えております。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第19、第8号議案 吉田町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と

します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第20、第9号議案 吉田町創業支援センター設置条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

今回は、創業支援センターの設置条例ということで新しい条例でございますが、この中で、前回の全協の中で、当面の間は指定管理はしないで町が管理をするということでありまして、そうした中で職員の常駐もしない。鍵は利用者に預けるというような形であります。

そうした中の15条のところでありまして、規則で定めるということで載っております、その規則についても資料をいただいているわけですが、その中の規則なんです、第2条でセンターの開館時間8時から9時というような規定がされている。それなんです、鍵を利用者が持っていて、その時間内でおさめなさいよということなんですけれども、じゃ、それを誰がこう見ているのかということもあるし、近所の方が9時ごろやっていたよという苦情が頻繁に来るとか、そういうのがあればどうなるのかわからないけれども、基本的に鍵を預けちゃって利用者にある意味任せているんですね。で、この規定があるというのはちょっとどうなのかなというのが一つあります。

それで、お役所が管理するから、こういうことをどうしても時間を区切らなきゃいけないのかわからないけれども、全協のときも自分は言ったんですが、創業を志してこうやっているときに、この時間の制限があるというのは非常に使いづらいのかなというような思い

もありますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

ただいまの増田議員の御質問でございますけれども、まず創業支援センターにつきましては、旧すみれ保育園の園舎を改装して、その中をセンターとして活用させていただくというものでございまして、先ほど来、議員御指摘のとおり、ここに職員等を配置しての管理というものをやる予定ではございません。したがって、入居時における説明等において、それについては十分御理解をいただく中で御利用いただくというような形になってまいると思います。

また、時間の制約8時から9時までということにつきましても、全員協議会で9時が適切かどうかというようなお話も中にはございましたけれども、通常、私ども、この開館時間を考慮させていただく際に、施設とあわせて、例えば役場のほかの公の施設の中の一角でそういったセンター的な創業支援の施設が入っている場合等ですと、そのところで、ある程度確認もできたりというようなことができるものでありますけれども、この施設の場合につきましても、人が、管理する側がそばにはいないということでもありますので、何時くらいが適切かと、8時がいいのか、9時がいいのか、10時がいいのかというような中で、9時くらいを限度とするほうがいいのではないかとということで、当然仕事でこの施設を使っていたくわけですので、どのくらいの時間がいいのかという設定につきましても、十分中で考慮した結果、9時までというような形で規定をさせていただいております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

その時間を区切らないと、やはりこういうものというのはいけないという考えなんですよね。この施設が、創業という点を考えますと、この時間を区切るというのがどうかなと非常に自分思っているんです。じゃ、募集をしたときに、この時間が足かせになってなかなか利用者がつかないということも考えられるんじゃないかなというように思うんですが、その点についてどのようにお考えですか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

まず、時間を区切らせていただいたというものは、こちらの施設につきましても公の施設であるということでもありますので、限られた時間を設定させていただくということございまして、8時から9時ということであれば十分いいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

どうしても設けたい、設けなきゃならないというのはそれでまあいいんですけれども、それで質問変えます。

この審査に当たりまして、産業課が担当しますというような話を聞いております。専門的な知識を産業課のほうで持っていて、創業支援に関していろんな書類のチェックというのはできていく体制になっておるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

こちらのチェック機能につきましては、先般、全員協議会でも御質問いただきまして、審査委員会等は設けず、書面審査で行うというような回答をさせていただきました。

こちらの施設につきましては、あくまでもここで規定させていただいておりますのは、利用者である創業者の方に利用していただくということで、使用料を納めていただくというような形になってまいります。補助金を交付するものではないということがまず1点ございます。

そういった中で、ただ、創業支援センターでございますので、その目的に沿った内容のご利用をいただくということで、それにつきまして申請書とあわせて事業計画書でありますとか、その事業計画書の内容を確認できる書類等御提出いただく中で、チェックをさせていただくということでございまして、その中には事業計画でございますので、どういった業務があるというようなこととか、収支計画等も恐らく入ってくると思いますけれども、そういった確認はさせていただこうというところでもありますけれども、本来的には、この条例あるいは施行規則等で確認させていただかなければならないところは、この条例あるいは施行規則で規定させていただいている条件が満たされているかどうかという部分でありますので、それにつきましては、書面審査で職員で対応可能だというふうに考えております。

以上です。

○8番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑は……

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

利用するに当たって申請を出してチェックしていただく。ですけれども、それで使用が決まりました。で、使用期間中はその使用の仕方というか、使っている方が提出されました目的、それに沿った内容のことをやっているかどうかというのは、どのような形で確認したりチェックしたりするのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） まず、この利用者の方につきましては、今議員御指摘のとおり、申請時においてどのような業務においてそこを使われるかということがチェックされまして、で、今議員御指摘のところは、実際では使用が許可が出た後の確認ということでありますけれども、それにつきましては定期的にと申しますか、事業者との面談というかそういったことも多分必要になってくるかと思えますけれども、それをその書面的にどうこうということではなく、確認という作業は必要だと思いますけれども、常時そこが人が常駐して確認しているわけではありませんので、それは時間を置いて確認をさせていただくというような格好になるかと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

先ほど、鍵は預けっ放しでその人にお任せしますというふうな回答がありましたけれども、そうしちゃうと、その人が使っている間、終わるまでは何もないというふうに自分は受け取

ったものですから、その中で、本当にその申請した目的に沿ったことに使っているかどうか。これでいくと毎月1万7,000円で使って、この間伺ったら、電気とかエアコンとか使いたい放題というのを聞いたと思うものですから、そういうこと考えると、使い道をちょっと違う方向にしても何だか利用するには便利なところだなというふうに考えられるものですから、そのためにちゃんとした、やはり定期的に様子を伺いに行く、幾らいなくても。向こうへ連絡して行くかどうか、それはわかりませんが、そういう形で、仕事のぐあいはどうですかとか、そのような形でちゃんと目的に沿った仕事やっているかどうかということを確認する必要があるんじゃないかと私は思うんです。

先ほどは、まだそういうことは決まっていなくて、それもやらなければいけないかなというように、今口ぶりだったものですから、だけれども、私は必要があると思ってこういうことを言っているものですから、聞いているものですから、そういう必要があると思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

常時そこに人が配置されていてチェックしているというものではございませんので、議員がおっしゃられるように、実際見えないところで全てその条件を常に満たしているかどうかという確認というのは、確かに難しい面がございます。ただ、それは公の施設をお貸し出しする施設においても、全てに言えることでありまして、その室内においてどういう使われ方がされているかというのは確認されにくい部分はあるかと思えます。ただ、先ほど私が御説明させていただきましたとおり、定期的に巡回等させていただく中で確認はさせていただくことができるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

そういう確認は、することはできるということは今聞いたんですけれども、できるじゃなくて、するという言葉を私は聞いたかったもので、その辺はできるじゃなくて、そういうことをしますかということをお伺いします。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの確認ということでございますが、ここを使用するに当たりましては、利用者もこの条例をお認めいただければ、この条例に沿った利用ということを前提にしなければいけないわけございまして、この条例の適用を受けるのは町だけではなくて、この利用者も同じでございます。この条例の趣旨に沿ったものになった利用になっているかどうかということについては、町としては絶えず管理していく必要がございますので、当然何らかの方法をもって適正に使用されているかどうかということは管理してまいります。

それと、先ほどの増田議員の、開館時間でございますが、開館時間としてああいう立地場所としては周りに生活をされている方もいらっしゃるという中で、どういう時間設定をするかという検討の中から、午後については9時までというような開館時間を一応定めたわけではございますが、全てただし書きがついております。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでないと、こういう例外を認めるようなものを、全てここのセンターの場合は、余り制約が厳しくなって創業までは結びつかないというようなことがないように、周りに配慮

しながら利用はできるというような、そういう条文で整えたのであるということで御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 5番、山内です。

理論的なことをちょっとお聞きします。

40ページの中に第8条の使用期間と9条の使用料についてです。これ多分関係しますので、裏の14条の利用料金にも関係してくるんですけども、この中に3年以内とすると、そうして必要と認めるときには1年ごとに使用期間を更新することができる、これが規定されていますね。そうして使用料金の中でも、別表どおり1万7,000円が記されておりますけれども、必要と認めるときには減額し又は免除することができる、そうすると、理論値ですのでこの数字でいきますと、何年間安い料金で空調関係が全部お任せの中で、非常に不合理ではないかと思うんです。要するにこの3年以内ということ、これやっていくとずっと借りられるじゃないかという理論的な数字が出ちゃうんですけども、その点はどういうふうな形で感じておりますか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

こちらにつきましては、条例の第5条に、使用者の範囲というものを規定させていただいております。この中で1号から3号までということございまして、それにつきましてはこれから創業しようとしている人、あるいはもう創業を始めている人とか、いろんなパターンが考えられるわけございまして、そういう条件等も考えながら、何年がいいのかということを考えて3年以内というふうに一応は上限として設けましたが、ただその創業の仕事の進め方によって、場合によっては延長する場合もあるだろうというようなことで、更新ということも一応ただし書きとしてここで規定をさせていただいております。

それで、今議員御質問の、じゃ、それが適用されるとなるといつまでも使えるのではないかということございましてけれども、この条例の本来の趣旨から考えますと、そういったことはない、あるいは私どももこちらのセンターを設置して、多くの方にご利用いただく中で、創業を望まれている方たちに御活用いただきたいというふう考えておりますので、余りそういったことは今のところ想定はしておりません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 5番、山内です。

意味として大体わかります。だから理論的という話なんですけれども。

そうすると、これ今言った、ずっと借りられる可能性があるということになりますと、今言われたとおり、そういうふうには感じてはいないと。でもそれは形としてやはり出しておかないと、ちょっとお聞きをしたいのは、じゃ、今言った、そのどのくらいを上限としているのかというのをひとつお聞きします。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

先ほど、条例の第5条を少し持ち出させていただきましたのは、この第5条の第1号をごらんいただきますと、(1)でございますけれども、これにつきましては、事業を営んでいない個人又は団体で、事業の使用を開始する日以後1年以内に創業を具体的な計画を有するものというようなことで、これから創業を希望するという方については、大体1年以内に創業を希望するような方というようなことを設定させていただいております。

また、2号においても、既に創業開始されている方で、何らかの理由で、経済的な問題等もあろうかと思っておりますけれども、この施設を使われないという方につきましては、またその事業内容の進捗によってということになってまいるかと思っておりますので、どちらにしましても、こういった規定も設けさせていただいておりますので、ある意味においては議員御心配の点も、そういった条件をクリアしていく中で、条件として使用期間というのはこのように設定をさせていただいておりますけれども、実際の使用者についてはそういった心配は余りないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 5番、山内です。

心配がないとかそういうのじゃなくて、法律を、条例をつくるわけですから、その心配がない分をやっぱりどういう形で担保していくかということが必要なんです。そうしないと、ざる法になってきますよね。

あともう一つ、そういう意味で、この5条、今5条出していますけれども、5条の部分に関しては全協の中でお聞きましたので大体ちょっとわかったんですけども、ちょっと5条と8条の整合性がとれてこないんじゃないかと、そういう意味で言っているんです。だからやっぱり必要ではないんですかということをお聞きしたかったし、その必要性に対しては、じゃ、あどうやって担保するんだということが必要ではないかと感じておりますけれども、どうでしょう。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 山内議員のおっしゃること、非常に正しいと思いますが、条文を見ていただきたいんですが、私も今回ずっと欠席していて初めてあれですけども、この条例で少なくとも創業支援の許可をする対象、範囲を5条で決めて、5条で、さっき言った、1項では創業の準備をする者に貸しますよと。で、2項で、例えば接客業とか小売業とかサービス業で、もう商売が始まったものは対象としませんよと。きちっとその創業支援、創業のための準備の人に貸すわけです。なおかつ、6条で、法律に違反するとか風俗に関するとかそういったものには貸しませんよと、きちっとそこは担保されているわけですから、いつまでも、議員の言うように、もう既に創業をしているのに、お客さんがついて商売を始めているのにいつまでも貸すというような、そもそもセンターではないんです。そこはきちっと条例に規定されているわけですから、この条例に反する者については貸さない、取り消すわけです。許可をしないわけですから、そこは十分条例で担保できているというふうに考えています。

そこについて、この条例に反するかどうかは、私どもが、日ごろきちっと、さっき管理とか監査とかいろいろあるんでしょうけれども、見に行っ、そういうことのないように、そ

ういった人については、新たに創業したいという人が使えるように、許可を取り消してやっていただくということで、まず条例をきちっと、少なくとも5条、6条では、その範囲とやっちゃいけないことを決めているわけですから、山内議員のおっしゃるようなことは起こらないというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 5番、山内です。

最初から何か起きるとかというのが前提ではなくて、最初言ったように理論的な話としてお聞きしますよと。

それでこれから、これはちょっと現実的な話なんですけれども、8条にただし書きの後、必要と認めるときは1年ごとにと出ますよね。それと、この創業のチャンスというのは、借りてすぐ可能性だってあるわけです。そうしていったときに、この1年ごとと書いちゃうと、その1年間が限定される、理論ですよ。そういうものがちょっと考えられるものですから、ただし書きの後ろがちょっと整合性とれないかなと、ちょっと無理があるかなと感じたわけなんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの、副町長が説明したところの5条第2項と。この5条第2項は非常に重たい定めでございます。ここで、センターにおいて卸売業とか小売業、サービス業等で接客を業務とするようなものはだめだということで、本格的に金銭の動きが活発になると、そういう状態では、もうここのセンターでの活動は認められないと、こういうことをいっておりますので、いつまでも商取引もしないで、ここを活動拠点にするということは現実的にあり得ないということになると思いますので、この条文で十分であるというふうに思っております。

また、更新については審査もいたします。絶えずそういう状況にあるかないかということの確認をしながら利用をしていただくということになりますので、この条文で十分満足しているというふうに思っております。

以上です。

○5番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩とします。再開は10時30分とします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時28分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第21、第10号議案 吉田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

これは、国のほうの制度が変わることによって今回やるわけでありましてけれども、それでも本条例が制定された後、5月には予定されてくるわけでありましてけれども、今後のアナウンスも含めて、このような制度が変わるという事前の説明等々、その農業従事者の方々にしっかりとした周知というのは図られているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

ただいまの農業者への周知ということで、今現在、農業団体への説明等に参っているとともに、4月に部農会長会議が開催を予定しております。その中での説明を農業者にしていくというスケジュールで、今進めております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

全協の中でも一部出たかもしれませんが、従来までは議会推薦という形で、農業委員に關しましてそういった形で人員をお願いをしに行った経緯があるわけでございますけれども、国からの指導ということで、主に女性の方の登用、若い方と女性の登用を図ってほしいということで、議会のほうからそのような形の方々の推薦をというようなお話が担当からいただいて、お願いしに行った経緯があるんですけれども、大変苦勞して、お願いに何回も通ってやっていただいたという経緯があるわけでありまして、今回で農業委員の選出方法が変わった中の参考資料の中に、認定農業者は過半数、利害関係者以外も登用ということです。それと女性や青年の登用促進という形で、農業の担い手を新たに図るような意味合いも出てくると思うんですけれども、その辺についての、非常に人をお願いするということは大変なことだと思うんですけれども、そういったことへの計画と、今4月からお願いして5月以降に

選任するということになってくると、非常にタイトなスケジュールになってくると思うんですけれども、そういったところについては大丈夫なんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ、議員御指摘のとおり、期間としては非常に厳しいということは重々承知しております。そういった中で、先ほども話をさせてもらいましたが、農業団体等への推薦ということはあるので、そういった中で女性の農業委員の推薦というものを強くお願いをしているところでもあります。

募集期間に関しましては、4月末日まで募集期間を設けて、広報、ホームページ等でお知らせをしていきたいと考えております。任期が7月19日まででありまして、7月20日からということになりますので、また6月の議会に議案として委員さんの上程のほうをさせていただきたいというふうなスケジュールで、今後取り組んでいきます。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第22、第23号議案 駿遠学園管理組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第23、第25号議案 静岡市及び吉田町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 8番、増田です。

この条例の第3条なんですが、後半の部分、それぞれ同表の甲の役割分担の欄及び乙の役割分担の欄に定めるとおりとするというような文章がございまして、この別表がついてございます。この役割分担というところを見ますと、甲も乙もほとんど内容、字面は同じなんです。これでどのような役割を吉田町は担っていくんでしょうかというのが、この字面からは読み取れないんですが、括弧、ほぼ一緒ですよ、甲も乙も。だからそのところがちょっと理解できないんですが、文をどう読み砕いていけば我が町の役割が見えてくるんでしょうか。その点についてお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

ただいまの御質問ですけれども、こちらの条例に添付させていただいております別表につきましては、国が定めております連携中枢都市圏構想推進要綱というものがございまして、この中で定められております内容につきまして、表仕立てで連携中枢市と、それとその他の市町ということでここでまとめさせていただいているものでございます。

基本的に、甲というのは連携中枢市、この場合で言いますと静岡市になってまいります。乙というのは吉田町であり、他市町でいけば他市町の市町ということになってまいります。基本的に連携中枢都市圏を中心としまして、甲と連携してと、一番最初の表の一番上の乙のところにもありますように、連携してという言葉が乙のところにもそれぞれ出てくるかと思うんですけれども、あくまでも連携中枢都市というものがあって、それと連携をする中でこの圏域を形成していくという中での、今回の連携協約であるということでございますので、ただその事業の仕立てによって静岡市を中心としているものもございまして、あるいはその都市圏の中の市町が中心となって静岡市がそこに入ってくると、入ってくると言い方ちょっと

おかしいですけども、そこのところに協力して協力体制をとって連携していくというものもあろうかと思えますけれども、基本的にはここの役割分担というのは、あくまでも連携中枢都市というものがあって、それとそこと協約を結ぶ市町なんのでということでありますので、ここの乙の役割分担のところにも甲と連携してということを変更してここに記載させていただいているもんだと思えます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） どうもわかりません。

連携都市というのはわかります。それで役割分担、連携してというのは全てについてそれは当たり前のものであって、でも吉田町の役割というものは何かしらあるんじゃないかな、それを記すべきではないのかなというのが非常にあります。

例えば、この表の(3)地域資源を活用した地域経済の裾野拡大とかというようなところであります。甲と連携して地域資源の活用などに取り組むというようなことでありますが、当町では吉田ブランドというようなものを確立していこうよというような動きもあって、そういう中で、じゃ、連携した途端に静岡ブランドになっちゃったよ、吉田ブランドなくなっちゃって、連携ですから。連携して吉田のものを静岡で持っていったら、静岡ブランドももっと大きくしましよよ、静岡ブランドになっちゃいました、そういうこともあり得ますよね。それって、じゃ、吉田町にとっていいことなのかどうなのかというのが非常にあるかと思えます。

よく産地と消費地というような区分けをするようなこともあると思うんですが、当町の場合は、ある意味産地というような位置づけになるのかなと、で、静岡市といっても市外ですけども中心地では消費地というようなイメージがあって、吉田でつくったものを静岡で売るといようなそういった連携。そういった、こう具体的な何かしらあると思うんですが、その点については全然読めないんで、説明をお願いしたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） すみません、企画課でございます。

具体的には、現在、並行して策定を進めさせていただいております連携中枢都市圏ビジョンという、要は計画書がございます。その中に、これまでも資料等をおつけさせていただいた中で、こんな事業をやっていくよというものが明らかになってくるものでございますけれども、こちらの協約と、その協約につけさせていただいております別表につきましては、要綱に定められているものについて網羅的に柔軟に対応できるような形でこういったものを御用意させていただいているものがございますので、ただいま議員が御指摘されました、具体的にどのようなものがあるというところにつきましては、ビジョンの公表をお待ちいただいていることになってまいります。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 8番、増田剛士君。

○8番（増田剛士君） 協約の、このさっき読んだ3条ですよ。役割分担の欄に定めるとおりとすると、もう、とおりにしちゃうんですよ。だからそこのところがよく理解できないところなんです。もうここに記したとおりにすることを連携として協約結ぶんだから、ここを、もうちょっとわかりやすく役割分担ということとしておくほうがいいんじゃないかなと

いうことでお聞きしているわけですが、その点についてお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この連携協約でございますが、企画課長の答弁したとおり、網羅的に文言は整えてあるというものでございます。

それで、連携中枢都市圏の構成上、連携中枢都市が都市宣言をして、その連携中枢都市を中心としていろんな活動をする、ということになってまいりますので、まず甲の役割から申し上げますと、甲の役割は全てかかわる利用になっていないと、まず連携中枢都市圏として成り立たないということですので、ここは全ての役割を担うと。それに対して乙をどうするかということになります。乙も、これが5市2町全体で連携中枢都市圏を構成していること、ということにしておりますので、不得意な分野は、実際には取り組むと書いてあっても、それは協議の上で取り組まない場合もあるし、ただ取り組みたいというときに取り組むというふうになっていないとなると、取り組めないわけです。そういう意味で、甲が行う取り組みに対しては、乙は全てかかわりを持てると、取り組めるように協約上は文言を整えるという方法をとっております。

したがって、実際にどういう連携を図っていくかということについては、お互い協議をした中で、先ほどのブランドなどについても非常に大事なところだと思っております。もともとある地域ブランドをなくしてしまうというところまでの大きなものになると、かなりの協議を進めて、関係者も広げた中で調整をしていって初めてできるものだというふうに思っておりますので、それはこの協約があるから、静岡市のやること全てそのとおりにやっていくんだということではなくて、静岡市もそんなことは思っていないで、お互いに連携をできる範囲の中で成果を出していくこと、ということですので、そうした調整も整わないでこの協約だけが動いていくという、そういうものではないということで御理解をいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

この協約の3条、4条の中で、今の役割分担も含めて、費用の分担あるいは連絡調整について、中枢都市と各市町の首長との間で協議を行うというふうなことであります。

今、同僚議員からの質問であったように、別表での事業の内容について、各市町の長と、それから静岡市長と協議をしていくということで思うわけですが、実際にそうした協議を進めていく内容あるいはどういう議題が協議の対象になっているのかということについて、町民の皆さんあるいは議会が、その過程あるいは内容について、どこで関与してどこでチェックをするのか、あるいは町民からの要望もどこで反映をしていくのか、そうした地元とのかかわりのところがちょっと不明確だと思いますので、その点について説明をいただきたいなと思います。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） まず、首長による協議というところでございますが、これについては、これまでも5市2町の首長会議と、こういうものは前から整っております。その中には当町も入れていただき、その他5市2町全てが参画しているという中で協議の場は設けられておりますので、この連携中枢都市圏に参加をしていくかどうかということも含めて、5市2

町の首長会議で論じられてきたところでございます。

その結論を出す前に、方向としては、議会の皆様方にもこうした動きがあるということでお知らせをさせていただきながら、それぞれの御意見もお伺いしながら5市2町が集まってまた首長会議で話し合うと、そういう協議を経てここまで連携協約を上程できるまでになってきたというところでございまして、その中で29年度については、おおよその具体的な事業を掲げて臨む必要があるということで、吉田の予算の中では公共交通にかかわる予算の上程をさせていただくと。で、その財源としては静岡市から交付を受けると。こういう全額交付を受けて事業を実施するという、そういう事業のやり方をしましょうということで、予算でもお示しをさせていただくということになりました。

こういうそれぞれの首長会議で話し合われたことについては、議会の皆さん方にもそれぞれの議会で御報告もさせていただき、御意見もお伺いすると。また、事業を行うには予算立てもいたしますので、議会の御承認もいただくと、こういう中では十分開かれた内容になってくるのではないかと。また、ビジョンを作成したり、新たな事業計画等を作成する中では、当然それも公にしていくと。また、今行っている駿河ブルーラインなども実際に動いておりますが、ああしたものについては民間の皆様方もお入りいただいて、かなりの調整を図った中で行っていますので、行政、議会だけではなく民間へも呼びかけをしながら、またマスコミの方々にも入っていただいて、情報発信を十分にしながら展開していこうというような体制でございまして、そうした中で皆様方の情報管理もしていただけるし、関与もしていただけるということになってまいる事業であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 今答弁いただいた中で、これまでの説明も含めて、今後の事業の進展状況、協議の内容については、いろいろな場、行政報告会等から議会の中でも予算も含めて皆さんに説明をいただくということで、毎年のそうした定期的な公の場での説明をいただくということで確認をしてよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この事業の進め方につきましては、これまで同様、その都度、情報をお出しできる状況になれば議会のほうにも丁寧な御説明をさせていただきながら、相談もさせていただくという対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 先ほどのお話の中に、総務省の要綱というものがお話がありました。その要綱の中で留意事項という欄がありまして、そこでは連携協約の締結に当たっては、地域の合意形成重視の観点から、あらかじめホームページや住民説明会等を通じて趣旨や具体的内容を周知をするものとするというふうなことが書かれておりまして、やはり地域住民の合意形成が大事だということを、国のほうも、こうした事業を推進するためには、周知徹底を図るということを前提とした事業の推進というふうなことをうたっていると思いますが、その点について、吉田町の中で具体的なそういう周知徹底はどうされたのか、その点を御答弁いただきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

こちらの連携中枢都市圏のビジョン策定に当たりましては、圏域の中の一般の民間の方も含めた中で策定懇談会というものを2回ほど開催をさせていただきまして、これまでの流れとあわせてビジョンの説明等もさせていただきながら、御意見をいただく場を設けさせていただいております。

また、このビジョンが策定後につきましては、またホームページ等で公表をさせていただく予定となっておりますが、これにつきましては5市2町連携を図りながら公表させていただくという予定となっております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

全協でもお聞きはしたんですけれども、内容が非常に幅広くて、ということで、この全員協議会の資料の中でいただいた言葉の、コンパクト化、ネットワーク化、これをこの言葉を念頭に置いたときに、非常にコンパクトシティのイメージを持ったときに非常にわかりやすかったんですけれども、ただ、先ほどの理事のほうからもお話があった、行動を起こすための財源、それが交付されるということですよ。ただこの中で、吉田町でも独自にやっている部分、それと県からも国からもおける部分、例えば介護とか保険とか、そういう部分が、今度財源が出るところがだんだん多くなってくると、要するにダブルスタンダード、トリプルスタンダードというイメージがちょっと浮かんだんですけれども、その中でそういうものの調整というのはどういう形で、規定か何かがあるわけですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 連携を図る中では、これまでも連携中枢都市宣言をする中で、静岡市がもう都市宣言しているわけでございますが、その都市宣言に対しても、5市2町の首長さん方は御意見を述べる機会をつくっていただいて御意見を述べていると。それを前提にして5市2町というまとまりがない中でも、5市2町の首長さん方の意向としては、5市2町が連携をした圏域をつくっていくことは望ましいという主張をされておりましたので、静岡市の意向としてもやはり同じようなものがあったということで、当初から5市2町を圏域として見ていくと、こういうようなそういう宣言をしております。

今回、実際に5市2町が集まった圏域づくりを目指してビジョンを掲げるというところまでいったわけでございますが、そうした中で、やはりそれぞれの思っているこの圏域、どうしていくかということについて議論をまず首長さん方も行っているし、それを踏まえて企画サイドの担当課の職員が、それを具体的にどういう施策につなげていくかとかという調整を図っております。で、その実務的には財源も念頭に置いて、どうした事業を盛り込むのが適当かという調整を常に行った中で、今回当町においては、公共交通にかかわるものを予算化させていただいたと、こういうようなそういう経過でございますので、今後においてもそうした協議の場を頻繁に設けて、事業をどう進めていくかということについては、お互いに合意をしながら進んでいくと、こういうことになってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

今言われた、交付金の中でこれから、この表を見ていくと全ての分野にかかわっていくものですから、当然これから考えられることいっぱい出てくるはずなんです。そのときに、その交付する部分の国であるとか県であるとかその整合性というか、これはもう当然話し合いの中ではとれていると思うんですけども、その辺はどうなんですか。その辺がちょっと心配というか気になるところなんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この財源のほとんどは、静岡市が受ける普通地方交付税、これを財源として事業展開を図っていくと、こういうことがベースでございます。また、必要に応じては、連携をする自治体が特別交付税を申請しながら交付税措置を受けていくと、こういうようなものを財源として考えているということで、あくまでもその範囲内でどうしていくかと。あと、それに上乗せするかどうかについては、それぞれの自治体の判断で上乗せすることもあるとは考えられますが、ベースは、その交付税財源をどう活用していくかということになりますので、際限なくこう広がったり、独自の事業にその財源を用いたりするという、そういう力はなかなか働きにくい中で調整をしているということですので、その調整の難しさはあるかもしれませんが、極端に広がっていったり、コントロールできなくなるような状況にはならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

今言われた、国とか県とかそういうところの補助金が、これから長い間進んでいきますので、現在は今言われたネットワーク化ですよ。それで、それ以外にまた、これ見ていくと全ての分野に入っていく。そうすると、ちょっと心配したのがそういう意味での心配をしたんです。これはいずれにしても話し合いの中でやっていくんでしょう。

それで、一番の最大の私としての懸念としては、こういう交付金、例えば多岐にわたった場合、5市2町の中の例えば3つとか4つとかわたった場合に、当然そこに交付金の公平性というものは人数割、一番わかりやすいのが出てくると思うんです。そうしたときに、吉田町、当然静岡に比べて島田に比べて藤枝に比べて少ないじゃないですか。そのときに吉田町にとって不利な部分というのが出てくるんじゃないかという心配をするんですけども、全体に広がっているわけです。全体を大きく割ったときに。そういう意味でのそういう懸念というのは、今交通関係だけです。あれですけども、将来的なものというのは思っているんですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この連携事業につきましては、それぞれの自治体が、その静岡市が受ける普通地方交付税の配分を受けて何かをするということではなくて、お互いに圏域として連携できる、その事業のメニューに対してどういう予算づけをしていくかと、こういうことで考えておりますので、自治体の規模の大きさとかそういうことではなくて、複数の自治体が連携し合ってどういう効果を生むことができるかというところを議論をして、それが連携中枢都市圏事業になじむかどうかというところで選択をしていきますので、余りうちの取り分が少ないとか多いとかいう、そういう次元での議論にはならないというふうに思っており

ます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 今の言葉で、その辺でしっかりやっていただきたいということです。

それで、これは将来的にはいずれにしてもコンパクト化はしていく。これやって何をしたいかって、大体これ見ていくと国の方向って見えてくるような気がするんですけども、その辺で、あくまでも不利益にならないような形でやっていただくと。それと同時に、その反映をより反映する形でということで、長い間つながっていきますので、その辺でまたしっかりしてお願いをしたいなということで終わらせていただきます。

ありがとうございました。すみません。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、藤田和寿君。

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田です。

合併ありきではないよという、市町村の合併を推進するためのものではないということあるわけですけども、総務省のほうは、過去にも平成の大合併という形で大きな政策を切ったわけでございまして、また新たなメニューの一つではないかなという想像もできるわけでありまして、今回は事業予算の大半が、同僚議員の質疑の中でも明らかになったとおり、国からの交付税を財源にしてやるということでありまして、この年数、今回協約を結んで、年数的なものほどのぐらい、10年スパンなのか、これからずっと延長なのか、その辺のところの絵が、資料をいただいても、今月末のところまではしっかり書いてあるんですけども、それ以降のことにしましては不明確なものですから、それについて国の道州制を踏まえた形で行くのかということ、ちょっと話が飛んでしまうと思われるものですから、その辺の押さえとして、同僚議員が心配しているのはそこなんです。うちの町が埋没してしまうんじゃないかということは、非常に今の流れからするとおかしいと思いますので、その辺のところ含めてスパン的なものを、期間的なものもお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

今回の制度につきましては、先ほど私、要綱の話を少しさせていただきましたけれども、連携中枢都市圏の構想につきましては、地方自治体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するものであって、市町村合併を推進するものではないということがわざわざ明記をされております。私どもも広域連携をする中で、スケールメリットを生かしながらさまざまな事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

期間のお話がただいま出ましたけれども、現在策定しております連携中枢都市圏のビジョンにつきましては、5年間の一応計画となっております。ただしこの5年間でございますが、実際実施する事業は毎年見直しを行っていきますので、毎年見直しの5年間の計画であるということでございまして、その5年より先につきましては、国においてまだ制度、実際まだそこまで達していないものですから、どういうふうに考えているのかということが明確に示されておるものではございませんが、現在は5年間の計画という認識の中で、この取り組みを行わせていただいております。

以上です。

○9番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

12番、大石 巖君。

〔12番 大石 巖君登壇〕

○12番（大石 巖君） 12番、大石でございます。

本議案について、自治法の252条の2の改正ということの中で、連携中枢都市圏を形成することによって、地域の活性化と社会経済の維持を目的というふうになっておりますが、幾つかの疑問点がございます。

その第1として、政府が今地方交付税の総額について、今後抑制をしようということを検討しているというふうなことを聞いております。こうした中枢都市圏の構想が、そうした引き金になりはしないのかというようなことを一つ懸念をいたします。

第2には、経済的な結びつきを強めていくことで、通勤・通学の割合が0.1以上の自治体というようなことも、その連携をすることの圏域の条件に入っておりますが、先ほどの質問にもありましたように、協約の別表に定める事業、役割分担が非常に多岐にわたっていますが、はっきり言って大まかな事業でございます。こうした事業は拡大をいたしますと、文書上では否定はしておりますが、道州制のそうした布石、あるいは広域の合併ということについての疑義も生じてくるわけでございます。

第3に、行政、それから民間企業のコンパクト化、ネットワーク化ということの推進ということがありますが、さまざまな分野での都市機能の集積強化という方向によって、公的な施設、特に病診連携等の集約化、あるいは協同組合団体等の広域化、そういう方向にも大きく影響が出るのではないかとこのふうなことを懸念をいたします。

第4に、こうした連携をする事業への地元の町民、あるいは議会の関与の問題で答弁をいただきましたが、事業計画の公開の問題、そしてより広い町民からの意見を反映をする、そうしたことによって、よりそうした事業が公正性が保たれるということが求められると思いますので、そうした点でも、これまでの説明の中ではまだまだ不十分な点があるのではないかとこのふうなことを思います。

第5に、町民への事前の説明、周知徹底、これについても質問をいたしました。まだまだ十分な説明となっておりませんし、町民の理解も得られていないというような段階で、こうした協約の締結については、まだ時期尚早というふうに思わざるを得ません。町民へのそうした周知の徹底と理解、それから行政施策の公開の問題などの観点から、より慎重な議論が求められるのではないかとこのふうなことを思いますので、本議案については反対といたします。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

9番、藤田和寿君。

[9 番 藤田和寿君登壇]

○9番（藤田和寿君） 9番、藤田和寿です。

私は、第25号議案 静岡市及び吉田町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について、賛成の立場から討論いたしたいと思います。

吉田町を取り巻く環境は、少子高齢化の流れの中、津波防災町づくりという形で町づくりを行っているわけございまして、そうした中、5市2町という広域的な連携中枢に関することの役割というものは、非常に大きな位置づけを持っていると思います。

近々の例でいいますと、広域消防にかかわる広域消防のデジタル化等に、1町では対応できないものに関しまして、広域消防圏という形で、今吉田町は行っているわけございまして。地域医療に関しましても、静岡の第2次救急体制という形で、吉田町との兼ね合いも非常に高いといった形になっておるわけございまして。

これまでの町当局の説明におきますと、5市2町の首長が数回にわたりこの地域の連携を捉え、それぞれの市町が発展して、これからを担います少子高齢化の流れの中で、この地域をいかに運営していくかという形で、お互いに国の制度を利用して推進していくと。その第一歩でありますこの協約に関しましては、今月末にビジョンもでき上がり、広く地域及び住民の皆様方にも公表する手はずとなっております。

この事業に関しましては、これからがスタートでありまして、先ほどの答弁の中で5年を目途に国の制度も変わってくるということでもありますので、やはり全国的にも先進的な取り組みを行う我が町にとりましても、国の貴重な財源であるメニューを使って国税措置のものをしっかりとこの地域の住民サービスの向上における一つ的手段として、その一つとしてこの協約を連携するというのも妥当ではないかと、判断するわけでもあります。

以上のことから、私はこの第25号議案に関しまして、静岡市を含む5市2町の中で吉田町における連携の意味合いというものは非常に重要と考え、また国の制度に沿った形で吉田町の住民の皆様方にサービスを提供するという事は、大変有意義な協約であると考え、賛成討論いたします。

○議長（大塚邦子君） 反対討論はありますか。

[「なし」 の声あり]

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は、反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大塚邦子君） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第24、第26号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第25、第27号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第26、第28号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第27、第29号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第28、第30号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第29、第31号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第30、第32号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第31、第33号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第32、第34号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第33、第35号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大塚邦子君） 日程第34、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71条の規定によってお手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 以上で、平成29年第1回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、上程をいたしました吉田町一般会計予算を初めとして、さまざまな議案につきましてお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

これでもって、議会の皆さんもちろんのことでございますけれども、各種会合の場においてお話し申し上げてまいりました2017年、平成29年度は、この町が大きく変わる姿をはっきりと形を整えてお示しすることができますと申し上げましたけれども、その後、皆様へのお約束というものが果たせたものと、こんなふうになっております。

まず、防潮堤の関係でございますけれども、多目的広場は、平成29年度の予算で躯体は完成をいたします。それから、これは国土交通省の仕事でございますけれども、基本的には防潮堤の工事が始まるものと聞いております。当然のことながら、始まれば、坂口谷川までのこともございますので、これからはまた国のほうにこれまで以上に強力で働きかけて、短い期間でやっていただきたいと、こんなふうをお願いしてまいりたいと思っております。

それから、浜田の土地でございますけれども、あそこの企業が夏前の建設を始めるのではないかと、こんなふう聞いております。また、物資供給拠点確保事業地域においても、この夏前に建設が始まりますし、また、それ以外にも二、三店舗の進出が検討とされていると聞いております。さらにこの予算においてお認めいただきました大幡幹線の、これまで懸案事項でございましたけれども、大幡幹線建設に向けて基本的に測量が認められましたので、後は関係する皆様にここという上では大きく大幡地区というものが変わってまいると、こんなふうになっております。いろんな意味でこの町が大きく変わるものでございますので、ぜひとも議会の皆様も御理解をこちらに賜りたいと思っております。

さらに、教育の改革でございますけれども、基本的に文科省を初め、その他からも熱いま

なざしがこの町に注がれております。単に教育だけではなくて今後の日本経済の問題についても、TCPのPのペアレントでございますけれども、保護者の、とりわけ女性を社会進出の観点で非常に歓迎的なものであると、こんなふうな評価も得ております。

この学校教育改革について、文科省から若手の官僚が、いろんな官僚が参ります。ぜひとも国もいろんな意味で、この吉田町の教育の改革につきまして、その成否を固唾をのんで見ておられると私は思っております。そのような意味において、文科省が派遣してくださる若手の有能な官僚を中心にして、これからの吉田町の教育の改革というものを行ってまいりたいと思っております。

ぜひとも議会の皆様におかれましても、吉田町がこれから大きく変わるときでございますので、ぜひとも御理解と御支援を賜りたいと思っております。御理解いろいろとどうもありがとうございました。どうぞよろしく申し上げます。

◎議長挨拶

○議長（大塚邦子君） ありがとうございます。

平成29年第1回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月1日以来22日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。

これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様のお健勝を心から御祈念申し上げ、まことに意を尽くしますが、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上をもちまして、平成29年第1回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時28分